（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図面リスト（意匠図）				図面リスト（構造図）	
図面番号	図　面　名	図面番号	図　面　名	図面番号	図　面　名
Ａ－００	図面リスト	Ａ－２１	展開図（１）	Ｓ－０１	構造設計特記仕様書
Ａ－０１	特記仕様書（１）	Ａ－２２	展開図（２）	Ｓ－０２	木質工事特記仕様書（１）
Ａ－０２	特記仕様書（２）	Ａ－２３	展開図（３）	Ｓ－０３	木質工事特記仕様書（２）
Ａ－０３	特記仕様書（３）	Ａ－２４	展開図（４）	Ｓ－０４	軸組工法標準納図（１）
Ａ－０４	特記仕様書（４）	Ａ－２５	天井伏図	Ｓ－０５	軸組工法標準納図（２）
Ａ－０５	特記仕様書（５）	Ａ－２６	家具・建具キープラン図	Ｓ－０６	軸組工法標準納図（３）
Ａ－０６	特記仕様書（６）	Ａ－２７	建具表	Ｓ－０７	構造配筋標準図（１）
Ａ－０７	特記仕様書（７）	Ａ－２８	家具図（１）	Ｓ－０８	構造配筋標準図（２）
Ａ－０８	特記仕様書（８）	Ａ－２９	家具図（２）	Ｓ－０９	地盤調査柱状図
Ａ－０９	特記仕様書（９）	Ａ－３０	サイン図	Ｓ－１０	杭伏図
Ａ－１０	配置図	Ａ－３１	体育器具図	Ｓ－１１	基礎伏図
Ａ－１１	各室求積図・各室面積表	Ａ－３２	断熱伏図	Ｓ－１２	床・スラブ伏図
Ａ－１２	仕上表	Ａ－３３	断熱基準図	Ｓ－１３	梁伏図
Ａ－１３	平面図・屋根伏図	Ａ－３４	断熱参考図１	Ｓ－１４	小屋伏図
Ａ－１４	立面図	Ａ－３５	断熱参考図２	Ｓ－１５	壁量計算
Ａ－１５	矩計図（１）	Ａ－３６	仮設計画図	Ｓ－１６	柱・筋交・金物配置図
Ａ－１６	矩計図（２）	Ａ－３７	法規チェック図	Ｓ－１７	軸組図
Ａ－１７	平面詳細図				
Ａ－１８	部分詳細図（１）				
Ａ－１９	部分詳細図（２）				
Ａ－２０	部分詳細図（３）				

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川　卓 1級287952
担当 吉川　卓 1級287952

工事名 （仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事
図名 図面リスト
縮尺
図面番号 Ａ－００

Ⅰ　工事概要及び範囲

1. 工事場所　　登別市中央町６丁目１９番地５
2. 工事範囲　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	（仮称）幌別児童館	木造　平屋建	493.96	㎡	
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(㎡)	備考
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	0 戸	㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	0 戸	㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	0 戸	㎡	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　●有　○無
4. 指定部分工事
(1) 工事範囲
(2) 指定工期　　契約日より 令和　　年　　月　　日 まで
5. 別途工事　（仮称）幌別児童館建設(電気設備)工事、（仮称）幌別児童館建設(機械設備)工事
6. 施工区分　　（分離発注の場合のみ記入）
※下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種	建築	電気	暖房	衛生	備考
躯体の設備配管用のｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等及びﾓﾙﾀﾙ等の充填		○	●	●	●	補強は建築
上記の補強		●				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		●				埋込電灯、ｽﾋﾟｰｶｰ,ﾌｧﾝ等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			●	●	●	補強は建築
設備用天井、床点検口		●				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎		●	○	○	○	
ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ排水金物		○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ		●				接続は衛生
木製建具枠の取付け		●				木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠		○	○	●	○	
同上　防雪フード		○		●		
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		●		
水道検針盤			○	○	●	
灯油集中盤への配線接続			○	○	○	

Ⅱ　各工事

1. 図面（工事数量総括表を含む）及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下、改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」による。
2. 特記事項の適用については次による。
(1) 章はO印を、項目は?印を塗りつぶしたものを適用する。
(2) 特記事項はO印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は ＊印をつけたものを適用する。
(3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、(＊印)のつけたものがある場合は、共に適用する。
(4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無　　＊有　○ 無
5. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、下記による。　(1.2.4)
(1) 落札後、直ちに提出する書類
・口座登録所兼支払種別選択申出書
・契約書
・建設リサイクル別記の写し
・経常建設共同企業体協定書（甲）の写し
・付属協議書
・契約保証書（原本）
・建設リサイクル協議書及び同-別記
(2) 契約後、速やかに提出する書類
・工事工程表
・請負代金内訳書
・現場代理人等指定通知書
・施工体制台帳１
・１級等の施工管理技術検定合格証書の写し又は監理技術者証の写しもしくは経歴書
・健康保険証被保険者証または監理技術者証の裏面もしくは住民税特別徴収税額通知書
・共同企業体編成表
・積算労務単価報告書
・下請契約額申出書
・保険関係成立の証
・建設業退職金共済制度掛金収納書（発注者用）
建設業退職金共済掛金収納書を提出しない理由書
(3) 該当する場合、速やかに提出する書類
下請負人選定通知書
施工体制台帳２
施工体制台帳３
施工体制台帳４
下請契約書の写し
施工体系図
労務者配置予定表
火災保険等付保通知書
建設リサイクル変更協議書
瑕疵担保責任の履行の確保に関する届出
(4) 施工中に必要の都度提出する書類
・請求書（前払）
・前払金使途変更申込書・承諾書
・中間前金払認定請求予定通知書
・中間前金払認定請求書
・請求書（中間前払）
・中間前払金保証に係る前払金使途変更申込書・承諾書
・出来型部分等確認請求書
・請求書（部分払）
・VOC測定結果報告書
・立会願
・階段確認願
・電気工作物の改修立ち入り協議書
・中間検査実施可能日報告書
・中間検査部分完了通知書
・請負代金額変更請求書（単品スライド）
・請負代金額変更請求書（インフレスライド）
・社会保険等未加入建設業者等を下請け契約の相手方とした理由書
(5) 工事検査前までに提出する書類（調査物）
・木材仕様状況調査票
・環境物品等の調達実施調査票
・週休２日モデル工事アンケート調査票
・快適トイレ設置工事アンケート調査票
・工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況
・技能士選定通知書
・再生資源利用促進計画書（COBRIS）
(6) 工事完成時に提出する書類
・工事完成通知書
・建設業退職金共済証紙貼付実績書１号様式（元請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書２号様式（下請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書３号様式（内訳書）
・住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書
・請求書（完成払）
6. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。
(1) 設計図書間に不一致等がある場合
ｱ. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
(2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
ｱ. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
ｲ. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
ｳ. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
(3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

7. 関係法令等
(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法
（以下「ＰＣＢ特別措置法」という）
・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
（以下「フロン回収破壊法」という）
・ダイオキシン類対策特別措置法
・労働安全衛生法
・大気汚染防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・水質汚濁防止法
・石綿障害予防規則
・特定化学物質等障害予防規則
・建築基準法
・環境基本法
・土壌汚染対策法
・建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
8. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

・工事期間中は近隣住民、登校児童などの安全を確保すること。
・別途工事の電気設備、機械設備、外構等の他工事と相互に調整・協議し協力すること。
・工事工程については、監督員と打合せを行うこと。
・重機搬入はできるだけ通勤・通学時間帯を避けること。
・着工に先立ち、監督員に「総合施工計画書」を提出して承認を得ること。
また、建物及び敷地の状況等の事前調査を行い、所要の施工計画書を作成すること。

Ⅲ　総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式
技術提案について
1. 技術提案の保護
技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。
2. 責任の所在
発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。
3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 主任（監理）技術者
ｱ. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 主任（監理）技術者
ｱ. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第１章　一般共通事項

項目	特記事項
▶ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※１） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（ＳＤＳ）や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。 ｱ. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、ＪＩＳ又はＪＡＳに定められたＦ☆☆☆☆を使用する。ただし、Ｆ☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 ｲ. 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ｳ. 家具、建具類及びニ次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※１　化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／ＭＤＦ／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／ 表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2)?環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するように努めること。 (3)?工事中の留意事項 ｱ. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 ｲ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やＶＯＣ測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 測定対象化学物質：厚生労働省の指針値（２５℃の場合） ホルムアルデヒド：０．０８ｐｐｍ（　１００μｇ/?） トルエン：０．０７ｐｐｍ（　２６０μｇ/?） キシレン：０．０５ｐｐｍ（　２００μｇ/?） エチルベンゼン：０．８８ｐｐｍ（３，８００μｇ/?） スチレン：０．０５ｐｐｍ（　２２０μｇ/?） パラジクロロベンゼン：０．０４ｐｐｍ（　２４０μｇ/?） ※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用 濃度測定　● 行う　○ 行わない 測定箇所　（　４　）箇所　※測定する位置は、図示による。 測定回数　＊１回　○ ２回 測定時期　※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 測定方式　拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法　厚生労働省の示している分析方法による。 （測定時の平均室温が２０度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。）
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。 地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成１８年２月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して５年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・風　　速（Ｖ０＝　３４　ｍ／ｓ） ・地表面粗度区分（ＯⅠ　ＯⅡ　●Ⅲ　ＯⅣ） ・垂直積雪量（　７０　cm）
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。
▶ 8. 技能士	(1)　技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 ＜職種＞ 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工とび・左官ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工カーテンウォール施工・遠心・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、暖房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、置製作 (2)　技能士は、職業能力開発促進法による１級、２級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（１）の書面に添付すること。 (3)　技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1)　工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他事両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2)　常に下請負人を含めた工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3)　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。 (4)　運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5)　建設機械（ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ,ﾊﾞｯｸﾎｳ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・ 完成図（Ａ３判） ・ 教育庁物件及び道営住宅物件　１部 ・ その他の物件　２部 ● 新営工事　（位置図・配置図・面積表・平面図） ○ 改修工事　（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） ・ 完成図（Ａ３判）を製本したもの　３部 ・ 設計原図の貸与＊ 有り　○ 無し ・ ＣＡＤデータの貸与＊ 有り　○ 無し ・ ＣＡＤデータの貸与有りの場合 ＊完成図のＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ　ＣＤ－Ｒ等による (2) 保全に関する資料（提出部数＊１部　○　　部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） ＊道営住宅物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書　Ａ４判カラーを標準とする　建設戸数＋１部 同上データ　ＣＤ－Ｒ等による　１式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
▶ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金　●本工事　○別途
▶ 14. 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニュフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。 明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。 受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。 (1)　発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。 引き渡しを要する範囲： (2)　受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲： なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 ｱ. 廃棄物再生事業者登録（知事登録） ｲ. 金属くず商許可業者（警察許可） (3)　特別管理型産業廃棄物 種類 処理方法 処分場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） 種類 処理方法 処分場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） (4)　再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） 種類　コンクリート塊 場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） 種類　アスファルト・コンクリート塊 場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） 種類　建設発生木材 場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） ※　設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。 (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外） 種類 処分区分　○ 縮減　○ 現場で使用 場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） (6) その他の発生材 種類 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 処分場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） 種類 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 処分場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） 種類 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 処分場所　【　　】（総合）振興局管内　片道運搬距離（　　km） (7)　建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。 当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。 産業廃棄物収集運搬車 業者名　（○○○○○○） 許可番号　××××××

Ⅰ　工事概要及び範囲

1. 工事場所　　登別市中央町６丁目１９番地５
2. 工事範囲　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	（仮称）幌別児童館	木造　平屋建	493.96	㎡	
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(㎡)	備考
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計　0 戸		㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計　0 戸		㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計　0 戸		㎡	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　●有　○無
4. 指定部分工事
(1) 工事範囲
(2) 指定工期　　契約日より 令和　　年　　月　　日 まで
5. 別途工事　（仮称）幌別児童館建設（電気設備）工事、（仮称）幌別児童館建設（機械設備）工事
6. 施工区分　　（分離発注の場合のみ記入）
※下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種	建築	電気	暖房	衛生	備考
躯体の設備配管用のｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等及びﾓﾙﾀﾙ等の充填		○	●	●	●	補強は建築
上記の補強		●				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		●				埋込電灯、ｽﾋﾟｰｶｰ、ﾌｧﾝ等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			●	●	●	補強は建築
設備用天井、床点検口		●				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎		●	○	○	○	
ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ排水金物		○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ		●				接続は衛生
木製建具枠の取付け		●				木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠		○	○	●	○	
同上　防雪フード		○		●		
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		●		
水道検針盤			○	○	●	
灯油集中盤への配線接続			○	○	○	

Ⅱ　各工事

1. 図面（工事数量総括表を含む）及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下、改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」による。
2. 特記事項の適用については次による。
(1) 章はO印を、項目は?印を塗りつぶしたものを適用する。
(2) 特記事項はO印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は ＊印をつけたものを適用する。
(3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、(＊印)のつけたものがある場合は、共に適用する。
(4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無　　＊有　○ 無
5. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、下記による。　(1.2.4)
(1) 落札後、直ちに提出する書類
・口座登録所兼支払種別選択申出書
・契約書
・建設リサイクル別記の写し
・経常建設共同企業体協定書（甲）の写し
・付属協議書
・契約保証書（原本）
・建設リサイクル協議書及び同-別記
(2) 契約後、速やかに提出する書類
・工事工程表
・請負代金内訳書
・現場代理人等指定通知書
・施工体制台帳１
・１級等の施工管理技術検定合格証書の写し又は監理技術者証の写しもしくは経歴書
・健康保険証被保険者証または監理技術者証の裏面もしくは住民税特別徴収税額通知書
・共同企業体編成表
・積算労務単価報告書
・下請契約額申出書
・保険関係成立の証
・建設業退職金共済制度掛金収納書（発注者用）
建設業退職金共済掛金収納書を提出しない理由書
(3) 該当する場合、速やかに提出する書類
下請負人選定通知書
施工体制台帳２
施工体制台帳３
施工体制台帳４
下請契約書の写し
施工体系図
労務者配置予定表
火災保険等付保通知書
建設リサイクル変更協議書
瑕疵担保責任の履行の確保に関する届出
(4) 施工中に必要の都度提出する書類
・請求書（前払）
・前払金使途変更申込書・承諾書
・中間前金払認定請求予定通知書
・中間前金払認定請求書
・請求書（中間前払）
・中間前払金保証に係る前払金使途変更申込書・承諾書
・出来型部分等確認請求書
・請求書（部分払）
・VOC測定結果報告書
・立会願
・階段確認願
・電気工作物の改修立ち入り協議書
・中間検査実施可能日報告書
・中間検査部分完了通知書
・請負代金額変更請求書（単品スライド）
・請負代金額変更請求書（インフレスライド）
・社会保険等未加入建設業者等を下請け契約の相手方とした理由書
(5) 工事検査前までに提出する書類（調査物）
・木材仕様状況調査票
・環境物品等の調達実施調査票
・週休２日モデル工事アンケート調査票
・快適トイレ設置工事アンケート調査票
・工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況
・技能士選定通知書
・再生資源利用促進計画書（COBRIS）
(6) 工事完成時に提出する書類
・工事完成通知書
・建設業退職金共済証紙貼付実績書１号様式（元請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書２号様式（下請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書３号様式（内訳書）
・住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書
・請求書（完成払）
6. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。
(1) 設計図書間に不一致等がある場合
ｱ. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
(2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
ｱ. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
ｲ. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
ｳ. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
(3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

7. 関係法令等
(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法
（以下「ＰＣＢ特別措置法」という）
・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
（以下「フロン回収破壊法」という）
・ダイオキシン類対策特別措置法
・労働安全衛生法
・大気汚染防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・水質汚濁防止法
・石綿障害予防規則
・特定化学物質等障害予防規則
・建築基準法
・環境基本法
・土壌汚染対策法
・建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
8. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

・工事期間中は近隣住民、登校児童などの安全を確保すること。
・別途工事の電気設備、機械設備、外構等の他工事と相互に調整・協議し協力すること。
・工事工程については、監督員と打合せを行うこと。
・重機搬入はできるだけ通勤・通学時間帯を避けること。
・着工に先立ち、監督員に「総合施工計画書」を提出して承認を得ること。
また、建物及び敷地の状況等の事前調査を行い、所要の施工計画書を作成すること。

Ⅲ　総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式
技術提案について
1. 技術提案の保護
技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。
2. 責任の所在
発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。
3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 主任（監理）技術者
ｱ. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 主任（監理）技術者
ｱ. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第１章　一般共通事項

項目	特記事項
▶ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※１） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（ＳＤＳ）や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。 ｱ. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、ＪＩＳ又はＪＡＳに定められたＦ☆☆☆☆を使用する。ただし、Ｆ☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 ｲ. 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ｳ. 家具、建具類及びニ次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※１　化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／ＭＤＦ／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) ?環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するように努めること。 (3) ?工事中の環境事項 ｱ. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 ｲ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やＶＯＣ測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 測定対象化学物質 ／ 厚生労働省の指針値（２５℃の場合） ホルムアルデヒド　０．０８ｐｐｍ　（　１００μｇ/?） トルエン　０．０７ｐｐｍ　（　２６０μｇ/?） キシレン　０．０５ｐｐｍ　（　２００μｇ/?） エチルベンゼン　０．８８ｐｐｍ　（３，８００μｇ/?） スチレン　０．０５ｐｐｍ　（　２２０μｇ/?） パラジクロロベンゼン　０．０４ｐｐｍ　（　２４０μｇ/?） ※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用 濃度測定　● 行う　○ 行わない 測定箇所　（　４　）箇所　※測定する位置は、図示による。 測定回数　＊１回　○ ２回 測定時期　※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 測定方式　拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法　厚生労働省の示している分析方法による。 （測定時の平均室温が２０度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。）
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。 地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成１８年２月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して５年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・風　　速（Ｖｏ＝　３４　ｍ／ｓ） ・地表面粗度区分（ＯⅠ　ＯⅡ　●Ⅲ　ＯⅣ） ・垂直積雪量（　７０　cm）
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。
▶ 8. 技能士	(1)　技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工とび・左官ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工カーテンウォール施工・遠心・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、暖房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、置製作 (2)　技能士は、職業能力開発促進法による１級、２級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（１）の書面に添付すること。 (3)　技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1)　工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2)　常に下請負人を含めた工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3)　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。 (4)　運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5)　建設機械（ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ,ﾊﾞｯｸﾎｳ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・ 完成図（Ａ３判） ・ 教育庁物件及び道営住宅物件　１部 ・ その他の物件　２部 ● 新営工事　（位置図・配置図・面積表・平面図） ○ 改修工事　（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） ・ 完成図（Ａ３判）を製本したもの　３部 （道営住宅など、指定管理者により管理するものは４部） ＊道営住宅物件は表紙をﾗﾐﾈｰﾄ加工とする ・ 設計原図の要ﾗ＊ 有り　○ 無し ・ ＣＡＤデータの貸ﾗ＊ 有り　○ 無し ・ ＣＡＤデータの貸ラ有りの場合 ＊完成図のＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ　ＣＤ－Ｒ等による (2) 保全に関する資料（提出部数＊１部　○　　部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） ＊道営住宅物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書　Ａ４判カラーを標準とする　建設戸数＋１部 同上データ　ＣＤ－Ｒ等による　１式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
▶ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金　●本工事　○別途
▶ 14. 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニュフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。 明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。 受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。 (1)　発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。 引き渡しを要する範囲： (2)　受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲： なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 ｱ. 廃棄物再生事業者登録（知事登録） ｲ. 金属くず商許可業者（警察許可） (3)　特別管理型産業廃棄物 種類 ／ 処理方法 ／ 処分場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） 種類 ／ 処理方法 ／ 処分場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） (4)　再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） 種類　コンクリート塊 ／ 場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） 種類　アスファルト・コンクリート塊 ／ 場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） 種類　建設発生木材 ／ 場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） ※　設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。 (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外） 種類 ／ 処分区分　○ 縮減　○ 現場で使用 ／ 場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） (6) その他の発生材 種類 ／ 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 ／ 処分場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） 種類 ／ 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 ／ 処分場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） 種類 ／ 処理区分　○ 中間処理　○ 最終処分 ／ 処分場所【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離（　　km） (7)　建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。 当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。 産業廃棄物収集運搬車 業者名　（○○○○○○） 許可番号　××××××

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。
また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること
有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事
（次表の一つでも該当するもの）

・ 再生資源利用計画書
次のような建築資材を搬入する工事

土　　砂	５００?以上
砕　　石	５００ｔ以上
加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	２００ｔ以上

・再生資源利用促進計画書
次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土　　砂	５００?以上
コンクリート塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生木材	合計 ２００ｔ以上

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画 (7.1.3)
特殊な建築副産物の施工調査は、次による。
なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。
ｱ. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
ｲ. 分析調査
○行う　　○行わない

▷ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)
(1)フロン
ｱ. 冷媒
関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	＊回収
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

ｲ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊焼却
場所	【　　】
	片道運搬距離　　（　　km）

(2)ハロン
ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	＊処理
場所	製造業者名： 住　　所： 片道運搬距離　　（　　km）

(3)イオン化式感知器
製造業者に処理を委託。

処理区分	＊処理
場所	製造業者名： 住　　所： 片道運搬距離　　（　　km）

(4)六ふっ化硫黄ガス
製造業者に処理を委託。

種　　類	○絶縁開閉器　○絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊処理
場所	製造業者名： 住　　所： 片道運搬距離　　（　　km）

(5)ＰＦＯＳ（ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸））

種　　類	○泡消火剤　○その他（　　）
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　　（　　km）

(6)その他の特殊な建設副産物

種　　類	○
処理区分	○ 回収　○ その他の処理方法（　　）
場所	業者名等： 住　　所： 片道運搬距離　　（　　km） 【　　】（総合）振興局管内 住　　所： 片道運搬距離　　（　　km）

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。
＜工種＞ コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

▶ 19. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

▶ 20. 下請負人等への支払いの適正化

下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（９０日以内）するよう努める。

▶ 21. 火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。
(1)付保する保険
工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の１以上の保険を付保する。
なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
(2)保険金
原則として請負代金額とする。
(3)保険の期間
保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。
工事着手日　～　実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。
完成引渡し　～　工期に１４日追加した日とする。
(4)対象外工事
次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。
(ｱ) 解体、撤去、分解又は片づけ工事
(ｲ) 外構工事
(5)保険契約の変更
保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。

(6)保険証券等の提出
保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。ただし、施工計画書等に添付された証券等の写し、保険会社の証明書等により、保険の内容が確認できる場合は、省略できるものとする。
(7)協議
この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

▶ 22. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。
(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約して「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。
(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
(2) 快適トイレとは、次のｱ.及びｲ. の各項目を全て満たすものとする。
ｳ. については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

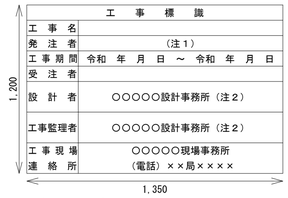
ｱ. 快適トイレに求める標準仕様
(ｱ) 洋式（洋風）便器
(ｲ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
(ｳ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
(ｴ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
(ｵ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
(ｶ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上）
ｲ. 快適トイレとして活用するために備える付属品
(ｱ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(ｲ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
(ｳ) サニタリーボックス
(ｴ) 鏡付きの洗面台
(ｵ) 便座除菌シート等の衛生用品
ｳ. 推奨する仕様、付属品
(ｱ) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
(ｲ) 擬音装置
(ｳ) 着替え台
(ｴ) フラッパー機能の多重化
(ｵ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
(ｶ) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
(3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。
ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。
なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。
(4) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。
ｱ. 男女別で各１基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／現場まで、一体型で１基／現場までとする。
ｲ. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2) の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。
ｳ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 25. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 26. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。



注１　登別市長　小笠原春一と記載する。
注２　設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▶ 26-1. 工事用看板

(1) 設計監理者用：0.6m×0.9m（指定色）
(2) 外部足場用　：発注者名、設計監理者名、請負者名を表示する。
表示板の大きさ　○１文字　0.9m×0.9m　　○3.6m×1.8m

▶ 26-2. 工事用製本

(1) 着工に先立ち、工事用縮小版製本をＡ３版二つ折り（表紙にタイトル焼込み）にて４部提出する。
○青焼き　　●ゼロックス普通紙

▶ 26-3. プレゼンボード

●主要室の仕上材等を記載したプレゼンボードＡ１版２枚を製作すること。

▶ 26-4. 竣工アルバムの作成

工事完了時、建築家写真撮影による竣工アルバムを作成し提出すること。
提出部数は発注者（１部）、設計事務所（１部）
撮影箇所：外部は５カット、内部は全室を２カット程度とする。
竣工が冬期の場合、外周りは雪解け後、再度撮影した後差替える。

▶ 27. 公共工事労務費調査に対する協力

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▶ 28. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（１０日以内）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。
（対象工事：請負代金額５００万円以上の全工事）

▶ 29. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事１件の請負代金額が２００万以上の工事）ただし、２００万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。
また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 30. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施
本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方　完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時
○ _____	○ _____	○ _____ 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。
(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その１４日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 31. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施
本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○	○ 杭工事	杭工事施工中
○	○	

▶ 32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▶ 33. 重点的な監督業務の実施

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。
なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

▷ 34. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく対応

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▷ 35. 電子納品

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。
(1) 電子納品の対象書類
電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。
(2) 情報共有
ｱ. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。
ｲ. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。
(3) 要領・基準
電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を適用する。
(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
ｱ. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。
ｲ. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。
(5) 電子納品
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）により２部を市販ファイル（Ａ４判）に綴じて提出する。
(6) 調査への協力
受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。
(7) その他
電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

▷ 36. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）
(1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
(2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
(3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▷ 37. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

(1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
なお、当該試行による変更項目は、次による。
（実績変更対象項目）
共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）
※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。
(2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
ｱ. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
ｲ. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。
ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
ｳ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
ｴ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
ｵ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
ｶ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
ｷ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	（地域外労働者確保に要する）現場事務所（飯地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舎費（仮設建物費）	（地域外労働者確保に要する）労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 （労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用 （運転手賃金、車両損料、燃料費等含む））	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	（地域外労働者確保に要する）労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む）
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費）	（地域外労働者確保に要する）労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む）

▷ 38. 週休2日モデル工事

(1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休２日モデル工事」の対象とする。
(2) 受注者は、週休２日による施工を希望する場合、契約後、工事監督員に申し出のうえ「週休２日モデル工事」として施工できる。
(3) 週休２日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
(4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始６日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇３日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
(5) ４週８休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
【現場閉所率の算定方法】
Ｋ（%）＝Ａ／Ｂ　　※Ｋ：現場閉所率（%）
Ａ：対象期間における現場閉所日数
Ｂ：対象期間の日数
(6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、１日を通して現場が閉所された状態をいう。
(7) 週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
(8) 発注者は、以下のア～ウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、４週６休に満たない場合は、変更の対象としない。
ｱ. ４週８休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数1.05
ｲ. ４週７休以上４週８休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5% 未満）
補正係数1.03
ｳ. ４週６休以上４週７休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25% 未満）
補正係数1.01
(9) 週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。
ｱ. 工事着手前
・受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し工事監督員へ提出する。
・工事監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。

・「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
ｲ.工事着手後
・受注者は、工事監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、工事監督員に提出する。
・工事監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。
(10)受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

▷ 39.「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について

(1)　執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等という）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。
　なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。
(2)　受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。
　その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
ｱ. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
ｲ. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
ｳ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
ｴ. その他、工事監督員が求める書類
(3)　受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
ｱ. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
ｲ. ｱ.の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
(4)　工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
(5)　時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。
時間外（深夜）割増分労務費＝（労務単価×Ｋ）×作業時間数
※Ｋ（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×１／８×割増係数
※労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-Ⅰ「割増対象賃金比」の数値を採用する。
※割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。）
(6)　受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。
(7)　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▶ 40.防寒養生

防寒養生は、次の範囲とする。
(1)養生期間
　１２月１６日から３月１５日を原則とする。
　ただし、１２月１６日以前と３月１５日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする
　なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間
(2)養生方法
ｱ. 仮囲　　○上家仮囲　　（　＊　単管足場+ｺﾝﾊﾟﾈｼｰﾄ程度　　○　　）
　　○側 仮 囲　　（　＊ ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ　　○ｺﾝﾊﾟﾈ　　）
ｲ. 採暖　　○外部採暖　　●内部採暖

▶ 41.夏期の熱中症対策

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。
(1)対象期間
　＊夏期（６月１日～８月３１日）
(2)対象項目
　・遮光ネット
　・ドライミスト
　・暑さ指数（ＷＢＧＴ値）の計測値の設置
　※いずれの項目もリース代を対象とする

▶ 42. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の取り扱いについて（令和2年4月2 8日付け事務連絡）に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。
なお、必要と認められる対策については設計変更できるものとする。

▷ 43. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

(1)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
(2)　工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。
　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
(3)　試行を実施する場合は、次のとおりとする。
ｱ.　受注者は計画書を作成し、この計画書を工事打合せ記録簿に添付し、工事監督員と協議する。
ｲ.　工事監督員（総括監督員）は、ｱ.の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
ｳ.　受注者は、ｲ.で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
ｴ.　受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ｳ.で撮影した写真を添付する。
ｵ.　工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、ｲ.で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「６．社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。
　なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又はｲ.の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。
(4)　本施行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

▷ 44.ｺﾞﾑ製品等に係る品質確認について

(1)ゴム製品等の品質確認等
受注者は、東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。
　なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。
通常状態での試験（常態試験）～硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験～熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験～圧縮による残留歪み
製品検査～外観、寸法、性能
(2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い
　第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

▷ 45. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

(1)本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）の活用を促進するため、ＣＣＵＳの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。

(2)本工事において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
　カードリーダー：ＣＣＵＳに対応したＩＣカードリーダーをいう。
・現場利用料：ＣＣＵＳのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
・対象期間：ＣＣＵＳ活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者１？（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。
(3)本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してＣＣＵＳの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。
　〈評価対象項目〉
　①事業者登録
　②管理者１？（現場管理者）登録
　③技能者の就業履歴の蓄積
　④アンケートの提出
　〈判断基準〉
　①元請企業の登録
　②当該現場の登録
　③対象期間の日数の５０％以上蓄積
　④工事完成までに発注者に提出
　※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。
(4)発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。
　〈提出資料の例〉
　就業履歴一覧（月別カレンダー）など
(5)受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「５．創意工夫―■施行関係」の「その他」欄に「ＣＣＵＳ活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。
(6)ＣＣＵＳ活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。
この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。
ア　カードリーダー設置費用
　カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は１台あたり１万円、iOSの場合は１台あたり３万円を上限として支出実績に基づき費用を計上する。原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。この他、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についてもOSがWindowsの場合は１台あたり１万円、iOSの場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
　また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、１工事当たり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
　なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。
イ　現場利用料（カードタッチ費用）
　現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。
　なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。
(7)受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。
(8)本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

▷ 46. 遠隔臨場の試行工事

(1)当該工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。
受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（工事監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。
　なお、本試行工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行実施要領（案）」の内容に従い実施する。
(2)試行内容
ア　材料確認、立会での確認
　(ｱ)受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な場合は録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
　(ｲ)モバイル端末等の使用は、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
イ　機器の準備
本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、工事監督員と協議し決定するものとする。
ウ　効果の検証
本試行工事に関するアンケート調査の協力依頼があった場合には協力するものとする。
エ　費用
試行にかかる費用については、共通仮設費に積上げ計上することとし、原則として最終の設計変更時に行うものとする。なお、これらの費用は現場管理費及び一般管理費等率の対象外とする。なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上するものとする。

● 第２章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 ● 設ける ＊ 設けない （ ○ 10㎡ ● 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡ ）程度 (2) 備品は工事監督員との協議による。
▶ 2. 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ＊ 有償 ○ 無償） ＊ 利用できない
▶ 3. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ＊ 有償 ○ 無償） ＊ 利用できない
▶ 4. 指定仮設	仮設計画図による。
▶ 5. 足場	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
▶ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置： 図面による。 警備員詰所：（○設ける ●設けない） 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。
交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず発注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

● 第３章 土 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 埋戻し及び盛土	○ A種 ＊ B種 ○ C種 ○ D種 (3.2.3)(表3.2.1) C種の場合（建設発生土受入量 ： ＿＿＿＿＿＿？） （発生場所 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿）
▶ 2. 建設発生土等の処理	● 場外搬出（ 約 2 ｋｍ ） （捨て場所住所： 登別市千歳町93-1 ） （管 理 者 ： 登別市 ） 捨て土均し（ ●有り ○無し ） (3.2.5) ○ 構内敷均し ○構内指示の場所に堆積（図示による）
▷ 3. 山留め壁等	○ 工法その他 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (3.3.3) ＊ 存置しない ○ 存置する ○ 山留の鋼材抜き跡の処理 ＊ 砂充填 ○＿＿＿＿＿＿

● 第４章 地 業 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 試験杭	(1) 試験杭の位置・数量は、杭伏図等による。 (4.2.2) (2) 元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。 (3) 電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。 (4) 元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の鉛直度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。 杭の種類・断面・長さは本杭と同じとする。
▶ 2. 工事監督員の立会い	(1) 工事監督員が立会いする杭は次による。 ●試験杭 ○地盤の状態等を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める杭
▷ 3. 杭の載荷試験	＊行わない ○行う (4.2.3) (1) 試験の種類 （ ○ 鉛直載荷試験 ○ 水平載荷試験 ） (2) 試験の方法 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (3) 試験箇所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
▷ 4. 地盤の載荷試験	＊行わない ○ 行う (4.2.4) (1) 試験の種類 （＊平板載荷試験） (2) 試験方法 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (3) 試験箇所 ＿＿＿
▶ 5. 既製コンクリート杭地業	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。 (2) 本工事に使用する杭の種類等は、次による。 (4.3.3)

該当	種類の記号	種類	区分
●	図示		
○			
○			

(3) 施工方法
○セメントミルク工法（支持地盤は図面による） (4.3.4)
○特定埋込杭工法（支持地盤は図面による） (4.3.5)
○プレボーリング拡大根固工法
（杭周固定液 ○使用する ○使用しない）
○＿＿＿＿＿＿＿＿
●Ｈｙｐｅｒ－ＭＥＧＡ工法（プレボーリング系高支持力工法）
（杭の水平方向の位置ずれは＿＿mm以下とする。）
（ずれが、＿＿mmを超えた場合は、工事監督員の指示を受けること。） (4.3.6)
○継手
○アーク溶接
○無溶接継手
工法：
(4) 杭頭の処理 (4.3.8)
○処理しない
○処理する
処理方法（切断を伴う補強方法含む）
＊図表による
(5) 施工にあたって、次に掲げる事項について工事監督員の承諾を受けること。
ｱ. 施工体制
(ｱ) 下請業者の体制（やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず電流計の動作確認や記録紙の保管を行う専属の担当者を配置する。）
(ｲ) トラブル時の連絡体制
ｲ. 施工方法
(ｱ) 元請建設業者の立会い
(ｲ) 電流計データの取得方法（積分電流計）
(ｳ) 支持層等到達の判断方法
(ｴ) トラブル時の対処方法
(ｵ) 施工状況の報告
(6) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。

▷ 6. 鋼杭地業	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。 (2) 施工方法 (4.3.5)(4.4.4) ○特定埋込杭工法 ○
	(3) 杭の継手工法 (4.4.3)(4.5.5)(7.2.5) ○アーク溶接継手 溶接材料： ＊標準仕様書7.2.5(1)(2)による ○ ○機械式継手 (4.3.8)(4.4.6) (4) 杭頭の処理 ○処理しない ○処理する 処理方法（切断を伴う補強方法含む）： ＊図表による ○＿＿＿＿＿＿
▷ 7. 場所打ちコンクリート杭地業	(1) セメントの種類 (4.5.3) ＊高炉セメントＢ種 ○＿＿＿＿＿＿ (2) コンクリートの種別 ○Ａ種 ○Ｂ種 (4.5.3)(表4.5.1) (3) 設計基準強度 ＿＿＿＿N/㎟ (4.5.3) (4) 掘削工法（支持地盤は図面による） (4.5.4) ○アースドリル工法 (4.5.4) （安定液 ＊使用する ○使用しない） (4.5.4) ○リバース工法 (4.5.4) ○オールケーシング工法 (4.5.4) （孔内の水張 ＊行う ○行わない） ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (5) 孔壁測定 ○行う（○超音波測定器 ○＿＿＿＿＿＿＿＿） ○行わない
▶ 8. 砂利地業	(1) 材料 (4.6.2) ●再生クラッシャラン ○ 切込砂利 ○ 切込砕石 (2) 粒径 Ｃ－４０程度 (3) 砂利地業の厚さ ＊ ６０mm ○ ＿＿mm (4.6.3)
▷ 9. 砂地業	(1) 材料 (4.6.2) ○山砂 ○ 川砂 ○ 砕砂 (2) 砂利地業の厚さ ＊ ６０mm ○ ＿＿mm (4.6.3)
▶ 10. 床下防湿層	＊ 適用する（範囲は図示による） (4.6.5)
▶ 11. 捨コンクリート地業	(1) コンクリートの厚さ ＊５０mm ○＿＿mm (4.6.4) (2) コンクリートの種別は６章１４節「無筋コンクリート」による。

● 第５章 鉄 筋 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格 (5.2.1) ＊ JIS G 3112規格品 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 鉄筋の種類の記号 ● ＳＤ２９５ （Ｄ＿10＿～ Ｄ＿16＿） ● ＳＤ３４５ （Ｄ＿19＿～ Ｄ＿22＿） ○ ＳＤ＿＿＿＿ （Ｄ＿＿＿～ Ｄ＿＿＿）
▶ 2. 溶接金網	網目形状及び寸法 ＊100×100mm ○＿＿＿ (5.2.2) 鉄線の径 ＊6mm ○＿＿＿
▶ 3. 鉄筋の継手及び定着	(1) 鉄筋の継手の方法等 (5.3.4)

部位	継手の方法		呼び径(mm)
柱及び梁主筋	○ガス圧接	○機械式継手	
	○溶接継手	○重ね継手	
耐力壁の鉄筋	○重ね継手		
基礎、耐圧ｽﾗﾌﾞ、土圧壁	○重ね継手	●ガス圧接	D19、D22
上記以外（ ）	●重ね継手	○	D10

(2) 鉄筋の継手の位置：構造図面による (5.3.4)
(3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ： (5.3.4)
＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿
(4) 鉄筋の定着の長さ： (5.3.4)
＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿

▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 軽量コンクリートで土に接する部分 (5.3.5) ○ なし ○ 有り 適用箇所＿＿＿＿＿＿ 最小かぶり厚さに加える厚さ ＿＿＿＿mm (2) 耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等） ○ なし (5.3.5) ○ 有り 適用箇所＿＿＿＿＿＿ 最小かぶり厚さに加える厚さ ＿＿＿＿mm (3) 鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継手の場合）(5.5.3) (5.6.3) ＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿
▷ 5. 機械式継手	(1) 機械式継手の種類及び工法 (5.5.3) ○ (2) 品質の確認方法 (5.5.5) ＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5.5.5) ＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿
▷ 6. 溶接継手	(1) 溶接継手の工法 (5.6.3) ○ (2) 品質の確認方法 (5.6.5) ＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5.6.5) ＊ 図示 ○＿＿＿＿＿＿
▶ 7. 既製コンクリート杭の杭頭補強	＊構造図面による
▶ 8. 補強筋	(1) 壁開口部 ＊ 構造図面による。 (2) 床開口部 ＊ 構造図面による。 (3) 梁貫通孔 ＊ 構造図面による ○ 建設技術評審室証明を取得したもの (4) その他 ＊ 構造図面による。
▷ 9. 圧接完了後の試験	＊ 超音波探傷試験 ○ 引張試験 (5.4.10)

● 第６章 コ ン ク リ ー ト 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. コンクリートの種類	(1) ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 (6.2.1)(表6.2.1) ＊ Ⅰ類 ○ Ⅱ類 ※ JIS認定表示工場で、かつ、（社）コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定することとし、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類 (6.2.1) ＊普通コンクリート ○軽量コンクリート (3) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (6.2.1) ○
▶ 2. コンクリートの強度	(1) 設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／㎟）の値は次のとおりとする。 (6.2.2) ● １８Ｎ／㎟ 施工部位：防湿ｺﾝｸﾘｰﾄ、捨てｺﾝｸﾘｰﾄ ○ ２１Ｎ／㎟ 施工部位：＿＿＿＿ ＊ ２４Ｎ／㎟ 施工部位：基礎、土間、スラブ＿＿ ○ Ｎ／㎟ 施工部位：＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 調合管理強度及び調合強度 (6.3.2) ＊標準仕様書6.3.2による。 (3) スランプ (6.2.4)(表6.2.2) 基礎、基礎梁、土間ｽﾗﾌﾞ ＊ １５cm ○ １８cm 柱、はり、スラブ、壁 ＊ １８cm (4) 住棟部分のコンクリートのホセメント比は、５０％以下とすること。 （住宅性能評価 劣化対策等級（構造躯体等） 等級３）
▶ 3. 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り	(1) コンクリート表面の仕上がり状態 (6.2.5) ○Ａ種 ●Ｂ種 ○Ｃ種 (6.2.5)(表6.2.4)
	(2) コンクリートの仕上がりの平たんさ (6.2.5)(表6.2.5) ○ａ種 ●ｂ種 ○ｃ種
▶ 4. コンクリートの材料	(1) セメント (6.3.1) ｱ. セメント ＊普通ポルトランドセメント (表6.3.1) ○ｾﾒﾝﾄ名称 ＿＿＿＿＿＿ ｲ. 高炉ｾﾒﾝﾄB種及びﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種も適用箇所 ○＿＿＿＿＿＿＿＿ (6.3.1) (2) 骨材 (6.3.1) ｱ. 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性区分 ＊Ａ ○Ｂ ｲ. 砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性区分 ＊Ａ ○Ｂ ※試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関）であること。 (3) 粗骨材の最大寸法 ○２０mm ○２５mm ○４０mm (4) 混和剤 (6.3.1(4)) ｱ. 混和剤の種類 ＊ＪＩＳＡ６２０４ＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤 化学混和剤の塩化物イオン量による区分 Ⅰ種 ○その他（ ）
▶ 5. コンクリートの調合	(1) 構造体強度補正値（Ｓ）は次による (6.3.2)(表6.3.2)

セメントの種類	ｺﾝｸﾘｰﾄ打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲（℃）	
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ 高炉ｾﾒﾝﾄA種 ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種 ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種	$0 \leqq \theta < 8$	$8 \leqq \theta$
早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	$0 \leqq \theta < 5$	$5 \leqq \theta$
中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	$0 \leqq \theta < 11$	$11 \leqq \theta$
低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	$0 \leqq \theta < 14$	$14 \leqq \theta$
高炉ｾﾒﾝﾄ B種	$0 \leqq \theta < 13$	$13 \leqq \theta$
ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄ B種	$0 \leqq \theta < 9$	$9 \leqq \theta$
普通ｴｺｾﾒﾝﾄ	$0 \leqq \theta < 6$	$6 \leqq \theta$
構造体強度補正値(S)(N/mm2)	6	3

▶ 6. 打継ぎ	目地寸法 (6.6.4) ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿
▶ 7. 型枠	(1) 型枠一般 (6.8.1) 外部に面するコンクリートの打増し厚さ ＊図示 ○ ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ (2) 材料 ○「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」による表面加工品 (6.8.2) ○「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」によるＢ－Ｃ品 ＊厚さ ＊12mm ○＿＿mm ○床型枠用鋼製ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ (6.8.2) ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ （建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価取得したもの） ○断熱材兼用型枠材 ○材種＿＿＿＿＿＿ 厚さ＿＿＿＿mm 施工箇所：＿＿＿＿＿＿＿＿ ○ハーフＰＣ床版 施工箇所：＊図示 ○ＭＲＣ工法用シート ＊合成樹脂気泡性緩衝シート ○＿＿＿＿＿＿ ○その他（ ） 施工箇所：＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ (3) スリーブの材料 ＊材種及び規格は次による (6.8.1)

材種	規格等	
鋼管	JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の白管	
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741（硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管）のVU	
溶融亜鉛めっき鋼板	径200mm以下	厚 0.4mm以上
	径200mmを超え350mm以下	厚 0.6mm以上
つば付鋼管	JISU G 3452の黒管に厚さ6mm以上、つば幅50mm以上の鋼板を溶接したもの	

▷ 8. 軽量コンクリート	(1) ○適用する 適用箇所＿＿＿＿＿＿ (6.10.1) (2) 種類及び品質 ＊種類及び品質は次による 軽量コンクリートの種類

種類	骨材		気乾単位容積質量の範囲の標準(t/m3)
	細骨材	粗骨材	
1種	砕砂、高炉ｽﾗｸﾞ細骨材、ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材、銅ｽﾗｸﾞ細骨材、電気炉酸化ｽﾗｸﾞ細骨材及び砂	人工軽量粗骨材	1.8～2.1
2種	人工軽量細骨材又はこれに１種の細骨材を加えたもの	人工軽量粗骨材	1.4～1.8

▷ 9. 寒中コンクリート	(3) スランプ ＊２１cm ○＿＿＿＿cm ○適用する (6.11.1) 適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ＊調合管理強度及び調合強度は標準仕様書6.3.2による。 ○積算温度の適用＿＿＿＿＿＿
▷ 10. 暑中コンクリート	(1) 適用 (6.12.1)(6.12.2) ○適用する (2) 構造体強度補正値（Ｓ） ＊６Ｎ/mm2 ○
▷ 11. マスコンクリート	(1) 適用 (6.13.1) ○適用する 適用箇所＿＿＿＿＿＿ (2) 構造体強度補正値（Ｓ）は次による (表6.13.1)

セメントの種類	ｺﾝｸﾘｰﾄ打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲（℃）			
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	$0 \leqq \theta < 8$	$8 \leqq \theta$	—	暑中期間
中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	—	$0 \leqq \theta$	—	—
低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	—	—	$0 \leqq \theta$	—
高炉ｾﾒﾝﾄ B種	—	$0 \leqq \theta$	—	暑中期間
ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄ B種	—	$0 \leqq \theta$	—	暑中期間
構造体強度補正値(S)(N/mm2)	6	3	0	6

▶ 12. 無筋コンクリート	(1) 適用 (6.14.1) ●適用する (2) コンクリートの種類 ＊普通コンクリート ○＿＿＿＿＿＿ (3) 無筋コンクリートの適用

施 工 部 位	設計基準強度（N/mm²）	スランプ（cm）
●捨コンクリート	＊１８ ○	＊１５ ○１８
○ラップルコンクリート	＊１８ ○	＊１５ ○１８
○防水層の保護コンクリート	＊１８ ○	＊１５ ○１８
○	＊１８ ○	＊１５ ○１８

※ラップルコンクリートは（6.9.3）コンクリートの強度試験を適用

▷ 13. 流動化コンクリート	○適用する (6.15.1)

○ 第７章 鉄 骨 工 事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 鉄骨製作工場	鉄骨加工業者の資格 (7.1.3) 性能評価機関として認定を受けた（株）全国鉄骨評価機構又は（株）日本鉄骨評価センターの「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場とする。 ○ Ｓ ○ Ｈ ○ Ｍ ○ Ｒ ○ Ｊ 以上とする
▷ 2. 施工管理技術者	＊適用する ○適用しない (7.1.4)
▷ 3. 鋼材	(1) 鋼材の種類は次による (7.2.1)(表7.2.1)

該当	規格番号	規格名称等	種類記号
○	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400、SS490、SS540
○	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM400A、SM400B、SM400C SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB SM520B、SM520C
○	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	SMA400AW、SMA400AP、SMA400BW SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW SMA490BP、SMA490CW、SMA490CP
○	JIS G 3136	建築構造用圧延鋼材	SN400A、SN400B、SN400C、 SN490B、SN490C
○	JIS G 3138	建築構造用圧延棒鋼	SNR400A、SNR400B、SNR490B
○	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	SSC400
○	JIS G 3353	一般構造用溶接軽量形鋼	SWH400
○	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	STK400、STK490
○	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR400、STKR490
○	JIS G 3475	建築構造用炭素鋼鋼管	STKN400W、STKN400B、STKN490B
○	—	上に掲げるもののほか、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は棒鋼	—

(2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)
○行う ＊行わない

▷ 4. 高力ボルト	(1) 種類 (7.2.2) ○ トルシア形高力ボルト JSS II 09により、建築基準法に基づき認定を受けたものとする。 ○ ＪＩＳ形高力ボルト セットの種類は２種（F10T）とする。 ○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト セットの種類は１種（F8T相当）とする ○＿＿＿＿＿＿

(2) ねじの呼び (表7.2.2)
締め付け長さに加える長さ

適用	ねじの呼び	ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄの場合(mm)	JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ又は溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ(mm)
○	M12	—	25
○	M16	25	30
○	M20	30	35
○	M22	35	40
○	M24	40	45

▷ 5. 普通ボルト	(1) ﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄ材料等 (7.2.3)(表7.2.3)

規格番号 規格名称	ﾎﾞﾙﾄ	ﾅｯﾄ
	JIS B 1180（六角ﾎﾞﾙﾄ） 付属書JA（規定） {ISO4014～ISO4018、ISO8765及びISO7045 によらない六角ﾎﾞﾙﾄ}	JIS B 1181（六角ﾅｯﾄ） 付属書JA（規定） {ISO4032～ISO4036及びISO8673 ～ISO8675によらない六角ﾅｯﾄ}
種類	並形六角ﾎﾞﾙﾄ	並形六角ﾅｯﾄ
材料区分	鋼製	鋼製
強度区分	4.6又は4.8（JIS B 1051）	５Ｔ（JIS B 1181）
ねじの公差域ｸﾗｽ（JIS B 0205-4及びJIS B 0209-1）	６ｇ	６Ｈ
仕上げの程度	中	中

(2) ﾎﾞﾙﾄの形状及び寸法
ねじの呼び (7.2.3)
＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ (7.3.2)
(3) 母屋又は胴縁の取り付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8)
＊ねじの呼び径+1.0mm
○＿＿＿＿mm

▷ 6. アンカーボルト	(1) 構造用アンカーボルト (7.2.4) 材質 JIS B 1220 構造用両ねじアンカーボルトセット 種類＿＿＿＿＿＿ (2) 建方用アンカーボルト (7.2.4) 材質 JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 種類＿＿＿＿＿＿ (3) 公差域クラス及び仕上げの程度 ＊表7.2.3による (4) アンカーボルト及びナットの規格、仕上げの程度： (7.2.4) ＊標準仕様書7.2.3(表7.2.3)による ○＿＿＿＿＿＿ (5) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ (6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法： (7.10.3)(表7.10.1) ○Ａ種 ＊Ｂ種
▷ 7. 溶接材料	(1) 溶接棒等及びシールドガス以外の溶接材料 ＊図示 (7.2.5)
▷ 8. ターンバックル	ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙﾎﾞﾙﾄの種類 ＊羽子板ボルト ○ ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙ胴の種類 ＊割枠式 ○
▷ 9. デッキプレート	○構造床用デッキプレート (7.2.7) 材質・形状・寸法 ＊図示 ○合成スラブ用デッキプレート 材質・形状・寸法 ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ 材質・形状・寸法 ＊図示
▷ 10. スタッド	JIS B 1198（頭付きスタッド） (7.2.8) 種類等 ＊図示
▷ 11. 柱底均しモルタル	(1) 無収縮モルタルの材料及び調合 (7.2.9) ｱ. セメント ＊ 普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント ｲ. 混和剤 ＊セメント系膨張剤（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等）
▷ 12. 材料試験等	(1) 板厚方向に引張り力を受ける鋼板の試験 (7.2.10) ○適用 ○適用しない
▷ 13. 工作図	(1) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等： (7.3.2) ＊図示 ○ (2) 鉄骨の仮組 ＊行わない ○行う (7.3.10)
▷ 14. 高力ボルト接合	(1) すべり係数試験： ＊行わない ○行う (7.4.2) (2) ボルトの長さがねじの呼びの５倍を超える場合のﾅｯﾄ回転量 ＊図示 ○＿＿＿＿＿＿ (7.4.7)
▷ 15. 溶接の準備	(1) 開先及びスカーラップの形状：図示 (7.6.4)(7.6.7) (2) 溶接作業を行う技能資格者 (7.6.3) 7. 溶接作業者の技量付加試験 ＊行わない ○行う ｲ. 試験要領 ○図示 ○＿＿＿＿＿＿

(3) 溶接施工
7. 鋼製ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞを切断する場合の適用箇所、切断範囲並びに仕上げ
＊図示　○_____
ｲ. 溶接部の試験
超音波探傷試験　＊適用する　○適用しない　(7.6.12)
溶接部の試験は、技能資格者が行う　(7.6.11)
ｳ. 平均出検品質限界（AOQL）　＊4.0%　(表7.6.2〜3)
○2.5%
ｴ. 検査水準　＊第６水準　○第　水準　(7.6.12)
(4)ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄと鉄骨の溶接　(7.7.8)
＊図示　○_____

▷ 16. 錆止め塗装
(1) 塗装の範囲　(7.8.2)
耐火被覆材の接着する面以外への塗装
＊ 行う
施工部位　＊図示　○_____
塗料の種別　○_____
○ 行わない
(2) 塗料の種別　(7.8.4)
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの肉側
＊標準仕様書18.3.2　表18.3.1　Ａ種　○_____

▷ 17. 耐火被覆
(1) 種別　＊耐火材吹付け　○耐火板張り　○耐火材巻付け　○ラス張りモルタル塗り　○耐火塗料等　(7.9.2)
(2) 種類・材料・工法
_____　(7.9.3)
(3) 所要性能　○30分耐火　○１時間耐火

▷ 18. 工事現場施工
(1) ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの設置
構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑの形状及び寸法　(7.10.3)
＊図示　○_____
(2) 建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法
○Ａ種　○Ｂ種
(3) 柱底均しモルタル
7. 種別　＊Ａ種　○Ｂ種　(表7.10.2)
ｲ. 均しモルタルの厚さ
○図示　○_____

▷ 19. 軽量形鋼
(1) ﾎﾞﾙﾄの接合工法　(7.11.2)
＊　○_____

▷ 20. 溶融亜鉛めっき工法
(1) 溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ接合　(7.12.5)
摩擦面のすべり係数値が0.4以上確保できる処理方法
○ブラスト処理　○りん酸塩処理　○

○　第８章　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

項目	特記事項

▷ 1. 補強コンクリートブロック造

(1) 材料　(8.2.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所
○ 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	
○				○ 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合（容積比）　(8.2.3)
ブロックの区分がＡ(08)、Ｂ(12)、Ｃ(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
＊標準仕様書　表8.2.1による
上記以外の場合　○
(3) 各部の配筋　(8.2.5)
○図示　○
(4) 目地仕上げ　○押し目地仕上げ　○化粧目地仕上げ　(8.2.7)
(5) まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタルスはコンクリートで充填するブロックの範囲　(8.2.8)
＊図示　○

▷ 2. コンクリートブロック帳壁及び塀
(1) 材料　(8.3.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所
＊ 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	表8.3.1
○	○ 120			○ 無 ○ 有	＊ 塀
○	○ 150			○ 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合（容積比）　(8.3.3)
ブロックの区分がＡ(08)、Ｂ(12)、Ｃ(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
＊標準仕様書　表8.2.1による
上記以外の場合　○
(3) 鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状
＊図示　○
(3) 各部の配筋　(8.3.4)
○図示　○

▷ 3. ＡＬＣパネル
(1) 材料・構法　(8.4.2〜8.4.5)（表8.4.2〜表8.4.4）

パネルの区分 用途	形状	表面加工	単位荷重(N/m2)	耐火性能（時間）	構法の種別
○外壁用	○ 一般 ○ ｺｰﾅｰ	○ 平 ○ 意匠		＊ 有(1) ○	○ Ａ種 ○ Ｂ種
○間仕切壁用	○ 一般 ○ ｺｰﾅｰ	○ 平 ○ 意匠		＊ 有(1) ○ 無 ○	○ Ｃ種 ○ Ｄ種 ○ Ｅ種
○屋根板用	—	—		＊ 有(0.5)	
○床版用	—	—		＊ 有( ) ○ 無	＊ Ｆ種

厚さ、幅及び長さ(mm)
○ 図示　○厚さ　mm、幅　mm、長さ　mm
(2) パネルの相互接合部に挿入する耐火目地材　(8.4.2)
○ 図示　○
(3) 外壁パネル構法、屋根及び床パネル工法　(8.4.3)(8.4.5)
耐風圧性能　（　）
耐震性能　（　）
(4) 間仕切壁パネル構法　(8.4.4)
耐震性能　（　）
(5) パネル幅の最小限度　(8.4.3)(8.4.4)(8.4.5)
＊ 300mm　○　mm　○図示
(6) パネル底辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅(mm)　(8.4.3)(8.4.4)
＊10〜20mm　○　mm　○ 図示
(7) 伸縮目地への耐火目地材及び充填　(8.4.3)(8.4.4)
○ 適用する　○適用しない

▷ 4. 押出成形セメント板（ＥＣＰ）
(1) 材料・構法　(8.5.2〜8.5.4)(表8.5.1)(8.5.2)

パネルの種類	形状	厚さ(mm)	幅	工法の種別
○外装パネル	○ Ｆ(ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○60	600	○ Ａ種 ○ Ｂ種
	○ Ｄ(ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○60		
	○ Ｔ(ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ)	○ 60 ○		
○間仕切り壁パネル	○ Ｆ(ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○60	600	○ Ａ種 ○ Ｂ種
	○ Ｄ(ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○60		
	○ Ｔ(ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ)	○ 60 ○		

(2) 外構パネル構法　(8.5.3)
耐風圧性能　（　）
耐震性能　（　）
(3) 間仕切壁パネル構法　(8.5.4)
耐震性能　（　）
(4) 耐火構造以外の目地及び隙間の処理　(8.5.3)(8.5.4)
＊パネルの製造所の使用　○_____
(5) パネル幅の最小限度(mm)　(8.5.3)(8.5.4)
＊300未満　○　mm　○図示
(6) パネル相互の目地幅(mm)　(8.5.3)(8.5.4)
長辺の目地幅　＊10以上　○_____mm　○ 図示
短辺の目地幅　＊15以下　○　mm　○ 図示
(7) 出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅(mm)　(8.5.3)(8.5.4)
＊　15程度（シーリング材を充填）　○_____mm　○ 図示
(8) 溝廻及び開口部の措置　(8.5.5)
やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネル開口寸法等の限度
○図示　○_____

●　第９章　防　水　工　事

項目	特記事項

▷ 1. アスファルト防水
屋根保護防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3〜表9.2.6)
(1) 防水層の種別

種類	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
○ A-1			＊ ｶﾞﾘｽﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/m2程度
○ A-2			
○ A-3			
○ B-1			○
○ B-2			
○ AI-1		（厚さ）	ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/m2程度
○ AI-2		○____mm	＊
○ AI-3		○____mm	
○ BI-1		○____mm	○
○ BI-2		○____mm	

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)
標準仕様書表9.2.3及び表9.2.4による
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○_____
材料構成による区分　○ Ｒ種　○Ｎ種
厚さ　○____mm以上
(3) 部分粘着層付属改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ標準仕様書9.2.5及び表9.2.6による　(9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○_____
材料構成による区分　○ Ｒ種　○Ｎ種
厚さ　○____mm以上
(4) 押え金物の材質及び形状寸法　(9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○_____
(5) 立入り部への断熱材及び絶縁用シートの設置
○ 適用する　○ 適用しない
屋根露出防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3〜表9.2.6)
(1) 防水層の種別

種類	施工箇所	断熱材	仕上げ塗材 種類	仕上げ塗材 使用量
○ D-1			○	＊ 製造所の仕様による
○ D-2				
○ D-3				
○ D-4		○____mm		○
○ DI-1		○____mm		
○ DI-2		○____mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)
標準仕様書表9.2.8による
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○_____
材料構成による区分　○ Ｒ種　○Ｎ種
厚さ　○____mm以上
(3) 部分粘着層付属改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ標準仕様書9.2.5及び表9.2.6による　(9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○_____
材料構成による区分　○ Ｒ種　○Ｎ種
厚さ　○____mm以上
(4) 押え金物の材質及び形状寸法
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○_____
(5) 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量　(9.2.2)
種類　＊アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○_____
設置数量　＊アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○_____個
室内防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.9)
(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ E-1		○ E-2	

(2) 保護層　(9.2.4)
○ 設ける　（ ○図示　○_____）
○ 設けない
(3) E-1の立上り3を行う場合の部位　(表9.2.9)
＊貯水槽、よく相当の常時水に接する部位
○_____
施工　(9.2.4)
(1) 防水層の下地のモルタル塗り　(9.2.4)
○ 適用する　（施工範囲　○ 図示　○_____）
○ 適用しない
(2) 防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ
＊ 標準仕様書表6.2.4のB種
○_____
(3) 屋根露出防水絶縁断熱工法
ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
＊ 図示
(4) 保護層等の施工　(9.2.5)
屋上排水溝の設置
○ 設ける（図示）　○設けない

▷ 2. 改質アスファルトシート防水
(9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1〜表9.3.3)
(1) 防水層の種別

種類	施工箇所	断熱材	仕上塗材 種類	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量
○ AS-T1					＊ 製造所の仕様による
○ AS-T2					
○ AS-T3					
○ AS-T4				○	
○ AS-J1		○（種類）	○ 設ける		
○ ASI-T1		○____mm	○ 設けない		○
○ ASI-J1		○____mm			

(2) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊標準仕様書　表9.3.1から表9.3.3による
○_____
(3) 粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊標準仕様書　表9.3.2から表9.3.3による
○_____
(4) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊標準仕様書　表9.3.2から表9.3.3による
○_____
厚さ：○30　○50　○100
(5) 押え金物の材質、形状及び寸法　(9.3.2)
＊アルミニウム製L-30×15×2.0(mm)
○_____
(6) 屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量　(9.3.2)
種類　＊ 改良アスファルトシートの製造所の指定　○_____
装置数量　＊ 改良アスファルトシートの製造所の指定　○_____個

▷ 3. 合成高分子系ルーフィングシート防水
(1) 防水層の種別　(9.4.2〜9.4.4)(表9.4.1〜表9.4.2)

種類	施工箇所	断熱材	歩行者の仕様	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量
○ S-F1			＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	＊ 製造所の仕様による
○ S-F2			○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ S-M1			＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S-M2			○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ SI-F1		（種類）○ （厚さ）○ mm		○	＊ 製造所の仕様による ○
○ SI-F2					
○ SI-M1		（種類）○ （厚さ）○ mm		○	＊ 製造所の仕様による ○
○ SI-M2	○ 各当下行ﾃﾚﾝﾄｰ ○				

(2) ルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.4.2)
＊標準仕様書　表9.4.1〜表9.4.3による
○_____
(4) 固定金具の材質及びせき止形状　(9.4.2)
材質　＊防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層花加工したもの
○_____
表面仕上　＊
寸法形状　＊厚さ0.4mm以上
○_____
(5) 接着工法の場合の脱気装置の種類及び装置数量　(9.4.3)
種類　＊ルーフィングシートの製造所の仕様
○_____
設置数量　＊ルーフィングシートの製造所の仕様
○　個
(6) 断熱工法（SI-MI、SI-M2の場合）の防湿用フィルム　(表9.4.2)
○設置する
(7) 接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理　(9.4.4)
○行う　（図示　○　）　○行わない
(8) PCコンクリート下地の入隅部の増張り　(9.4.4)
○行う　（図示　○　）　○行わない
(9) 機械的固定工法の場合の一般部のﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの張付け　(9.4.4)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
＊図示

▷ 4. 塗膜防水
(1) 防水層の種別　(9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

種類	施工箇所	仕上げ塗材 種類	仕上げ塗材 使用量	断熱材
○ X-1		○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ X-2		○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ Y-1	○ 地下防壁防水 ○			
○ Y-2	○ 屋内防水 ○		○ ○	

(2) ウレタンゴム系塗膜防水X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
種類　＊主材料製造所の仕様による　○_____
設置数量　＊主材料製造所の仕様による　(9.5.3)
○_____個

▷ 5. ケイ酸質系塗布防水
(1) 防水層の下地（壁及び天井）種別　(9.6.4)
＊コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書 表6.2.4のＢ種）
○_____
(2) 下地処理　(9.6.4)
コンクリートの打継箇所の処理
＊標準仕様書 9.6.4(2)(ｱ)による
標準仕様書 9.6.4(2)(ｲ)及び(ｳ)以外の下地処理
○図示

▶ 6. シーリング材
(1) 材料　(9.7.2)
種類及び施工箇所
下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類
図示	

仕上げを行わない施工箇所（　図示　）
(2) シーリング材の目地寸法　(9.7.3)
＊ 標準仕様書 9.7.3(1)による
○_____
(3) 接着性試験　(9.7.5)
＊ 簡易接着性試験　○ 引張接着性試験　○_____

▷ 7. その他の防水
種類：_____　施工箇所：_____

▷ 8. 保証
(1) 防水工事の保証期間　＊10年　○_____年

○　第１０章　石　工　事

項目	特記事項

▷ 1. 施工
(1) 石材の耐付け　(10.1.3)
＊図示　○_____

▷ 2. 石材等
(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)
(1) 天然石

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法	表面仕上げの種類	パフ仕上げの種類
	○	○ 図示		

(2) テラゾブロック　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法	表面仕上げの種類
	＊ 大理石	＊ 1.5〜12	○ 平もの	○ 片面		
	○ 岩石こう	○	○ 役もの	○ 両面		

(3) テラゾタイル　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	表面仕上げの種類
	＊ 大理石	＊ 1.5〜12	○ 300×300	
	○ 岩石こう	○	○ 400×400	

(4) 取り付用モルタル、既調合の目地モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料
＊ 専門工事業者の指定する製品
○_____

▷ 3. 外壁湿式工法
(1) 受金物　(10.2.2)
材質　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）
形状及び寸法　＊ Ｌ−75×75×6(mm)
（ ○ 長さ＝100mm　○ 長さ＝150mm ）
○
(2) アンカー材質及び寸法　(10.2.2)
材質　＊ss400　○　寸法：
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法：
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法　(10.2.2)
＊図示　○
(5) ドレインパイプの材質
○ 樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25〜35φ
○
(6) 石材の厚さ（mm）　○
(7) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(9) 下地ごしらえ　＊ あと施工アンカー　○ 横流し工法　(10.3.2)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法
(10) 目地　一般目地　目地幅（mm）　＊ 6以上　○　(10.3.3)
シーリング材　○適用する　○適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による
○ 図示
シーリング材の目地寸法（標仕9.7.3(1)(ｳ)による）
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 4. 内壁空積工法
(1) 受金物　(10.2.2)
材質　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）
形状及び寸法　＊ Ｌ−75×75×6(mm)
（ ○ 長さ＝100mm　○長さ＝150mm ）
○
(2) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
材質　＊ SS400　○　寸法：
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類　材質：　寸法：
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(5) 石材の厚さ（mm）　○　(10.4.2)
(6) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(7) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 下地ごしらえ　＊ あと施工アンカー　○ 横筋流し工法　(10.4.3)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法
(9) 目地　一般目地　目地幅(mm)　＊6 以上　○　(10.3.3)
シーリング材　○適用する　○適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 6mm程度ごと
○ 図示
シーリング材の目地寸法　(9.7.3(1)(ｳ))
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 5. 外壁乾式工法
(1) 外壁乾式工法による金物の種類、形状、寸法等　(10.2.2)
＊ 標準仕様書 表 10.2.4
方式　○ スライド方式　○ ロッキン方式
○ 図示
(2) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
材質：　＊ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）　○
寸法：
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法：
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(5) 石材の厚さ(mm)　＊ 30以上　○_____　(10.5.2)
(6) だぼ用の穴の位置
＊ 標準仕様書 10.5.2(2)(ｱ)　○ 図示
(7) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　(10.5.3)
＊ 図示
(9) 目地　目地幅(mm)　＊ 8以上　○　(10.5.3)
シーリング材　○ 適用する
（＊ 標準仕様書 9.7による○ 図示）
○適用しない

▷ 6. 床及び階段の石張り
(1) 石材の厚さ(mm)　床（ ）　階段（ ）　(10.6.2)(10.6.3)
(2) 床石張り　(10.6.2)
浸透性吸水防止剤　○ 適用する　○ 適用しない
石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(3) 階段張り　(10.6.3)
石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(4) 目地　一般目地　目地幅(mm)　(10.6.2)(10.6.3)
＊ 図示　○
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 床面積30m2ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合い部
（＊ 標準仕様書 9.7による○ 図示）
○ 図示
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
位置　＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 7. 笠木、甲板等の石張り

(1)取付工法 (10.7.2)(10.2.2)
○湿式工法　○乾式工法
(2)湿式工法の取付金物
○標準仕様書 10.2.3(1)　○図示
(3)乾式工法の取付金物
○標準仕様書 10.2.3(2)　○図示
方式　○スライド方式　○ロッキング方式
(4)特殊仕様金物
○標準仕様書 10.2.2(3)　○図示
ファスナー　○図示
(5)アンカーの材料及び寸法 (10.2.2)
湿式工法の材質：　＊SS400　○
寸法：
乾式工法の材質：　＊ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304) 製　○
寸法：
(6)あと施工アンカーの材質及び寸法
種類：　材質：　寸法：
(7)上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊図示　○
(8)石材の厚さ(mm)　○ (10.7.2)
(9)石裏面処理　○適用する　○適用しない
(10)乾式工法の場合の取付け代
＊標準仕様書10.5.3(2)　○図示
(11)石裏の補強用モルタル
○適用する　○適用しない
(12)目地
湿式工法の場合
一般目地　目地幅(mm)　＊6mm以上　○ (10.3.3)
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による
○ 図示
シーリング材の目地寸法
位置　＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示
乾式工法の場合
目地幅(mm)　＊8以上　○ (10.5.3)
シーリング材　○ 適用する
(＊ 標準仕様書 表9.7による　○図示)
○ 適用しない

▷ 8. 隔て板

(1)石材の厚さ(mm) (10.7.3)
＊ 40　○

○ 第１１章　タ イ ル 工 事

項目	特記事項
▷ 1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(1)位置　＊標準仕様書 表11.1.1による　○図示 (11.1.3)
▷ 2. 見本焼、試験施工	(1)見本焼き　○行う　○行わない (11.1.4) (2)試験張り　○行う　○行わない
▷ 3. セメントモルタルによるタイル張り	(1)タイルの形状、寸法等 (11.2.2)

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分 I類	吸水率による区分 II類	吸水率による区分 III類	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	耐凍害性 有	耐凍害性 無	耐滑り性
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2)既調合モルタル (11.2.3)
○既調合モルタルの製造所の仕様による
○
(3)下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理法 (11.2.6)
○目荒し方法(標準仕様書15.3.4(4)による)
○ＭＣＲ工法(標準仕様書6.8)による
○
(4)壁タイル張りの方法 (表11.2.3)
内外張タイル　○密着張り　○改良圧着張り
内外タイル以外のユニットタイル
○マスク張り　モザイクタイル張り

▷ 4. 有機系接着剤によるタイル張り (11.3.2～11.3.4)(11.3.7)
(1)タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分 I類	吸水率による区分 II類	吸水率による区分 III類	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	耐凍害性 有	耐凍害性 無	耐滑り性
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2)接着剤のホルムアルデヒド放散量 (11.3.3)
＊Ｆ☆☆☆☆　○
(3)外装タイルにおける目地詰め (11.3.3)(11.3.5)
○行う　○行わない
(4)目地材のシーリング材 (11.3.4)
打継目地
＊ポリウレタン系シーリング材　○
ひび割れ誘発目地
＊ポリウレタン系シーリング材　○
伸縮調整目地
＊変成シリコン系シーリング材　○
その他の目地
＊変成シリコン系シーリング材　○
(5)下地目地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理法 (11.3.5)
○目荒し方法(標準仕様書15.3.4(4)による)
○ＭＣＲ工法(標準仕様書6.8による)
○

● 第１２章　木 工 事

項目	特記事項
▶ 1. 材料	(1)木材 (12.2.1) 木材の含水率 (表12.2.1)

部位	種別
下地材	＊ Ａ種（１５%以下）　○ Ｂ種（２０%以下）
造作材	＊ Ａ種（１５%以下）　○ Ｂ種（１８%以下）

※12.2.1(2)から(6) までで含水率が規定されているものはその規定による。
(2)材料のホルムアルデヒド放散量等
＊Ｆ☆☆☆☆
ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装なし
＊非ホルムアルデヒド系接着剤使用　○_____
ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装したもの
＊非ホルムアルデヒド系接着剤　○_____
使用及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
ホルムアルデヒド放散量非表示で化粧加工したもの
＊非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用　○_____
(12.1.1)(表12.2.2)

(3)製材 (12.1.1)(表12.2.2)
7. JAS1083（製材）に基づく製材
(ｱ)下地用製材（JAS085-5）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
		＊2級　○		
		＊2級　○		
		＊2級　○		

(ｲ)造作用製材（JAS1083-2）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
		○上小節　○小節以上		
		○上小節　○小節以上		
		○上小節　○小節以上		

(ｳ)広葉樹製材（JAS1083-6）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
		＊1等　○	10%以下	
		＊2等　○	10%以下	
		＊2等　○	10%以下	

ｲ.「製材の日本農林規格」以外による製材

施工箇所	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率
			○ 適用する ○ 適用しない	
			○ 適用する ○ 適用しない	
			○ 適用する ○ 適用しない	

造作材の材面の品質：　＊Ａ種　○Ｂ種
代用樹種を使用できない箇所：
ｳ.針葉樹製材は、ＪＡＳ乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。
ｴ.カラマツの使用範囲は、原則として束・母屋・土台・大引とする。
ｵ.表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。
(4)造作用集成材 (12.2.1)
7.「集成材の日本農林規格」による造作用集成材
(ｱ)造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付材面数	見付材面の品質
					＊ 1等　○ 2等
					＊ 1等　○ 2等
					＊ 1等　○ 2等

(ｲ)化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材面の品質
		化粧薄板： 芯材：			＊ 1等　○ 2等 ＊ 1等　○ 2等
		化粧薄板： 芯材：			＊ 1等　○ 2等 ＊ 1等　○ 2等
		化粧薄板： 芯材：			＊ 1等　○ 2等 ＊ 1等　○ 2等

(5)「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材
7.造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率
				＊ 15%以下　○
				＊ 15%以下　○
				＊ 15%以下　○

ｲ.化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○

(6)造作用単板積層材 (12.2.1)
7. JAS0701による造作用単板積層材
(ｱ)造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法、厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理
			○ 有り（加工：○天然木化粧加工　○塗装加工） ○ 無し　（等級：　）	○適用する ○適用しない
			○ 有り（加工：○天然木化粧加工　○塗装加工） ○ 無し　（等級：　）	○適用する ○適用しない

ｲ.JAS0701以外の造作用単板積層材 (12.2.1)
(ｱ)造作用単板積層材

施工箇所	寸法	表面の品質	含水率	防虫処理
		○ 有り（加工：○天然木化粧加工　○塗装加工） ○ 無し　（　）	＊14%以下 ○	○適用する ○適用しない
		○ 有り（加工：○天然木化粧加工　○塗装加工） ○ 無し　（　）	＊14%以下 ○	○適用する ○適用しない

(7)直交集成板（JAS3079） (12.2.1)

品名	強度等級	種別	接着材性能	樹種	寸法

(8)合板等
7.下地用合板 (12.2.1)
(ｱ)「合板の日本農林規格」の普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	表板の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹　＊ 2等 ○ 1等 針葉樹　＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹　＊ 2等 ○ 1等 針葉樹　＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ.構造用合板 (12.2.1)
(ｱ)「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
		＊12 ○	＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○			○ 適用する（　） ○ 適用しない	○ 適用する（　） ○ 適用しない
			＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○			○ 適用する（　） ○ 適用しない	○ 適用する（　） ○ 適用しない

※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする
(ｲ)天然木化粧合板 (12.2.1)

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	単板の樹種名	防虫処理	防虫処理
	＊ ○	＊ 1類 ○ 2類			

(ｳ)特殊加工化粧合板 (12.2.1)

施工箇所	品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		＊ 5.5 ○	＊ 1類 ○ 2類		○ ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ○ ﾌﾟﾘﾝﾄ ○ 塗装等	
		＊ 5.5 ○	＊ 1類 ○ 2類			

ｳ.パーティクルボード（JIS A 5908） (12.2.1)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		＊ 13タイプ ○	＊ MR1(M) ○ MR2(P)		＊ 15 ○
		＊ 13タイプ ○	＊ MR1(M) ○ MR2(P)		＊ 15 ○

ｴ.ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）(JIS A 5906)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		○13タイプ ○15タイプ ○25タイプ ○30タイプ	○ P ○ M ○ U		＊ 15 ○
		○13タイプ ○15タイプ ○25タイプ ○30タイプ	○ P ○ M ○ U		＊ 15 ○

▶ 2. 接合具等

(1)釘等 (12.2.2)
＊隠し釘打ち　○_____
(2)諸金物 (12.2.2)
諸金物の形状・寸法・材質
＊表12.2.3～12.2.5による
コンクリート埋込部を除き表14.2.2のF種程度
○
(3)接合具等の接着剤: (12.2.2(3))
ホルムアルデヒド放散量：　＊Ｆ☆☆☆☆　○_____
(4)木れんがの接着工法に使用する接着剤 (12.2.3)
ホルムアルデヒド放散量：　＊Ｆ☆☆☆☆　○_____

▶ 3. 防腐・防蟻・防虫処理

(1)防腐・防蟻処理 (12.3.1)
7.防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位（　）
ｲ.薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (12.3.1)

適用部位	保存処理性能区分
土台	○ Ｋ２　● Ｋ３　○ Ｋ４　○ ｲﾝｻｲｼﾞﾝｸﾞ
外周部り柱(地面から1m	○ Ｋ２　● Ｋ３　○ Ｋ４　○ ｲﾝｻｲｼﾞﾝｸﾞ

ｳ.薬剤の塗布等 (12.3.1)

適用部位	処理の方法
	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○

ｴ.ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位（　）
ｵ.合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理
○使用する（Ｋ３の防虫処理）　○使用しない
(2)防虫処理 (12.3.2)
ラワン材
○使用する（Ｋ１の防虫処理）　○使用しない

▷ 4. 鉄筋コンクリート造等の内部開廻仕切り軸組及び床組

(1)間仕切り軸組に用いる木材 (12.4.1)
＊杉又は松　○_____
(2)床組に用いる木材
＊杉又は松　○_____
土間スラブ類の場合の土台転ばし大引及び転ばし根太
＊ひのき又は3節による保存処理木材　○_____

▶ 5. 窓、出入り口その他

(1)窓、出入り口その他に用いる木材
＊吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居：ひのき
その他：松又は杉

▷ 6. 床板張り

(1)縁甲板及び上がりがまちに用いる木材
＊ひのき　○_____

▶ 7. 壁及び天井下地

(1)木材
＊杉又は松　○_____

● 第１３章　屋 根 工 事

項目	特記事項
▶ 1. 長尺金属板葺	(1)材料 (13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種別、めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	下地	留め付け方法
屋根	＊ JIS G 3322の屋根用コイル ○	製造所指定による	0.4	● 横葉葺 ○ 心木なし瓦棒葺 ○ 横葺 ●ﾌﾗｯﾄﾛｰﾙ7			

(1)下地材料　●アスファルトルーフィング940
○改良アスファルトルーフィング下葺材
○一般タイプ
○複層基材タイプ
○結着層付タイプ
(2)工法 (13.2.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
●図示　○
横葺の場合のけらば納め
○つかみ込み納め　○けらば包み納め
雪止め　○設置する　（　○図示　○　　）

▷ 2. 折板葺

(1)材料 (13.3.2)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高・山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板
	○			（　）種	＊鋼板製 ○		○有 ○無

(2)材料の種類　（_____）
(3)塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等　（_____）
(4)断熱材
○有り
（種別：_____厚さ(mm)：_____防火性能：____時間）
○無し
(5)工法 (13.3.3)
建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法
○図示　○
耐雪性能に応じた工法
○適応する　（○図示　○_____）　○適用しない
(6)折板のけらば納め　＊けらば包みによる方法　○

▷ 3. とい

(1)材料 (13.5.2)(表13.5.1)
といの種類　○配管用鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管
○
○表面処理鋼板
○表面及び裏面の塗膜の種類（_____）
○耐酸被膜鋼板　○
といの金物
といの受金物の材質、、形状、取付け間隔
＊標準仕様書 表13.5.2による　○_____
足金物の材質、形状、取付け間隔
＊標準仕様書 表13.5.2による　○_____
○多雪地域の場合の軒どいの取付間隔0.5m以下
○図示
防露材のホルムアルデヒド放散量
＊Ｆ☆☆☆☆　○_____
(2)工法 (13.5.3)
○鋼管製といの場合の防露巻きの工法
○標準仕様書13.5.4による　○_____

▷ 4. ルーフドレイン

JCW 301 によるルーフドレインの種類及び呼び (13.5.2)

種類		呼び	施工箇所
○ろく屋根用たて形Ｉ型	ねじ込み式	○	
○ろく屋根用横形Ｉ型	ねじ込み式	○	
○バルコニー中継用	○ねじ込み式 ○差し込み式	○	
○バルコニー用	○ねじ込み式 ○差し込み式	○	
○		○	

● 第１４章　金 属 工 事

項目	特記事項
▶ 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.1)(表14.2.1)

種類	施工箇所（成型板、笠木、建具以外）	色合い等
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
● BB-2種	図示	
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

○常温乾燥形の塗装の場合（_____）
(2)陽極酸化皮膜による着色方法
＊二次電解着色　○三次電解着色

▷ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3)(表14.2.2)

表面処理方法	施工部位	亜鉛めっきの表面処理
溶融亜鉛めっき		○ Ａ種　○ Ｂ種　＊ Ｃ種
		○ Ａ種　○ Ｂ種　＊ Ｃ種
電気亜鉛めっき		○ Ｄ種　○ Ｅ種　○ Ｆ種
		○ Ｄ種　○ Ｅ種　○ Ｆ種

▶ 3. 軽量鉄骨天井下地

(1)野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1)
屋外　＊25型　○19型
屋内　＊19型　○25型
○　屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3)
野縁受、つりボイント、インサートの間隔及び周辺部端からの距離
○図示　●インサート間隔910mm、周辺部端から150mm
野縁の間隔
○図示　●303mm
断熱インサート
床及び壁等で内部断熱を施した面の、内面アンカーに使用
(2)工法 (14.4.4)
○つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　○図示　○_____
○天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　○図示　○_____
○天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　○図示　○
○屋外の軒、ピロティ等の天井に対する耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　○図示　○_____

▷ 4. 軽量鉄骨壁下地

(1)スタッド、ランナ等の種類 (14.5.3)
＊標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
○図示
(2)スタッドの高さが5.0mを超える場合
○図示　○_____
(3)出入口及びこれらに準ずる開口部の補強 (14.5.4)
＊標準仕様書14.5.4(5)による　○図示

▷ 5. 金属成形板張り

(1)種別　○図示　○_____ (14.6.2)
(2)表面処理　○図示　○_____
(3)取付け用下地
＊標準仕様書14.4によるの　○図示 (14.6.3)
(4)伸縮調整継手
○設ける（施工箇所　○図示　○_____）
○設けない

▷ 6. アルミニウム製笠木

(1)部材の種類 (14.7.2)(表14.7.1)
○250形　○300形　○350形　○_____
(2)表面処理　種別　（　　）種 (14.7.2)(表14.2.1)
色合等　○標準色（_____）
○特注色（_____）
(3)笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
○図示　○

● 第１５章 左 官 工 事

項目	特記事項
▷ 1. ラス系下地	(1) 下地の種類 (15.2.4) ○通気構法 （ ○二層下地 ○単層下地 ） ○直貼り工法 （ ○ラスモルタル下地 ○ラスシートモルタル下地 ） ＊図示 （外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法を行う場合） (2) 材料 (15.2.4) ラス及び補強用平ラス 材料記号 （ ＊K ○_____） 種類及び単位面積当たりの質量 ○二層下地通気構法 ○波形ラス (W700) ○こぶラス (K800) ○力骨付きラス (BP700) ○単層下地通気構法 ○リブラスC(RC800)に下張りシートある裏打ち材などと一体化したラス ○_____ ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ＊L24（耐力壁の場合） ○_____ ステープルの形状及びcase寸法 リブラス ＊L925TS以上 （リブラスC(RC800)の場合） ○_____
▷ 2. せっこうボード、その他のボード下地	(3) 施工 (15.2.4) 二層下地通気構法 換気口部の措置 ＊講ずる ○_____ 直張り工法（ラスシートモルタル下地の場合） 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合のラスシートの施工 ○図示 ○_____ (1) 材料 (15.2.5) せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の種類及び厚さ せっこうボード 種類（ ） 厚さ（ mm） せっこうラスボード 種類（ ） 厚さ（ mm） 木質系セメント板 種類（ ） 厚さ（ mm）
▷ 3. こまい下地	(1) 建築基準法に基づく耐力壁の指定 ○なし ○あり (15.2.6)
▷ 4. 木ずり下地	(1) 材料 (15.2.7) 木ずり用小幅板の材種 ＊杉（心去り材） ○_____
▶ 5. モルタル塗り	(1) モルタル ●現場調合材料 ○既調合材料 (15.3.2) (2) 既製目地材 (15.3.2) ●設ける 施工箇所 （ 基礎、土間 ） 形状 （ ○図示 ○_____） ○設けない (3) 床の目地 ●設ける 目地幅 ＊2m2（最大目地間隔3m程度） ○_____ 種類 ＊押し目地 ○_____ ○設けない (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗り の接着力試験 (15.3.5) ○行う ●行わない
▷ 6. 仕上げ塗材仕上げ	(1) 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2) ＊F☆☆☆☆ ○_____ (2) 材料 (15.6.2) ○薄付け仕上塗材 (表15.6.1)(その1)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装薄塗材Si	○砂壁状 ○ゆず肌状 ○さざ波状	○吹付け ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 可とう形外装薄塗材Si	○砂壁状 ○ゆず肌状 ○さざ波状	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 外装薄塗材E	○砂壁状 ○ゆず肌状 ○平たん状 ○凹凸状 ○さざ波状 ○ 着色骨材砂壁状	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 可とう形外装薄塗材E	○砂壁状 ○ゆず肌状 ○平たん状 ○凹凸状 ○さざ波状	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 防水形外装薄塗材E	○ゆず肌状 ○さざ波状 ○凹凸状	○吹付け ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 外装薄塗材S	○砂壁状	○吹付け		○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材C ○ 内装薄塗材L	○凹凸状 ○平たん状 ○ゆず肌状 ○さざ波状	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材Si ○ 内装薄塗材E	○ 砂壁状じゅらく ○ゆず肌状 ○平たん状 ○凹凸状 ○さざ波状	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材W	○ 砂壁状じゅらく ○ゆず肌状 ○平たん状 ○凹凸状	○吹付け ○こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない

○厚付け仕上塗材 (表15.6.1)(その2)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装薄塗材C	○吹放し ○凸部処理 ○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし ○かき起こし	○吹付け ○こて塗り		○適用する ○適用しない
○ 外装薄塗材Si ○ 外装薄塗材E	○吹放し ○凸部処理 ○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材C	○吹放し ○凸部処理 ○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし ○かき起こし	○吹付け ○こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材L	○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし ○かき起こし	○こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材G	○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし ○かき起こし	○こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○適用する ○適用しない
○ 内装薄塗材Si ○ 内装薄塗材E	○吹放し ○凸部処理 ○平たん状 ○凹凸状 ○ひき起こし	○吹付け ○こて塗り ○ローラー塗り		○適用する ○適用しない

外装塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合
（_____）
外装塗材Si、外装塗材Eにおける上塗材の適用
○適用する ○適用しない

○複層仕上げ塗材
○軽量骨材仕上塗材 (表15.6.1)(その3)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○複層塗材CE ○複層塗材RE ○複層塗材Si ○複層塗材E	○凸部処理 ○凹凸状 ○ゆず肌状	○吹付け ○ローラー塗り	○ 耐候形3種	○適用する ○適用しない
○ 可とう形複層塗材CE	○凸部処理 ○凹凸状 ○ゆず肌状	○吹付け ○ローラー塗り	○ 耐候形3種	○適用する ○適用しない
○防水形複層塗材CE ○防水形複層塗材RE ○防水形複層塗材E	○凸部処理 ○凹凸状 ○ゆず肌状	○吹付け ○ローラー塗り	○ 耐候形3種	○適用する ○適用しない
○ 吹付用軽量塗材	○砂壁状	○吹付け		○適用する ○適用しない
○ こて塗用軽量塗材	○平たん状	○こて塗り		○適用する ○適用しない

複層仕上げ塗材の上塗材 (15.6.2)(表15.6.2)
樹脂 ○アクリル系 ○シリカ系 ○ポリウレタン系
○アクリルシリコン系 ○ふっ素系
外観 ○つやあり ○つやなし ○メタリック
溶媒 ○溶剤系 ○弱溶剤系 ○水系

▷ 7. マスチック塗材塗り	(1) 種別 ○A種 ○B種 (15.7.2)(表15.7.1)
▷ 8. しっくい塗り	(1) 下地の種類 （_____） (15.10.1) ○標準仕様書15.10.1による場合の下地への適用 （_____） (2) 材料 (15.10.2) ○標準仕様書15.10.2(1)(ｱ),(ｲ)による色しっくい ○適用する ○適用しない ○_____ (3) 調合及び塗厚 (15.10.3)(表15.10.1～表15.10.4) 既調合しっくい ＊標準仕様書15.10.3(1)による ○_____ 現場調合しっくい ＊標準仕様書15.10.3(1)による ○_____ (4) 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 (15.10.4)(表15.10.5) ○なで切り仕上げ ○パターン仕上げ
▷ 9. こまい壁塗り	(1) 材料 (15.11.2) 土壁用ののりの種類 ＊つのまた ○ふのり ○ぎんなんそう ○粉末海藻 砂壁用ののりの種類 ＊ふのり ○つのまた ○こんにゃくのり ○にかわ ○合成高分子系混和剤 色土の種類 ○土物仕上げ （_____） ○大津仕上げ （_____） 色砂の種類 ○天然砂と岩石の砕砂 ○人工的に着色・製造したもの (2) 調合 下塗りの調合 ＊標準仕様書15.11.2による (15.11.3) ○_____ (3) 塗厚 ＊標準仕様書15.11.8による (15.11.4) ○建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ○図示 ○ (4) 工程 こまい壁 ＊A種 ○B種 (15.11.5 表15.11.9) (5) 土物仕上げの工法 (15.11.7) ○土物仕上げの工法 ○水こね土物仕1工法 ○水こね土物2工法 ○のりさし土物工法 ○のりごね土物工法 ○砂壁仕上げ工法 ○切返し仕上げ工法 (6) 大津仕上げの工法 (15.11.8) ○普通大津仕上げ工法 ○大津みがき工法 (7) ちりじゃくり ○図示 ○_____ (15.11.7)(15.11.8)
▷ 10. ロックウール吹付け	(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量 (15.12.2) ＊F☆☆☆☆ ○_____ (2) 仕上げ吹付け厚さ（mm） (15.12.3) ＊図示 ○_____

● 第１６章 建 具 工 事

項目	特記事項
▷ 1. 防火戸	(1) 防火戸の適用： (16.1.3) ○適用する 適用箇所（＊建具表による ○_____） ○適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (16.1.3) ＊建具表による ○_____
▷ 2. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作 ： ＊行わない (16.1.4) ○行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組： ＊実施しない (16.1.4) ○実施する
▷ 3. 防犯建物部品	(1) 防犯建物部品 ： ＊適用する (16.1.6) ○適用しない
▶ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (16.2.1～5) （コンクリート系下地及び鉄骨下地） (表16.2.1)

種別	＊ A種	● B種	○ C種
枠の見込み寸法(mm)	＊ ７０	● １００	１００
耐風圧性	S－４	S－５	S－６
気密性	A－３		A－４
水密性	W－４		W－５

（木下地） (表16.2.1)

種別	＊ D種	○ E種
枠の見込み寸法(mm)	＊ ７０	○ １００
耐風圧性	S－２	S－３
気密性	A－３	
水密性	W－３	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の 遮音性能の等級 （○_____）
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の 断熱性の等級 （○_____）

	(4) アルミニウム表面処理 (16.2.4) 外部に面する建具 (表14.2.1) 種別 ●BB-1種 ○BB-2種 着色 ●標準色 ○特注色 （○ブラウン系 ○ブラック系 ○ステンカラー） 屋内の建具 (表14.2.1) 種別 ○BB-1種 ○BB-2種 着色 ○標準色 ○特注色 （○ブラウン系 ○ブラック系 ○ステンカラー） (5) ステンレス鋼板の種類 (16.2.3)(16.6.3) ＊SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 ○ (6) ステンレス製くつづくりの仕上げ (16.2.4)(16.4.4) ＊HL ○ (7) 結露水の処理方法 ＊図示 ●メーカー仕様による (16.2.4) (8) 水切り板、ぜん板等 ＊図示 ●メーカー仕様による (16.2.5) (9) 木下地の内付け建具 (16.2.5) ＊適用する（建具の製造所の仕様） ○適用しない
▶ 5. 網戸	(1) 防虫網の材質 (16.2.3) ＊合成樹脂製 ○ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ステンレス(SUS316) 線径 ＊0.25mm以上 ○ mm以上 網目 ＊16ー18メッシュ ○ メッシュ
▶ 6. 樹脂製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (16.3.2) （コンクリート系下地及び鉄骨下地） (表16.3.1) 種別 ＊ A種 ○ B種 ○ C種 耐風圧性 S－４ S－５ S－６ 気密性 A－４ 水密性 W－４ W－５ （木下地） (表16.3.2) 種別 ＊ D種 ○ E種 耐風圧性 S－２ S－３ 気密性 A－４ 水密性 W－４ (2) 枠の見込み寸法： ＊建具表による ○ (16.3.4) (3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (16.3.2) ●Ｔ－１ ○Ｔ－２ (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の遮音性能の等級 (表16.3.3) ＊外部に面する建具の断熱性の等級 ●適用する （○H－４ ○H－５ ○H－６ ●H－７ ○H－８） ○適用しない ○_____
▷ 7. 鋼製建具	(5) ガラス： ＊複層ガラス ○単板ガラス ○三重ガラス (16.3.3) (6) 表面色： ●標準色（白） ○特注色 (16.3.4) (7) 水切り板、ぜん板等 ＊図示 ○_____ (16.2.5) (8) 木下地の内付け建具 (16.3.5)(16.2.5) ○適用する（建具の製造所の仕様） ○適用しない (9) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (16.3.2) ○Ｎ－１ ○Ｎ－２ ○Ｎ－３ (1) 簡易気密型ドアセットの気密性等級、水密性等級 (16.4.2) ○標準仕様書16.4.1による ○建具表による (表16.2.1) (2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ○Ｓ－４ ○Ｓ－５ ○Ｓ－６ (3) 防音ドア、防音サッシとする場合 (16.2.2) 遮音性の等級 （○ ） (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の (16.2.2) 断熱性の等級 （○ ） (5) 耐震ドアとする場合 (16.4.2) 面内変形追随性の等級 （○ ） (6) ステンレス鋼板の種類 (16.4.3)(16.6.3) ＊SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 ○ (7) 点検口の類のくつづりの材料 ○ (16.4.3) (8) 鋼板の厚さ ＊標準仕様書16.4.4表16.4.2による (16.4.4) ○図示
▷ 8. 鋼製軽量建具	(9) ステンレス製のくつづりの仕上げ ＊HL ○ (16.4.4) (10) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による) (16.4.6) ○適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による） (1) 簡易気密型ドアセット ○（Ａ－３） (16.5.2) (2) 防音ドア、防音サッシとする場合 (16.2.2) 遮音性の等級 （○ ） (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合 (16.2.2) 断熱性の等級 （○ ） (4) 耐震ドアとする場合 (16.5.2) 面内変形追随性の等級 （○ ） (5) 戸の鋼板 (16.5.3) ○亜鉛めっき鋼板 ○ビニル被覆鋼板 ○カラー鋼板 ○ステンレス鋼板 (6) 召合わせ、縦小口包み板等の材質 (16.5.3) ○ステンレス鋼板 ＊鋼板 ○アルミニウム合金 (7) 鋼板の厚さ (16.5.4) ＊標準仕様書16.5.4表16.5.1による ○図示 (8) ステンレス製のくつづりの仕上げ (16.5.4)(16.4.4) ＊HL ○ (9) 適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による） (16.5.6)
▷ 9. ステンレス製建具	(1) 性能値等（建具符号は建具表による） (16.6.2) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級 ＊建具表による (2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級 (表16.2.1) ○Ｓ－４ ○Ｓ－５ ○Ｓ－６ (3) 防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 （○ ） (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 （○ ） (16.4.2) (5) 耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 （○ ） (16.6.3) (6) ステンレス鋼板の種類 ＊SUS304、SUS430JIL、SUS443J1 ○_____ (7) 表面仕上げ ＊HL ○ (16.6.4) (8) ステンレス製のくつづりの仕上げ (16.5.4)(16.4.4) ＊HL ○ (9) 曲げ加工 ＊普通曲げ ○角出し曲げ (16.6.5)
▶ 10. 木製建具	(1) 建具材の加工、組立時の含水率 (16.7.2)(表16.7.2) ＊A種 ○B種 (2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 (16.7.2) ＊F☆☆☆☆ ○_____ (3) 枠及びくつづりの材料 (16.7.2) ●建具表による ○フラッシュ戸 表面材の合板の種類 (16.7.2)(表16.7.2)

合板の種類	表面材の品質等
●普通合板 耐風圧性 気密性 水密性	接着の程度 ＊水掛り箇所を1類、その他の2類以上 ○ 板面の品質 ＊広葉樹1等 ○
○天然木化粧合板	接着の程度 ＊水掛り箇所を1類、その他の2類以上 ○

	○特殊加工化粧合板 接着の程度 ＊水掛り箇所を1類、その他の2類以上 ○ ○ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ（ＭＤＦ） 表裏面の状態による区（ ） 曲げ強さによる区（ ） 接着剤による区分（ ） 難燃性による区分（ ） 表面剤のホルムアルデヒド放散量 ＊標準仕様書16.7.2(2)(ｲ)(a)による ○_____ 表面板の厚さ (16.7.3) ＊標準仕様書表16.7.6による ○ (16.7.4) 引戸の定規縁 ○召し合せかまちをいんろう付きとする ○かまち戸 (16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7) かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ） 見込み寸法 ＊36mm ○建具表による ○ ○ふすま (16.7.2)(16.7.3)(表16.7.3)(16.7.4)(表16.7.7)(16.7.10) 種別、工法 下張り ○Ⅰ型 ○Ⅱ型 上張り、縁仕上げ ○鳥の子 ○新鳥の子又はビニル紙程度 ○生地縁（ウレタンクリヤー塗装） 見込み寸法 ＊19.5mm ○建具表による ○ ○戸ふすま (16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)(16.7.4) 表面材の種別、品質等 見込み寸法 ＊19.5mm ○建具表による ○ ○紙張り障子 (16.7.3)(表16.7.7) 見込み寸法 ＊19.5mm ○建具表による ○
▶ 11. 建具用金物	(1) 取付け施工 (16.8.3) 取っ手類の取付高さは、床仕上げ面からの高さとし、図面による。 その他指示のない場合は、建具製作所の仕様による。 (2) 金物の種別・見え掛り部の材質等 (16.8.2) ＊標準仕様書 表16.8.1及び適用（備考欄の特記事項も含め）は、建具表による ○_____ (3) 金属製建具に使用する丁番の係数及び大きさ ＊標準仕様書 表16.8.2による ○_____ (4) 樹脂製建具に使用する丁番の係数及び大きさ ＊標準仕様書 表16.8.3による ○_____ (5) 木製建具に使用する丁番の係数及び大きさ ＊標準仕様書 表16.8.4による ○_____ (6) 木製建具に使用する戸車及びレール ＊標準仕様書 表16.8.5による ○_____ (7) マスターキー ●製作する ＊製作しない (16.8.4) ○既存のマスターキーに合わせる (8) 鍵： ＊３本１組 ○_____ (16.8.4) (9) 鍵箱：○無し ●有り (16.8.4) (10) 建具表で指示のない建具金物は１６章８節による
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 引き戸駆動装置の性能 (16.9.2)(表16.9.1) ○ＳＳＬＤ－１ ○ＳＳＬＤ－２ ○ＤＳＬＤ－１ ○ＤＳＬＤ－２ 防錆の適用 ○適用する ○適用しない (2) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 ＊標準仕様書16.9.2表16.9.2による ○_____ 防錆の適用 ○適用する ○適用しない (3) 開閉方法は、建具表による。 (16.9.2) (4) 検出装置の性能 (16.9.2) ＊表16.9.3による ○_____ (5) 戸の開閉方式 ＊図示 ○_____ (6) 引き戸用検出装置の種類 ○光線（反射）センサー ○熱線センサー (表16.9.4) ○音波センサー ○光電センサー ○電波センサー ○タッチスイッチ （○無線式タッチスイッチ ○光電式タッチスイッチ） ○押しボタンスイッチ ○車椅子使用者便房スイッチ （○大形（開・閉）押しボタンスイッチ ○非接触スイッチ） (7) 凍結防止措置 (16.9.2) ○適用する ＊適用しない
▶ 13. 自閉式上吊り引戸装置	(1) 性能 ＊標準仕様書16.10.3表16.10.1による。 ○図示
▷ 14. 重量シャッター	(1) シャッターの種類 ○管理用シャッター ○外壁用防火シャッター (16.11.2) ○屋内用防火シャッター ○防煙シャッター (2) 耐風圧強度 管理用シャッター _____Pa (16.11.2) 外壁用防火シャッター _____Pa (3) シャッターケース（管理用シャッター） ○設ける ○設けない (4) 開閉方式 ＊電動式（手動併用） ○手動式 (16.11.2) (5) 安全装置 急降下制動装置又は急降下停止装置、 障害物感知装置、危険防止機構の設置箇所 ○図示 ○ (6) 注意喚起装置 ○音声発生装置 ○注意灯の設置 ○シャッターへの危険表示 ○シャッターの下降位置の表示 (7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール（３方）を設置 (8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (16.11.3) 種類 ○JIS G 3302 ○JIS G 3312 付着量 ＊Z12又はF12 ○_____
▷ 15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式 ＊手動式 ○電動式（手動併用） (16.12.2)(表16.12.1) (2) 耐風圧強度：_____Pa (16.12.2) (3) 電動式の場合の安全装置 障害物完治装置の設置箇所 ○図示 ○_____ (4) スラットの材質 (16.12.3) ○JIS G 3312 めっき付着量 ＊Z06又はF06 ○_____ ○JIS G 3322 めっき付着量 ＊AZ80 ○_____ (4) スラットの種類 ○インターロッキング形 ○オーバーラッピング形
▷ 16. オーバーヘッドドア	(16.13.2)

ｾｸｼｮﾝ材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
＊ スチールタイプ	○ １２５	＊ バランス式	○ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形	＊ 溶融亜鉛めっき鋼板
○ アルミニウムタイプ	○ １００	○ チェーン式	○ ﾛｰﾊｯﾄﾞ形	○ ステンレス鋼板
○ ファイバーグラス	○ ７５	○ 電動式	○ ﾊｲﾘﾌﾄ形	
	○ ５０		○ ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	

▶ 17. ガラス	(1) 板ガラス (16.14.2) 7. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。 4. ガラスの種類及び厚さは建具表による。 (2) ガラス留め材（防火戸以外） (16.14.2)

該当	建具の種類	材種
●	アルミニウム製建具	＊ シーリング材 ○ 建築用ガスケット
○	鋼製建具	＊ シーリング材
○	ステンレス製建具	＊ シーリング材
○	鋼製軽量建具	＊ シーリング材
●	木 製 建 具	＊ 押縁
●	樹脂製建具	＊ 建築用ガスケット

(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (16.14.3)(図16.14.2)
＊建具の製造所の仕様による ○

▷ 18. ガラスブロック積み

(1) 表面形状　図示 (16.14.5)
呼び寸法　図示
厚さ　図示
(2) 壁用金属枠、補強材 (16.14.5)
○設ける（形状　○図示　○）○設けない
(3) 力骨の材質、寸法、形状： (16.14.5)
材質　＊ステンレス鋼(SUS304)　○
寸法　＊径5.5mm　○
形状　＊はしご形状複筋及び単筋　○
(4) 金属製化粧カバー、 (16.14.5)
材質　○ステンレス　○アルミニウム製
寸法　○図示　○
形状　○図示　○
(5) 化粧目地モルタル　色 _____ (16.14.5)
(6) シーリングの種類　＊図示 (16.14.5)
(7) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： (16.14.5)
＊図示　○
(8) 壁用金属枠
木下地の場合：_____mm
(9) ガラスブロックの目地幅の寸法： (16.14.5)
ｱ. 積み
＊8～15　○15～25
ｲ. 曲面積み
＊曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上
○
_____
(10) 伸縮調整目地の位置： (16.14.5)
＊幅6m以下ごとに10～25mm　○図示
(11) 目地部の力骨の納まり (16.14.5)
＊ガラスブロック製作所の仕様　○図示

○ 第１７章　カーテンウォール

項目	特記事項
▷ 1. カーテンウォールの性能	(1) 性能 (17.1.3) ○ 耐風圧性　○ Ｓ－４　○ Ｓ－５　○ Ｓ－６ ○ 耐火性（時間）　○ ３０分　○ １時間 ○ 耐震性　水平方向（　）　鉛直方向（　）
	○ 耐温度差性（℃）　○ ６０　○ ７０　○ ８０ ＊ 水密性　○ Ｗ－４　○ Ｗ－５ ○ 遮音性　○ ＊ 気密性　○ Ａ－３　○ Ａ－４ ○ 断熱性（㎡h℃/kcal）　○
▷ 2. メタルカーテンウォール	(1) 金属材料の種類：○アルミニウム製　○鋼製　○ステンレス製 (17.2.2) (2) シーリング材、構造ガスケット、断熱材料は図示 (3) 製品の見え掛かり部分の仕上げは図示 (4) ガラス溝の寸法、形状等はカーテンウォール製造所の仕様による。 (5) 主要部材、躯体取付け金物の取付け位置の寸法許容差は表17.2.2及び表17.2.3による。
▷ 3. ＰＣカーテンウォール	(1) 材料 (17.3.2) ｱ. ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類、耐火目地材、断熱材、建具枠等は、図示 ｲ. ｺﾝｸﾘｰﾄの種類　○普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　○軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ ｳ. ｺﾝｸﾘｰﾄの品質 ＊設計基準強度（Fc）：３０Ｎ/mm2　＊スランプ：１２ｃｍ ＊鉄筋の種類：ＳＤ２９５ ｴ. 補強鉄線の径及び網目寸法：図示 (2) 形状及び仕上げ (17.3.3) ｱ. 見え掛かり部の寸法許容差：標準仕様書 表17.3.1による ｲ. 仕上げ ｳ. 構造用ガスケットのアンカー溝の寸法及び寸法許容差 ＊図示による (3) 製作 (17.3.4) 鉄筋の組立：配筋計算書による (4) 取付け (17.3.5) 取付け位置の許容差：標準仕様書 表17.3.2による (5) ガラスの取付け (17.3.6) 構造用ガスケットを用いる取付：図示

● 第１８章　塗装工事

項目	特記事項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量： (18.1.3) ＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外 (2) 防火材料： (18.1.3) ＊防火材料の指定は図面による ○
▶ 2. 素地ごしらえ	種別 (18.2.2～18.2.7)（表18.2.1～表18.2.7）

下地面等		種別
木部	透明塗装塗りの場合	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	透明塗りの場合	＊ Ｂ種　○ Ａ種
鉄鋼面	耐候性塗料塗り（DP）の場合	＊ Ｂ種　○ Ａ種 ○ Ｃ種
	上記以外の場合	＊ Ｃ種　○ Ａ種 ○ Ｂ種
亜鉛めっき鋼面		○ Ａ種　○ Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
コンクリート面（DP）の場合		＊ Ａ種　○ Ｂ種
押出成形セメント板面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	＊ Ｂ種　○ Ａ種

▷ 3. 錆止め塗装塗り

種別 (18.3.2)（18.3.3）（表18.3.1～表18.3.4）

下地面等			錆止め塗料の種別	種別
鉄鋼面	見え係り部分	SOP	Ａ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
		DP	1回目Ｃ種 2,3回目Ｄ種	標準仕様書 表18.3.4
		EP-G	＊ Ｂ種　○ Ａ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	見え隠り部分	SOP	Ａ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
		DP	1回目Ｃ種 2,3回目Ｄ種	標準仕様書 表18.3.4
		EP-G	＊ Ｂ種　○ Ａ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	＊ Ａ種　○ Ｂ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
		DP	Ｂ種	標準仕様書 表18.3.6
		EP-G	Ｃ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	鋼製建具以外	SOP	＊ Ｂ種　○ Ａ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
		DP	Ｂ種	標準仕様書 表18.3.6
		EP-G	Ｃ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種

▶ 4. 塗料

種別 (18.4.1～18.12.2)（表18.4.1～表18.12.1）

下地面等		種別
合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部屋外	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	木部屋内	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	鉄鋼面	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.4.3
クリアクラッカー塗り（CL）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り（NAD）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
耐候性塗装塗り（DP）	鉄鋼面	標準仕様書 表18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.7.2
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○ Ａ種　○ Ｂ種 ○ Ｃ種　○ Ｂ種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	木部	標準仕様書 表18.8.2
	屋内の鉄鋼面	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.8.4
合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
ステイン塗り	ピグメントステイン塗り	－
	オイルステイン塗り（OS）	－
木材保護塗料塗り（WP）	屋外	＊ Ｂ種　○ Ａ種

塗料の種類等 (表18.5.1)
・クリアラッカー塗り（CL）
種別がＡ種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
・塗料の種類（　） (表18.7.2)
・耐候性塗料塗り
上塗り塗装の等級　鉄鋼面　（　）級
亜鉛めっき鋼面　（　）級 (表18.10.1)
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）
標準仕様書 表8.10.1の工程の着色　○着色する
・オイルステイン塗り（OS）の仕様 (表18.11.2)
＊図示による　●MUC塗装 塗料メーカーの標準仕様による

● 第１９章　内装工事

項目	特記事項
▶ 1. ビニル床シート張り	ビニル床シート（JIS A 5705） (19.2.2)

施工部位	種類	色柄	厚さ（mm）	工法
図示	＊ ＦＳ	○ ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
	●図示	○ ﾌﾞﾚｰﾝ	●図示	＊ 熱溶接
	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
		○ ﾌﾞﾚｰﾝ	○	＊ 熱溶接
	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
		○ ﾌﾞﾚｰﾝ	○	＊ 熱溶接

▷ 2. ビニル床タイル張り　ビニル床タイル（JIS A 5705） (19.2.2)

施工部位	種類	色柄	硬さの種類	厚さ（mm）
	＊ ＫＴ	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0
	＊ ＫＴ	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0
	＊ ＫＴ	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0

▷ 3. 特殊機能床材　(1) 帯電防止床シート、床タイル (19.2.2)

施工部位	種類	性能	厚さ（mm）
	帯電防止床シート	体積抵抗値（　）Ω以下	
	帯電防止床タイル		

(2) 視覚障害者用床タイル (19.2.2)

区分	施工部位	種類	寸法（mm）
屋外		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ レジンコンクリート系	○
		○ 磁器質タイル	
屋内		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ 磁器質タイル	○

※色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(3) 耐動荷重性床シート (19.2.2)

施工部位	種類	厚さ（mm）	備考

(4) 防滑性床シート、防滑性床タイル (19.2.2)

施工部位	種類	厚さ（mm）
図示	図示	図示

(5) ビニル幅木： (19.2.2)
厚さ（mm）　＊1.5以上　●＿図示＿
高さ（mm）　＊ 60　●＿図示＿
(6) ゴム床タイル： (19.2.2)
種類　○＿＿＿　色柄　○＿＿＿
厚さ（mm）　○＿＿＿　寸法　○＿＿＿
(7) 接着剤： (19.2.2)（表19.2.2）
ホルムアルデヒド放散量　＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所
種別　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○
(8) ゴム床タイル用接着剤： (19.2.2)（表19.2.2）
ホルムアルデヒド放散量　＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所
種別　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○

▷ 4. 工法　(1) 標準仕様書19.2.3以外の下地工法 (19.3.2)
○図示　○

▷ 5. カーペット敷き　(1) 織じゅうたん (19.3.2)（表19.3.1）(表19.3.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	帯電性
○	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種	○ ｳｨﾙﾄﾝ ○ ﾀﾌﾄﾞﾌｫｰｽ ○ ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰ	○ ループ ○ カット ○ 併用	○ 適用する （性能： ＊ 人体耐電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない

(2) タフテッドカーペット (19.3.2)（表19.3.2）

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する （性能： ＊ 人体耐電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない	○ グリッパー ○ 全面接着

(3) タイルカーペット (19.3.2)（表19.3.2）

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	＊ 第一種 ○ 第二種	＊ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 500mm角 ○	＊ 6.5mm ○

(4) 下敷き材：＊第２種２号　○＿＿＿＿＿ (19.3.2)
＊呼び厚さ6mm　○＿＿＿＿＿
(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状：図示 (19.3.2)
(6) 接着剤： (19.3.2)
ホルムアルデヒド放散量　＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
(7) 繰りじゅうたんの接合方法 (19.3.3)
＊ヒートボンド工法　○＿＿＿＿＿
(8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方： (19.3.3)
平場　＊市松敷き　○模様流し　○＿＿＿
階段部分　＊模様流し　○市松敷き　○＿＿＿

▷ 6. 合成樹脂塗床　(1) 厚膜型塗床材（弾性ウレタン樹脂系塗床材） (19.4.3)（表19.4.4）

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	

(2) ホルムアルデヒド放散量：
＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
(3) 厚膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床材） (19.4.3)（表19.4.5～7）

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	＊ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂ﾓﾙﾀﾙ	○ 平滑 ○ 防滑	
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	＊ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂ﾓﾙﾀﾙ	○ 平滑 ○ 防滑	

(4) ホルムアルデヒド放散量：
＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
(5) 薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床材） (19.4.3)（表19.4.8）

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
			＊ 平滑	

(6) 薄膜型塗床材ホルムアルデヒド放散量： (19.4.2)
＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外

▶ 7. フローリング張り　(1) ○適用しない (19.5.5)
○適用する
○フローリングボード（直張用） (表19.5.5)
樹種：＊なら　○＿＿＿＿＿
○複合フローリング（直張用） (表19.5.6)
種別：○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種
樹種：＊なら　○さくら　○ひのき、まつ
○フローリングブロック
樹種：＿＿＿＿＿
厚さ：＿＿＿＿＿
幅：＿＿＿＿＿
長さ：＿＿＿＿＿
(2) フローリングの裏面の不陸緩和材 (19.5.5)
＊合成樹脂発泡シート
○
(3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
● 遊戯室床（ＪＩＳ　Ａ　６５１９）	＊ なら　○	ＷＵＰ
○ 柔剣道場の床（ＪＩＳ　Ａ　６５１９）	＊ なら　○	

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量： (19.5.2)
＊Ｆ☆☆☆☆・接着剤等不使用　○
(5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材： (19.5.5)
＊合成樹脂発泡シート　○
フローリングブロック

樹種	厚さ	大きさ	適用

▷ 8. 畳敷き　(1) 普通畳の種別 (19.6.2)（表19.6.1）
○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　＊Ｄ種
Ｄ種の場合の畳床　ＯＫＴ－Ⅰ　ＯＫＴ－Ⅱ　＊ＫＴ－Ⅲ
ＯＫＴ－Ｋ　ＯＫＴ－Ｎ
(2) 柔道畳
畳床は、JIS A 5901（畳床）の２級品とし、畳表は、柔道用レザー表地（裏地ビニロン使用）とする。

▶ 9. せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り　(1) せっこうボード及びその他のボード種類、厚さ等
＊図示　○＿＿＿＿＿
7. ホルムアルデヒド放散量：
＊Ｆ☆☆☆　○規制対象外
(2) せっこうボードの目地工法：＊突付け工法 (19.7.3)
○継目処理工法
○目透し工法

▶ 10. 合板張り　(1) 普通合板は、「普通合板の日本農林規格」の規格品で、板面の品質は１・２等込みとし、難燃合板及び特殊合板は、それぞれ「難燃合板の日本農林規格」及び「特殊合板の日本農林規格」の規格品とする。
(2) 19.7.2(1)にかかわらず、防火材料の認定品の使用は指定のあったときとする。
(3) 下地の種類：図示 (19.7.3)
(4) 普通合板の種類等 (19.7.2)

表板の樹種	板面の品質	処理	厚さ（mm）
生地、透明塗料塗り ＊ ラワン程度 ●しな程度 不透明塗料塗り ＊ しな程度 ○	●１等	○ 防虫処理	●9.0

(5) 天然木化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧板の樹種	処理	厚さ（mm）
○	○ 防虫処理	○

(6) 特殊加工化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ（mm）
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装	○	○ 防虫処理	○

▶ 11. 壁紙張り　(1) 材料 (19.8.2)
7. 壁紙の種類等：

施工部位	防火種別	種類
図示	＊ １ － １	○ 紙・布
	● ２ － ２	● ビニールクロス
	＊ １ － １	○ 紙・布
	○ －	○ ビニールクロス

個別認定の一例

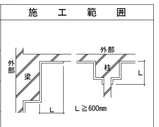
防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
１－１	不燃	不燃	準不燃	準不燃
１－２	不燃	準不燃	準不燃	難燃
１－３	不燃	準不燃	準不燃	－
２－１	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
２－２	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
２－３	準不燃	準不燃	準不燃	－

防火種別　左の数字は、旧通則認定における検定級に基づく区分
ｲ. 壁紙のホルムアルデヒド放散量 (19.8.2)
＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
ｳ. 素地ごしらえの種別： (19.8.3)
モルタル・せっこうプラスター面　＊Ｂ種　○Ａ種
コンクリート・ＡＬＣ面　＊Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面　＊Ｂ種　○Ａ種

▶ 12. 断熱・防露　(1) 共通事項　ノンフロン仕様とする。 (19.9.2)
(2) 硬質ウレタンフォーム保温板他

施工部位	材料の種別	材料の類別及び品質
基礎断熱 土間下敷込	＊（JIS A 9521）ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ●（JIS A 9521）押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS） ○	＊ １号 ●　３種ｂ （表皮付き） ○
屋根外断熱	＊（JIS A 9521）押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS） ○	＊　３種ｂ （表皮付き）
外壁・天井	＊（JIS A 9521）ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ●（JIS A 9521）押出法ポリスチレンフォーム断熱材（XPS） ○（JIS A 9521）硬質ウレタンフォーム断熱材（PUF） ○（JIS A 9521）フェノールフォーム断熱材（PF）	●　Ｂ類３種 ○　種　号
外壁軸部	●無機繊維断熱材 （高性能グラスウール）	●　20kg/m3

☆フェノールフォーム断熱材及び張付用断熱材の接着剤
ホルムアルデヒド放散量：　＊Ｆ☆☆☆☆　○規制対象外
※施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板２種ｂで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

地区	道南・道央	道北・道東	施工範囲
外気に接する床	＊ ５０ ○	＊ ５０ ○	
外気に接しない床	＊ ３０ ○	＊ ３０ ○	
外壁面	＊ ３０ ○	＊ ４０ ○	
最上階スラブ下端	＊ ４０ ○	＊ ５０ ○	

(3) 吹付硬質ウレタンフォーム
ｱ. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。
ｲ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。
ｳ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Ｖカットのうえ発泡ウレタン処理をする。
(4) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。
密度　＊高性能16kg/㎥　●　24　kg/?
(5) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とし、密度は保温板80kg/m³、フェルト及びマット40kg/m³とする。
(6) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524（吹込み用ロックウール断熱材）又はJIS A 9525（吹込み用セルロースファイバー断熱材）による。

● 第２０章　ユニット及びその他工事

項目	特記事項
▷ 1. フリーアクセスフロア	(1) 仕様 (20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
	○ 500×500		○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値（ｸﾗｽ1） ○ U値（ｸﾗｽ2）	○ R≧1×10^6 ○
	○ 500×500		○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値（ｸﾗｽ1） ○ U値（ｸﾗｽ2）	○ R≧1×10^6 ○

(2) 性能 (20.2.2)
＊標準仕様書20.2.2による　○図示
(3) 寸法精度 (20.2.2)
＊標準仕様書20.2.2による　○図示
▷ 2. 可動間仕切　(1) 仕様 (20.2.3)

構造形式	表面材質	表面仕上げ	遮音性	不燃材料の認定
○ スタッド式（内蔵） ○ スタッド式（露出） ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ ﾒﾗﾐﾝ樹脂塗料又はｱｸﾘﾙ樹脂塗料焼付 ○	○ 0 ○ 12 ○ 20 ○ 28 ○ 36	○ あり ○ なし

(2) ホルムアルデヒド放散量　＊Ｆ☆☆☆　　○規制対象外
(3) パネル内に取り付ける建具　　(20. 2. 3)
　○あり（図示）　　○なし

▷ 3. 移動間仕切　　(1) 仕様　　(20. 2. 4)

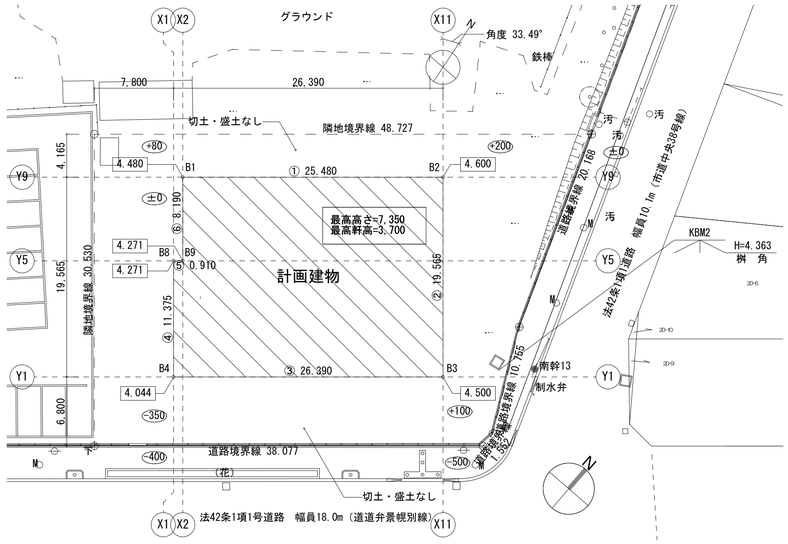
走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ
○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式	○ 一般タイプ （36db未満） ○ 遮音タイプ （36db以上）	○ 焼付塗装

(2) 取付部品・ハンガーレール・ランナーの取付け下地の補強：　(20. 2. 4)
　＊取付全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
　○＿＿＿



計画敷地：登別市中央町６丁目１９番地５

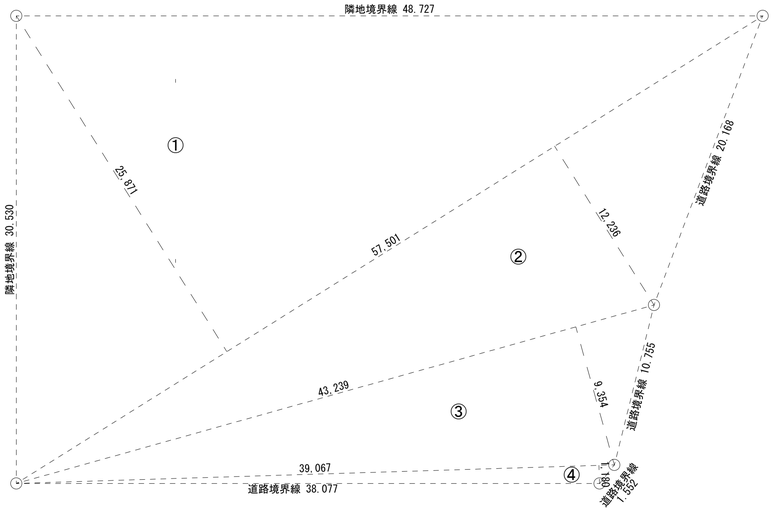
付近見取図(1:5,000)



配置図(1:300)

平均地盤高算定表				
番号	A:地盤高	B:地盤高	C:建物長さ	D:(A+B)÷2×C
①	4.480	4.600	25.480	115.679200
②	4.600	4.500	19.565	89.020750
③	4.500	4.044	26.390	112.738080
④	4.044	4.271	11.375	47.291563
⑤	4.271	4.271	0.910	3.886610
⑥	4.271	4.480	8.190	35.835345
合計			91.910	404.451548
平均地盤高 D÷C				4.400517

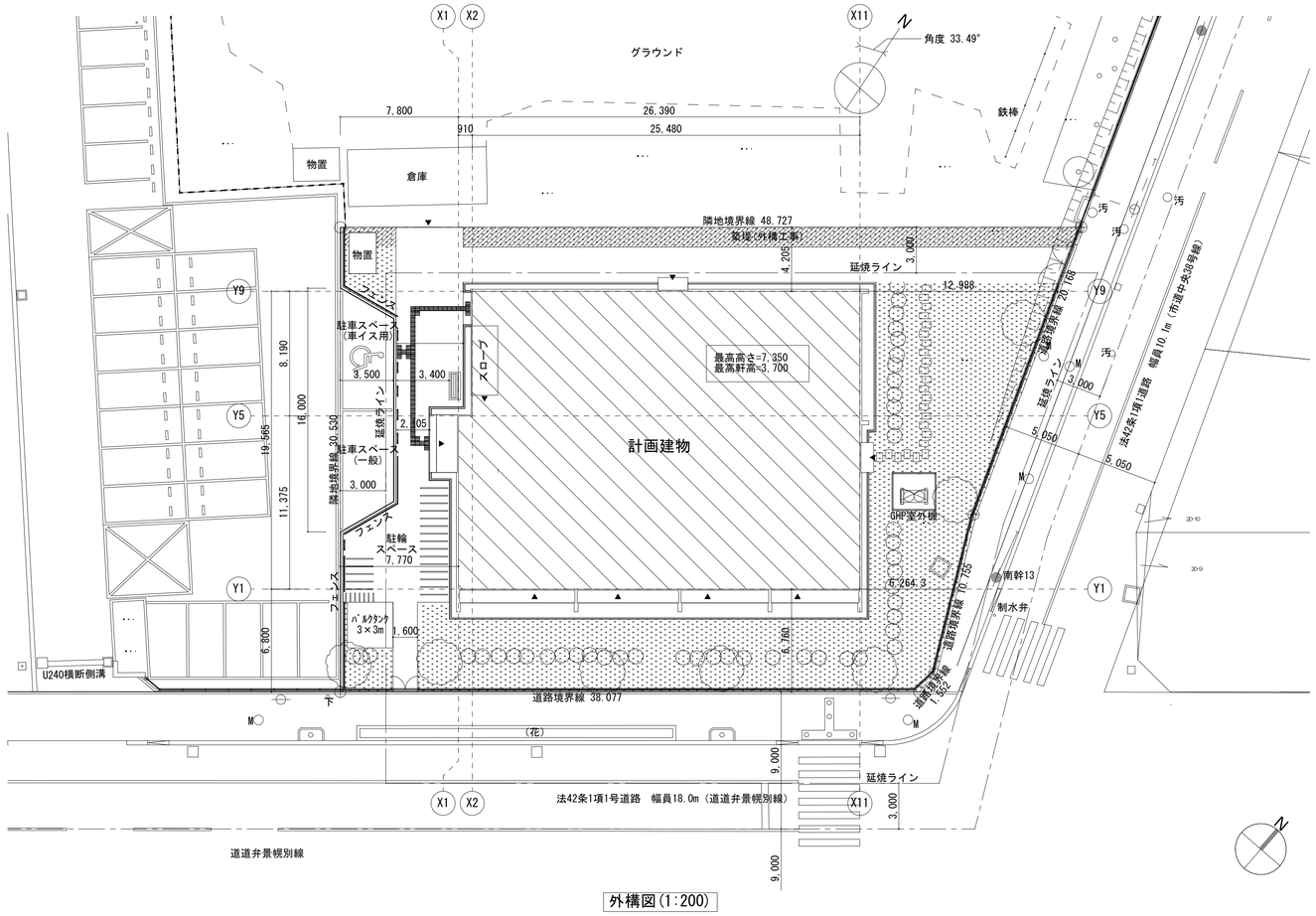
設計GL＝平均地盤高＝4.40



敷地求積図(1:200)

■敷地面積の算定

番号	底辺(m)	×	高さ(m)	=	倍面積	面積
①	57.501	×	25.871	=	1487.608371	743.804186
②	57.501	×	12.236	=	703.582236	351.791118
③	43.239	×	9.354	=	404.457606	202.228803
④	39.067	×	1.180	=	46.099060	23.049530
合計						1,320.873637
敷地面積【㎡】						1,320.87



外構図(1:200)

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

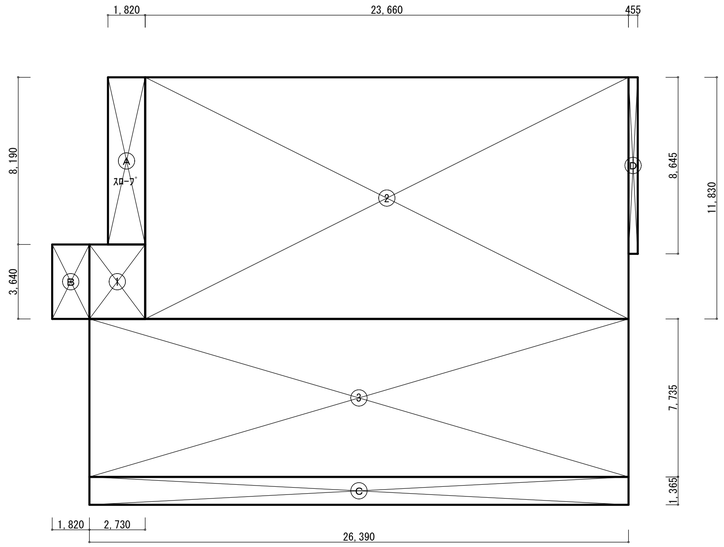
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名 （仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

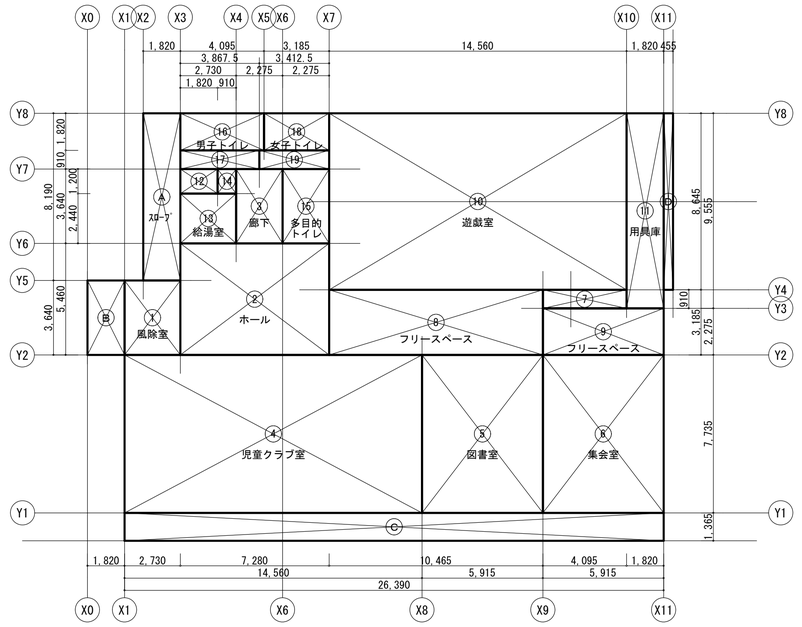
図名 配置図

縮尺 A1=1:200 A3=1:400

図面番号 A－10



建物求積図



各室求積図

延床面積

符号		計算式				面積
①		2.73	×	3.64	=	9.93720
②		23.66	×	11.83	=	279.89780
③		26.39	×	7.735	=	204.12665
① ～ ③ 合計					=	493.96165
（小数点第3位以下切り捨て）						493.96

建築面積

符号	室名	計算式				面積
Ⓐ	スロープ	1.82	×	8.19	=	14.905800
Ⓑ	風除室廂	1.82	×	3.64	=	6.624800
Ⓒ	南東側廂	26.39	×	1.365	=	36.022350
Ⓓ	遊戯室北東廂	0.455	×	8.645	=	3.933475
① ～ ③					=	493.961650
合計					=	555.448075
（小数点第3位以下切り捨て）						555.44

各室面積表

番号	室名	計算式				面積
①	風除室	2.730	×	3.640	=	9.94
②	ホール	7.280	×	5.460	=	39.75
③	廊下	2.275	×	3.640	=	8.28
⑧	フリースペース	10.465	×	3.185	=	33.33
② ＋ ③ ＋ ⑧						81.36
④	児童クラブ室	14.560	×	7.735	=	112.62
⑤	図書室	5.915	×	7.735	=	45.75
⑥	集会室	5.915	×	7.735	=	45.75
⑦		4.095	×	0.910	=	3.73
⑨		5.915	×	2.275	=	13.46
⑥ ＋ ⑦ ＋ ⑨						62.94
⑩	遊戯室	14.560	×	8.645	=	125.87
⑪	用具庫	1.820	×	9.555	=	17.39
⑫	給湯・洗濯室	1.820	×	1.200	=	2.18
⑬		2.730	×	2.440	=	6.66
⑫ ＋ ⑬						8.85
⑭	SKシンク	0.910	×	1.200	=	1.09
⑮	多目的トイレ	2.275	×	3.640	=	8.28
⑯	男子トイレ	4.095	×	1.820	=	7.45
⑰		3.868	×	0.910	=	3.52
⑯ ＋ ⑰						10.97
⑱	女子トイレ	3.185	×	1.820	=	5.80
⑲		3.413	×	0.910	=	3.11
⑱ ＋ ⑲						8.90

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録（石）第650号
管理建築士　一級建築士（大臣）登録第254091号　武部　幸紀
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：各室求積図・各室面積表

縮尺：1：150

図面番号：A－11

建築概要		外部仕上表		内部一般仕様		断熱仕様		塗装凡例　全てＦ☆☆☆☆を使用する		その他
工 事 名	（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	屋根	長尺カラーガルバリウム鋼板ｔ0.4　フラットルーフ葺（吊子一体タイプ） アスファルトルーフィング940、下地合板12ｔ（構造合板特類）	間仕切壁下地	柱：120×120@1,800以内、間柱：30×120@455、45×120@910（交互）、 横胴縁（室内側）：18×45@455、18×90@1,820　（屋外側）：18×45@455 入り隅下地：120×30	土間スラブ	発泡断熱材敷込ｔ50（スラブはｔ30打込み）	記　号	名　称	○ 構造用合板、ラワン合板は特類とする
施工場所	登別市中央町６丁目１９番地５		垂木：45×105@455（浮上がり防止：母屋にヒネリ金物(タルキックⅡ同等)）			基礎断熱	押出発泡ポリスチレン板（FP板）ｔ50打込（B-3種） ※FP板欠損部は発泡ウレタンにて補修のこと。	○ ＥＰ－Ｇ	艶有り合成樹脂エマルションペイント塗	○ シナ合板は1類とする
用途指定	第二種中高層住居専用地域	軒天	パルプ繊維混入セメント板（全面有孔板）ｔ12Vカット突付 ニチハ株式会社：軒天12（ｔ12.0無塗装品）同等品　EP-G	外壁下地	柱：120×120@1,800以内、間柱：30×120@455、45×120@910（交互）、 縦胴縁(屋外側)：45×27@455、横胴縁(室内側)：18×45@455、18×90@1,820	外壁	高性能グラスウール20k ｔ120充填＋付加断熱：押出発泡ポリスチレン板ｔ30	○ ＷＵＰ	水性反応硬化型ウレタン塗り	○ 丸太柱は道産材を使用し、造作とする
防火指定	法２２条区域	軒先・破風	カラーガルバリウム鋼板ｔ0.4包み（木下地）			天井（屋根）	ブローインググラスファイバー18K　300ｔ	○ ＷＵＣ	水性反応硬化型ウレタンクリア塗り	
地域地区	―	外壁	防火サイディング ｔ18 金具止め（ケイミュー/シェードラップ セラディール・親水パワーコート　防火構造　PC030BE-9201　同等品）	天井廻り縁	特記なき限り塩ビ既製品（Ｆ見切り）	防湿仕様	壁・天井：室内側・土間下：ポリエチレンシートｔ0.15			
主要用途	児童福祉施設等（児童館）	基礎	外断熱：押出発泡ポリスチレン板ｔ50（B-3種）、 樹脂モルタルｔ５ｔ塗	天井下地	ＬＧＳ	ポリエチレンシート	防湿に使用するﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄは「JIS A6930（住宅用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ）」、「JIS Z1702（包装用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ）」	下地・仕上仕様	認定番号	
構　　造	木造　平屋建	土台水切	ガルバリウム鋼板ｔ0.4包み（木下地）	ビニルクロス	普及品（準不燃　QM-0699）		「JIS K6781（農業用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ）」に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムとする	化粧ｹｲｶﾙ板ｔ6.0	：不燃　NM-1217	
建築面積	555.44㎡	外部建具	窓：樹脂製建具（LOW-Eガラス　アルゴンガス封入）、 玄関：アルミ製　※開口部廻り：シーリング、ツーバイテープ貼	内部造作・枠材	青木		防湿気密層のﾎﾟﾘﾌｨﾙﾑは、室内側に隙間なく施工すること （両重ね100mm以上、取合重ね150mm以上）	石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ9.5	：準不燃　QM-9828	
延床面積	493.96㎡	テラス	コンクリートコテ押さえ	出隅・入隅	特記なき限りボード面は専用コーナービート使用（Ｒ付） 木部は青木30×30WUC（Ｒ面取）		開口部と躯体の取合いは、気密テープ貼りのこと 建て方時、外周壁廻りﾎﾟﾘﾌｨﾙﾑ先貼りのこと	石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ12.5	：不燃　NM-8619	
最高高さ	7.35m	ﾎﾞｰﾁ、ｽﾛｰﾌﾟ	ゴムチップ舗装ｔ15.0	内部塗装	特記なき限り木部の見え掛かり部はWUC	気密パッキン	外周部土台下には気密パッキンを施工すること（EPDM発泡ゴムW10×2ポリエチレンフィルム付（レール500同等品））	石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ15.0	：不燃　NM-8619	
最高軒高	6.00m	エプロン	コンクリート コテ押さえ	カーテンレール	ステンレスＣ型ダブル（中型）	通気パッキン	内部土台下には、通気パッキンを施工すること。	耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ9.5	：準不燃　QM-0898	
		犬走り	コンクリート縁石（100×120）、砂利敷B種ｔ60（別途工事）	防火上主要な間仕切り壁	両面石膏ボードｔ15.0：準耐火45分（告示1358号）小屋裏まで施工			化粧石膏吸音板ｔ9.5	：不燃　NM-0879	
		小屋裏換気	軒先部分の通気スリットによる （通気スリット：イーブスベンツ18　142cm²/m）	便所床	東リ　消臭NWトワレ同等品　床材立上H75（巻上耐水工法）			化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ9.5	：準不燃　QM-9072	
				遊戯室床	特殊フローリング　ｔ18　ナラ　ウレタン塗装（工場２回、現場２回） （北海道パーケット　ジムフローリング同等品）			硬質石膏ﾎﾞｰﾄﾞｔ9.5	：不燃　NM-9645	
				木材の含水率	主要な構造材等の現場搬入時の含有率は20%以下とする（主要な構造材等～柱梁等の主要構造材、床を構成とする木材、及び気密工事に使用する木材）			化粧ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞｔ9.5	：不燃　NM-2694	
				防腐処理を講じる部位	（ａ）土台　（ｂ）外壁の軸組の内、地面からの高さ１ｍ（FL＋700）以内の部分 （ｃ）台所・洗面所等の水がかりの恐れのある部分の壁の軸組					
				防腐処理剤	水性キシラモン　３Ｗ（社団法人日本木材保存協会認定　A-5367）					
				衝撃吸収性ビニル床シート	発泡複層ビニル床シート　ｔ4.5（東リ アリーナフィット同等品）					

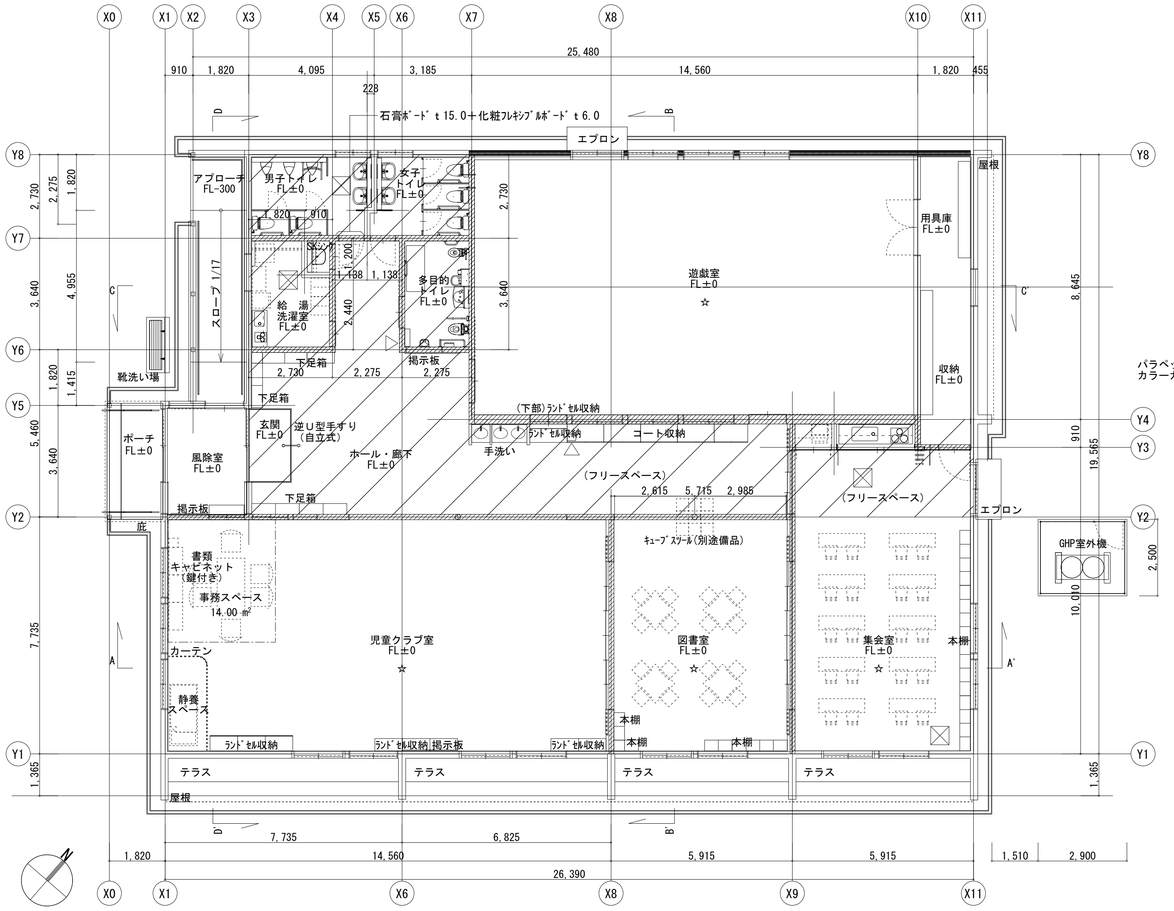
内部仕上表

階	室　名	床			巾　木		壁		天　井		天井高さ	備　考 凡例　ＣＢ：カーテンボックス　ＣＲ：カーテンレール
		下　地	仕　上	ＦＬ±	仕　上	高　さ	下　地	仕　上	下　地	仕　上		
1　階	風除室	コンクリート下地	防滑性ビニル床シートｔ2.5	±0	アルミ巾木	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	着色フレキシブルボードｔ6.0	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	掲示板（ホワイトボード）
	ホ ー ル 廊下（フリースペース）	ラワン合板ｔ9.0+ｔ4.0 構造用合板ｔ24+木床組	衝撃吸収性ビニル床シートｔ4.5	±0	巾木　青木集成材 WUC	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	ビニルクロス、 着色フレキシブルボードｔ6.0	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	下足棚、手洗い場、掲示板（ホワイトボード）
	玄関	ラワン合板ｔ15 構造用合板ｔ24+木床組	防滑性ビニル床シートｔ2.5	±0	アルミ巾木	H=75	石膏ボードｔ12.5	ビニルクロス	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	SUS床見切、逆U型手すり（自立型）
	児童クラブ室 （事務スペース）	ラワン合板ｔ9.0+ｔ4.0 構造用合板ｔ24+木床組	衝撃吸収性ビニル床シートｔ4.5	±0	巾木　青木集成材 WUC	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	ビニルクロス	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	収納戸棚、雨具掛、ランドセル収納棚、掲示板（ホワイトボード）、ＣＢ:スプルースｔ20、 ＣＲ（Ｗ）、天吊ＣＲ
	図書室	ラワン合板ｔ9.0+ｔ4.0 構造用合板ｔ24+木床組	衝撃吸収性ビニル床シートｔ4.5	±0	巾木　青木集成材 WUC	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	ビニルクロス	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	低書架、ＣＢ：スプルースｔ20ＷＵＣ ＣＲ：ステンレスＣ型ダブル(中型)
	集会室	ラワン合板ｔ9.0+ｔ4.0 構造用合板ｔ24+木床組	衝撃吸収性ビニル床シートｔ4.5	±0	巾木　青木集成材 WUC	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	ビニルクロス	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	2,700	低書架、ＣＢ：スプルースｔ20ＷＵＣ ＣＲ：ステンレスＣ型ダブル(中型)、キッチン（2口IHヒーター＋1ロクイックラジエントヒーター(HTB-TS6MS同等品1台)）、ライニング付き）
	遊戯室	構造用合板ｔ24+木床組	特殊フローリング ｔ18.0	±0	巾木　青木集成材 WUC	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 ＋硬質石膏ボードｔ9.5 【その他の壁】 硬質石膏ボードｔ9.5	シナ合板ｔ9.0 目透し貼 WUC(ビス+接着) FL＋3,640以上：シナ合板(有孔)ｔ9.0 目透し貼 WUC(ビス+接着)　(H12告1439)	LGS	化粧石膏吸音板ｔ9.5（ﾀｲｶﾞｰ ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）	5,000	ランドセル収納棚、ＣＢ：スプルースｔ20ＷＵＣ ＣＲ：ステンレスＣ型ダブル(中型)、ひも引きＣＲ：ステンレスＣ型ダブル(中型)
	用具庫・収納	ラワン合板ｔ12.0+ｔ4 構造用合板ｔ24+木床組	長尺塩ビシートｔ2.0溶接工法	±0	塩ビ幅木	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	ビニルクロス、FL+1800までフレキシブルボードｔ6	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	5,000 一部3,190	収納棚
	給湯・洗濯室	ラワン合板ｔ12.0+ｔ4 構造用合板ｔ24+木床組	長尺塩ビシートｔ2.0溶接工法	±0	塩ビ幅木	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ12.5	ビニルクロス、着色フレキシブルボードｔ6.0	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	2,400	ミニキッチンL=1,200（2口IHヒーター(品番CS-G217BT同等品)）、 物干し金物（天井吊り型）、ライニング（下地：耐水石膏ボードt9.5）
	ＳＫ	ラワン合板ｔ12.0+ｔ4 構造用合板ｔ24+木床組	長尺塩ビシートｔ2.0溶接工法	±0	塩ビ幅木	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 石膏ボードｔ9.5	着色フレキシブルボードｔ6.0	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	2,400	ライニング、上部棚
	多目的トイレ	モルタル下地	長尺塩ビシートｔ2.0（ノンスリップ）溶接工法	±0	床材立上	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0	着色フレキシブルボードｔ6.0（アルミジョイナー工法）	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	2,400	折りたたみシート（設備）、補助手摺（設備）、ライニング（下地：耐水石膏ボードt9.5）、 化粧鏡（設備）、オストメイト（設備）
	男子トイレ	モルタル下地	長尺塩ビシートｔ2.0（ノンスリップ）溶接工法	±0	床材立上	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 耐水石膏ボードｔ9.5	着色フレキシブルボードｔ6.0（アルミジョイナー工法）	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	2,400	トイレブース、ライニング（下地：耐水石膏ボードt9.5）、手すり（設備）
	女子トイレ	モルタル下地	長尺塩ビシートｔ2.0（ノンスリップ）溶接工法	±0	床材立上	H=75	【防火上主要な間仕切り壁】 石膏ボードｔ15.0 【その他の壁】 耐水石膏ボードｔ9.5	着色フレキシブルボードｔ6.0（アルミジョイナー工法）	LGS	化粧石膏ボードｔ9.5	2,400	トイレブース、ライニング（下地：耐水石膏ボードt9.5）、手すり（設備）

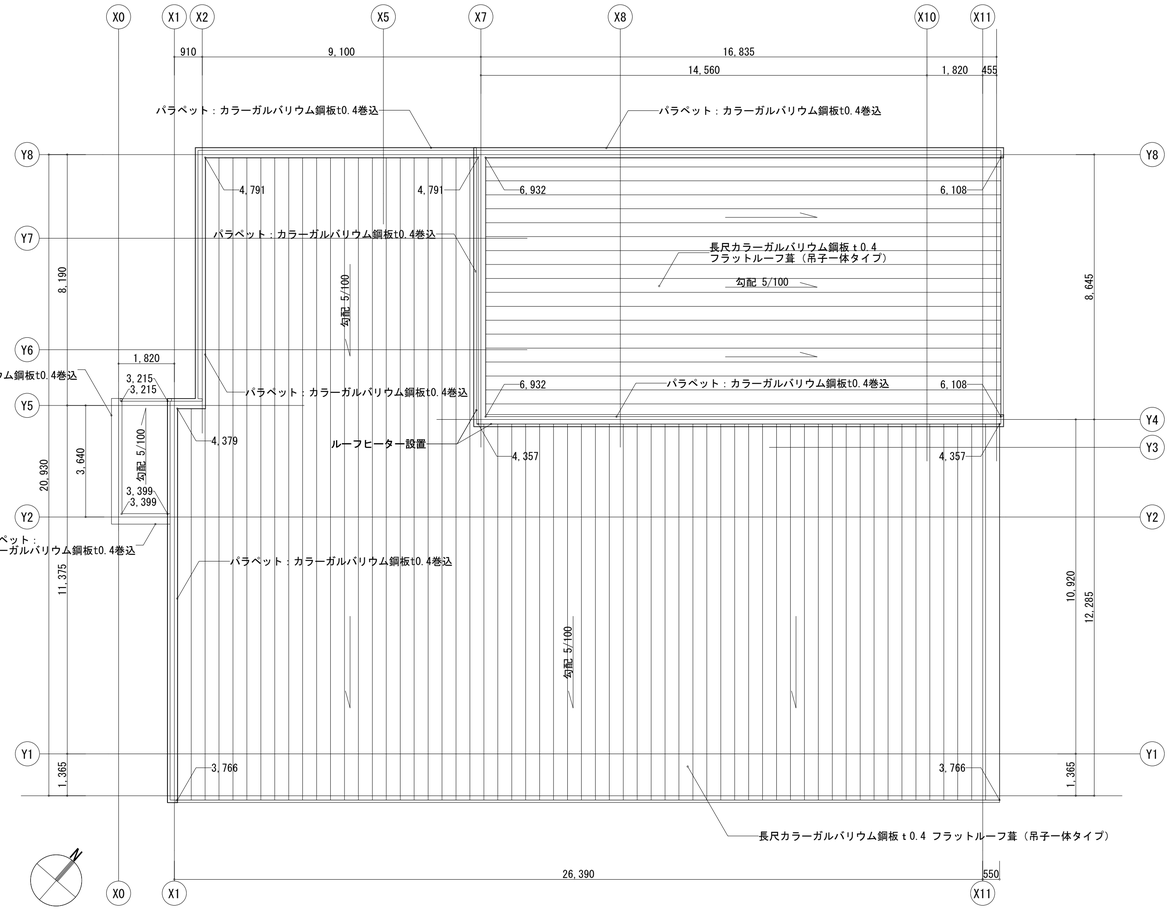
日本都市設計　株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀
管理技術者　武部 幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	仕上表	－	Ａ－１２

※ ―― 引き出し寸法は、屋根面の高さを示す。



平面図(1/100)



屋根伏図(1/100)

平面図凡例	
▨	<防火上主要な間仕切壁> 準耐火４５分壁 石膏ボードt15 両面貼 ※小屋裏まで立上げとする
FL+○○	床レベル：ＦＬ基準
▱	ピット範囲を示す
☒	床下点検口 600×600
☆	ＶＯＣ濃度測定カ所
▽	消火器位置

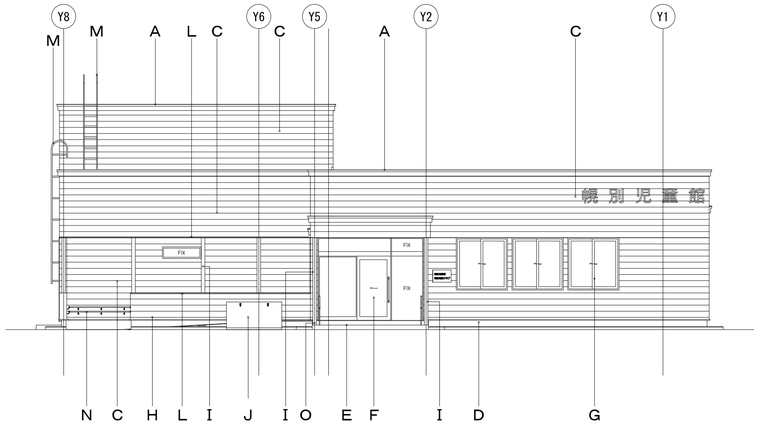
日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名 （仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

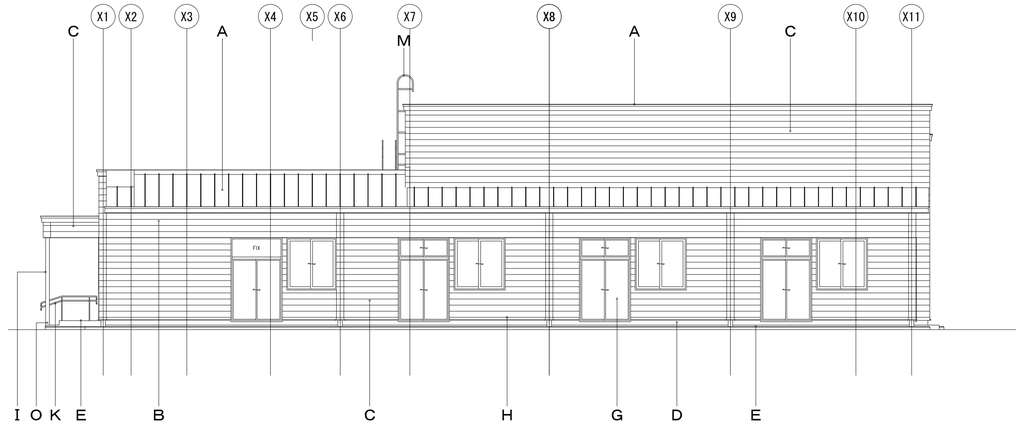
図名 平面図・屋根伏図

縮尺 A1=1:100 A3=1:200

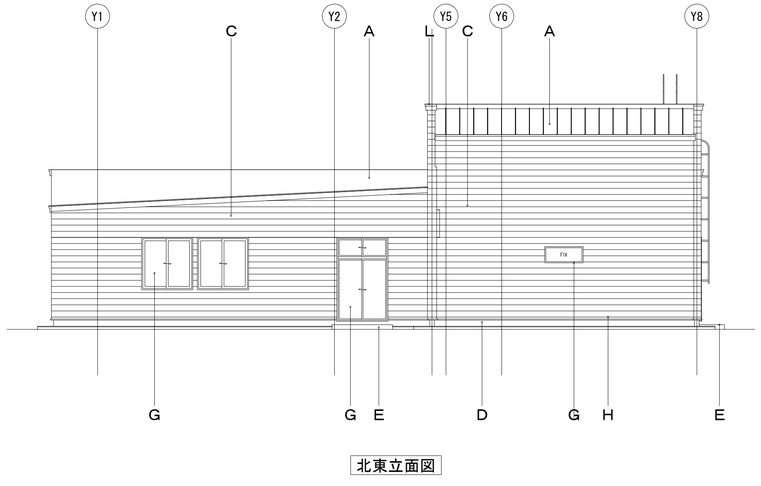
図面番号 A－１３



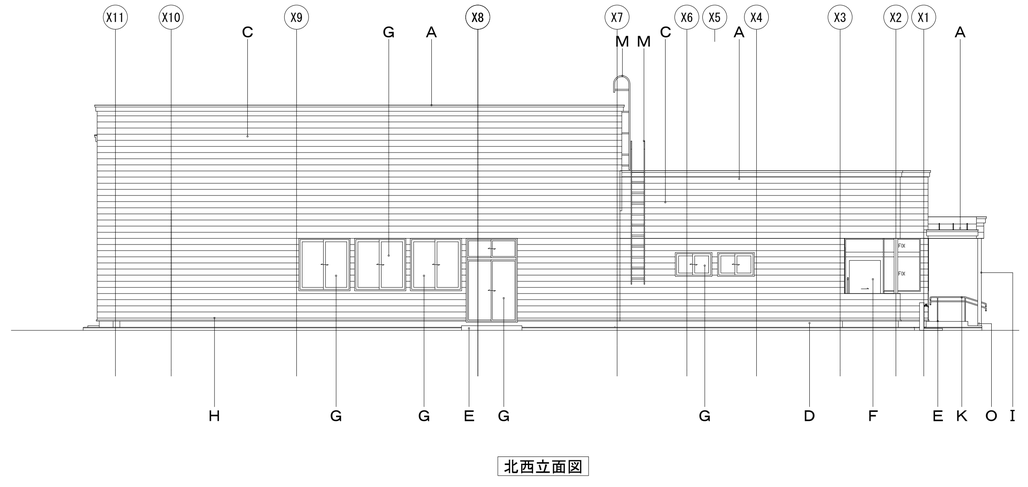
南西立面図



南東立面図



北東立面図



北西立面図

※平屋建てのため、道路斜線、隣地斜線および北側斜線の高さ制限に適合している。

仕上げ概要								
A	屋根・軒先 破風	カラーガルバリウム鋼板ｔ0.4（仕様：仕上表参照）	G	外部建具	樹脂製建具（LOW-Eガラス　アルゴンガス封入）	M	タラップ	アルミ製 頭部手掛けタイプ、昇降禁止板（鍵付き）
B	軒天	パルプ繊維混入セメント板ｔ12.0 Ｖカット突付 EP-G	H	水切り	カラーガルバリウム鋼板t0.4貼(木下地)	N	壁付手すり	φ40×2段 アルミ 樹脂被覆
C	外壁	窯業系サイディング材t18 ケイミュー/シェードラップ 同等品	I	外部柱	アルミパネルt2.0 曲げ加工 指定色塗装	O	柱脚金物	SUS製 120×120×280
D	基礎	樹脂モルタルの上、撥水材	J	靴洗い場	コンクリート打放の上 撥水材塗布			
E	ステップ	コンクリートコテ押さえ	K	自立手すり	自立型手すり φ40×2段 樹脂製 単色 支柱：ステンレス H800			
F	外部建具	アルミ製	L	笠木	カラーガルバリウム鋼板t0.4包			

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

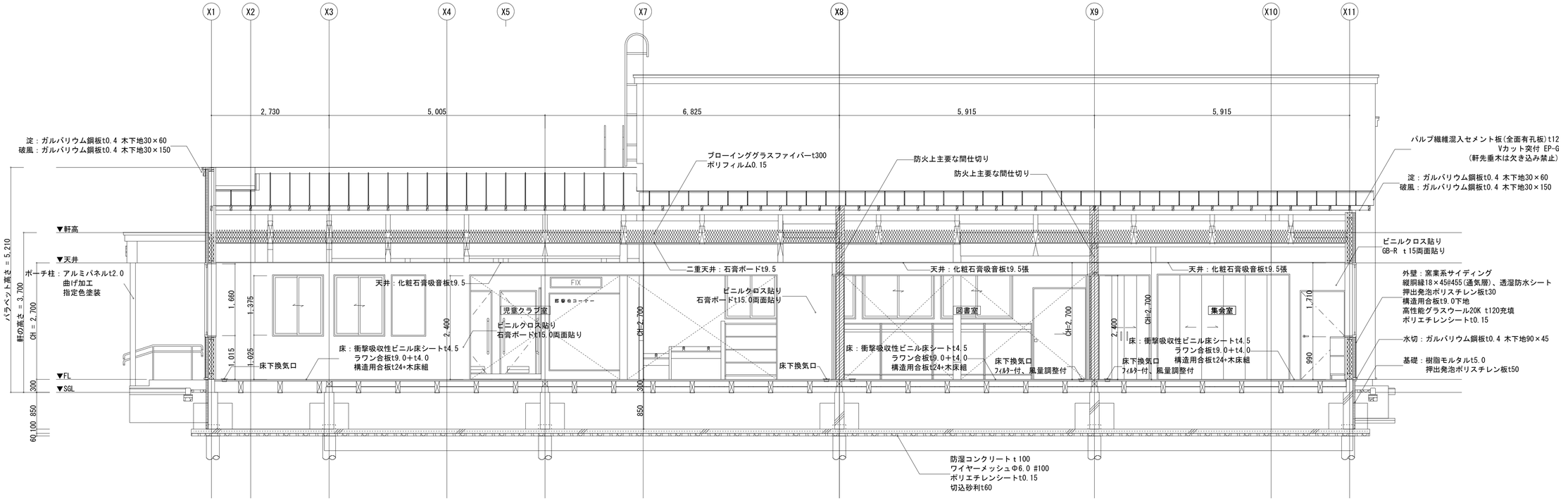
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

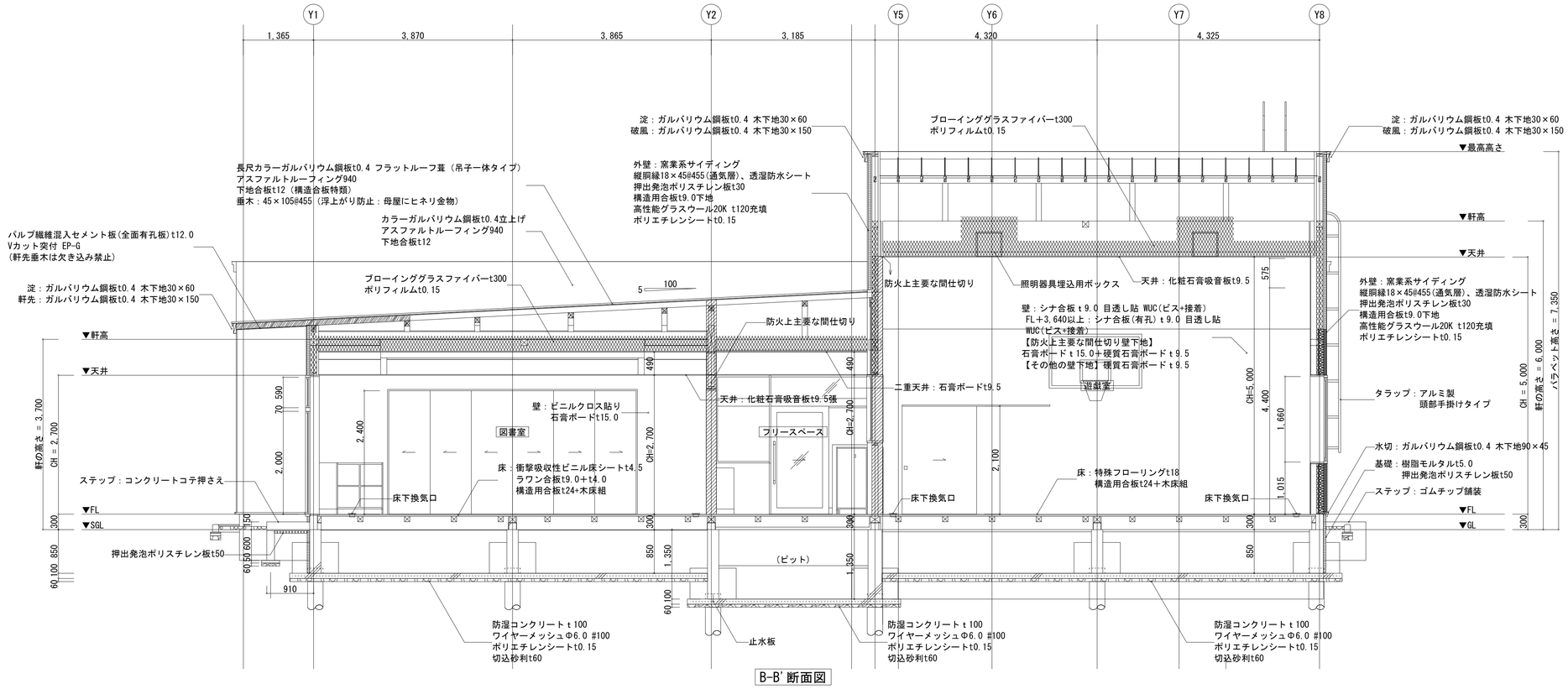
図名：立面図

縮尺：A1=1:100 A3=1:200

図面番号：A－14



A-A'断面図



B-B'断面図

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

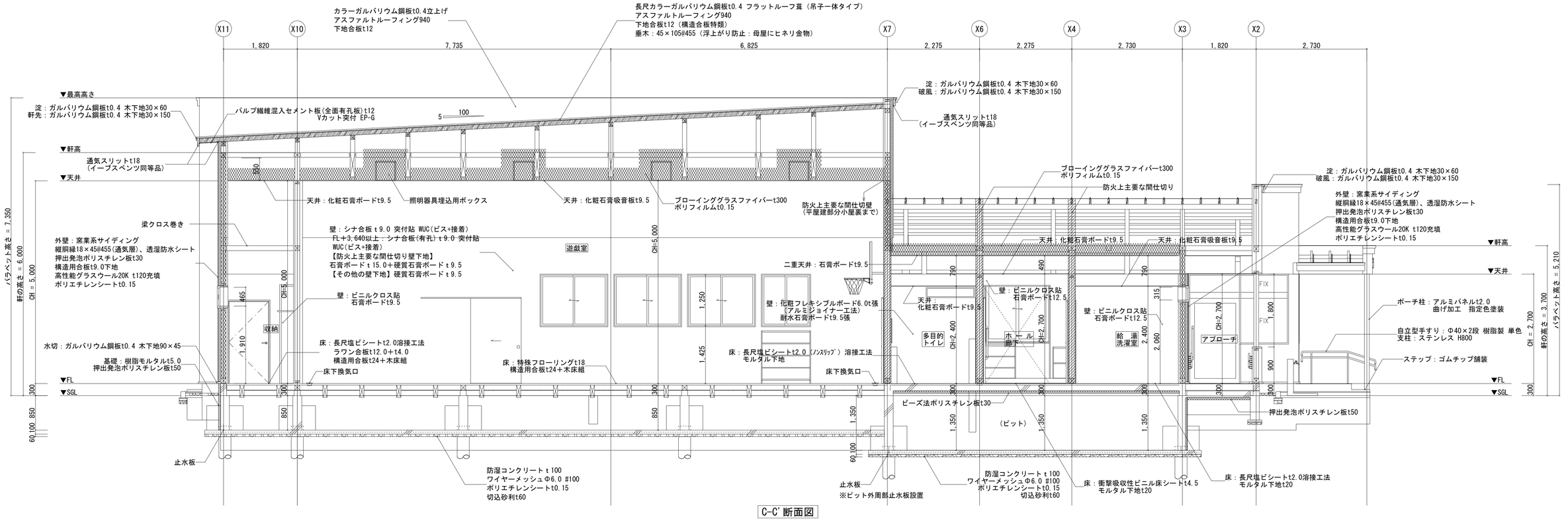
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

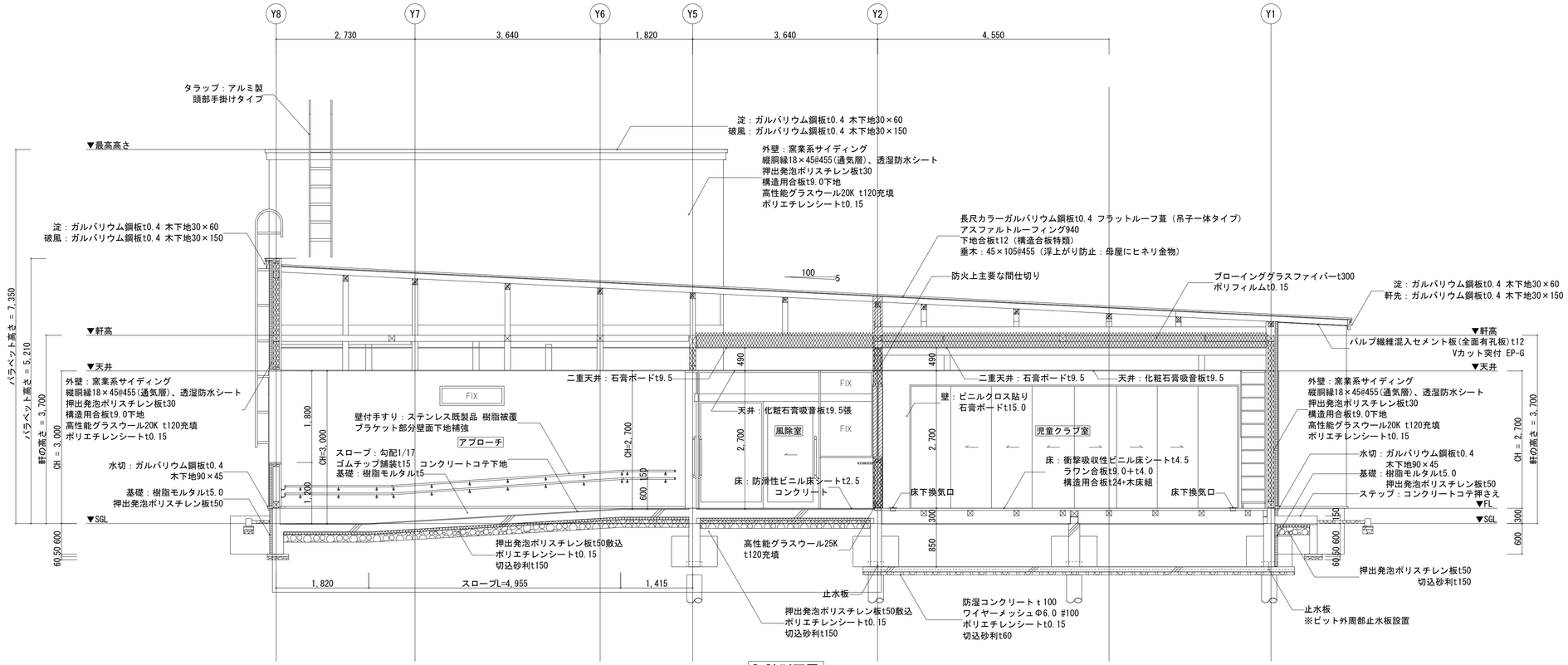
図名：矩計図（１）

縮尺：A1=1:50 A3=1:100

図面番号：A－１５



C-C'断面図



D-D'断面図

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

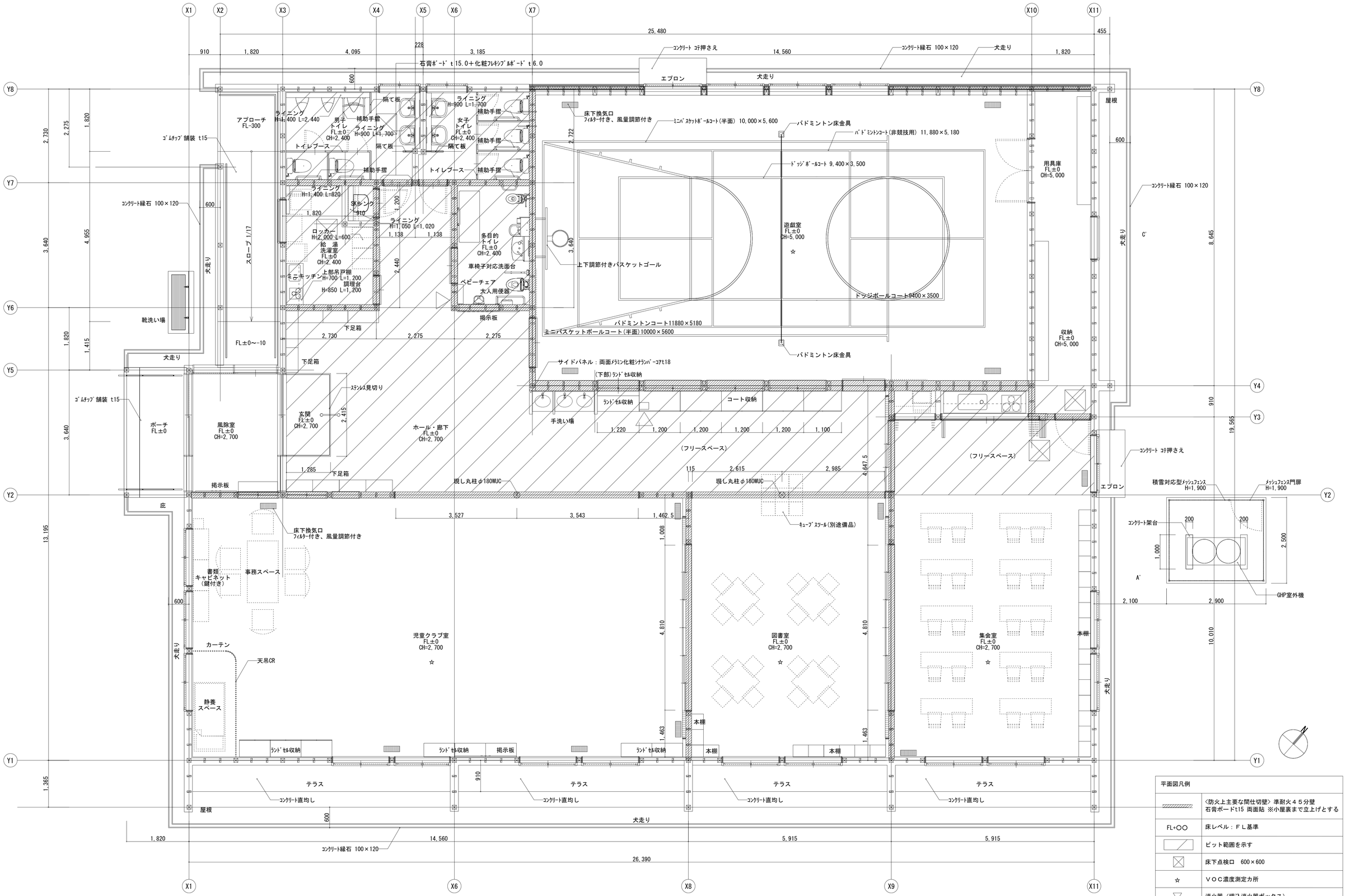
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：矩計図（２）

縮尺：A1=1：50 A3=1:100

図面番号：A－１６



平面図凡例	
	<防火上主要な間仕切壁> 準耐火４５分壁 石膏ボードt15 両面貼 ※小屋裏まで立上げとする
FL+○○	床レベル：ＦＬ基準
	ピット範囲を示す
	床下点検口 600×600
☆	ＶＯＣ濃度測定力所
▽	消火器（埋込消火器ボックス）
	床下換気口：フィルター付き、風量調節付き

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

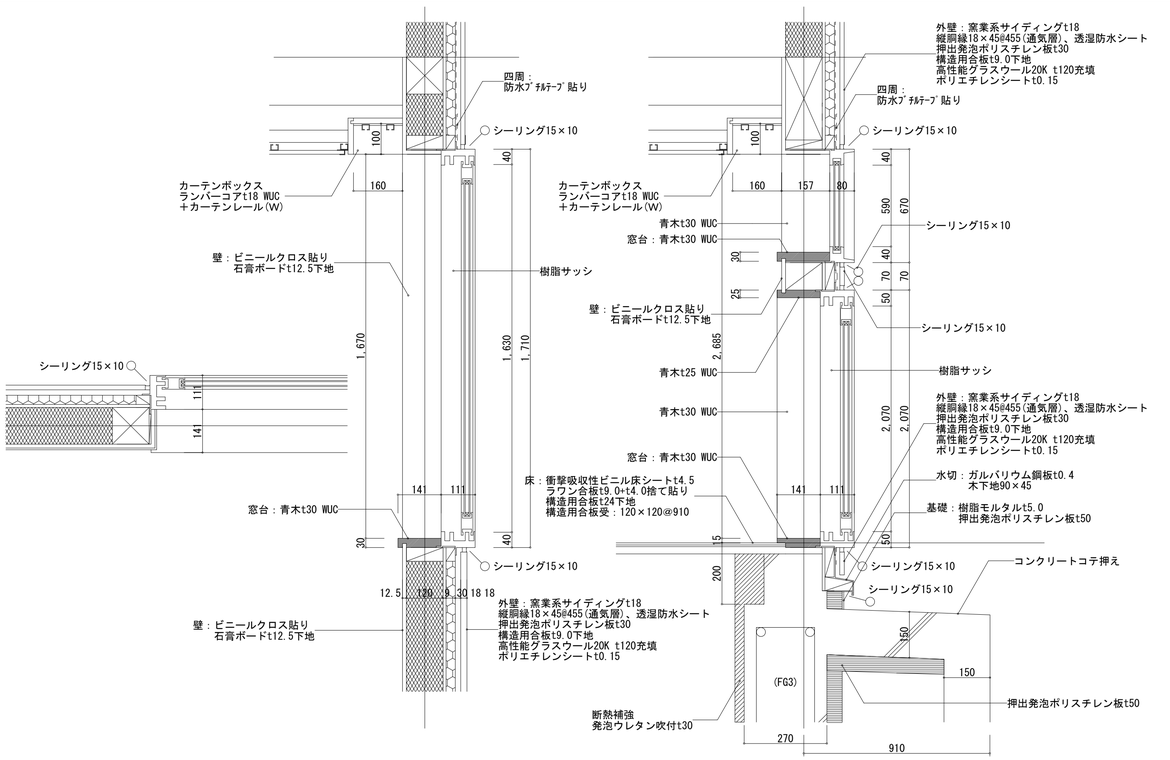
工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：平面詳細図

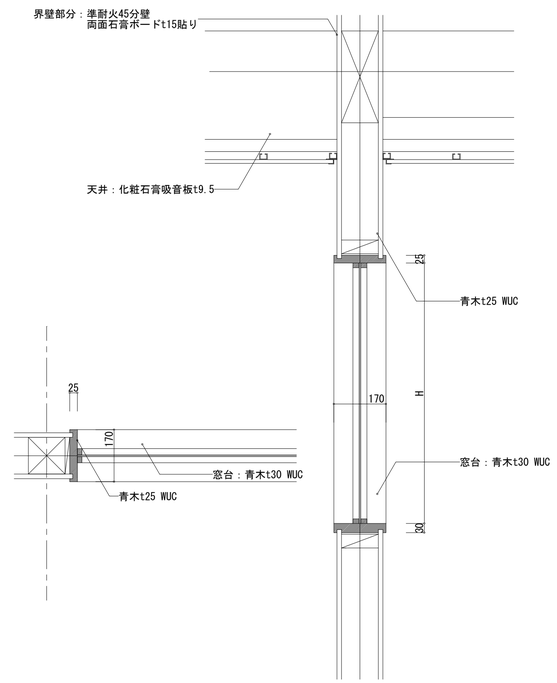
縮尺：A1=1/50 A3=1/100

図面番号：Ａ－１７

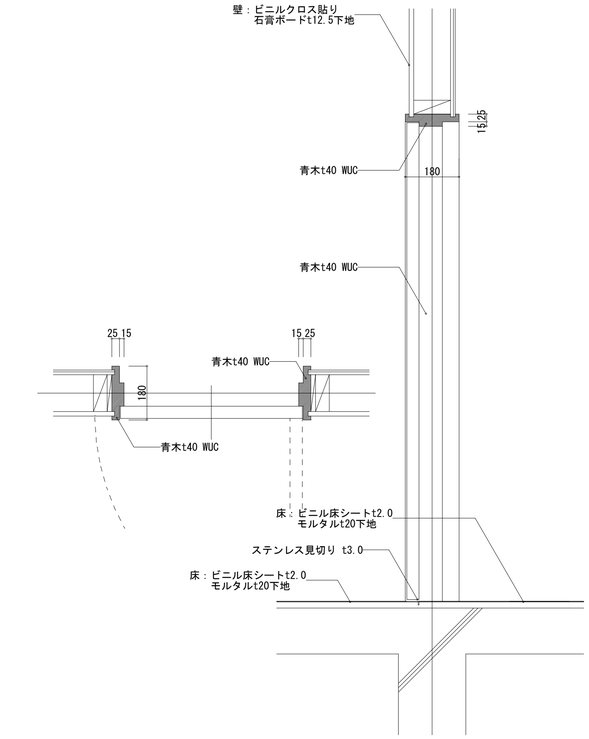
窓廻り（ＰＷ引違窓）詳細図　1:10



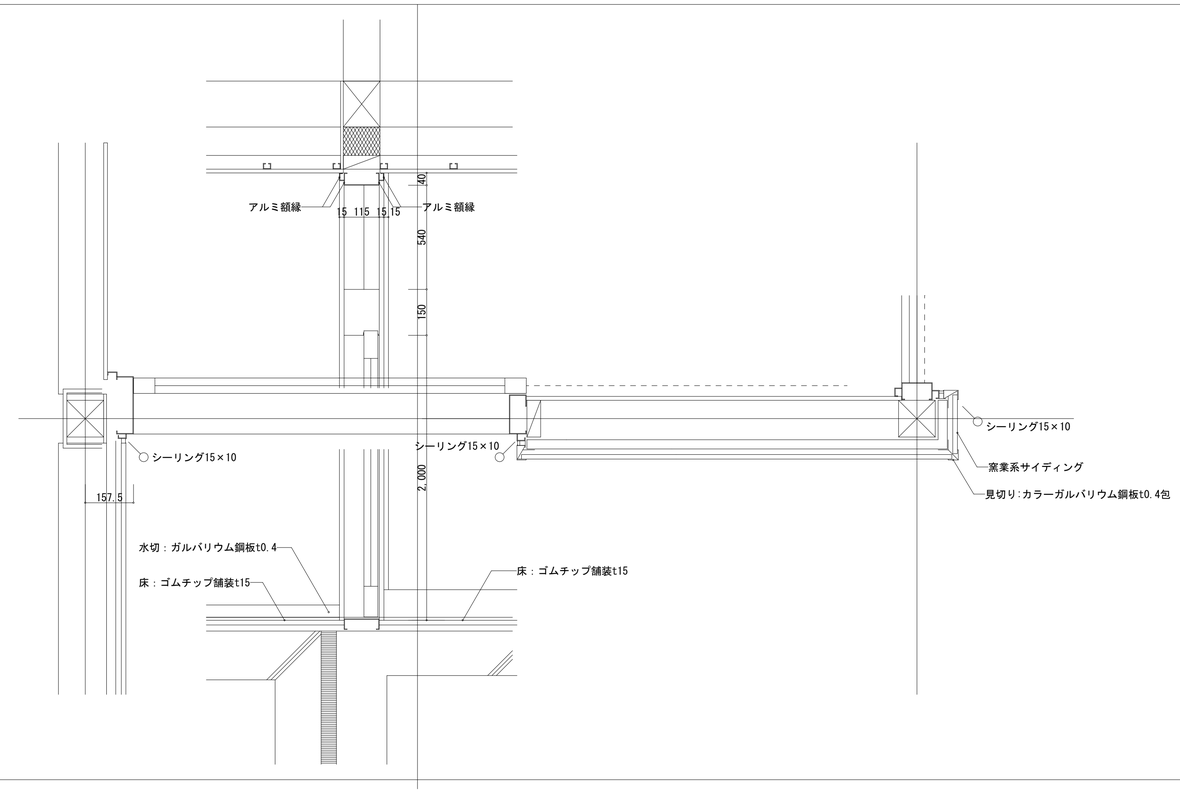
WW枠（一般部）　詳細図　1:10



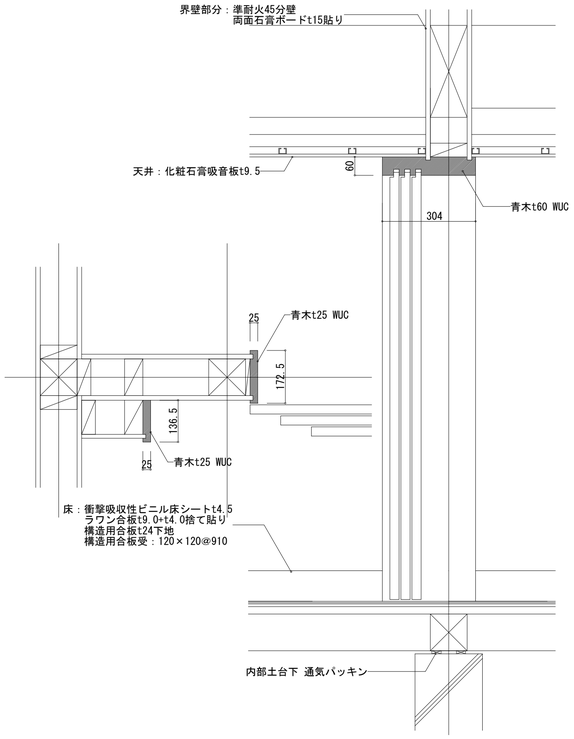
片開戸枠詳細図　1:10



片引戸枠（ＡＤ一般部）詳細図　1:10



引違戸枠詳細図　1:10



日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者　武部 幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

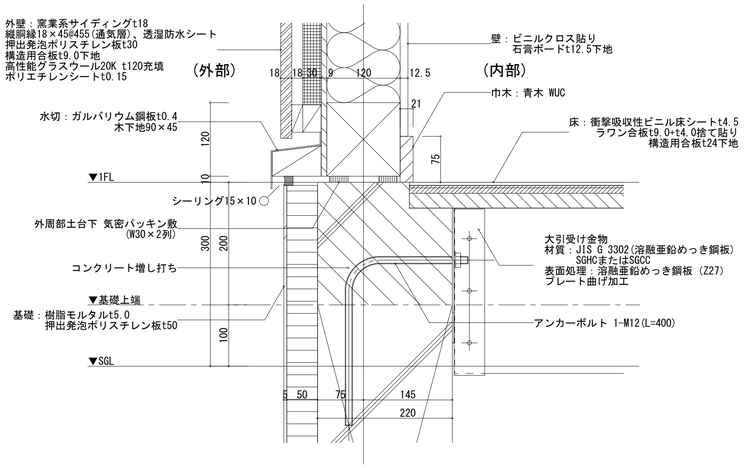
工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名　部分詳細図（１）

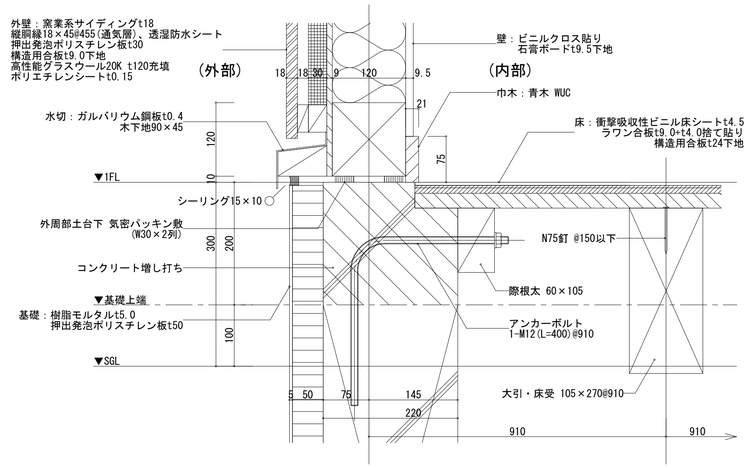
縮尺　A1=1:10　A3=1:20

図面番号　Ａ－１８

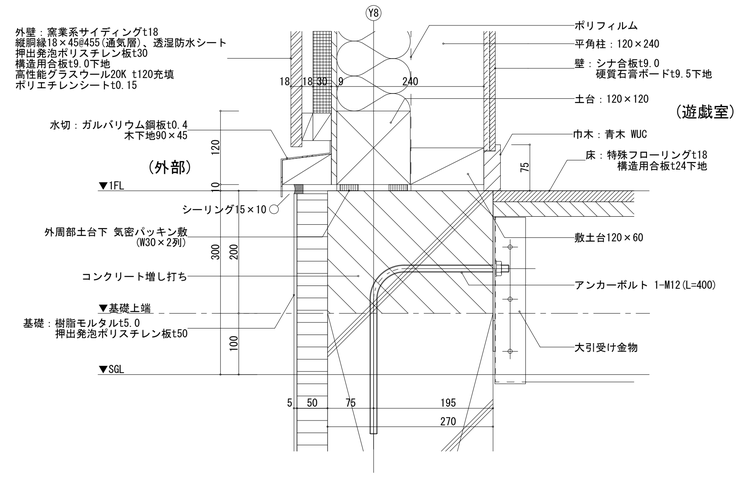
土台廻り（一般部）　詳細図　1:5



際根太・床受廻り（一般部）　詳細図　1:5



土台廻り（遊戯室Y8通）　詳細図　1:5

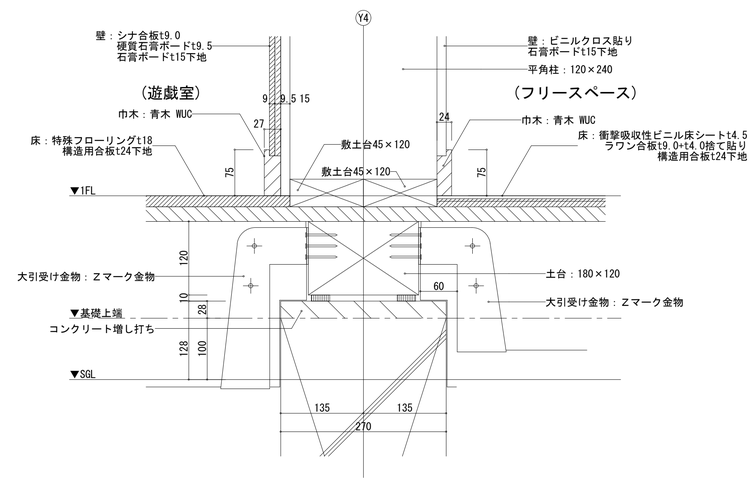


土台廻り（トイレY8通）　詳細図　1:5

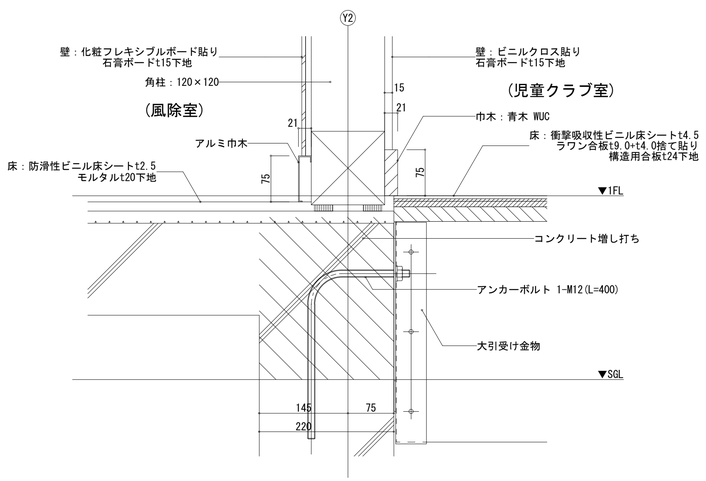
木床・スラブ取り合い部（Y6通）　詳細図　1:5

基礎廻り(非外周一般部)　詳細図　1:5

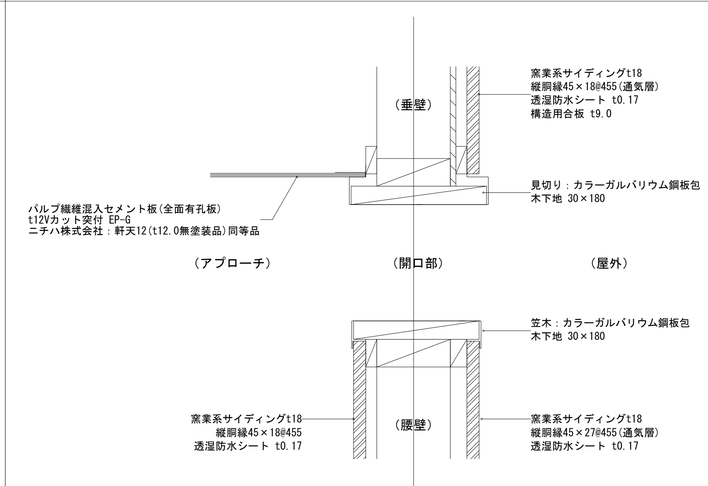
基礎廻り(Y4通)　詳細図　1:5



基礎廻り(Y2通)　詳細図　1:5



スロープ腰壁　詳細図　1:5



日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

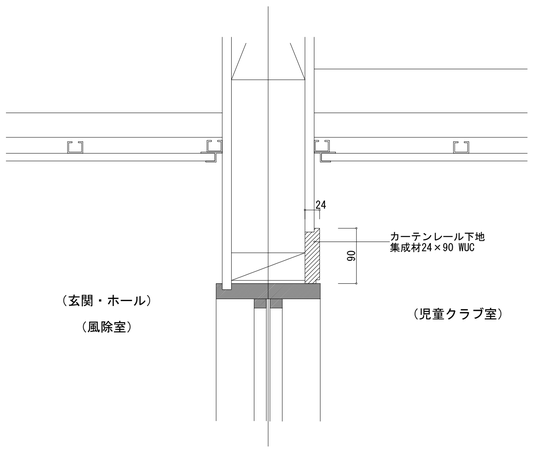
工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：部分詳細図（２）

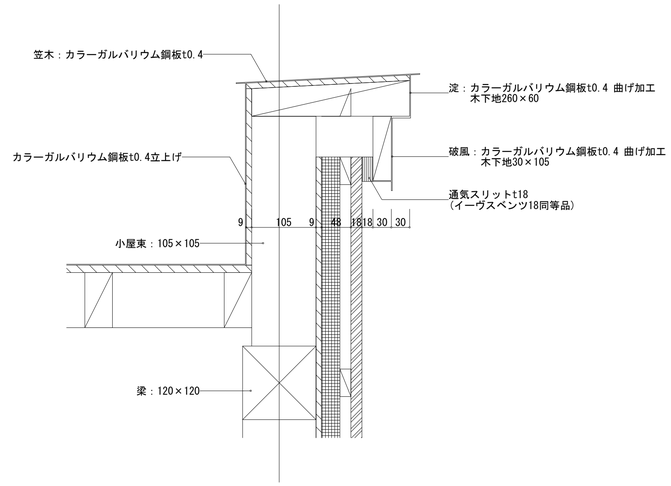
縮尺：A1=1: 5/10/30
A3=1:10/20/60

図面番号：Ａ－１９

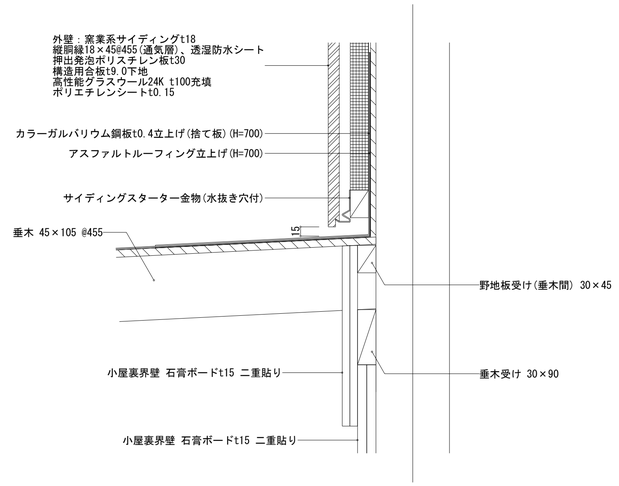
カーテンレール下地　詳細図　1:5



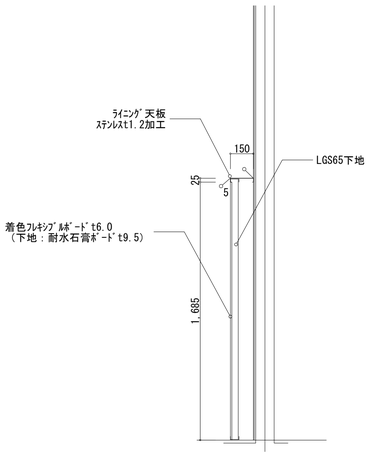
パラペット笠木　詳細図　1:5



雨押え　詳細図　1:5

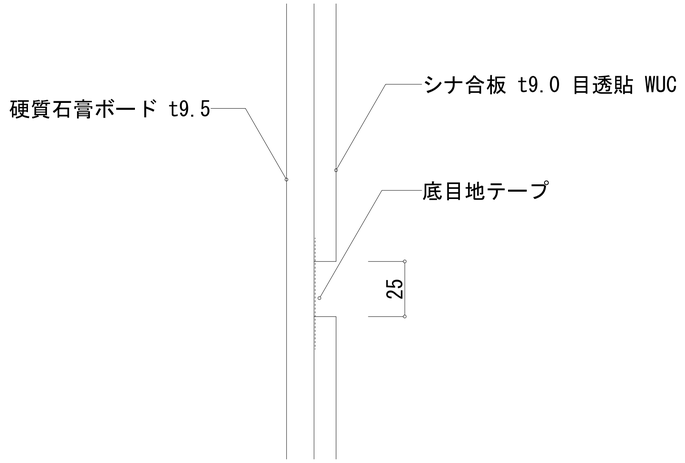


ライニング詳細図　1:20

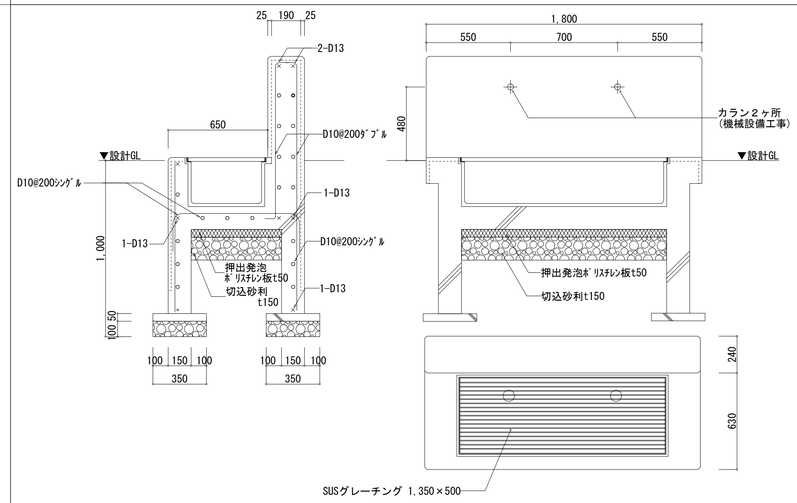


機器	高さ(H)	室名
洗濯機	H1,400	給湯・洗濯室
SKシンク	H1,200	SK
小便器	H1,400	男子トイレ
手洗器	H900	男子トイレ
手洗器	H900	女子トイレ
手洗器	H900	多目的トイレ

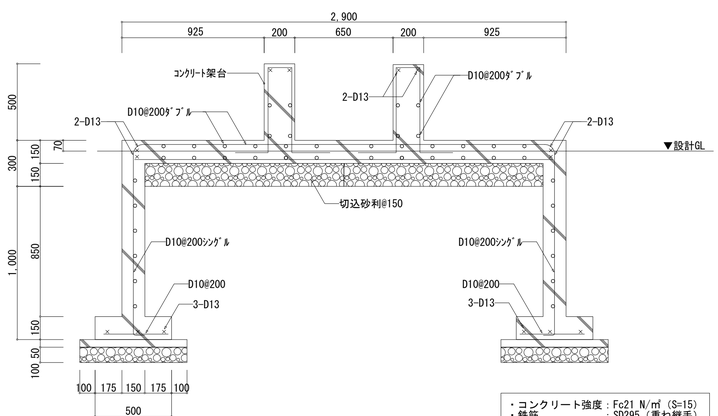
遊戯室壁　縦目地詳細図　1:5



靴洗い場　雑配筋詳細図　1:20



GHP基礎　雑配筋詳細図　1:20



・コンクリート強度：Fc21 N/㎟（S=15）
・鉄筋　　：SD295（重ね継手）
・支持層　　：礫混じり砂

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

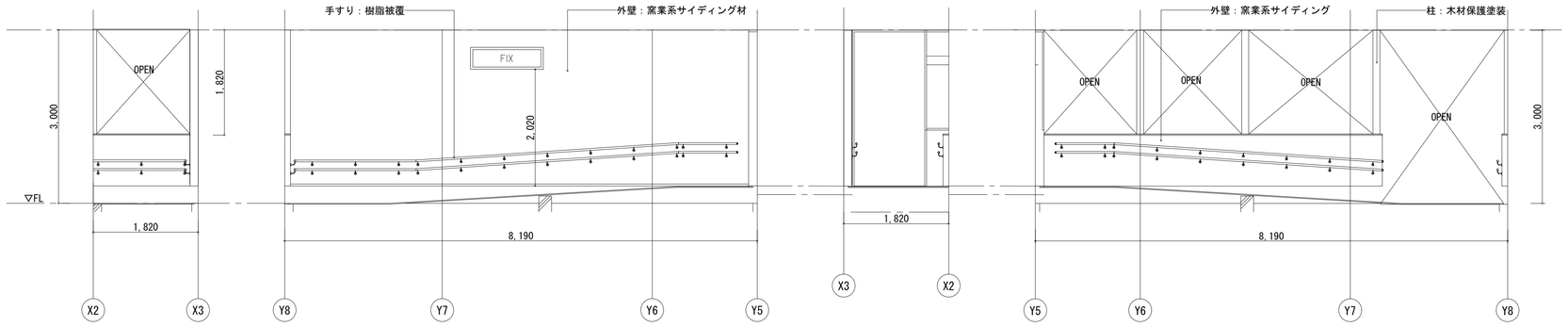
管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川　卓 1級287952	吉川　卓 1級287952

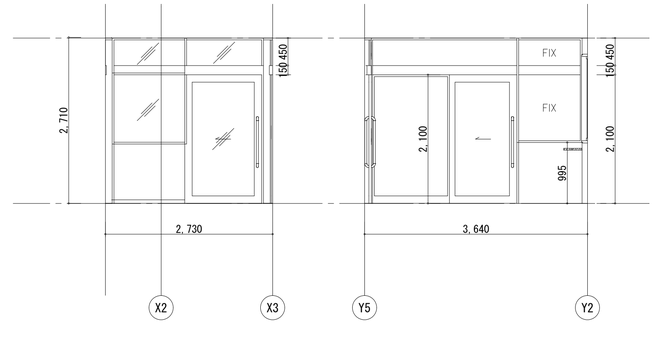
工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

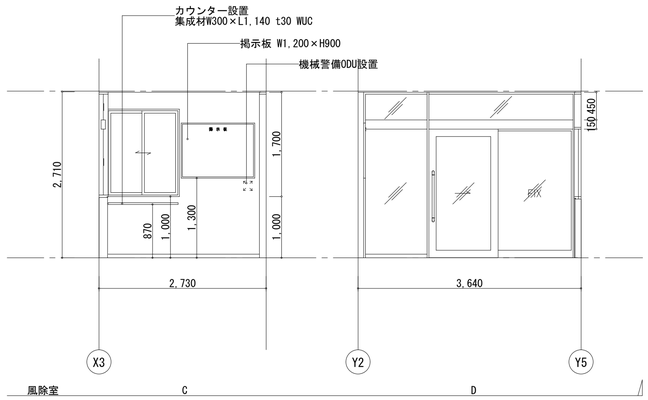
図名：部分詳細図（３）

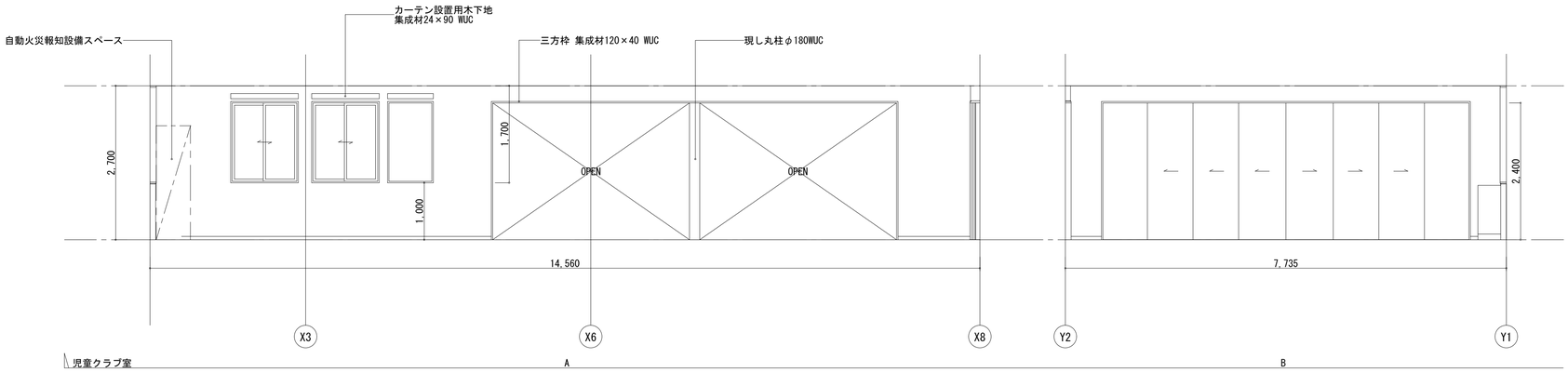
縮尺：A1=1:20/30　A3=1:20/60

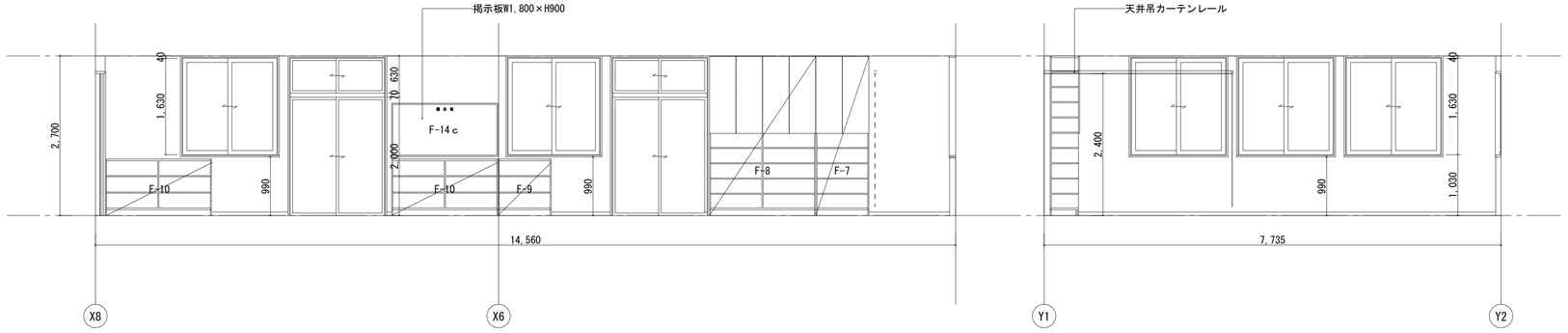
図面番号：Ａ－２０

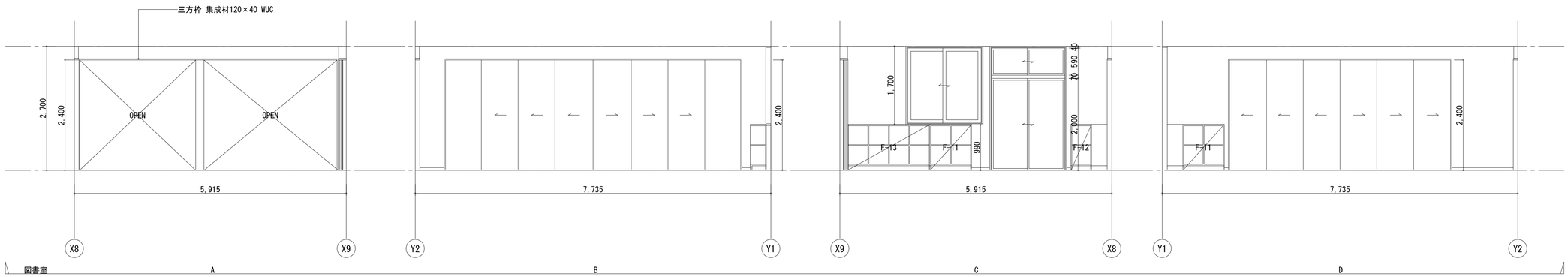












日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

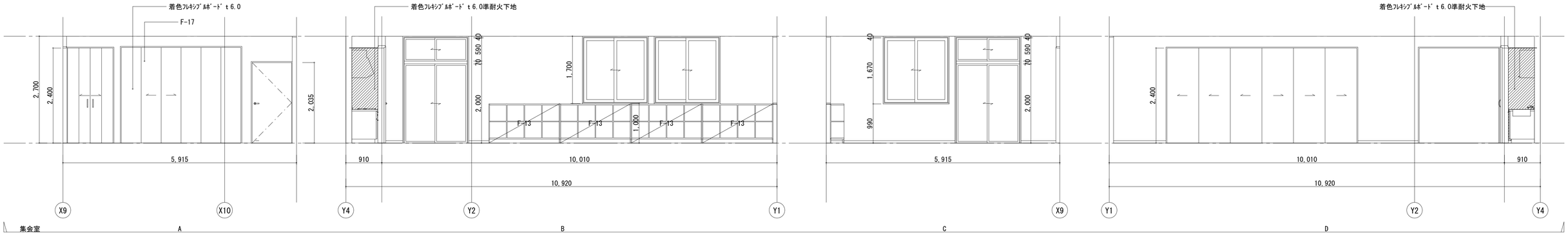
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：展開図（１）

縮尺：A1=1/50 A3=1/100

図面番号：Ａ－２１





日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

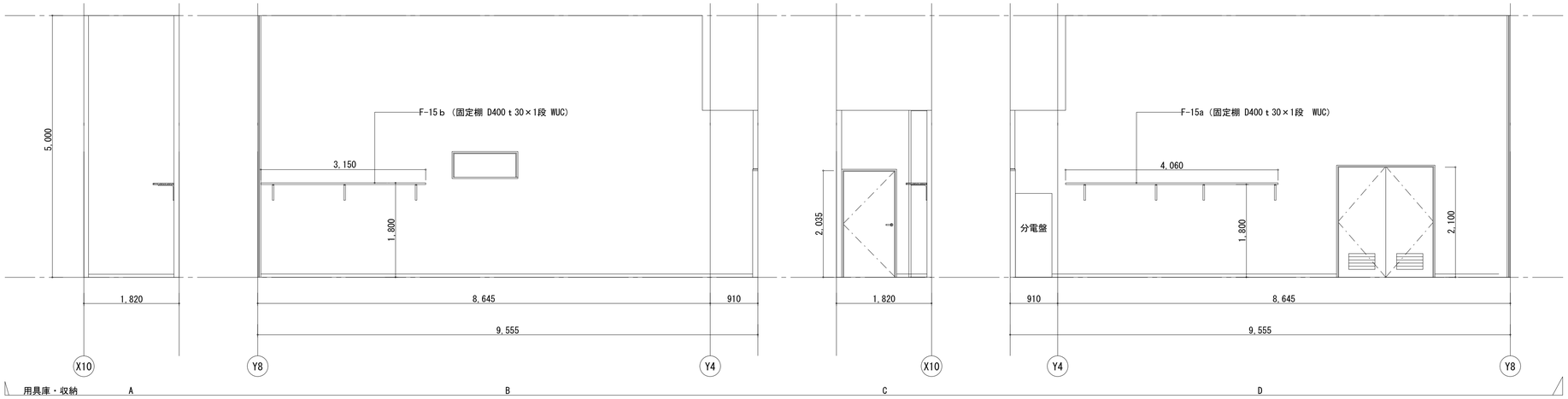
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

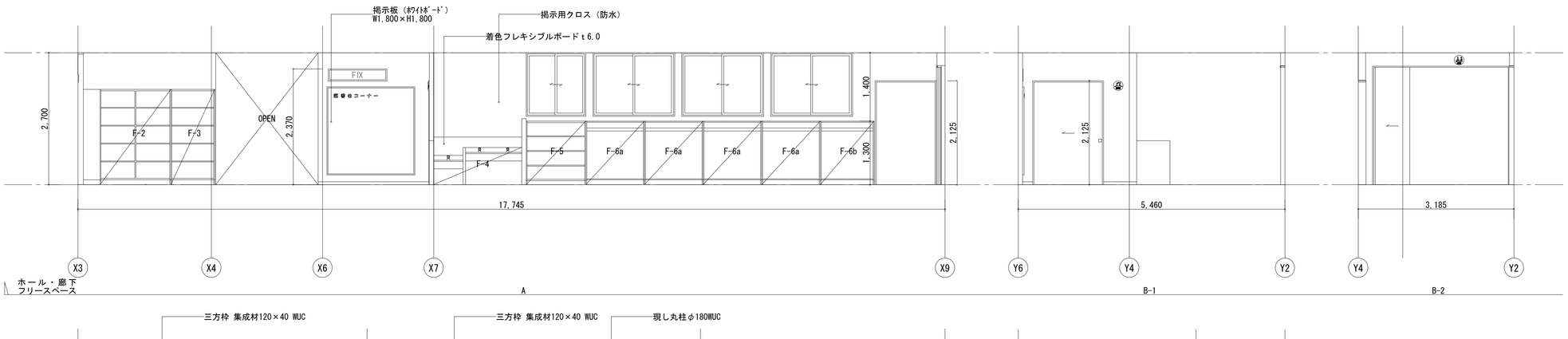
工事名 （仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

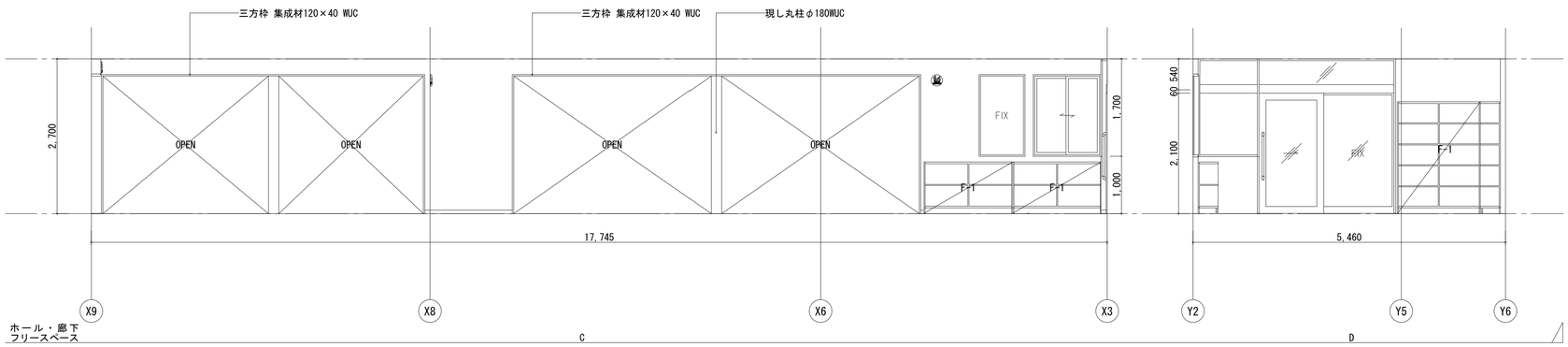
図名 展開図（２）

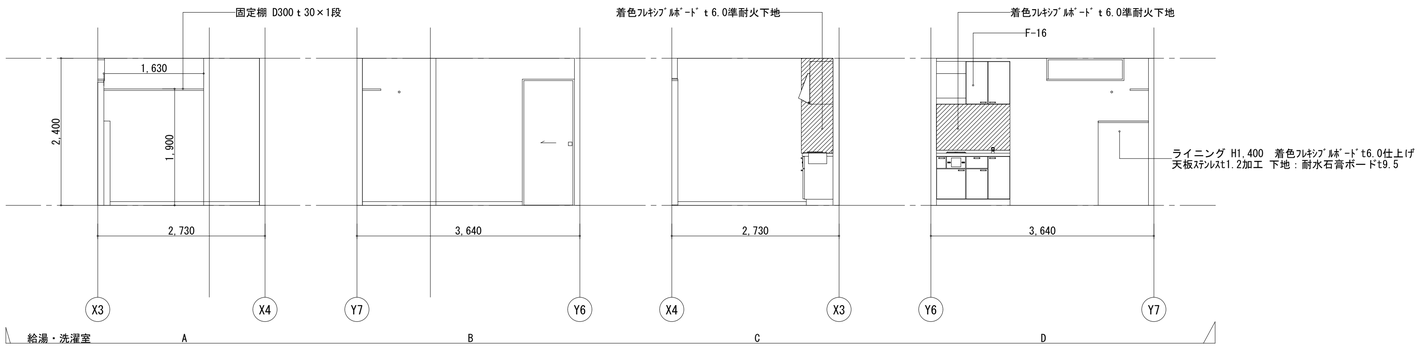
縮尺 A1=1/50 A3=1/100

図面番号 Ａ－２２







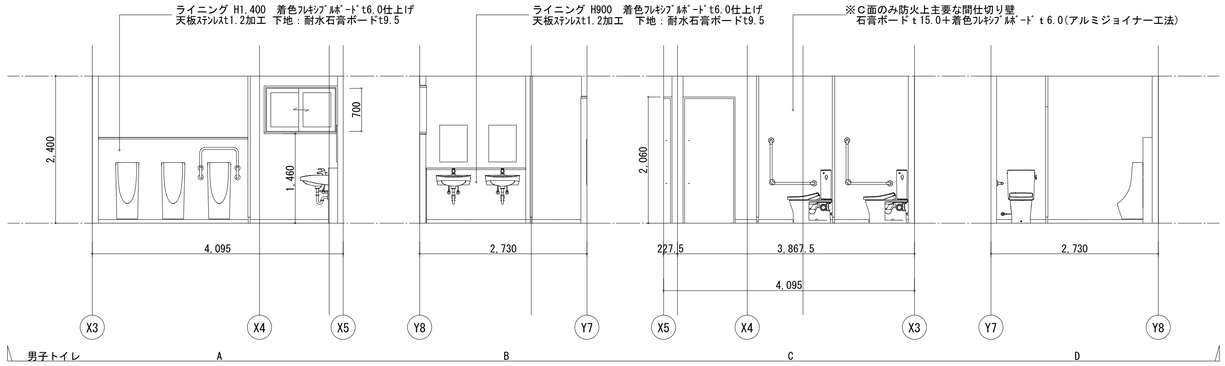


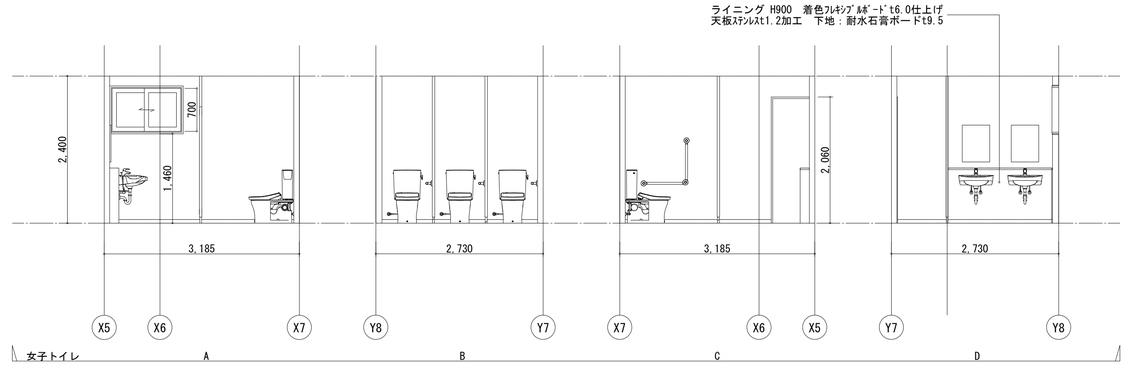
日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

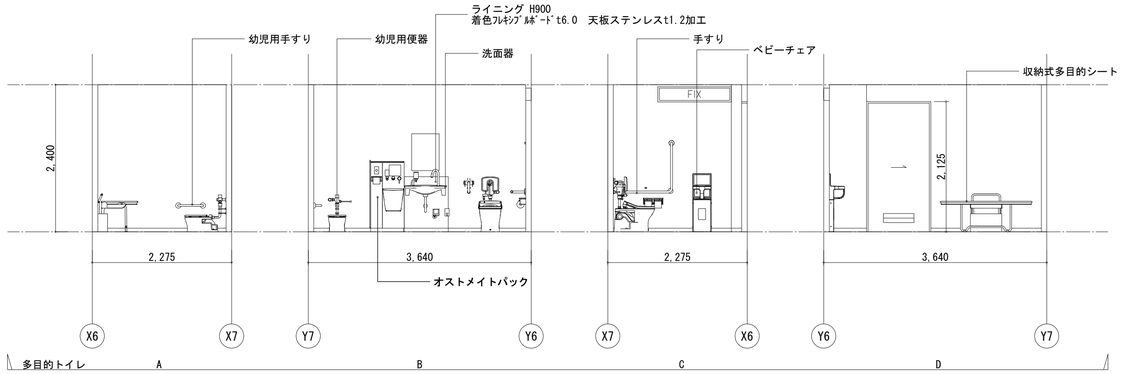
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

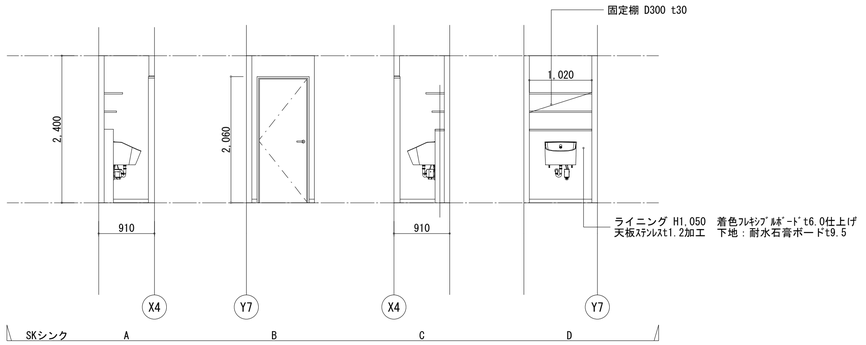
管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川　卓 1級287952	吉川　卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	展開図（３）	A1=1/50 A3=1/100	Ａ－２３





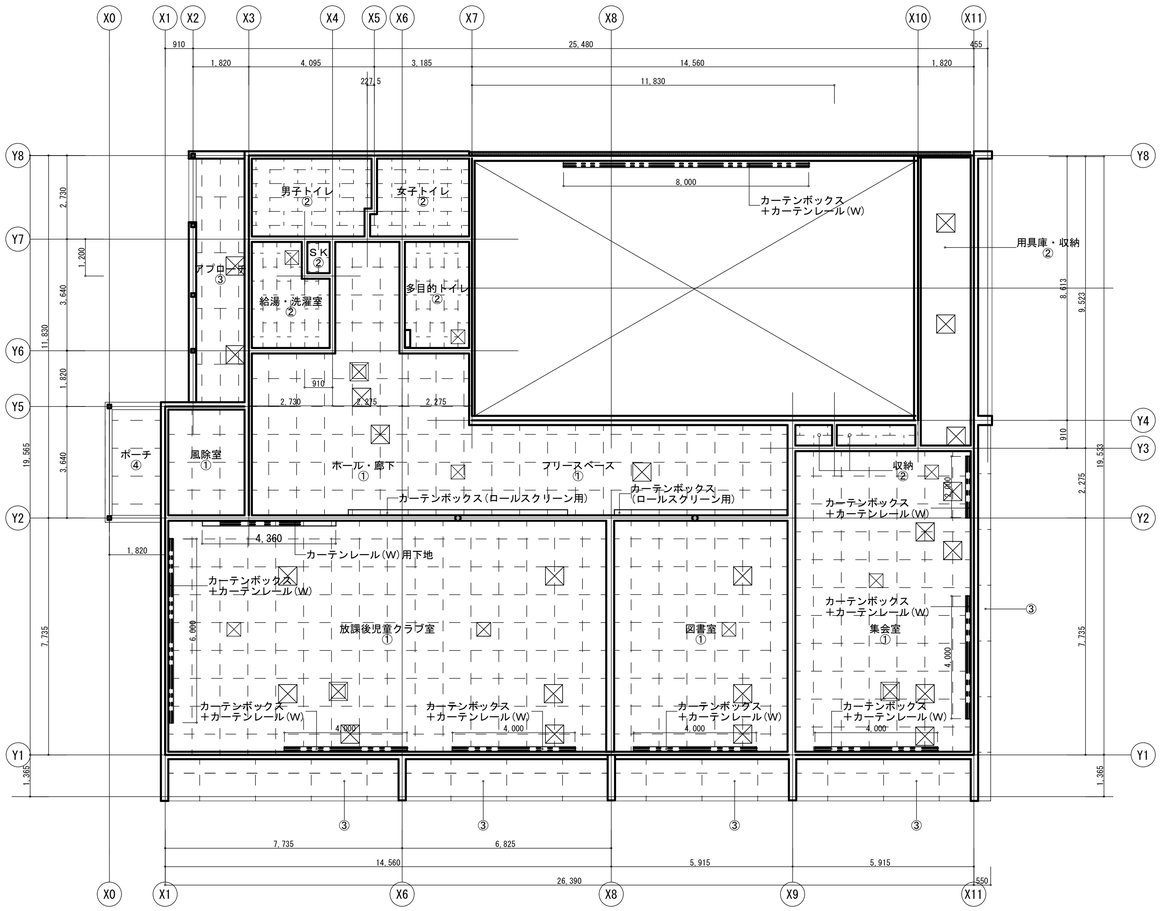


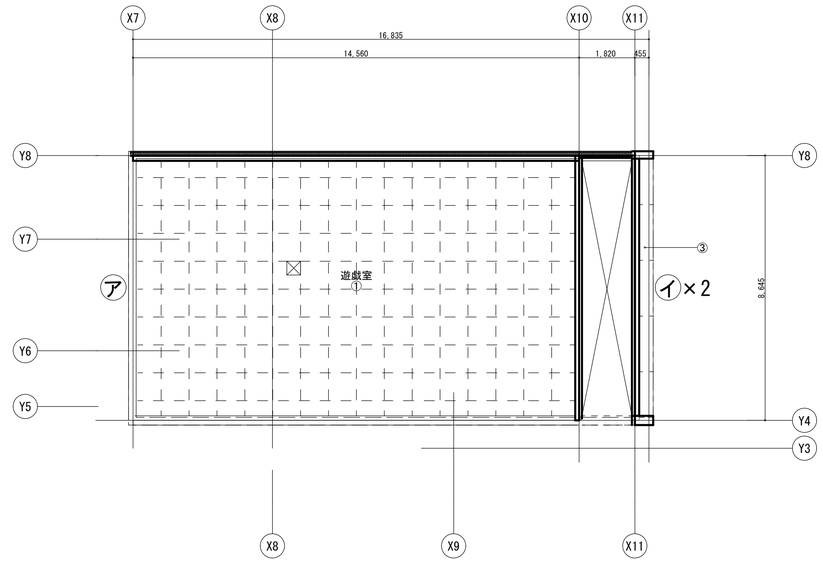


日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

管理技術者	主任技術者	担当	工事名	図名	縮尺	図面番号
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952	（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	展開図（４）	A1=1/50 A3=1/100	Ａ－２４





天井仕上凡例	
①	化粧石膏吸音板t9.5張　（吉野石膏　ｽｸｴｱﾄｰﾝ同等品）
②	化粧石膏ボードt9.5張　（吉野石膏　ｼﾞﾌﾟﾄｰﾝ同等品）
③	軒天：パルプ繊維混入セメント板(全面有孔板)t12 Vカット突付　EP-G 有孔換気率5.46%(ニチハ　軒天12(全面有孔板)同等品)
④	軒天：パルプ繊維混入セメント板t12　Vカット突付　EP-G
☒	天井点検口　450×450
☒	天井裏面点検扉　600×600（スライド式）
㋐㋑	通気ｽﾘｯﾄ 有孔換気面積142cm2/m(ｲｰｸﾞｽﾍﾟｯｸ18同等品)

求長表		
㋐		8.645
㋑×2	8.645×2	17.290

小屋裏換気計算(遊戯室)			
天井見付面積 (A-11各室面積表より)			
⑱ + ⑪ − 1.82 × 0.91			
125.87 + 17.39 − 1.656			141.604
換気孔長さ			
㋐ + ㋑ × 2			25.935
軒天面積			
③ 0.455 × 8.645			3.933
有効換気面積			
軒裏吸排気	0.0142m2/m × 25.935m =		0.368277
軒天吸排気	3.933㎡ × 0.0546 =		0.214742
合計			0.583019
必要換気孔面積			
141.604	×	1/250 =	0.566416
判定	有効換気面積 ＞ 必要換気孔面積		OK

小屋裏換気計算(遊戯室以外)			
天井見付面積 (A-11各室面積表より)			
Ⓐ + ① ～ ⑨ ＋ ⑫ ～ ⑱ + 1.82 × 0.91			
14.9058+9.94+39.75+8.28+112.62+45.75+45.75+3.73			
+33.33+13.46+1.66+7.45+0.83+8.28+7.45+3.52			
+5.80+3.11 + 1.656			367.272
軒天面積			
③児童ｸﾗﾌﾞ、図書、集会室　26.390 × 1.365			36.022
③アプローチ 1.82×(2.73+3.64+1.82)			14.906
合計			50.928
有効換気面積			
軒天吸排気	50.928㎡ × 0.0546 =		2.780669
必要換気孔面積			
367.272	×	1/250 =	1.469087
判定	有効換気面積 ＞ 必要換気孔面積		OK

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

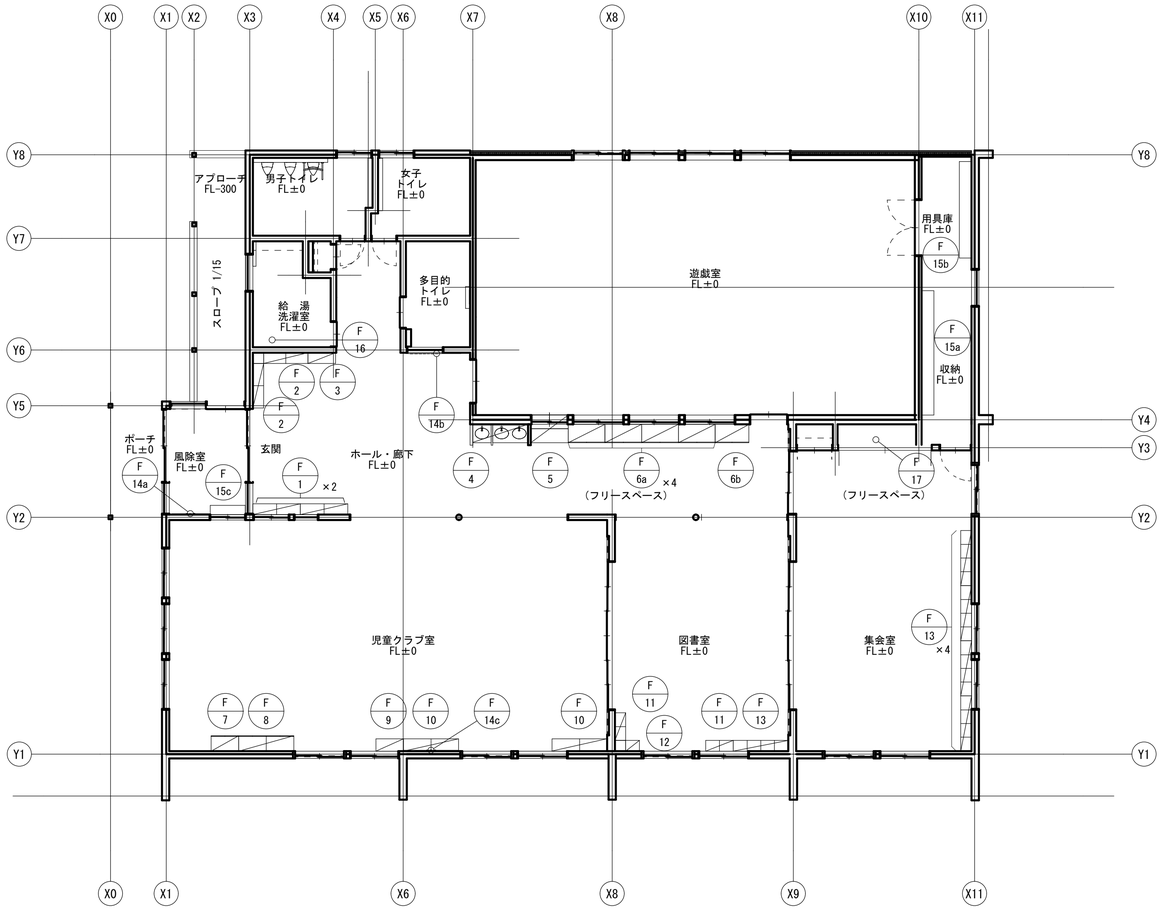
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

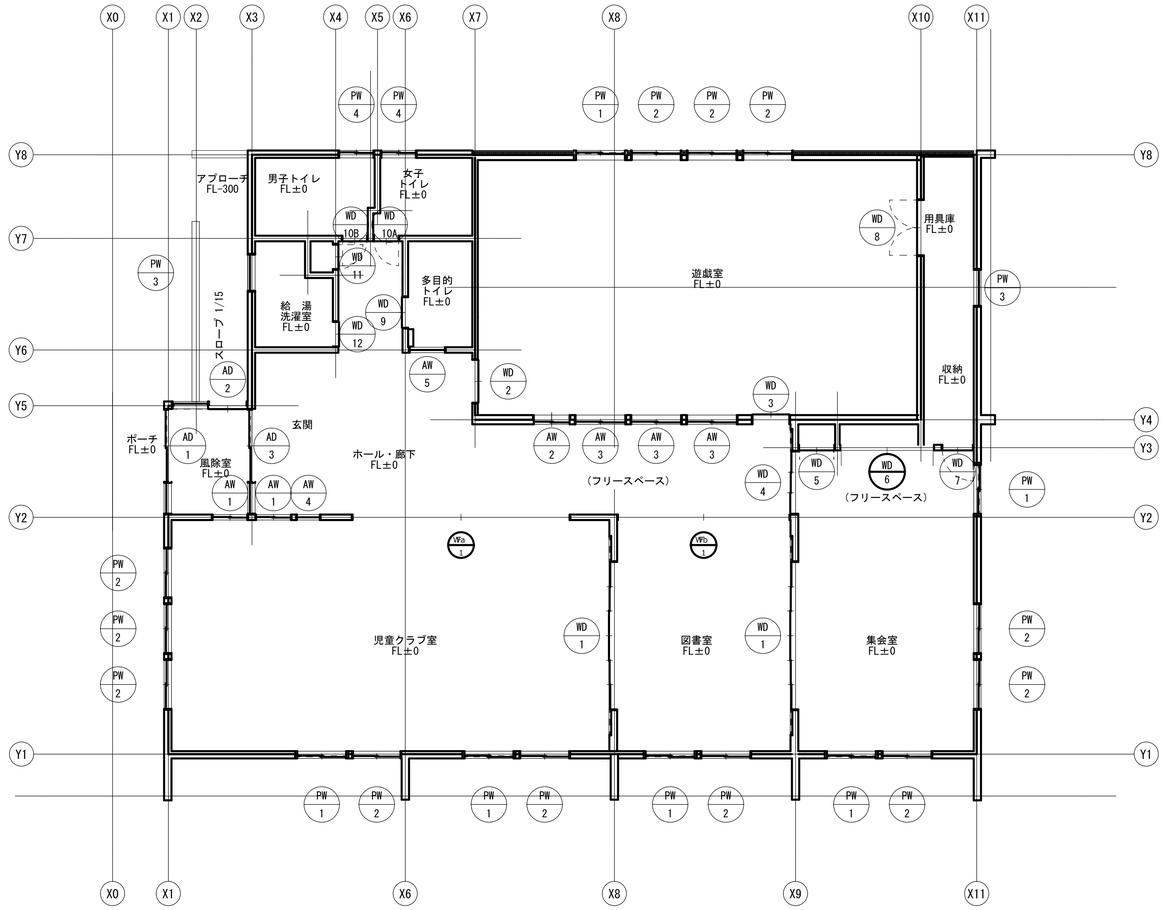
図名：天井伏図

縮尺：A1=1:100 A3=1:200

図面番号：A－２５



家具キープラン　　1：100



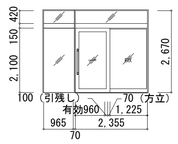
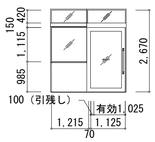
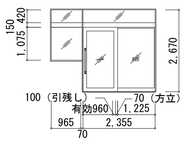
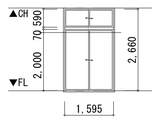
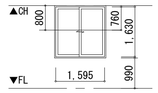
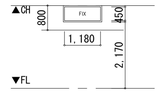
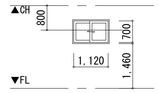
建具キープラン　　1：100

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

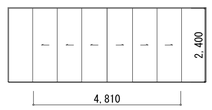
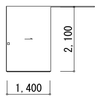
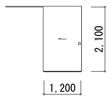
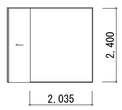
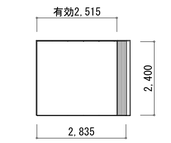
管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	家具・建具キープラン図	A1=1:100 A3=1:200	A－２６

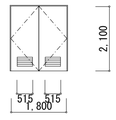
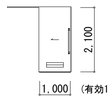
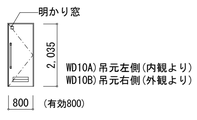
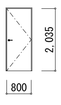
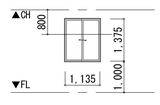
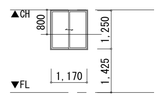
窓一覧　　建具一覧

建具種類	AD	AD	AD	PW	PW	PW	PW
建具番号	1	2	3	1	2	3	4
形式	片引き戸	片引き戸	片引き戸	連装コーナー窓	引違い	はめ殺し	引違い
姿図							
数量	1	1	1	6	12	2	2
枠見込/扉厚	100.0/40.0	100.0/40.0	100.0/40.0	123/43	123/43	123/43	123/43
位置	風除室	風除室	玄関	児童クラブ室、図書室、集会室、遊戯室	児童クラブ室、図書室、集会室、遊戯室	給湯・洗濯室、用具庫	男子トイレ・女子トイレ
仕上	アルミ製（ビル用、電解着色）断熱サッシ（H-3）	同左	同左	樹脂製（住宅用、標準カラー）	同左	同左	同左
ガラスの種類	Ｔt4.0＋A6＋Ｔt4.0（Low-e）	同左	同左	T4.0+A14+T4.0（Low-e）	同左	同左	T4.0+A14+F4.0（Low-e）
金物	付属金物一式、シリンダー錠、引棒、戸先ゴム	同左	同左	付属金物一式、網戸、大型引手、ｸﾚｾﾝﾄ、補助錠	付属金物一式、網戸、クレセント、補助錠	—	付属金物一式、網戸、クレセント
備考	自閉装置、SUS沓摺　YKK AP　EXIMA51e 同等品以上　S-2　A-3　W-3	自閉装置、SUS沓摺　YKK AP　EXIMA51e 同等品以上　S-2　A-3　W-3	自閉装置、SUS沓摺　YKK AP　EXIMA51e 同等品以上　S-2　A-3　W-3	YKK APプラマードH　同等品以上　S-3、A-4、W-4	YKK APプラマードH　同等品以上　S-3、A-4、W-4	YKK APプラマードH　同等品以上　S-3、A-4、W-4	YKK APプラマードH　同等品以上　S-3、A-4、W-4

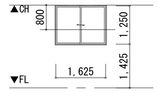
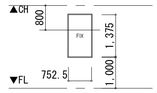
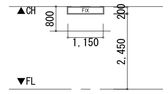
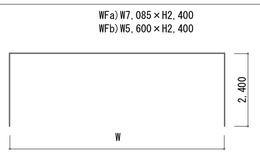
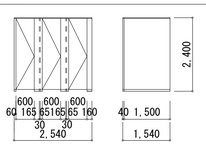
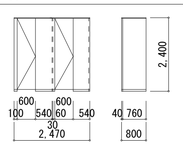
建具一覧　　窓一覧　　ドアー覧

建具種類	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
建具番号	1	2	3	4	5	6	7
形式	引分け戸	片引き戸	片引き戸	片引き戸	折りたたみ戸	折りたたみ戸	片開き戸
姿図							
数量	2	1	1	1	1	1	1
枠見込/扉厚	25.0/40.0	25.0/40.0	25.0/40.0	25.0/40.0	25.0/36.0	25.0/36.0	25.0/40.0
位置	児童クラブ室、図書室	遊戯室	遊戯室	フリースペース	フリースペース	遊戯室	収納
仕上	しな合板t4.0フラッシュＷＵＣ	同左	同左	同左	同左	同左	同左
ガラスの種類	—	—	—	—	—	—	—
金物	SUSフラットレール、防音戸車（ベアリング入り）、大型埋込引手、引き戸錠、ストッパー、連動式	重量用ハンガーレール（ソフトモーション（2WAY）アトムSD同等品）、ガイドレール、大型埋込引手	同左	フラットレール（クローザー付き）、防音戸車（ベアリング入り）、埋込引手、連動式	上吊り式折れ戸用金物一式、下ガイドレール、フリーオープン、引手	上吊り式折れ戸用金物一式、下ガイドレール、フリーオープン、引手、鍵錠、折れ戸用ロック	丁番、シリンダー錠、レバーハンドル、DC、戸当り、ストッパー
備考	戸先ゴム	戸先ゴム	戸先ゴム	中央ストッパー、引戸錠、戸先ゴム	中央ストッパー、戸先ゴム	収納内にL=2,400のミニキッチン設置	—

建具一覧

建具種類	WD	WD	WD	WD	WD	AW	AW
建具番号	8	9	10A,B	11	12	1	2
形式	両開き戸	片引き戸	片開き戸	片開き戸	片引き戸	引違い	引違い
姿図							
数量	1	1	2	1	1	2　　4	1
枠見込/扉厚	25.0/40.0	25.0/40.0	25.0/40.0	25.0/30.0	25.0/40.0	80/–	80/–
位置	用具庫	多目的トイレ	男子トイレ、女子トイレ	SKシンク	給湯・洗濯室	児童クラブ室	遊戯室
仕上	同左	同左	同左	同左	同左	アルミ製	アルミ製
ガラスの種類	—	—	F2.0	—	—	T4.0	T4.0
金物	SUS丁番、ケースハンドル、戸当り、フランス落とし、上部サムターン錠、付属金物一式、アルミガラリ、ストッパー	重量用ハンガーレール（ソフトモーション（2WAY）アトムHD同等品）、ガイドレール、大型埋込引手、表示錠大型サムターン付錠錠、アルミガラリ	丁番、DC、戸当り、引手、押板、アルミガラリ、ストッパー	丁番、空錠、引手、DC、戸当り、ストッパー	標準ハンガーレール（ソフトモーション（2WAY）アトムHR同等品）、大型埋込引手、戸当り、ストッパー	レール、戸車、クレセント、掘込引手、付属金物一式	ﾚｰﾙ、戸車、ｸﾚｾﾝﾄ、掘込引手、付属金物一式
備考	—	—	—	—	—	スプルス集成材　見付25.0　YKK AP EXIMA31　S-4、A-4、W-5	スプルス集成材　見付25.0　YKK AP EXIMA31　S-4、A-4、W-5

窓一覧　　建具一覧

建具種類	AW	AW	AW	WFa,WFb	TB	TB
建具番号	3	4	5	1	1	2
形式	引違い	はめ殺し	はめ殺し	三方枠	トイレブース	トイレブース
姿図						
数量	3	1	1	1	1	1
枠見込/扉厚	80/–	–	–	100		
位置	遊戯室	児童クラブ室	多目的トイレ	児童クラブ室、図書室	女子トイレ	男子トイレ
仕上	アルミ製	同左	同左	WUC	化粧メラミン合板t2.5　フラッシュ	化粧メラミン合板t2.5　フラッシュ
ガラスの種類	T4.0	同左	F4.0	—		
金物	ﾚｰﾙ、戸車、ｸﾚｾﾝﾄ、掘込引手、付属金物一式	付属金物一式	同左	—	SUS巾木、SUS頭継ぎ、丁番、表示付ラッチ錠（非常開錠）、戸当り	SUS巾木、SUS頭継ぎ、丁番、表示付ラッチ錠（非常開錠）、戸当り
備考	スプルス集成材　見付25.0　YKK AP EXIMA31　S-4、A-4、W-5	スプルス集成材　見付25.0　YKK AP EXIMA31　S-4、A-4、W-5	スプルス集成材　見付25.0　YKK AP EXIMA31　S-4、A-4、W-5	—		

凡　例

符号	
ＳＳＤ	ステンレス製戸
ＳＳＷ	ステンレス製窓
ＳＳＧ	ステンレス製ガラリ
ＳＳＦ	ステンレス製スクリーン
ＳＳＳ	ステンレス製シャッター
ＡＤ	アルミニウム製戸
ＡＷ	アルミニウム製窓
ＡＧ	アルミニウム製ガラリ
ＡＦ	アルミニウム製スクリーン
ＡＳ	アルミニウム製シャッター
ＡＯＤ	アルミニウム製ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ
ＳＤ	鋼製戸
ＳＤ(Ｓ)	鋼製窓(標準型)
ＳＷ	鋼製窓
ＳＧ	鋼製ガラリ
ＳＦ	鋼製スクリーン
ＳＳ	鋼製シャッター
ＳＯＤ	鋼製オーバーヘッドドア
Ｓ	鋼製三方枠
ＬＤ	鋼製軽量戸
ＬＤ(Ｓ)	鋼製軽量戸(標準型)
ＬＳ	鋼製軽量シャッター
ＧＳＨ	ガラス製防煙垂壁
ＭＳＨ	可動式防煙垂壁
ＷＤ	木製戸
ＷＷ	木製窓
ＷＧ	木製ガラリ
ＷＦ	木製スクリーン
Ｗ	木製三方枠
ＰＤ	樹脂製戸
ＰＷ	樹脂製窓
Ｐ	障子
Ｈ	ふすま

仕上	
ＷＡＰ	水性反応硬化型ｱｸﾘﾙ樹脂塗装
ＷＵＰ	水性反応硬化型ｳﾚﾀﾝ樹脂塗装
ＷＳＶ	水性ステイン塗装
ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント
ＣＬ	クリアラッカー
ＵＣ	ウレタン塗装

ガラス	
ＦＴ	フロート板ガラス
Ｆ	型板ガラス
ＮＰ	網入磨板ガラス
Ｎ	網入型板ガラス
ＷＰ	線入磨板ガラス
Ｗ	線入型板ガラス
ＬＥ	低放射ガラス(Low-E)
Ｔ	強化ガラス
Ｌ	合わせガラス

金物	
ＰＨ	ピボットヒンジ
ＦＨ	フロアヒンジ
Ｈ	丁番
ＡＨ	ヒンジクローザー
ＤＣ	ドアクローザー
ＤＳ	戸当たり
Ｆ	フランス落とし
ＰＤ	シリンダー本締錠
ＨＬ	シリンダー錠錠
ＣＰ	シリンダー締錠
Ｍ	シリンダーモノコック
Ｃ	空錠
ＣＬ	引違戸用錠
ＧＲ	グレモン錠
ＬＩ	表示付ラッチ錠
ＬＨ	レバーハンドル
ＣＨ	ケースハンドル
ＰＰ	押板
ＰＢ	引手
Ｇ	ガラリ

特記事項

・クレセント高さ、引手高さ：
　ＦＬ＋800以上、ＦＬ＋1,500以下

・ＷＤのかまち：中骨等の材料はＬＶＬ（ジェルトン（プライ））とする。

・ＷＤの戸車：
　全て防音仕様・ベアリング入りとする。

・落下防止手摺：
　ステンレス製　φ30　壁付　2段

日本都市設計　株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者　武部　幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名　建具表

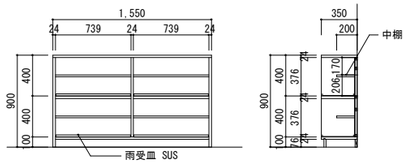
縮尺　A1=1:100　A3=1:200

図面番号　Ａ－２７

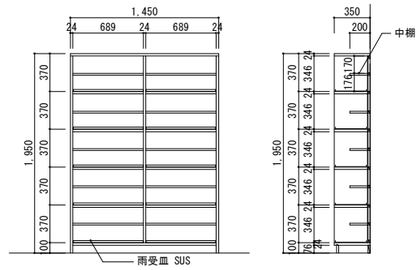
■ 共 通 仕 様 ■

	仕　様（特記なき限り下記による）
天　板	シナランバーコア合板ｔ24　WCU　小口テープ貼
地　板	シナランバーコア合板ｔ24　WCU　小口テープ貼
側　板	シナランバーコア合板ｔ24　WCU　小口テープ貼
中 仕 切	シナランバーコア合板ｔ24　WCU　小口テープ貼
固 定 棚	シナランバーコア合板ｔ18　WCU　小口テープ貼
可 動 棚	シナランバーコア合板ｔ18　WCU　ダボレール
中　棚	シナランバーコア合板ｔ18　WCU　小口テープ貼
背　板	シナ合板ｔ5.5　特記なき限りWUC
巾　木	シナランバーコア合板ｔ24　WCU
開 キ 戸	シナ合板フラッシュ戸ｔ32　WCU　丸棒取手（ｽﾃﾝﾚｽ）　ｽﾃﾝﾚｽｽﾗｲﾄﾞ丁番（ﾏｸﾞﾈｯﾄｷｬｯﾁ付）　鍵付き
錠	シリンダー錠
雨 受 け	ステンレスSUS304　0.6ｔ加工、奥行き（下足棚：320、雨具掛：570）、深さ15

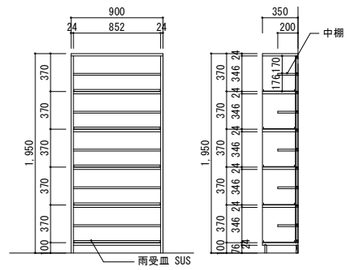
F-1　下足棚　２ヶ所



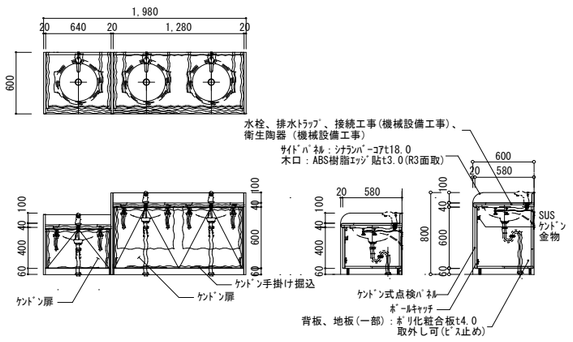
F-2　下足棚　２ヶ所



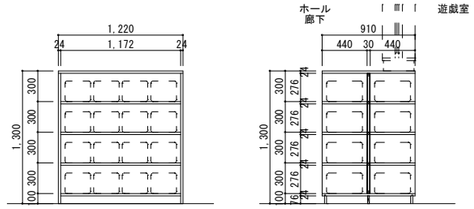
F-3　下足箱　１ヶ所



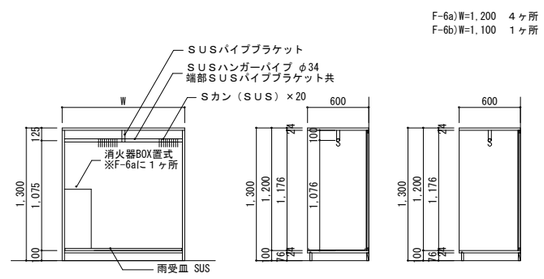
F-4　手洗い場　１ヶ所



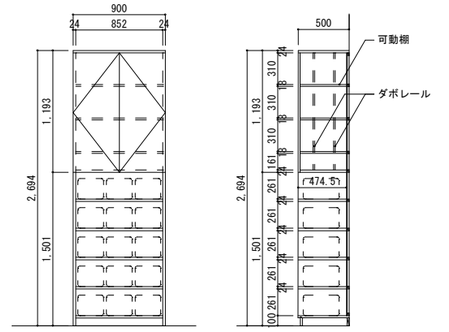
F-5　ランドセル収納棚　１ヶ所



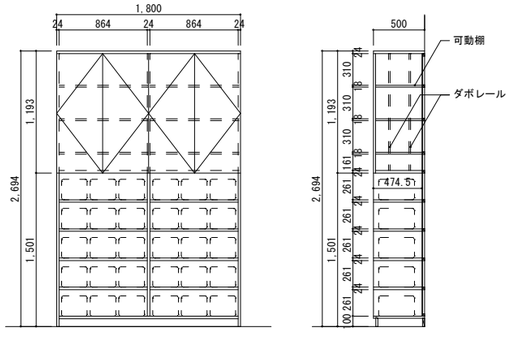
F-6a,6b　雨具掛け　計５ヶ所



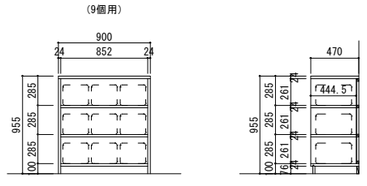
F-7　ランドセル収納＋書類棚　１ヶ所



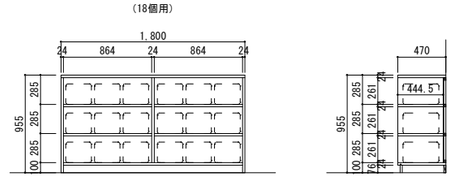
F-8　ランドセル収納＋書類棚　１ヶ所



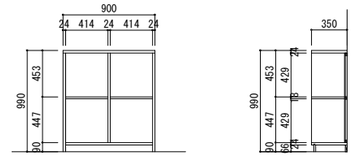
F-9　ランドセル収納　１ヶ所



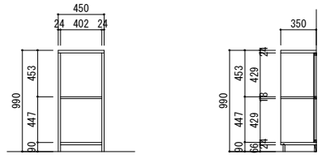
F-10　ランドセル収納棚　２ヶ所



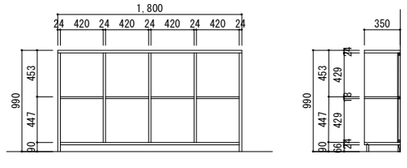
F-11　本棚　２ヶ所



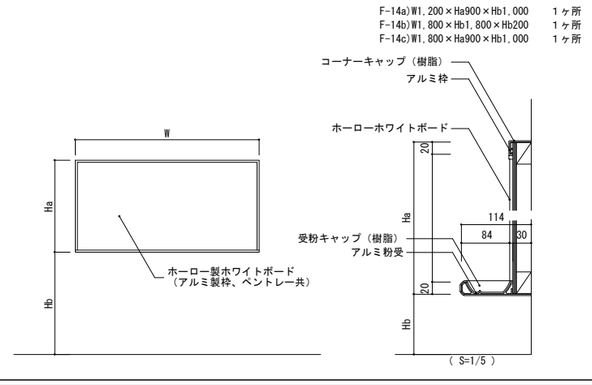
F-12　本棚　１ヶ所



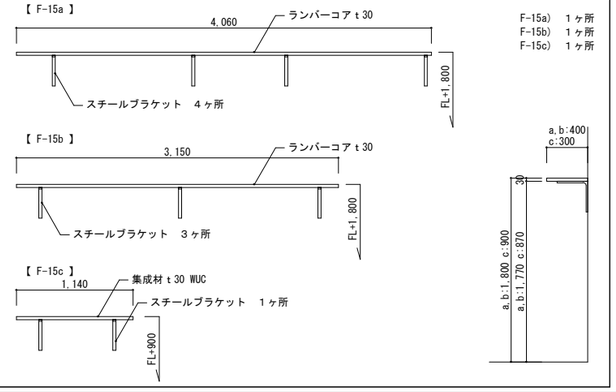
F-13　本棚　５ヶ所



F-14a,14b,14c　掲示板（ホワイトボード）　計３ヶ所



F-15a～c　棚板：a,b 、カウンター：c　計４ヶ所



日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者　武部 幸紀　1級254091
主任技術者　吉川 卓　1級287952
担当　吉川 卓　1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

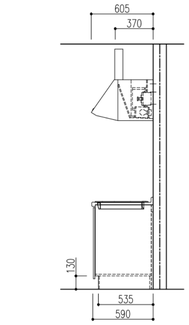
図名　家具図（１）

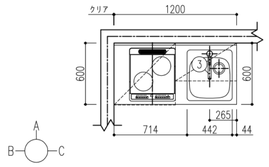
縮尺　A1=1/30　A3=1/60

図面番号　A－２８

F-16　ミニキッチン（ＩＨ、上部吊戸棚）　※既製品　　１ヶ所

B面

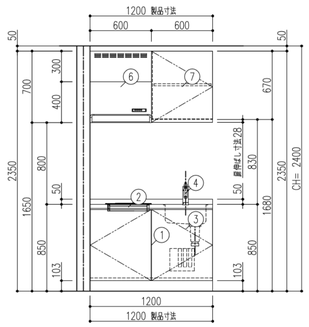




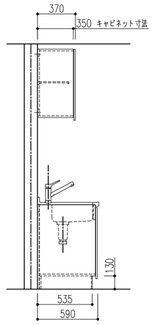
	品　名	品　番	数	備　考
1	SUS一体キャビ	MWF1Y12RABWB3AR	1	引違なし・W450グリルレス用・点穴口無
2	W91／2口コンパクトＩＨ	HT40C	1	450トップ・グリルレス
3	40シンク	R	1	水栓穴あり・右勝手
4	P34／シングルレバー水栓	SFWL420SYXNJG2N	1	ノルマーレS・エコハンドル・寒冷地用
5	ジャバラホース排水セット	HJHSET3NN	1	可動円板（穴径120対応）付内面平滑仕様
6	A72／NBHシロッココファン	NBH6397WN	1	W600・H700・ホワイト・3石
7	吊戸棚H70・側板不燃	MWWBE060ABWB3/R	1	開き扉

※電気配線接続は、電気設備工事にて実施
※給排水接続・ダクト接続は、機械設備工事にて実施

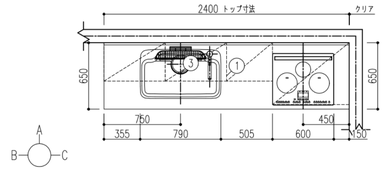
A面



C面



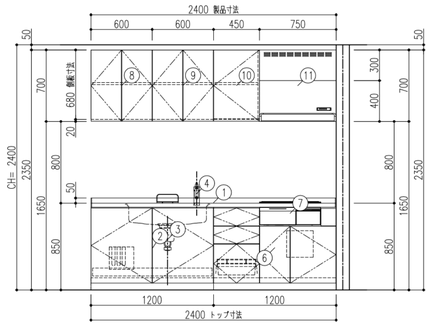
F-17　キッチン（ＩＨ、上部吊戸棚）　※既製品　　１ヶ所



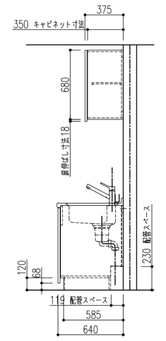
	品　名	品　番	数	備　考
1	I型ワークトップ・D650	TIAKAT240A9PRXL	1	【K A】シルクエンボス
2	シンク用キャビ	TASJL120BBWJ1AL	1	開き扉
3	スキットシンク	A9PR	1	樹脂排水・コート無
4	P44／シングルレバー水栓	SFWL420SYXNJGT	1	ノルマーレS・エコハンドル・寒冷地用
5	ジャバラホース排水セット	HJHSET2NT	1	排水円板（φ70）付内面平滑仕様
6	コンロ用キャビ（引出しM）	TACG8120BBWJ1AR	1	開き扉・引出し一体型・小引出しシルバー
7	R16／3口ＩＨ・トリプルＩＨ	HTN8STFS	1	600トップ・無水両面焼・シルバー・連動
8	吊戸棚H700	TAW6J060ABWJ1/N	1	開き扉
9	吊戸棚H700	TAW6J060ABWJ1/N	1	開き扉
10	吊戸棚H700・側面板面不燃	TAW6N045ABWJ1/L	1	開き扉
11	A90／NBHシロッコファン	NBH7397WT	1	W750・H700・ホワイト・3石

※電気配線接続は、電気設備工事にて実施
※給排水接続・ダクト接続は、機械設備工事にて実施

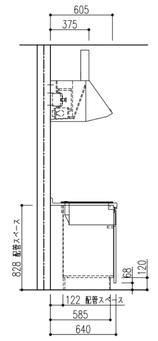
A面



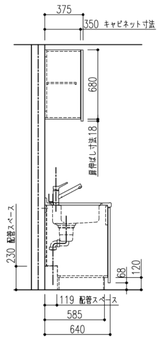
B面



C面



C面



日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録（石）第650号
管理建築士　一級建築士（大臣）登録第254091号　武部　幸紀

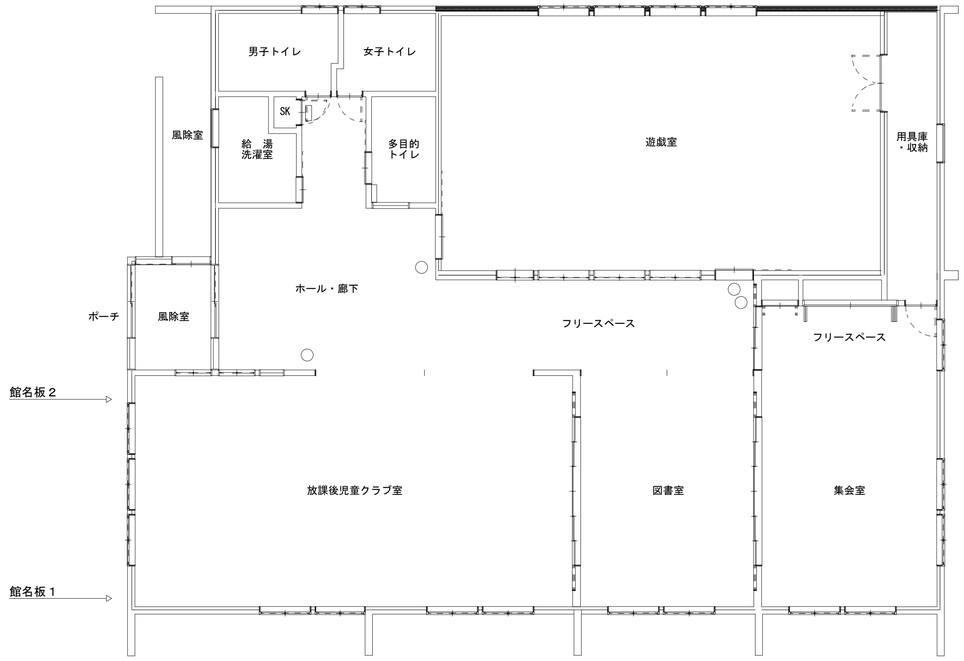
管理技術者　武部 幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名　家具図（２）

縮尺　A1=1/30　A3=1/60

図面番号　Ａ－２９



図凡例	○			□		
名　称	室名札（平付け）	ピクトサイン（持出し型）	ピクトサイン（平付け）	室名札（平付け）	室名札（平付け）	館名板１	館名板２
仕　様	基　材：　集成材　ＷＵＣ 取　付：　合板５．５ｔ捨貼りの上接着貼り 仕上げ：　塗装印刷 サイズ：　２００φ	基　材：　集成材　ＷＵＣ 取　付：　ＳＵＳ製持出し金物使用 仕上げ：　塗装印刷 サイズ：　２００×２００	基　材：　集成材　ＷＵＣ 取　付：　合板５．５ｔ捨貼りの上接着貼り 仕上げ：　塗装印刷 サイズ：　２００×２００	仕上げ：　カッティングシート サイズ：　２６０×８０	仕上げ：　カッティングシート サイズ：　１５０×８０	表面SUS板＋下地カルプボード 文字：480角×t30　５文字（カッティングシート貼り）	文字：５５角１２文字（カッティングシート貼り） ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ：ステンレスHL板ｔ3.0 W600×H300
形　状	集成材２０t　WUC ピクト・室名表示 塗装印刷 放課後児童クラブ室 200 200 遊戯室 集会室	持出し金物 ステンレス製 ＨＬ仕上 集成材２０t　WUC ピクト・室名表示 塗装印刷 図書室 200 25 200 多目的トイレ 文字表示（両面）： トイレはピクト表示。 他室はゴシック文字、４０角程度。 各室名を表示し、字数に応じたレイアウト	集成材２０t　WUC ピクトサイン：塗装印刷 200 200 文字表示（片面）： トイレはピクト表示。	室名表示：カッティングシート 給湯・洗濯室 80 260 文字表示（片面）：ゴシック文字、４０角程度。 各室名を表示し、字数に応じたレイアウト	室名表示：カッティングシート ＳＫ 80 150 文字表示（片面）：ゴシック文字、４０角程度。 各室名を表示し、字数に応じたレイアウト	幌別児童館 480 ※上記例は縮小表示	ベースプレート：ステンレスHL板ｔ3.0 幌別児童館 幌別児童クラブ 300 600 ※上記例は縮小表示
設置ヵ所数	・放課後児童クラブ室　４ヵ所 ・遊戯室×２ヵ所 ・集会室	・図書室　２ヵ所 ・多目的トイレ	・男子便所　２ヵ所 ・女子便所	・給湯・洗濯室　１ヵ所	・ＳＫ　１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所

日本都市設計　株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

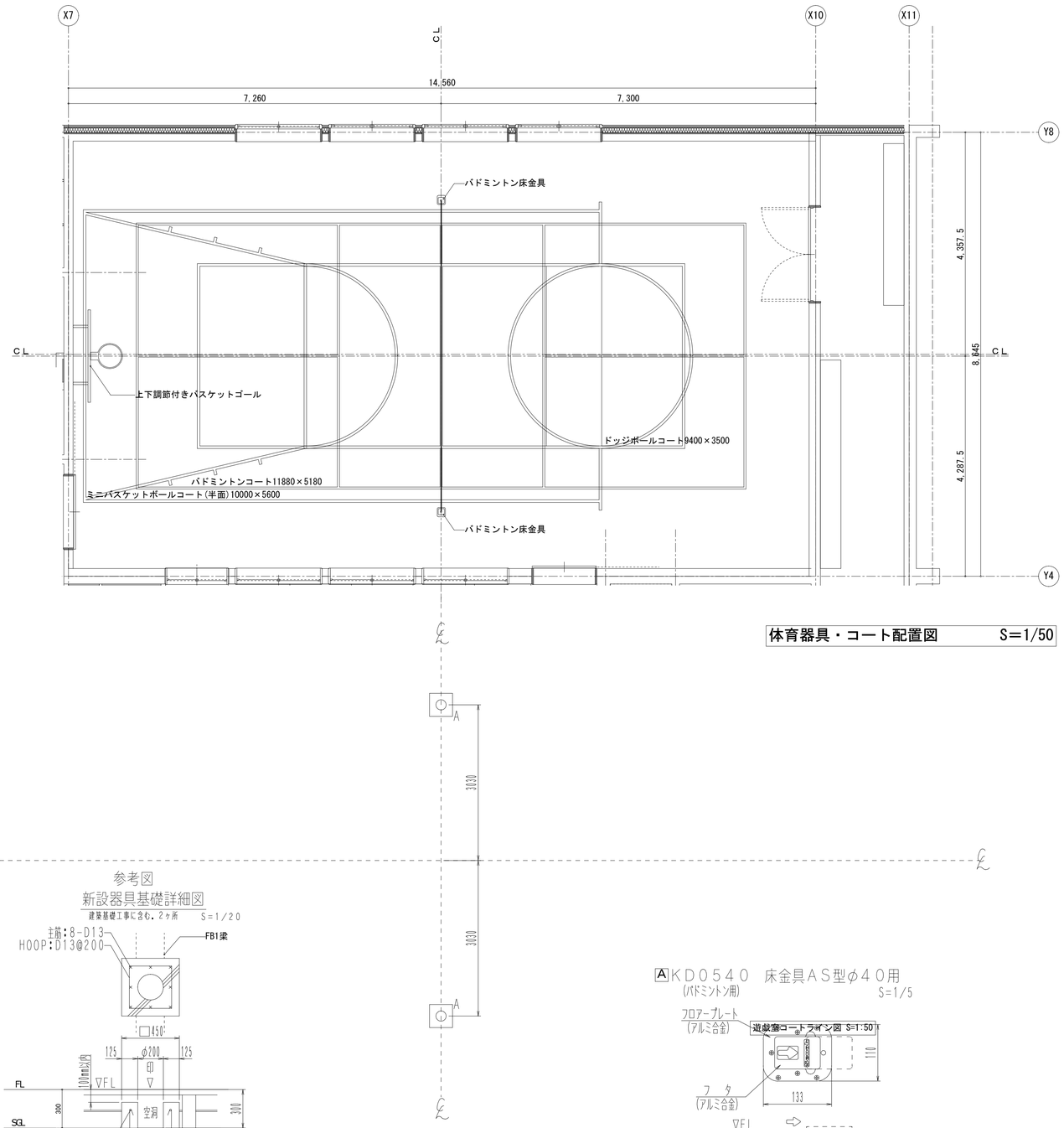
管理技術者　武部　幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名　サイン図

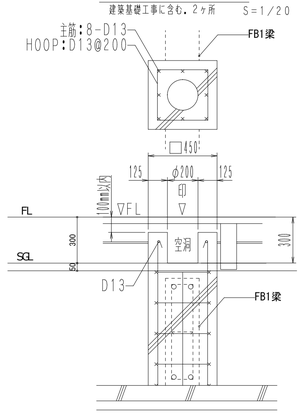
縮尺

図面番号　Ａ－３０



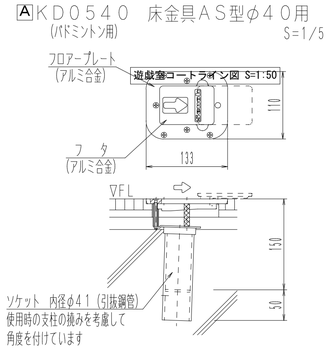
体育器具・コート配置図　　S=1/50

参考図
新設器具基礎詳細図
建築基礎工事に含む。2ヶ所　　S=1/20



基礎内訳表		
A	バドミントン用	2個
合　　計		2個

A KD0540　床金具AS型φ40用
(バドミントン用)　　S=1/5

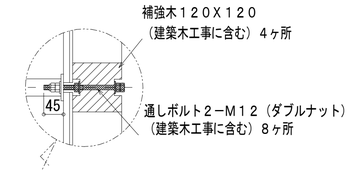


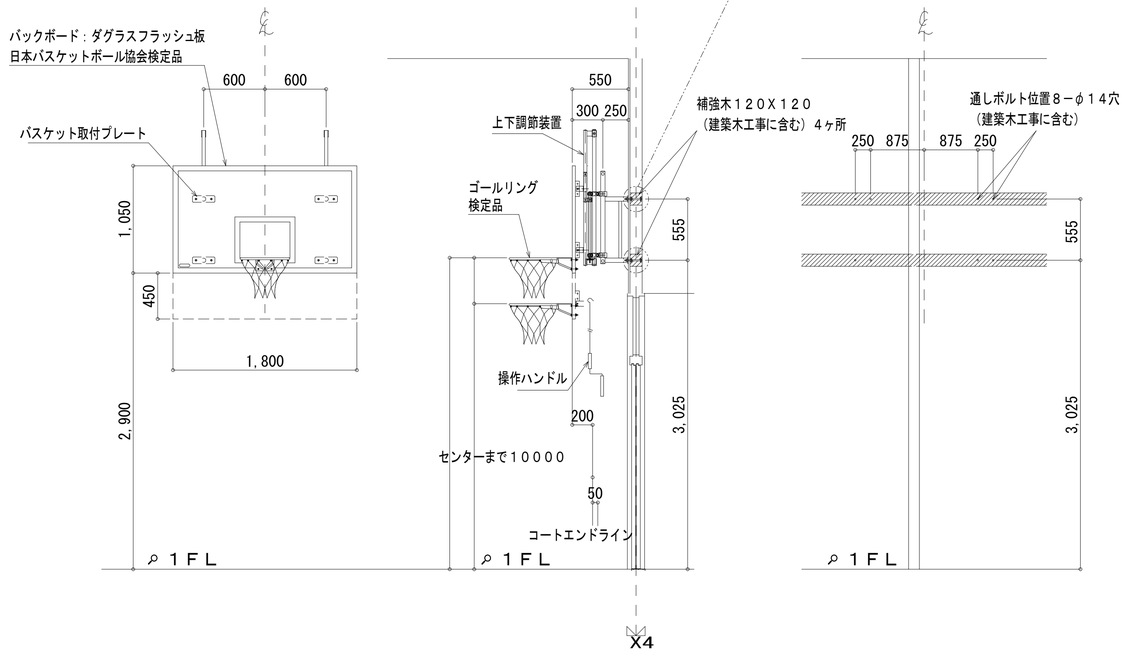
ソケット　内径φ41 (引抜鋼管)
使用時の支柱の揺みを考慮して
角度を付けています

体育器具・基礎配置図 S=1:50

コートライン内訳表					
種　別	寸　法	面 数	ラインc色	優先順位	備　考
ミニバスケットボールコート（半面）	10000×5600	1面	白	3	実線 ライン幅50mm
バドミントンコート	11880×5180	1面	緑	1	実線 ライン幅40mm
ドッジボールコート	9400×3500	1面	ﾗｲﾄﾌﾞﾙｰ	2	実線 ライン幅50mm

体育器具リスト			
品　名	仕　様	数 量	備　考
固定式バスケットゴール	日本バスケットボール協会検定品 壁面固定式　板出550mm バックボード　上下調節装置付ダグラスフラッシュ板	0．5対	補強要
バドミントン支柱用床金具	板張床用アルミ合金スライド式　φ40mm用　床下150mm	2個	

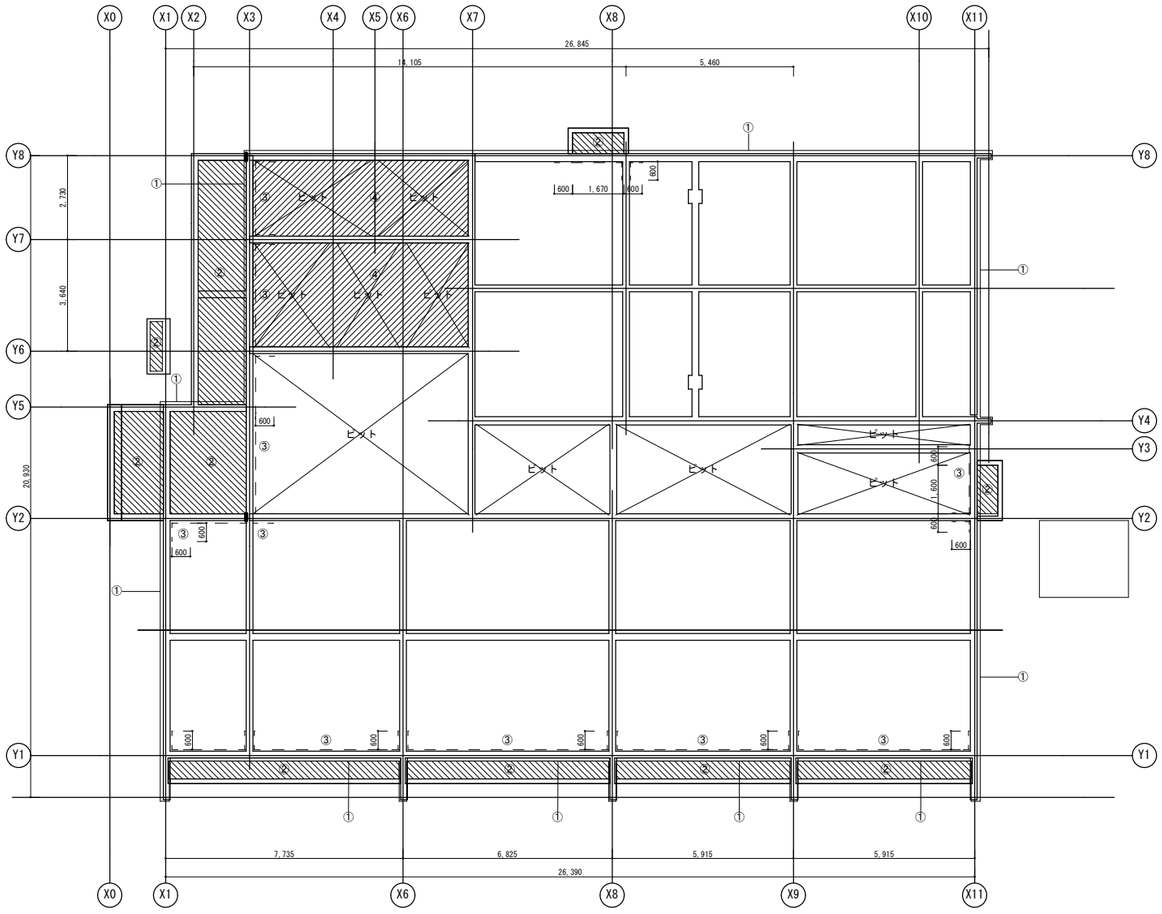




上下調節装置付きバスケットゴール図　　S=1:50

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当	工事名	図名	縮尺	図面番号
武部 幸紀 1級254091	吉川　卓 1級287952	吉川　卓 1級287952	（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	体育器具図		A−31



断熱伏図凡例	
①	基礎　押出発泡ポリスチレン板t50打込（B-3）
②	土間下　押出発泡ポリスチレン板t50打込（B-3）
③	断熱補強　ウレタン吹付t30
④	ピットスラブ部　ビーズ法スチレンフォーム板t30打込
	※FP板欠損部は発泡ウレタンにて補強のこと

Ⅰ．断熱材（１９－１１以下は右記による。）

①断熱材の施工位置・種別・類別・及び品質は断熱材位置図によること。

②特記なき内断熱ＲＣ造の断熱仕様は下記によること。

ａ．外壁、最上階、最下階の床下はFP板を標準とすること。

ｂ．スラブや梁の巻き込み部分で直接コテ塗などの仕上の下地になる部分にはFP板　ｔ25（B-Ⅲ）を使用すること。

ｃ．直接仕上材が塗られない巻き込み部分はウレタンフォーム　ｔ25吹付とすること。

ｄ．巻き込み寸法はいずれも900㎜とすること。

③断熱材部分のボルト類は断熱ボルトを使用すること。

④断熱材の施工方法は特記なき限り下図によること。

⑤ウレタンフォーム吹付の仕様は下記によること。

・厚さの誤差は0～＋10㎜（原則として表面のカットは認めない）とすること。

・厚さ15㎜ごとに層ができるよう何度かに分けて吹くこと。

・現場コアサンプルを取り監督職員を承認をうけること。

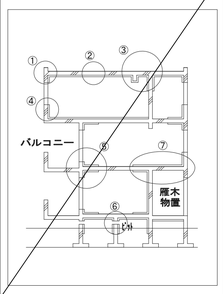
・火気の仕様には特に注意すること。

採用

Ⅱ．ＲＣ造内断熱工法

□全体的な留意点

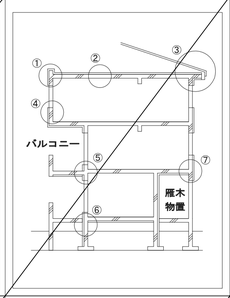
1) 板状の断熱材は打込みとし、後貼りは認めない。
2) 板状断熱材を打込んだ場合で、隙間からのコンクリート「のろ」流出防止対策として、断熱材の継目を相欠きのものを使用するか、継目をブチル系気密テープ貼りとする。また、万が一コンクリート「のろ」が流出した場合は、流出部分を除去し、発泡ウレタンにて処理する。
3) 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目に隙間が生じた場合も、隙間をＶカットし発泡ウレタンにて処理する。



Ⅲ．ＲＣ造外断熱工法

□全体的な留意点

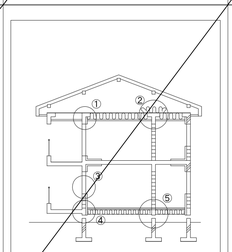
1) 外断熱の場合は、外装材に断熱複合板を打込む場合と、断熱材の外側に通気層を設ける場合があるが、いずれも断熱部分が切れないよう十分注意する。特にバルコニーのキャンティスラブ、庇、パラペット等の躯体の突出部分はヒートブリッジをなるので、断熱補強を必ず行う。
2) 外断熱工法で、内部に断熱補強を行う場合の断熱補強方法は、［Ｂ類３種厚20㎜ または発泡ウレタン 厚15㎜、L=450㎜］以上とする。



Ⅳ.準耐火(CB)造内断熱工法

□全体的な留意点

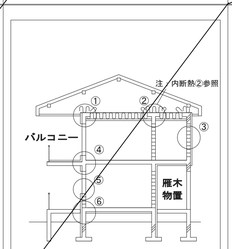
1) ＣＢ造は、ＣＢ及びＲＣ部及び木部相方の断熱気密工法が要求されることから、おのおのＲＣ造、木造の工法に準拠することとなるが、他にＣＢ及びＲＣと木部との取合部分の断熱・気密化に特に留意する必要がある。
2) 特に壁と天井の取合部の気密性を確保するため、内装工事は天井先行とする。
3) ＣＢ面の断熱材は、発泡ウレタン吹付とし、板状断熱材の後貼りは不可とする。
4) ＣＢ部の断熱補強はＲＣ造に準ずる。



Ⅴ．準耐火(CB)造外断熱工法

□全体的な留意点

1) ＣＢ造外断熱工法は、基本的にＲＣ造外断熱工法に準じ、断熱材として、
(ｱ)発泡ウレタン吹付
(ｲ)板状断熱材後貼り
(ｳ)断熱複合板後貼り
(ｴ)ｸﾞﾗｽｳｰﾙ後貼り(通気層工法のみ)
等があるが、(ｳ)の場合を除き、いずれも断熱材の外側に通気層を設ける「通気層工法」が望ましく(ｸﾞﾗｽｳｰﾙの場合は通気層工法のみ)、いずれも断熱材及び気密層の連続に十分注意する。
2) 外断熱工法で、内部に断熱補強を行う場合の断熱補強方法は、［Ｂ類３種厚20㎜ または発泡ウレタン 厚15㎜、L=450㎜］以上とする。



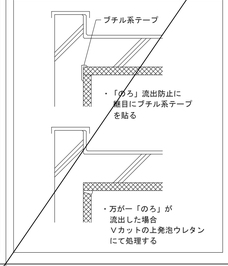
Ⅵ．設備・電気取合部のﾎﾟｲﾝﾄ

□全体的な留意点

1) 設備・電気等の配管・ダクト等が断熱部位を貫通する場合は、断熱欠損のないよう、発泡ウレタン等を充填すること。（図Ⅵ－１）
木造の場合は、防湿気密層が切れないよう、気密ﾃｰﾌﾟで隙間をなくすこと。（図Ⅳ－２）
2) 配管やコンセント等を壁に埋込む場合は、断熱材を欠き込まないよう仕上げを十分とるよう注意すること。（図Ⅳ－３）
3) 配管・ダクト等でヒートブリッジとなる箇所は、外気側が1.0～1.5m以上の断熱補強を行う。下記にその部位を示す（断熱・防露・保温材で巻かれている配管等については不要）。（図Ⅳ－４）

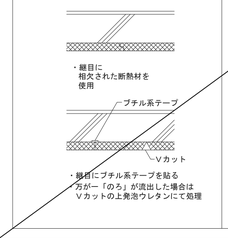
パラペット

①　パラペット廻り

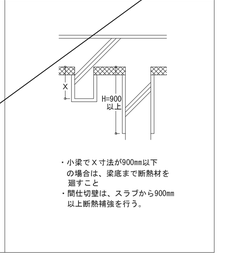


最上階スラブ

②　最上階スラブ

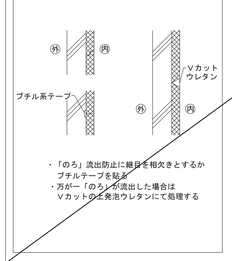


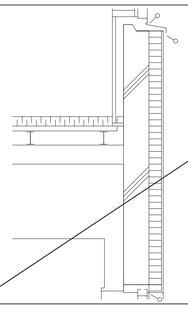
③　梁・間仕切部



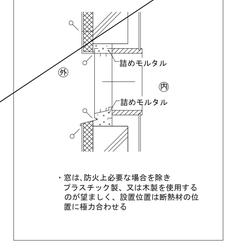
壁　・　窓

④　壁



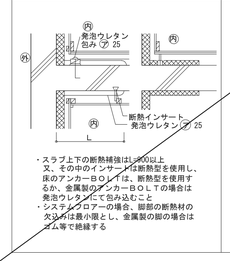


④　窓廻り

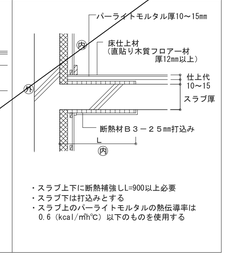


バルコニー　・　床

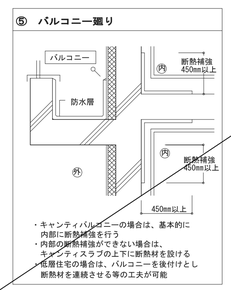
⑤－１　スラブ（木下地がある場合）



⑤－２　スラブ（直床、直天の場合）

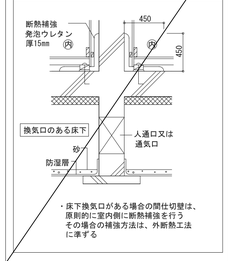


⑤　バルコニー廻り

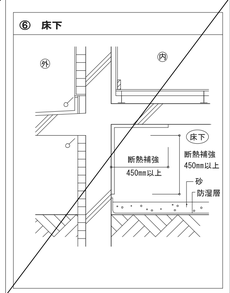


床　下

⑥　間仕切壁（床下換気口がある場合）

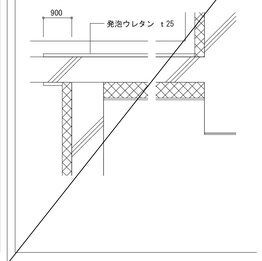


⑥　床下

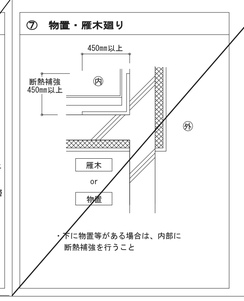


雁　木　・　物　置

⑦　雁木・物置

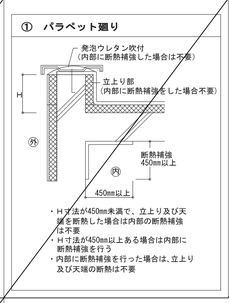


⑦　物置・雁木廻り



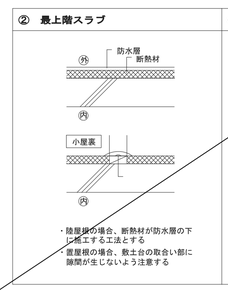
パラペット

①　パラペット廻り

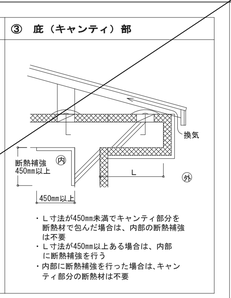


最上階スラブ

②　最上階スラブ

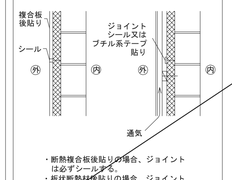


③　庇（キャンティ）部

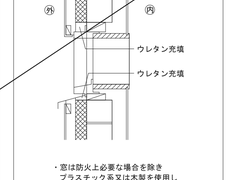


壁　・　窓

③　外壁（板状断熱材）

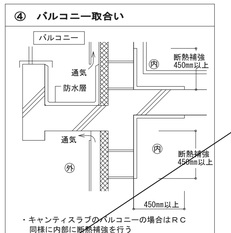


⑤　窓廻り



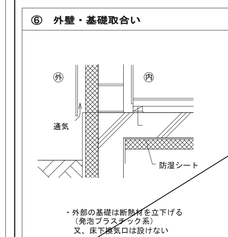
バルコニー　・　床

④　バルコニー取合い



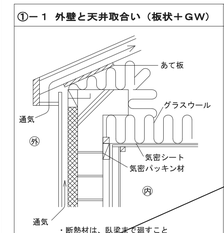
雁　木　・　物　置

⑥　外壁・基礎取合い

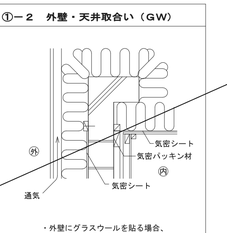


壁　・　窓

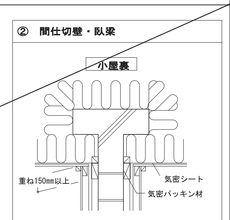
①－１　外壁と天井取合い（板状＋GW）



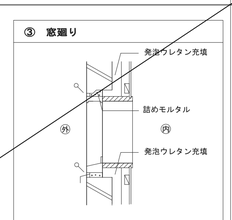
①－２　外壁・天井取合い（GW）



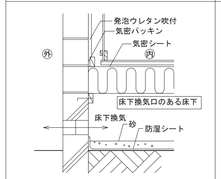
②　間仕切壁・臥梁



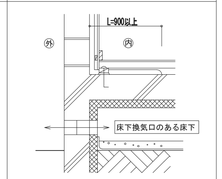
③　窓廻り



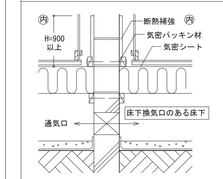
④－１　壁・床取合い（木床の場合）



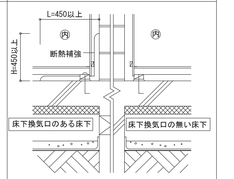
④－２　壁・床取合い(床スラブの場合)



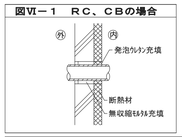
⑤－１　間仕切壁・床取合い



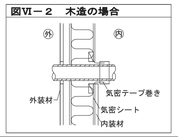
⑤－２　同左（床スラブの場合）



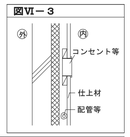
図Ⅵ－１　ＲＣ、ＣＢの場合



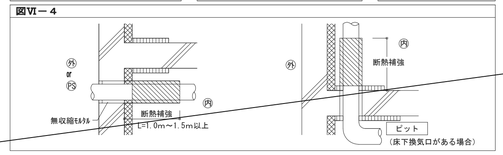
図Ⅵ－２　木造の場合



図Ⅵ－３



図Ⅵ－４



■設備工事　断熱補強必要箇所

配管の種類	管の材質	保温材の有無	断熱補強必要箇所
給水管	塩ビ管	○	全て保温材で巻いてあるので不要
	塩ビライニング鋼管	○	
配水管	銅管	○	同　上
	塩ビ管	○	
	塩ビライニング鋼管	○	
	トミジ管	○	
通気管	銅管	×	必　要
	塩ビ管	×	
	トミジ管	○	不　要
ガス管	炭素鋼管	×	必　要
	ＰＬＰ鋼管	×	
給油管	銅管	×	必　要
	被覆銅管	○	不　要
給気ダクト	亜鉛鉄板（スパイラル）	○	
	塩ビダクト	○	必　要
	塩ビフレキダクト	○	
排気ダクト（便所・浴室等）	亜鉛鉄板（スパイラル）	×	
	塩ビダクト	×	必　要
	アルミフレキシブルダクト	×	
排気ダクト（台所）	亜鉛鉄板（スパイラル）	○	
	アルミフレキシブルダクト	○	不　要
ＦＦ給排気筒（ガス）	ステンレス二重管	○	不　要
ＦＦ給排気筒（灯油）	ステンレス給気管	○	
	ステンレス排気管	○	不　要

■電気工事　断熱補強必要箇所

配管の種類	管の材質	保温材の有無	断熱補強必要箇所
	電線管（鋼管）	×	必　要
	硬質ビニール管	×	不　要
	合成樹脂可透管	×	不　要

注１）　原則的に、断熱材の内側に配管を行う。
注２）　電気工事において、分電盤等を躯体に埋込む場合で、断熱材を貫通する場合は、分電盤等を同等の断熱材で囲うこと。
注３）　ＲＣ造内断熱の場合で、断熱区画の外側の躯体に配管を埋設し、その配管が断熱区画を貫通する場合、配管内部に結露水が発生し、それが室内に浸入する恐れがあるので、十分注意すること。
注４）　最上階は天井を張り、天井裏に配管する。

日本都市設計　株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者　武部　幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

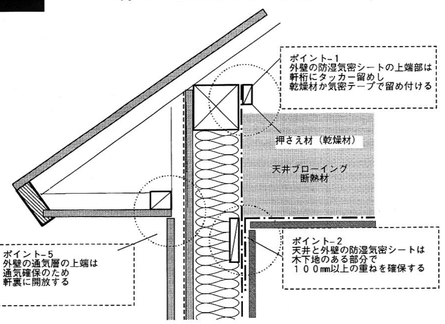
工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名　断熱基準図

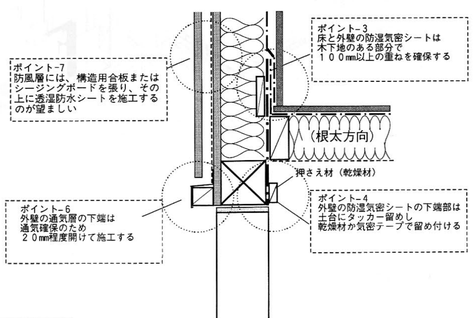
縮尺

図面番号　A－３３

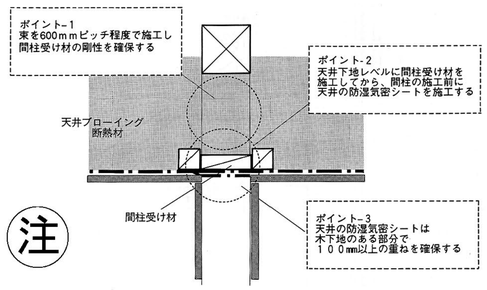
部位 1　天井と外壁の取り合い部分



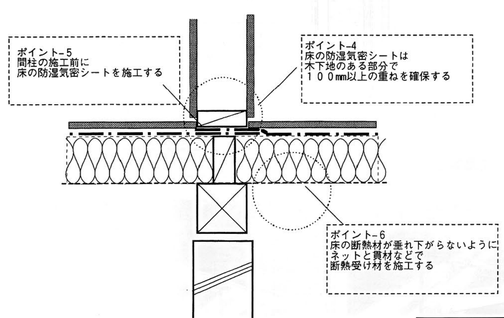
部位 2　床と外壁の取り合い部分



部位 3　天井と間仕切壁の取り合い部分



部位 4　床と間仕切壁の取り合い部分



細かい部分の防湿気密処理方法

高い気密性を確保するためには、構法的に気密化を図る他に、各種断熱工法に応じて（p.102～103図１～４）、防湿気密化処理を図る必要があります。ここでは、下記の部分の防湿気密化手法の代表例を示します。

①開口部　外窓用サッシュや床下・天井点検口の取り付け部分は、室内側で枠と軸組材（乾燥材）または防湿気密シートをブチル系気密テープ等でシールする（図１）。

②配管廻り　配管や配線等が防湿気密層を貫通する部分は、四周をブチル系気密テープでシールするか専用部材を使用する等の方法による（図２）。

③コンセント　電気コンセントは専用の防湿コンセントを使用する（図３）。

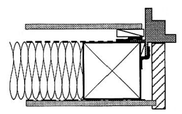
④特殊な床　バスユニット床や段差がある特殊な床は、工程に併せて断熱床を設けるか、基礎断熱などの方法で断熱・気密層の連続を確保する（図４）。

⑤構造材廻り　柱、梁等の構造材が防湿気密層を貫通する部分は、四周をブチル系気密テープでシールするか、専用部材を使用する（図５）。

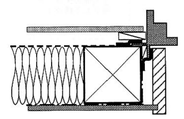
⑥照明器具　最上階天井の照明器具は直付け方式のものを選び、ダウンライト形式の器具はなるべく使用しないようにする（図６）。

①開口部廻り（図１）

㋐ 軸組材・下地材とサッシ枠をブチル系気密テープでシールする



㋑ 防湿気密シートとサッシ枠をブチル系気密テープでシールする



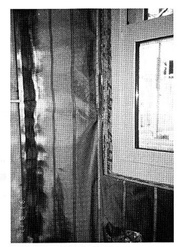
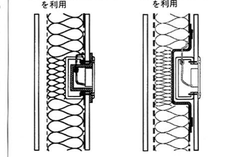


写真４　ブチル系気密テープでシールした例

②配管廻り（図２）



③コンセント周り（図３）



⑥照明器具周り（図５）

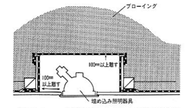
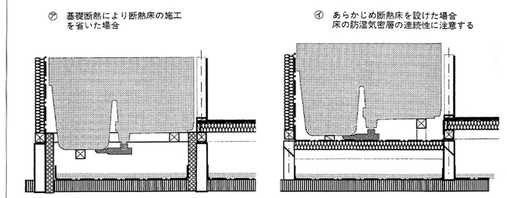


図５ウ　一般型ダウンライト及び断熱施工用ダウンライト S_B 型使用の場合
（断熱施工用ダウンライト S_B 型はこのような施工が不要となる。詳細はメーカー施工仕様書による）

④バスユニット（図４）



⑤構造材貫通部分（図５）

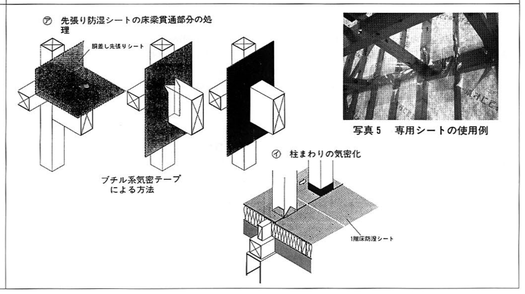
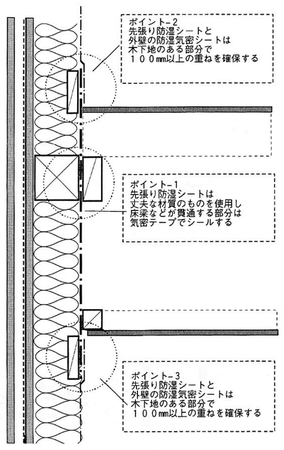


写真５　専用シートの使用例

部位 5　2階床と外壁の取り合い部分



防湿気密シートの施工



写真１　土台先張り防湿シートの施工

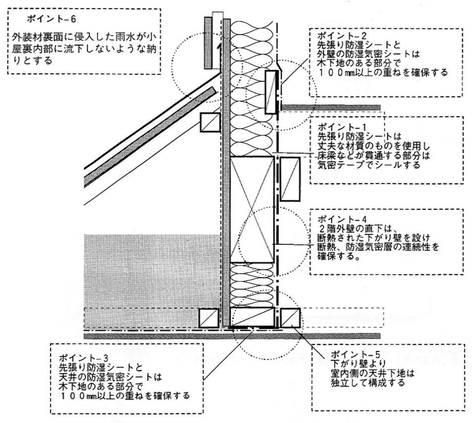


写真２　胴差先張り防湿シートの施工



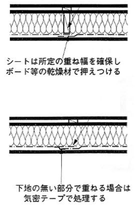
写真３　壁の防湿シートの施工

部位 6　下屋部分の天井と外壁の取り合い部分

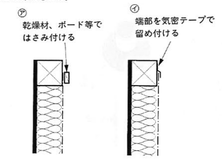


防湿気密シートのジョイント処理方法

防湿気密シートの重ねは、必ず木下地のある部分で100 mm 以上の重ね幅を確保し、ジョイント部分を乾燥材(ボード等)で上から押えつけることを原則とする。どうしても木下地のない部分で重ねる時はブチル系気密テープでシールする。



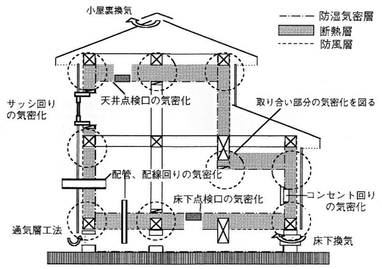
防湿気密シートの端部処理は、木材にタッカー留めし
㋐ 乾燥材等ではさみつける
㋑ ブチル系気密テープ留めする
などの方法をとる。



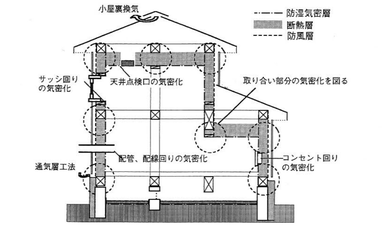
断熱・気密性能の高い木造住宅を作るには、床・外壁・天井・間仕切壁などの部位が取り合う箇所で、断熱・防湿気密層が連続するような施工上の工夫が必要です。また、通気性のあるフェルト状断熱材を使用する場合には、断熱性能の低下を防ぐために、断熱する部位の上下端部に通気止め材（通気性の無い材料を使用すること）を設けることが大切です。さらに、設備配管や電気配線が床・天井の防湿気密層を貫通する部分や外窓の取り合い部分など、防湿気密層が切れてしまう箇所での防湿・気密化にも配慮しなくてはいけません。

断熱層を軸組材内部に設けるか、軸組材外側に設けるかにより、施工上の留意点が異なりますので、現場では細心の注意を払って施工する必要があります。

一般的な在来木造住宅（図1）



基礎断熱による在来木造住宅（図2）



ワンポイントアドバイス

1）断熱材
フェルト状断熱材を使用する場合には、断熱性能の確保や施工性を向上させるためにも、なるべく密度の高いもので、上端でノンカットされた材料を用いることが望ましいです。

2）防湿気密材
防湿気密材としてはポリエチレンフィルムなどが一般的ですが、施工面での信頼性向上のためにも、0.2mm厚のシート等のできるだけ破れにくく、幅広い寸法のものを使用することが望ましいです。

3）防風材
外壁の防風層として透湿防水シートを使用する場合には、断熱材の吸元力やゆるみにより通気層が塞がらないよう、通気胴縁材の間隔を狭くするなど、施工面で十分注意することが望ましいです。

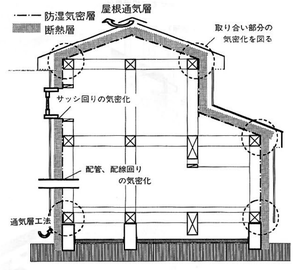
4）軸組木材
木造住宅において長期的な気密性能を確保するためには、断熱構法の種別によらず、柱・梁などの主要な保造材や、間柱・根太材などに乾燥材を使用することが大切です。

外張り断熱工法による在来木造住宅（図3）

プラスチック系断熱材の外張り工法

気密を断熱材自体で確保する場合は、断熱材相互の隙間を粘着性の高い気密テープでシールする方法がありますが、構造用木材の乾燥収縮による気密性能の低下の恐れもあります。

従って、乾燥木材を使用した上で、内側に防湿層、または外側に透湿防水シートを防風層として設けるなど、気密層は別に設けるといった考え方が最も信頼性の高い方法といえます。

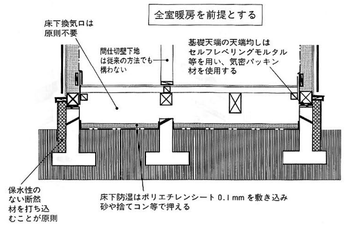


基礎断熱工法の施工上のポイント（図4）

基礎断熱工法のすすめ

床で断熱する方法は、断熱支持の施工手間がかかることや、床下の換気量が不足気味で熱的には曖昧な空間となることなどの問題点があります。

基礎の外側から断熱し、床下を熱的に室内側に取り込んでしまう基礎断熱はこうした問題を根本的に解決できることから、寒冷地においてはもっと積極的に採用していくことが望まれます。図4に、施工上の留意点を示します。



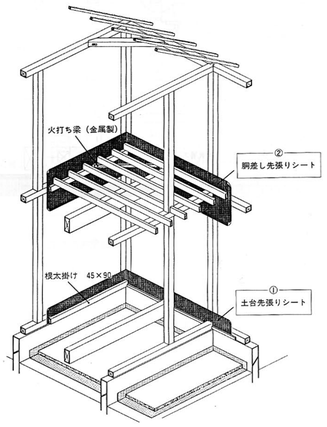
工程 1　先張り防湿シートの施工（図5）

在来木造工法で建てていく場合、図1に示す施工上の留意点に配慮した施工法を工程的に示すと図5～8のようになるのが一般的です。

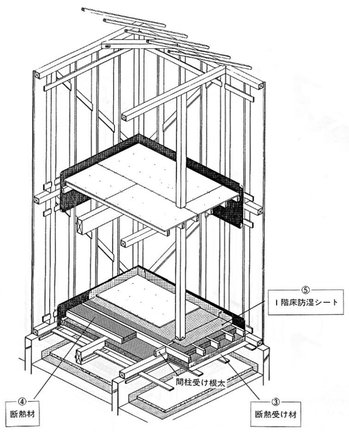
工程1　先張り防湿シートの施工

①土台まわり先張防湿シートの施工
1階床根太の施工前に、1階土台から幅木受け材まで幅30 cm 程度の先張り防湿シートを施工し、外壁下端部の気流止めとする。1階根太は土台に乗せずに根太受け材で受けるのが良い。
（→参考図　部位2 を参照）

②胴差まわり先張り防湿シートの施工
2階床根太の施工前に、1階天井下地レベルから2階幅木受け材まで幅70 cm 程度の先張り防湿シートをとりつけ、2階床廻りで防湿層が切れないような工夫を図る。
2階根太も1階床と同様に根太受け材で受けるのが良い。
（→参考図　部位5 を参照）



工程 2　1階床の断熱防湿施工（図6）



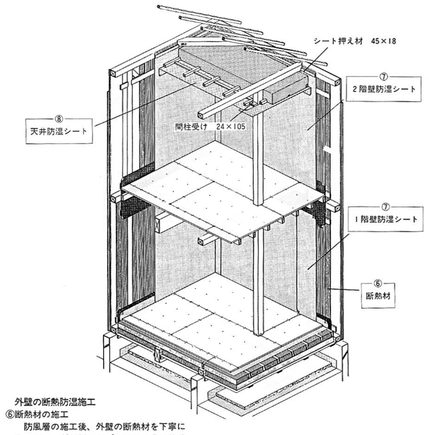
工程2　1階床の断熱防湿施工

③1階床の断熱受け材の施工
床の断熱支持方法としては、透湿防水シートまたはプラスチックネットと貫材（施工間隔600 mm 以下）を併用し、長期的に断熱材が垂れ下がらないような工夫を図る。

④1階床の断熱・防湿施工
間仕切壁下地の施工前に床の断熱・防湿気密シートの施工を行い、この部分で断熱・防湿気密層が切れないような工夫を図る。
（→参考図　部位4 を参照）

⑤床の防湿シート施工の注意点
・外壁防湿シートとの重ね部分
床の防湿気密シートは、外壁の防湿気密シートとの重ねが木下地材のある部分で100 mm 以上確保できるよう、外壁廻りで立ち上げる。（→参考図　部位2 を参照）
・間仕切壁の下部
間仕切壁の柱まわりは、防湿シートを切り開き、四周をブチル系気密テープでシールする。

工程 3　外壁・天井の断熱・防湿シート施工（図7）



外壁の断熱防湿施工

⑥断熱材の施工
防風層の施工後、外壁の断熱材を下家に施工する。断熱材にはプレカット品を使用するのが望ましい。

⑦防湿シートの施工
・1階壁の防湿シート
防湿気密シートは、土台先張り防湿シートから、胴差先張り防湿シートまで、なるべく幅広（2 m 程度以上）のシートを施工する。各先張り防湿シートとの重ねは木下地のある部分で100 mm 以上確保して施工する。（→参考図　部位2 を参照）
・2階壁防湿シートの施工
防湿気密シートは、胴差先張り防湿シートから桁まで施工する。各重ね部分は1階と同様とする。
（→参考図　部位1、5 を参照）

天井の断熱防湿施工

⑧天井防湿シートの施工
・外壁防湿シートとの重ね部分
天井の防湿気密シートは、外壁の防湿気密シートとの重ねが木下地材のある部分で100mm以上確保できるよう、外壁廻りで立ち下げる。（→参考図　部位1 を参照）
・間仕切壁の上部
間仕切壁下地の施工前に天井の防湿気密シートの施工を行い、この部分で防湿気密層が切れないような工夫を図る。
（→参考図　部位3 を参照）

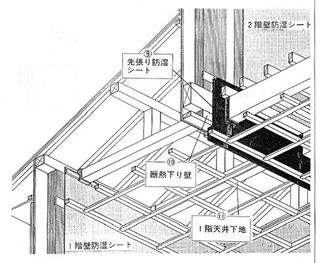
工程 4　下屋部分の断熱・防湿シートの施工（図8）

工程5　下屋部分の断熱防湿施工

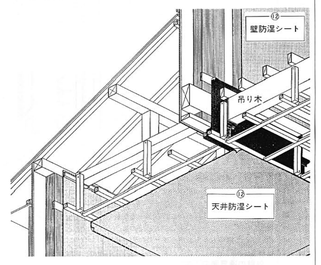
⑨先張り防湿シートの施工
胴差先張り防湿シートの施工時に、2階幅木受け材から1階天井下地レベルまで、幅70cm程度の先張り防湿シートを施工する。

⑩断熱下がり壁の施工
1階天井下地を施工する前に、下屋部分で断熱層が連続するよう、断熱した下がり壁を設ける。なお、下がり壁部分も外壁と同様に防風層を設ける。

⑪1階天井下地の施工
下屋部分の天井下地は、下がり壁の部分でそれぞれ独立して施工し、天井下地が先張り防湿シートを貫通しないように配慮する。

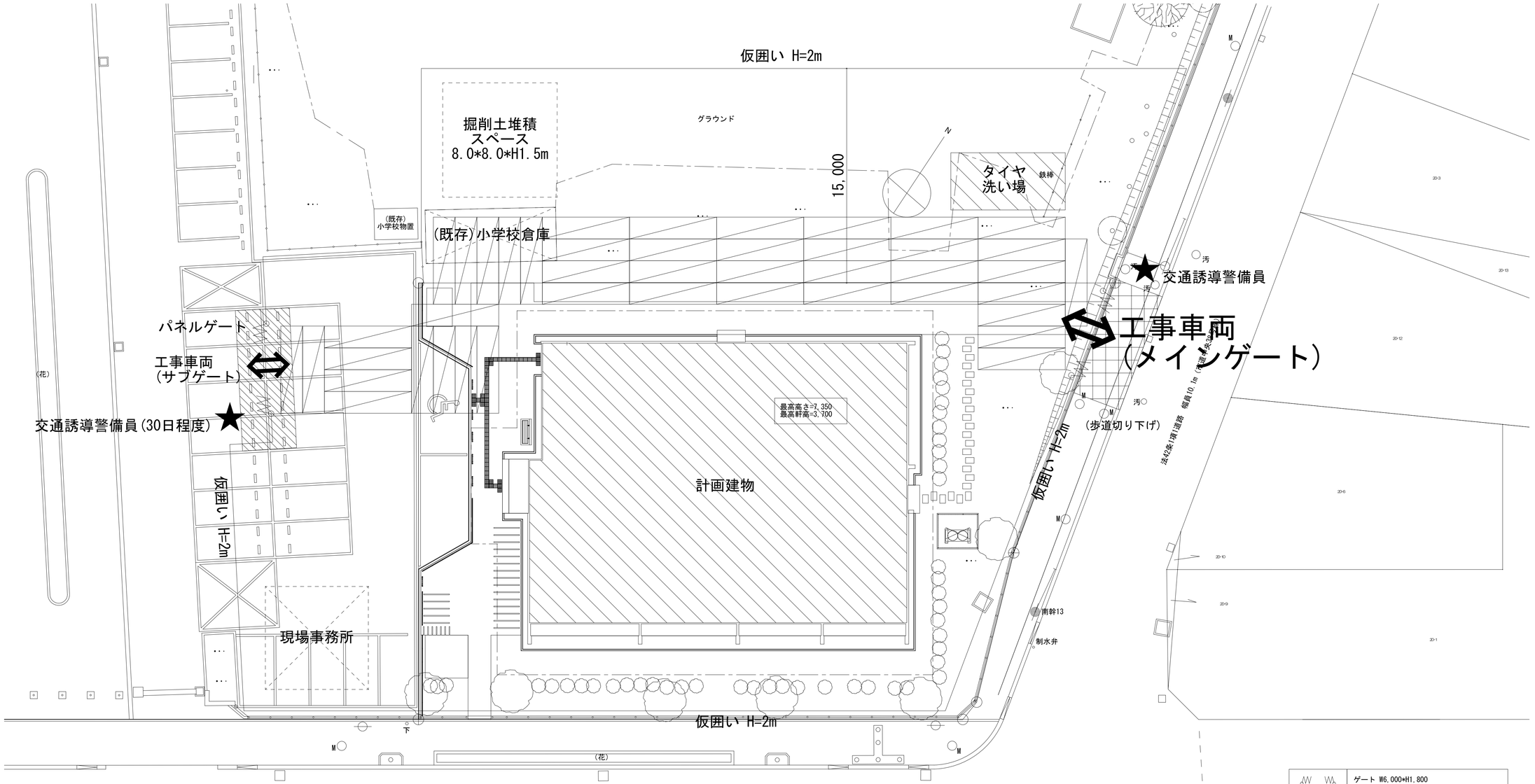


⑫2階壁、1階天井の防湿シートの施工
・2階壁防湿シートの重ね部分
壁防湿シートは、先張り防湿シートと木下地のある部分で100 mm 以上の重ねが確保できるよう施工する。
・1階天井防湿シートの施工
天井防湿シートは、先張り防湿シートと木下地のある部分で100 mm 以上の重ねが確保できるよう施工する。
（→参考図　部位6 を参照）



工程 5　間仕切壁下地の施工

工程1～4に示した床、外壁、天井の断熱・防湿施工が終わってから、これらの部分と取り合う間仕切壁の下地材を施工する。



法42条1項1号道路　幅員18.0m（道道弁景幌別線）

道道弁景幌別線

W6,000 W6,000	ゲート W6,000*H1,800
	仮囲い鉄板 H2,000
	枠組本足場 W900 ネット張り
	敷鉄板 W6,096*D1,524
	タイヤ洗いスペース
	車止め撤去復旧

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

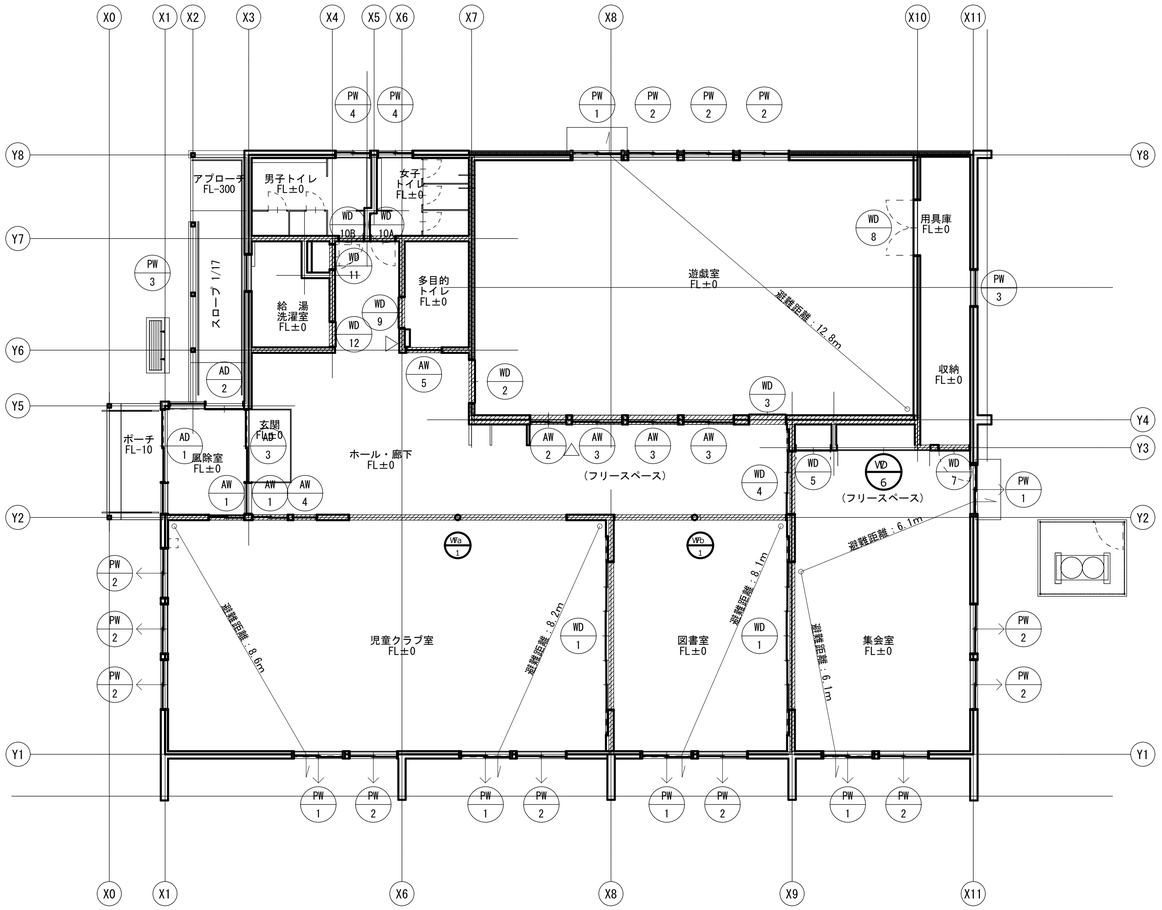
工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：仮設計画図

縮尺：A1=1:150 A3=1:300

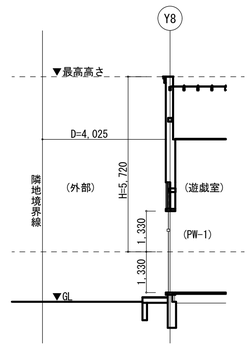
図面番号：A－３６

01	法規チェック図	1/100	

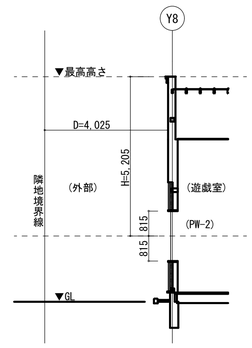


02	法規チェック図凡例	—	
防火構造壁			
	防火上主要な間仕切壁（防煙区画兼用）	建令114条（耐火壁）	
	小屋裏隔壁 GB-R t15 両面貼	建令114条（耐火壁）（天井裏部分）	
排煙免除・緩和室			
	自然排煙室		
	排煙窓		
避難規定			
	避難距離		
消防関連			
	消火器		

■採光補正係数の算定



採光補正係数=(D÷H)×6-1.4
=(4,025÷5,72)×6-1.4=2.822



採光補正係数=(D÷H)×6-1.4
=(4,025÷5,205)×6-1.4=3.447
(上限3を超えるため3)

01	各室法規チェック表

室名	採光								換気					排煙
	各室面積［㎡］	必要採光	必要面積［㎡］	有効採光面積［㎡］		採光補正係数	有効採光面積	合計	判定	必要換気	必要面積［㎡］	有効換気面積［㎡］		判定	
児童クラブ室	112.62	1/7	16.09	21.48	PW-1	—	8.49	21.48	OK	1/20	5.63	10.63	PW-1、PW-2	OK	建築基準法施行令第126条の2 H12告示1436号により対象外
					PW-2	—	12.99								
図書室	45.75	1/7	6.54	6.84	PW-1	2.822	11.97	19.77	OK	1/20	2.29	3.37	PW-1、PW-2	OK	
					PW-2	3	7.80								
集会室・フリースペース	62.94	1/7	8.99	16.29	PW-1	—	8.49	16.29	OK	1/20	3.15	8.03	PW-1、PW-2	OK	
					PW-2	—	7.80								
遊戯室	125.87	1/7	17.98	12.04	PW-1	2.822	11.97	35.37	OK	1/20	6.29	5.97	PW-1、PW-2	機械換気	
					PW-2	3	23.40								

02	対象建具

建具符号	有効採光面積 W×H×個数	有効換気面積 (W×H÷2)+(W×H÷2)×個数	有効排煙面積 (W×H÷2)×個数
PW-1（児童クラブ室）	1,595 × 2.66 × 2 ＝ 8.49	(1,595 × 2.00 ÷ 2) ＋ (1,595 × 0.59 ÷ 2) × 2 ＝ 4.13	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 2 ＝ 1.21
PW-2（児童クラブ室）	1,595 × 1.63 × 5 ＝ 12.99	(1,595 × 1.63 ÷ 2) × 5 ＝ 6.50	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 5 ＝ 3.03
PW-1（図書室）	1,595 × 2.66 × 1 ＝ 4.24	(1,595 × 2.00 ÷ 2) ＋ (1,595 × 0.59 ÷ 2) × 1 ＝ 2.07	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 1 ＝ 0.61
PW-2（図書室）	1,595 × 1.63 × 1 ＝ 2.60	(1,595 × 1.63 ÷ 2) × 1 ＝ 1.30	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 1 ＝ 0.61
PW-1（集会室・ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ）	1,595 × 2.66 × 2 ＝ 8.49	(1,595 × 2.00 ÷ 2) ＋ (1,595 × 0.59 ÷ 2) × 2 ＝ 4.13	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 2 ＝ 1.21
PW-2（集会室・ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ）	1,595 × 1.63 × 3 ＝ 7.80	(1,595 × 1.63 ÷ 2) × 3 ＝ 3.90	(1,595 × 0.76 ÷ 2) × 3 ＝ 1.83
PW-1（遊戯室）	1,595 × 2.66 × 1 ＝ 4.24	(1,595 × 2.00 ÷ 2) ＋ (1,595 × 0.59 ÷ 2) × 1 ＝ 2.07	—
PW-2（遊戯室）	1,595 × 1.63 × 3 ＝ 7.80	(1,595 × 1.63 ÷ 2) × 3 ＝ 3.90	—

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	法規チェック図		A－37

構造設計特記仕様

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

発行　一般社団法人　北海道建築士事務所協会札幌支部　平成２８年　１０月３日　監修　構造設計業務委員会

１．建築物の構造概要

（１）建築場所　　登別市中央区６丁目１９番地５

（２）工事種別　　■新築　□増築　□増改築　□改築

（３）構造設計一級建築士の関与　　□必要　■必要としない
□法20条第一号（高さ 60 m超）
□法20条第二号
（□RC造高さ 20 m超　□S造 4 階建以上　□木造高さ 13 m超　□その他 ）
注(3)構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認する事。

（４）構造種別　　□鉄骨造（S）　□補強コンクリートブロック造（CB）　■木造（W）
□鉄筋コンクリート（RC）
□壁式鉄筋コンクリート造（WRC）
□鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）
□壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（WPRC）
□プレキャスト鉄筋コンクリート造（PRC）

（５）階　数　　棟　地下　階　地上 1 階　塔屋　階

（６）主要用途　　児童福祉施設

（７）屋上付属物　　□高架水槽　kN　□キュービクル　kN
□広告塔　□煙　突

（８）特別な荷重　　□エレベータ　人乗（マシンルームレス　ロープ式　油圧式）
□リフト　kN　□ホイスト・クレーン　kN
□倉庫積載床用　N/㎡　□受水槽　kN　□消火水槽

（９）付帯工事　　□門塀　□擁壁　■駐輪場　□機械式駐車場

（10）増築計画　　□有（　）　■無

（11）構造計算ルート　　X方向ルート　－　仕様規定　Y方向ルート　－　仕様規定

（12）積雪荷重　　垂直積雪量　75 cm（一般地域における積雪の割増し）

（13）基準風速　　34 m/s
地表面粗度区分　□Ⅰ類　□Ⅱ類　■Ⅲ類　□Ⅳ類

（14）地震地域係数　　□Z=1.0　■Z=0.9　□Z=0.8

（15）凍結深度　　60 cm

２．使用建築材料表・使用構造材料一覧表

（１）コンクリート　（レディーミクストコンクリート　JIS Q 1001 , JIS Q 1011 , JIS A 5308）

適用箇所	種類	設計基準強度 Fc=N/mm²	品質基準強度 Fq=N/mm²	スランプ cm	比重	備考
捨コンクリート	■普通	18	18	15	23	
土間コンクリート	■普通	21	21	15	23	・水セメント比
基礎、基礎梁	■普通	21	21	15	23	50%以下
柱、梁、床、壁	■普通　□軽量	21	21	18	**	・空気量
	□普通　□軽量			18	**	4～6%
	□普通　□軽量			18		
ラップルコンクリート	□普通　□軽量					

■単位水量は 185kg/m³ 以下、単位セメント量は 270kg/m³ 以上とする。
■細骨材：2.0mm以下、粗骨材：20mm以下とする。

（２）鉄　筋

種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋（JIS G 3112） ■ SD295 A	D10～D16	躯体全般	■重ね継手 D16以下
■ SD345	D19～D25	躯体全般	■ガス圧接継手（柱・梁のみ） D19以上
□ SD390	D29～	躯体全般	□溶接継手
			□機械式継手（　）
高強度せん断補強筋 □ 材種			各継手の使用詳細については本仕様5.(2)鉄筋の項の鉄筋継手等の■にて表示すること。
□ 大臣認定番号 MSRB-			
丸　鋼（JIS G 3112） □ SR235			
溶接金網（JIS G 3551）	D6-150×150		

（３）鉄　骨

種類	規格	使用箇所	現場溶接	備考
□ SS400	JIS G3101	**	□有 □無	
□ SM490A □ SM490B, C	JIS G3106		□有 □無	
□ SN400A, B, C	JIS G3136		□有 □無	
□ SN490B, C	JIS G3136		□有 □無	
□ STKR400 □ STKR490	JIS G3466		□有 □無	
□ STK400	JIS G3444		□有 □無	
□ SKK400 □ SKK490	JIS G5525		□有 □無	
□ BCR295	大臣認定		□有 □無	
□ BCP235 □ BCP325	大臣認定		□有 □無	
□ SSC400	JIS G3350		□有 □無	

○使用箇所の詳細については別途図示とする。

（４）ボルト

□高力ボルト　□F10T(JIS B1186)　□S10T 認定番号(　)　□F8T 認定番号(　)
□普通ボルト（中ボルト）(JISB1180)
□アンカーボルト　□SS400
□ABM400　□ABM490
□ABR400　□ABR490
□頭付スタッドボルト　φ=　L=　mm　使用箇所（□柱 □大梁 □小梁）

３．地　盤

（１）地盤調査資料と調査計画
■有（■敷地内 □近隣）　□無（調査計画 □有 □無）

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査	○		静的貫入試験			標準貫入試験	○	
水平地盤反力係数の測定			土質試験	○		物理探査		
試験堀（支持層の確認）			平板載荷試験			液状化判定	○	
スウェーデン式サウンディング			現場透水試験			ＰＳ検層		

注）上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

（２）ボーリング標準貫入値、土質構成（基礎，杭の位置を明記すること）
調査位置・柱状図・設計ＧＬの標高等は別図による。
S-09図参照

４．地業工事

（１）直接基礎　□ベタ基礎　□布基礎　□独立基礎　試験堀　□有 ■無
深さ GL－　m　支持層－
長期許容支持力度　kN/㎡　載荷試験　□有 ■無
※長期支持力は地盤改良による

（２）地盤改良　□浅層混合処理工法　□深層混合処理工法　□柱状砕石補強体を用いた地盤補強
深さ GL－　m
長期許容支持力度　kN/㎡　載荷試験　□有 ■無
注）「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター2002」による。

（３）杭基礎　支持層　～　設計ＧＬ－16.8m
杭先端深さ～　設計ＧＬ－17.85m　杭長　Ｌ＝18.35m

杭種	材料	施工法	備考
□RC □PC □PRC □PHCストレート杭 ■PHC節付杭 □鋼管 □H鋼 □SC杭	PRC(□Ⅰ種 □Ⅱ種 □Ⅲ種) PHC(□A種 □B種 □C種) 鋼管 □STK400 □STK490 H形 □SS400 □SN490	埋込み工法（プレボーリング拡大根固め工法）	Hyper-MEGA工法（杭先端地盤…礫質地盤） 認定番号：TAOP-0628号 平成29年12月12日
□場所打ち コンクリート杭	コンクリートＦc　N/mm² コンクリートＦq　N/mm² スランプ　cm以下 セメント量　kg/m³ 単位水量　kg/m³ 鉄筋　主筋 SD　HOOP SD	□オールケーシング □拡底杭 □リバースサーキュレーション □アースドリル □ミニアース □ＢＨ □深礎（□手堀 □機械堀）	認定第　号 年　月　日

杭仕様　■施工計画書承認　□杭施工結果報告書
試験掘削　（■有・□無）　4 本
試験(管理)杭　（■有・□無）（□打込み □載荷・■電流計）　3 本

杭径（mm）	設計支持力（kN）	杭の先端の深さ(m)	本数	特記事項
		S-10図参照		

杭頭補強・・・　（建築技術審査証明取得工法とする。）

工法	鉄筋
FRA工法	S-10図参照
(BCJ-審査証明18号)	

「施工計画書等で杭の施工において、打撃力等により杭が損傷等を受けないよう、構造耐力上の安全性の確保を図るよう十分な措置を講ずる」

（４）捨てコン事業　コンクリート ⑦ 60mm　（床下ピット部分 ⑦ 100）

（５）砂利事業　基礎下 ⑦ 50mm
基礎梁下 ⑦ 50mm
土間コンクリート下 ⑦ 150mm

５．鉄筋コンクリート工事　（施工方法等計画書）

本構造設計特記仕様はコンクリートの設計基準強度（Ｆc）が 36 N/mm²以下に適用し、鉄筋の材種は SD390 以下に適用する。

（１）コンクリート
■ コンクリートは JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するJIS認証工場の製品とし、施工に関しては標準図に記載されている事項を除き、JASS 5 による。
■ 耐久設計基準強度　Ｆd　■一般　□標準　□長期　□
■ セメントは、JIS R 5210 の普通ポルトランドセメントを標準とする。
■ 調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
■ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
■ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。
測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。
■ 構造体コンクリートについて現場の圧縮強度試験方法はJASS 5T－603によることとし、供試体は現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごとをとする。
また、打込み量が 150 m³を超える場合は 150 m³ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。
一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。
尚、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当り６本以上とし、そのうち４週用に３本を用いる。
■ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さはコンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が 25 ℃未満の場合は 150 分以内、25 ℃以上の場合は 120 分以内とする。
■ コンクリート打込み中及び打込み後５日間は、コンクリートの温度が２度を下らないようにする。
■ 乾燥、振動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生を行う。
■ 施工計画（コンクリート充填方法等）
・打ち込み、締め固め方法　～　JASS5-7節に準ずること
・打ち継ぎ部の処理方法　～　JASS5-7節に準ずること
・養生、その他　～　JASS5-8節に準ずること

（２）鉄　筋
■ 鉄筋は JIS G 3112 の規格品を標準とする。施工は、標準図に記載されている事項を除き、コンクリートと同様に、JASS 5 による。
□ 高強度せん断補強筋は、JIS G 3137 に規定されるＤ種１号適合品とする。
■ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図」による。
■ 鉄筋継手等

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級 (1)引張力最小の部位	(2) (1)以外の部位（注） A級	B級	SA級	鉄筋の径
■重ね継手	■40d □35d □(　)d				■Ｄ（16）以下
■圧接継手	■告示1463号第2項各号	□			■Ｄ（19）以上
□溶接継手	□告示1463号第3項各号	□	□		□Ｄ（　）以上
□機械式継手	□告示1463号第4項各号	□	□	□	□Ｄ（　）以上

注）(1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書 2015）』によって検討した部材の条件・仕様によること。
■ D19 未満は、すべて重ね継手とする。
■ 継手部分の施工要領は 社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」(ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事）による。
継手部の検査方法：・外観検査　■有 □無 ・引張試験　□有 □無 ・超音波探傷試験　■有 □無
ガス圧接部分の検査を超音波探傷試験によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、１回の試験は 5 本以上とする。
（１ロットは同一作業班が同一日に作業した圧接箇所で 200 箇所程度とする）
■ 柱の帯筋(HOOP)の加工方法は、□Ｈ型（タガ型）■Ｗ型（溶接型）□Ｓ型（スパイラル型）とする。
■ コンクリート及び鉄筋の試験は、工事監理者が認める公的な試験機関で行うこと。
試験・検査機関名

（３）型　枠
■ 材料　合板厚 12 mm を標準とする。　■ 施工　JASS 5 による。
■ 型枠存置期間

種類 / 部位 / セメントの種類 / 平均気温 / 存置期間の	せき板 基礎、はり側、柱、壁 早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	スラブ下、はり下 早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	支柱 スラブ下 早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	はり下 早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの材令（日） 15℃以上	2	3	4	6	8	17	28	
5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28	
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28	
コンクリートの圧縮強度	5．0N／mm²		設計基準強度の５０％		設計基準強度の ８５％		１００％	

注）1　片持ばり、庇、スパン９．０m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注）2　大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注）3　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）4　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）5　支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）6　直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛りかえを行わないこと。
注）7　支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動又は衝撃を与えないように行うこと。

６．鉄骨工事　（施工方法等計画書）

（１）鉄骨工事は指示のない限り下記による
■ 日本建築学会「ＪＡＳＳ６」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
■ 社）日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
■ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

（２）工事監理者の承認を必要とするもの
■製作工場　■製作要領書　■工作図　■施工計画書
■認定または登録工場（大臣認定　Ｓ　Ｈ　Ｍ　Ｒ　Ｊ　グレード）
■材料規格証明書※、または試験成績書
■鋼材　■高力ボルト　■特殊ボルト　■頭付スタッド
※社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
■社内検査表　□　□

（３）工事監理者が行う検査項目
（■印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
■現寸検査　■組立・開先検査　■製品検査　■建方検査　□

（４）溶接部の溶接は下記によること
■ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ
■ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
■ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針　工事現場施工編」

（５）接合部の検査
■ 溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数 工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者	備考
■完全溶込み溶接部（突合せ溶接）	外観検査（※）	100 %	AOQL 4.0 %	%	※平成12年建設省告示第1464号第二号による（目視及び計測）
□	超音波探傷検査	100 %	AOQL 4.0 %	%	
	内質検査（注） □硬さ試験	%	%	%	検査水準は第６水準とする。
	□示温塗料塗布	%	%	%	
	マクロ試験・その他	個	個	個	
□	外観検査（※）	%	%	%	
第三者検査機関名	ＣＩＷ認定業者				

第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。

注）現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと
■ 高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）
軸力導入試験　■ 要 □ 否　高力ボルトすべり係数試験　■ 要 □ 否
■ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
■ トルシヤ形高力ボルトは二次締め後、ピンテールが破断していることを確認する。

（６）防錆塗装
■ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。
錆止めペイントは、　■ JIS K 5674、　□ 溶融亜鉛メッキ処理とする。
■ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、２回塗りとする。

（７）有効細長比
□ 有効細長比は柱にあっては200以下、柱以外のものにあっては250以下とする

７．設備関係　（令１２９条の２の４の事項）

・建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
■ 建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
□ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という）は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、９０ｃｍ以下とすること。
□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを５ｃｍ以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが２５ｃｍ以上の無筋コンクリート造、れんが造り、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備＊を除く）は、
■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
■ 法第２０条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成１２年建設省告示第１３８９号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。
■ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が１５ｋｇを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成１２年建設省告示第１３８８号第５に規定する構造方法によること。

＊「給湯設備」：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの

・令１２９条の２の４の事項以外
■ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。
■ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/4以下とし、管の間隔を10cm以上とする。

８．その他

■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
■ 杭及び柱頭、柱脚の金物の施工写真は全数撮影とし、位置が分かるように番号をつけて整理すること。

日本都市設計 株式会社 NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事
図名　構造設計特記仕様書
縮尺
図面番号　Ｓ－０１

木質工事特記仕様書（１）

１．一般事項

（１）適用範囲
本仕様書は建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。
■ は適用項目を示すものとする。
（２）設計図書
設計図書とは本仕様書、設計図、指示書（現場説明書および質疑回答書を含む）をいう。
（３）標準仕様書
設計図書に記載なきものは「住宅金融公庫監修・木造住宅工事共通仕様書」及び「国土交通大臣官房官庁営繕部監修・木造建築工事共通仕様書」に準ずる。
上記の仕様書に記載なき場合は、公共規格かこれに準ずる規格を適用する。
（４）設計図書の優先順位
設計図書の優先順位は下記による。
１．指示書（現場説明書及び質疑回答書）
２．設計図
３．本仕様書
４．標準仕様書
（５）疑義
疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。
（６）製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。
（７）施工図及びプレカット図の提出
工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。
（８）製作工場の選定、承諾
設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける。
（９）各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

２．材料の品質

2.1　木質材料
（１）針葉樹の構造用製材、広葉樹の製材、枠組壁工法構造用製材
本項の内容は特記無き限り、針葉樹の構造用製材及び広葉樹の製材及び枠組壁工法構造用製材等は日本農林規格に適合したものとする。

部　位	品　名	樹　種	区分、等級	含水率	その他
モヤ・タルキ	構造用製材	とどまつ	甲種2級	KD20	
梁・桁・モヤ	構造用製材	とどまつ	甲種2級	KD20	
柱	構造用製材	とどまつ	乙種2級	KD20	
土台	構造用製材	カラ松	無等級	KD20	

□ 記入無き梁桁、母屋、タル木等の曲げ材のうち、見えがかり材は目視等級材の甲種２級、見えない部分の木材は甲種３級とする。その他は乙種２級とする。
□ 主要構造部には機械等級区分製材を用いることを原則とする。
□ 乾燥の際背割りを行う。但し見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない
■ 含水率は平均含水率とし下地材等に用いる場合でも含水率D25以下であることを確認する。
■ 強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等に注意して材料を選定し、仕口や接合部に欠点が当たらないように加工する。
■ 材の曲がりについては、上記にかかわらず目視等級１級相当とする。

（２）構造用集成材、構造用単板積層材(LVL)
本項の内容は特記無き限り構造用集成材及び単板積層材は日本農林規格に適合したものとする。

部　位	品　名 等　級	樹　種	曲げヤング係数区分 水平せん断性能区分	材　面 品　質	接　着 性　能	ホルムアルデヒド 放　散　量
梁・柱	構造用集成材 E95-F270	カラ松			A	F****
梁・柱	構造用集成材 E105-F300	カラ松			A	F****

（３）構造用合板、構造用パネル
本項の内容は特記無き限り構造用合板及び構造用パネルは日本農林規格（ＪＡＳ）に適合したものとし、構造用ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ及び構造用ＭＤＦは日本工業規格（ＪＩＳ）に適合したものとする。

部　位	品　名	強度 等級	曲げ性能基準	板面 品質	接　着 耐久性	寸法(mm) 厚（巾×長）	ホルムアルデヒド 放　散　量
耐力壁	■構造用合板	2級	－	C-D	特類	9 (910x1820)	F****
	□構造用ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	－	S18ﾀｲﾌﾟ	－	Pﾀｲﾌﾟ	9 (910x1820)	F****
	□構造用ＭＤＦ	－	30ﾀｲﾌﾟ	－	Mﾀｲﾌﾟ	9 (910x1820)	F****
屋根	構造用合板	2級	－	C-D	特類	12 (910x1820)	F****
床	構造用合板	2級	－	C-D	特類	24 (910x1820)	F****

・構造用合板はできるだけ 大きい寸法のものを用いる。

2.2　ファスナー
ここに示すファスナーや接合金物などは、木質構造の接合部に適用する。ファスナーや接合金物等に錆を生じるおそれのある場合は適切な防錆処理を施す。鋼材の表面処理は特記による。
標準メッキ処理は、溶融亜鉛メッキ：MFZn -C　、電気メッキ：EP-Fe/Zn　5/CM2　とする。
（１）くぎ、木ネジ、特殊ネジ

種　類	材　質	適　用　径	使用箇所　頭部／胴部の形状
■Ｎ釘	・鉄 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼	N19～N150	耐力壁(N50)、床板、屋根
□ＣＮ釘 □ＢＮ釘 □ＺＮ釘 ■ＧＮ釘 □ＳＮ釘	・鉄	CN25～CN150 BN25～BN125 ZN45～90 GNF25～GNF125 3.05 mm	耐力壁(CN50) 石膏ボード用 シージングインシュレイション ファイバーボード
□木ネジ □特殊ネジ □ｺｰｽﾚｯﾄﾞ	・軟鋼線材 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼 ・真鍮		

（２）ボルト、ナット

種　類	材　質	適　用　径	表面処理、部品等級など
□呼び径六角ボルト	・SS400	M3～M36	・電気メッキ
□有効径六角ボルト	・SS400	M3～M20	
□全ネジ六角ボルト	・SS400	M3～M36	
□ステンレスボルト	・SUS304		
■アンカーボルト	・SS400	M12～M24	・溶融亜鉛メッキ

・材質は鋼、ステンレス鋼、非金属。径と長さの組み合わせは「JIS B 1180」参照。
（３）座金

適　用	材　質	適　用　径	形状・表面処理　その他
■座金	・SPCC　(JIS G 3131)	M8～M24	・角座金・丸座金
□	・SPHC　(JIS G 3141)		・電気メッキ

・座金は用途ごと（引張、せん断）に下表により使い分ける。

ボルト径に対する座金の大きさ		8	10	12	16	20	24
引張を受けるボルト	厚さ	4.5	4.5	6	9	9	13
	角座金の一辺	40	50	60	80	105	125
	丸座金の直径	45	60	70	90	120	140
せん断を受けるボルト	厚さ	3.2	3.2	3.2	4.5	6	6
	角座金の一辺	25	30	35	50	60	70
	丸座金の直径	30	35	40	60	70	80

（４）ドリフトピン、コーチスクリューボルト、ジベル、シアプレート、木栓

種　類	材　質	適用径・長さ	表面処理、その他
□ドリフトピン	・SS400	φ9～φ19	・電気メッキ
□コーチスクリューボルト （ラグスクリュー）	・SWRCH10R (JIS G 3507)	φ9～φ19	・電気メッキ
□スプリットリング	・SS400	φ64、φ102	
□シアプレート	〃		・電気メッキ
□木栓	・堅木	M12～M24	

・木栓はナラ・ケヤキ・カシ等で気乾比重0.6以上の広葉樹とし、節や目切れ等の欠点の無いものとする。
（５）接合金物、鋼材

種　別	材　質	表面処理	適用、形状、その他
■Ｚマーク			
■Ｃマーク			
■Ｄマーク			
■Ｓマーク			
□鋼材			

（６）接着剤（接着接合）
ここでいう接着接合とは、建設現場で用いるものを対象とし、内容は特記による。

３．材料品質の検査方法

監理者に報告する。また監理者の立会いを要する検査については、指定された試験要領に基づいて、適時抜取り検査を実施する。社内検査で試験本数や抜取り率の指定がない場合は原則全数とする。検査の結果、性能を満たさない材料については適用箇所を変更する等の措置を行うこと。

（１）針葉樹の構造用製材、広葉樹の製材、枠組壁工法構造用製材
（数値は%を示す）

部　材	確認する仕　様	確認者	材種等級	外観検査	寸法検査	含水率測定 表示	含水率測定 全乾重量法	含水率測定 含水率計	ヤング係数測定 表示	ヤング係数測定 静的試験	ヤング係数測定 動的試験
ﾓﾔ・ﾀﾙｷ		社内	100	100	100	検査後		10			
		監理者	○	○	○	木口記入		○			
梁・桁		社内	100	100	100	検査後		10			
		監理者	○	○	○	木口記入		○			
柱		社内	100	100	100	検査後		10			
		監理者	○	○	○	木口記入		○			
土台		社内	100	100	100	検査後		10			
		監理者	○	○	○	木口記入		○			

・監理者欄の○は立会い検査が必要であることを示す。
・材種・等級は表示を確認し、外観・寸法検査は日本農林規格に準じて行う。
・含水率やヤング係数は刻印された表示の確認を原則とし、全乾重量法や動的曲げ試験は公的試験場にて行う。含水率計は住木センター認定品を、曲げヤング係数は全国木材組合連合会の認定品を用いて測定することを原則とする。
・全乾重量法や静的曲げ試験は１荷口につき確認する試験本数を示す。試験体は実際に使用する同一部材の中から抽出し、木材の試験方法（ JIS Z 2101）に準ずる。
・動的曲げ試験の判定基準は日本農林規格の針葉樹の構造用製材、合板、パネル、の強度区分材に準ずる。
■ 含水率測定は、乾燥作業直後に行う。
（２）構造用集成材、構造用単板積層材(LVL)、ほか

材　料	確認項目	確認の方法
構造用集成材	部材、断面、長さ、数量 樹種、品名、強度、材面の品質、接着性能、ホルムアルデヒド放散量	□製造工場の認定書等の写し ■日本農林規格(JAS)表示の確認 □日本工業規格(JIS)表示の確認 ■立会い目視検査
構造用ＬＶＬ	部材、断面、長さ、数量 樹種、曲げヤング係数、水平せん断、接着性能、ホルムアルデヒド放散量	
構造用合板	寸法、数量 強度、曲げ性能、板面の品質、接着耐久性、ホルムアルデヒド放散量	
構造用パネル	寸法、数量 強度、ホルムアルデヒド放散量	
構造用ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	寸法、数量 強度、曲げ性能、接着剤区分（耐水性）、ホルムアルデヒド放散量	
構造用ＭＤＦ	寸法、数量 強度、曲げ性能、接着剤区分（耐水性）、ホルムアルデヒド放散量	

（３）ファスナー

ファスナーの種類	確認項目	確認の方法
■くぎ	・材質、胴・頭径部、長さ、仕上げ	□ミルシートの写し ■表示の確認 □木栓曲げ試験
□木ネジ類	・材質、径、長さ、仕上げ	
■ボルト・ナット	・材質、径、長さ、仕上げ	
■座金	・材質、径、仕上げ	
□ドリフトピン	・材質、径、長さ、仕上げ	
□コーチスクリューボルト	・材質、径、長さ、仕上げ	
□スプリットリング	・材質、径、形状、仕上げ	
□シアープレート	・材質、径、形状、仕上げ	
□木栓など	・樹種、曲げ強度、比重	

・設計図書に明記されたファスナーであることを確認すること。同等性能のファスナーを用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得ること。また必要に応じて立会いによる性能確認を実施する。
（４）接合金物

接合金物	確認項目	確認の方法
■Ｚマーク金物	・材質、形状、仕上げ	□ミルシートの写し ■表示の確認
■Ｃマーク金物	・材質、形状、仕上げ	
■Ｄマーク金物	・材質、形状、仕上げ	
■Ｓマーク金物	・材質、形状、仕上げ	
□鋼材	・材質、形状、仕上げ、溶接	

・設計図書等に明記された接合金物であることを確認する。同等認定品や性能認定品を用いる場合には、その内容を監理者に申し出、承諾を得る。

４．耐久性（防腐・防蟻・耐候処理）

（１）木材の防腐・防蟻処理　（地表面から１ｍ以下の部分には原則として防腐・防蟻処理を行うこと。）
・高耐久材の使用（注：製材の心材あるいは心持ち材又は集成材）
・工場処理材（注：現場の加工、切断、穿孔箇所等は、現場処理に準じる）
ＪＡＳ保存処理材　：　Ｋ５　Ｋ４　(Ｋ３)　Ｋ２
ＡＱ認証保存処理材：　１種　２種　３種
・現場処理（注：給排水用塩化ビニル管に接する部分は、管を保護する）
・　塗布　・　吹付　・　浸漬　（処理量 300 ml/m^2 、一処理回数2回）
日本しろあり対策協会または日本木材保存協会の認定品とする

使用部位	高耐久材	工場処理剤	現場処理剤
土台	□ ひば	■K3 □（　）	□ 塗布
外周柱下部１ｍ	□ ひのき	■K3 □（　）	□（　）
水周り	□（　）	■K3 □（　）	□（　）
その他	□（　）	■K4 □（　）	□（　）

＊塗布によって行う場合は小口及びほぞ穴なども行うこと。
（２）土壌処理
□防腐薬剤による処理：薬剤（　　）
特記無き場合は、日本しろあり対策協会または日本木材保存協会認定品、あるいはこれと同等以上の効力を有するものとする。
□防蟻薬剤による処理と同等以上の対策　（　　）
■土壌処理省略　■北海道　□東北　□北陸
注：処理範囲は、外周部布基礎の内側、内部布基礎の周辺２０ｃｍ、束石等の周囲２０ｃｍを標準とし、処理方法は日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。
（３）耐候処理（塗装）
□造膜型、　□含浸型、　・部位（　　）

５．木材の加工

（１）刻み時の注意
製材に背割りのある場合、曲げ材は断面の弱軸と背割りの方向を一致させる。
（２）加工寸法の精度（下記の値を標準とする）
・構造用製材、枠組み壁工法用構造製材の断面寸法
□　図面表示が挽き立て寸法の場合：　±1.5mm以下
■　図面表示が仕上がり寸法の場合：　＋1.5mm、－0mm以下
・構造用製材、枠組み壁工法用構造製材の材長
■　軸組工法の継手仕口の場合：　±1.5mm以下
□　ボルト接合工法の場合　：　±5mm以下
・集成材、構造用単板積層材
短辺：　■　±1.5mm
長辺：　■　±1.5%かつ±5mm以下
材長：　■　±5mm以下　　□　（　　）
・ボルト穴径：ｄ+1.5mm（ｄ≦M12）、ｄ+2.0mm（ｄ≧M16）（dはボルト径）
・ドリフトピンの穴径：ｄ±0mm（dはボルト径）
（３）表面仕上げ
□製材　　化粧材：　　野物材：　　板材：
（４）面取り
□柱：（　　）mm
□梁：（　　）mm

６．接合

（１）仕口、継手の原則
・仕口、継手の方法は構造図による。特記無き場合は　１．（３）標準仕様書に示された在来工法用の一般的な適用慣例に従う。一般的な適用慣例については、９．軸組構法接合部標準仕様による。
・採用する方法は監理者の承諾を得る。
・仕口、継手の各部に作用する応力を考慮し、部材の引き抜けが生じないように、原則として羽子板ボルトや木栓など、引張り抵抗をする補強部材を併用する。
（２）釘接合
・釘は材の繊維に対して乱に打ち、割れを生じないように端距離、縁距離、釘間隔を大きく取る。
・釘の長さは材厚の２．５倍以上とする。
・１ヶ所の釘の本数は２本以上とする。
・釘に錆を生じるおそれのある場合は、適切な防錆処理を施す。
・自動釘打ち機を使用する場合は、面材に釘がめり込まないようにする。そのために、釘打ち機の圧力を弱めるか、最後は手打ちを用いるなどの方法による。
・構造用面材を耐力壁とする場合の釘打ち方法は「昭和５６年建設省告示１１１０号」による。
・構造耐力上主要な部分において、釘を引き抜き方向に抵抗させることは避ける。
・小口面に打たれた釘は、引き抜き方向に抵抗させることはできない。
（３）木ネジ接合
・構造耐力上主要な部分において、木ネジを引き抜き方向に抵抗させることは避ける。
・小口面にねじ込まれた木ネジは、引抜き方向に抵抗させることはできない。
・木ネジの先孔の径：針葉樹・・・主材　0.6d、側材 0.8d　（dはボルト径）
広葉樹・・・主材　0.8d、側材 1.0d
（先孔の深さは、主材へのねじ込み深さの２／３程度とする。）
・ねじ込みには適切な道具を使い、ハンマーなどで打ち込んではならない。
・ねじ込みを容易にしたり、損傷させないために潤滑油を用いてもよい。
（４）ボルト接合
・締め付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適しているものであることを確認する。
・ボルト接合部付近に節・目切れなどの欠点がある場合は、ボルト本数を適切に増加する。
・ボルトの締め付けは、座金が部材にめり込む程度とし、めり込み音が発生した時点で締め付けを完了する。
・締め付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから２山以上突き出ていることを確認する。
・一度締め付けたボルトについても、木材の収縮によるボルトの緩みをチェックし、緩んだものについては再度締め直しを行う。
（５）コーチスクリュー接合
・構造耐力上主要な部分において、コーチスクリューを引き抜き方向に抵抗させることは避ける。
・コーチスクリューの配置間隔、縁距離および端距離、使用する座金は同じ胴部径のボルトに準ずる。
・胴部の先孔の径は胴部と同径とし、長さも胴部と同寸とする。
・ネジ部の先孔の径：比重 0.4以上の樹種・・・ネジ径の60～70％
その他の樹種・・・・・・・ネジ径の40～70％
（長さはネジ部の長さと同寸とする。）
・コーチスクリューは先孔にレンチなどで回しながら挿入し、ハンマーなどで打ち込んではならない。
・ねじ込みを容易にするためや、損傷させないために潤滑油を用いてもよい。
（６）ドリフトピン接合
・ボルトやコーチスクリュー等と併用し、ドリフトピンの変形にともなう部材の開きを防止する。
・ドリフトピンは孔に密着させる。
・一度締め付けた併用ボルトについても、木材の収縮によるボルトの緩みをチェックし、緩んだものについては再度締め直しを行う。

木質工事特記仕様書（２）

（７）ジベル接合
・木部材は接合部付近の割れ、節、目切れなどの欠点に注意し、彫込み・打ち込みまたは圧入に際して割れを生じないよう、ジベルの種類に応じた断面と余長をもたせる。
・接合材は十分圧着させる。木材の収縮によるボルトの緩みをチェックし、緩んだものについては再度締め直しを行う。
（８）既成金物の接合
・羽子板ボルト、ひら金物、短冊金物、かね折り金物および箱金物などの取り付けは、それぞれの仕様に基づき、接合両材の間が密着するように締め付ける。
（９）接着接合
・接合部の耐力は、使用材料および使用方法に適した接着性能の試験を行い確認する。
・接着剤を用いた接合を行う手順は、接着剤製造業者の推奨する接着仕様に従うとし、実験によって接合部に要求される耐力と耐久性が立証された場合はその際の作業条件を標準とする。
（１０）その他の方法による接合
・使用材料および使用方法は構造図によるものとし、監理者の承諾を得る。

７．運搬・建て方

（１）輸送計画
製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
□ 輸送計画書の提出 〔 〕
（２）集積・保管
集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥による割れが発生するため避ける。 □ 集積場の確認 〔 〕
（３）建方計画
□ 建方計画書の提出
アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕分け、地組み、足場計画、建方、養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。
（４）施工時の安全性
建方作業中および作業後、横架材上に諸材料または機械などの重量物を積載する場合、あるいは柱に大きな引張力を与えるなどの場合は監理者の承諾を受ける。また、強風などによる諸外力に対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
□ 施工時の安全性に対する検討書の提出 □ 施工時荷重条件の通知
（５）アンカーボルトの施工
・芯出しは、型板を用いて基準墨に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
・アンカーボルトは鉄筋等を用いて組立て、適切な補助材で固定しコンクリートの打ち込みを行う。
・アンカーボルトはダブルナットとする。 □適用除外 〔 〕
・土台の穴あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。
巴通り芯からの誤差 ： ■±3mm以下 □〔 〕
（６）建方精度
・建方の精度基準は下記による。
■建物の倒れ ：■ e≦H／2500+10mm かつ e≦50mm
□ 〔 〕
■梁の水平度 ：■ e≦L／ 700+ 5mm かつ e≦15mm
（節点間のレベル差） □ 〔 〕
■建物のわん曲 ：■ e≦L／2500mm かつ e≦25mm
□ 〔 〕
□柱据え付け面の高さ及び位置
柱据え付け面の基準高さからの誤差 ： ■±3mm以下 □〔 〕
通り芯からの誤差 ： ■±3mm以下 □〔 〕
階高 ： ■－5mm≦△H≦+5mm
□〔 〕
・建方精度に不具合が発生した場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
（７）施工状況の検査
・アンカーボルト施工時の立会い検査
■ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 レ □ アンカーボルト径、間隔
□ 施工者自主検査記録の提出〔 〕
・地組み時の立会い検査
■ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 □ 材料の加工寸法検査
□ 施工者自主検査記録の提出〔 〕
・建方時の立会い検査
■ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 □ 材料の加工寸法検査
□ 施工者自主検査記録の提出〔 〕
・建方後の施工状況の検査
■ 防腐・防蟻処理 □ 材料の加工寸法検査 □ ファスナーの施工状況
■ 接合金物の施工状況 □ その他〔 〕
□ 施工者自主検査記録の提出〔 〕
・最終確認
工事中に発生するボルトの緩み、ファスナーおよび接合金物に影響する材の割れ、接着面のはがれ等に注意を払い、不具合が発生した場合は是正する。補強の必要がある場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
□ 施工者自主検査記録の提出〔 〕

木造在来軸組工法標準納まり図

１．一般事項

（１）構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
（２）本工事は設計図書の他、下記に準ずる。
建築基準法・同施行令、国土交通省告示
「木造住宅工事仕様書」（（財）住宅金融普及協会）
「木造３階建住宅施工マニュアル」（（社）日本木造住宅産業協会）
「建築工事標準仕様書・同解説 JASS11」（日本建築学会）
（３）床組
■ 剛な床組とする。 □ 柔な床組とする。
（４）柱仕口の金物選択
□ 告示1460号仕様規定 ■ Ｎ値計算 □ 許容応力度計算
（５）梁等主要構造部の継手・仕口の仕様

３．金物

（１）使用する金物は、（財）日本住宅・木造技術センターの定める規格によるＺマーク表示品・同等品及び告示1460号の適合品を使用する。
（２）接合及び補強をするに当たっては、接合部位の納まりに適した金物を使用すること。
（３）Ｚマーク金物記号説明

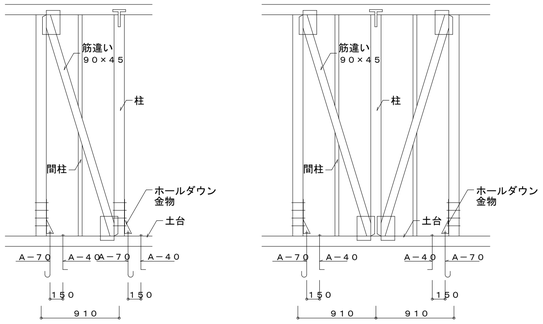
種類	記号	備考	種類	記号	備考
接合金物 ひら金物	SM－12		かすがい		
	SM－40				
ひねり金物	ST－9		手違いかすがい	CC120	
	ST－12				
	ST－15		太めくぎ		
折曲げ金物	SF				
くら金物				ZN90	
羽子板ボルト			スクリューくぎ		
	SB－E		六角ボルト	M12	
かど金物	CP－L		六角ナット		
	CP－T		ラグスクリュー	LS12	
山形プレート	VP		全ねじボルト・六角袋ナット	M12×115 M12	
短ざく金物	S		角座金	W4．5×40	
かね折り金物				W9．0×80	
			丸座金	RW9．0×90	
			座金付きボルト	M16W	
ホールダウン金物	HDB－10		アンカーボルト	A	
	HDB－15				
				A－60	
	HDB－25				
	S－HD10				
	S－HD15				
	HDN－15				
	HDN－20				
	HDN－25				
筋違いプレート	PB				
	PB－2				

（４）金物の取り付けに伴う座掘り等の欠損は、原則として行なわないこととする。納まり上、欠損が避けられない場合は、その影響が大きくならないように欠損位置や対策を、監理者と協議すること。

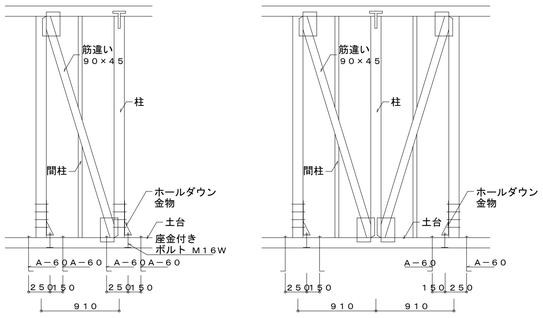
４．各部構造の施工上の留意点

１ 基礎と土台の緊結

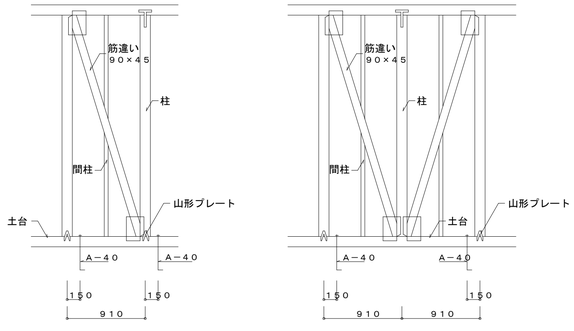
（１）アンカーボルトの配置
（ａ）筋違いを設けた耐力壁の部分は両端の柱の下部に近い位置とする。
① ホールダウン金物をアンカーボルト（Ａ－７０）で緊結する場合。



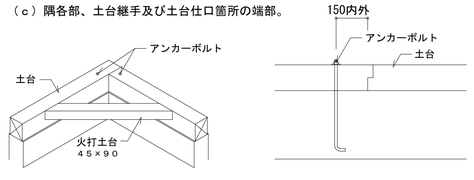
② ホールダウン金物を座金付きボルト（Ｍ１６Ｗ）で土台と緊結する場合。



③ 山形プレートで土台と緊結する場合、又は金物の無い場合。



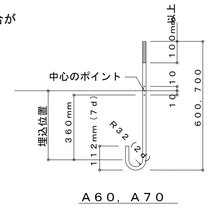
（ｂ）構造用合板を張った耐力壁の場合は（ａ）に準ずる。
（ｃ）隅各部、土台継手及び土台仕口箇所の端部。



（ｄ）上記（ａ），（ｂ）及び（ｃ）以外の部分においては間隔２ｍ以内になるような位置とする。

（２） アンカーボルトの施工
（ａ）アンカーボルトのコンクリート基礎への埋め込み長さはＡ－６０，Ａ－７０については３６０mm以上、Ａ－４０については２５０mm以上とする。
なお、アンカーボルトの先端は土台の上端よりナットの外にねじが３山以上出るように固定する。
（ｂ）アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などを使用するなどで確認を行う。
（ｃ）アンカーボルトの保持及び埋込みは、市販の治具又は型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の振れなどの無いように、型枠の類に固定して、コンクリート打ち込みを行う。
（ｄ）アンカーボルトの埋込みに、原則として田植え方式を採用してはならない。
（ｅ）アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりが生じないように取り扱う。
また、ねじ部の損傷、錆の発生、汚損を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。
（ｆ）座金は、柱脚金物等により大きさが指定される場合があるので、注意する事。

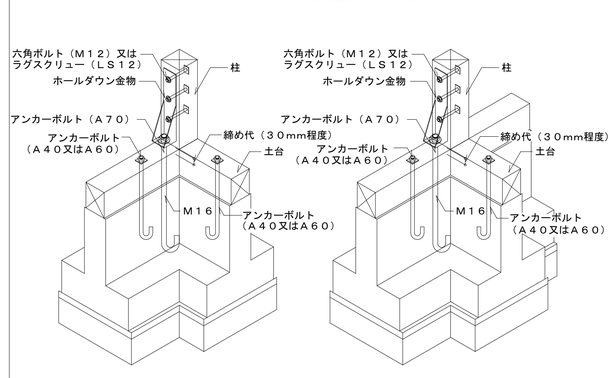
（３）アンカーボルトの定着のチェック方法
埋込位置のマークを確認する。
（埋込マークの中心ポイント）



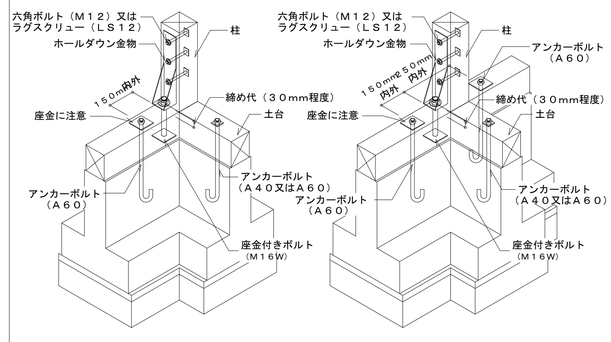
Ａ６０，Ａ７０

２ 柱と基礎（土台）との緊結

（ａ） 柱は、構造計算による引き抜き応力に耐えられるように接合金物（ホールダウン金物）により基礎又は土台と緊結する。
ホールダウン金物は柱の下部に締め代を３０mm程度とり、六角ボルト（Ｍ１２）、ラグスクリュー（ＬＳ１２）又は太めくぎ（ＺＮ９０）にて柱に固定する。
（ｂ） 緊結方法は次による。
① ホールダウン用アンカーボルトを用いて直接基礎に緊結する場合。



② 座金付きボルト（Ｍ１６Ｗ）を用いて土台と柱を緊結する場合。

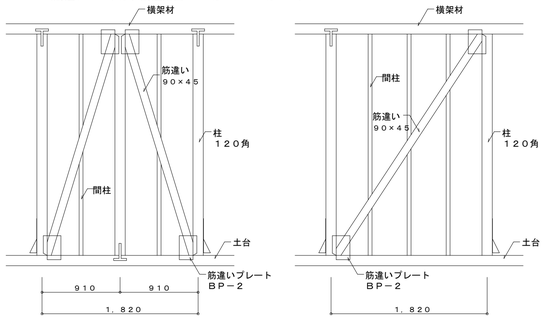


3　軸組の仕口

（１）筋違端部の仕口

筋違いの仕口は筋違いプレートによって緊結する。

（筋違プレートは、筋違断面90x30はBP,90x45はBP-2）



（２）筋違の取付く柱と横架材との仕口　　（許容応力度計算に基づく）

（ａ）　平屋部分または最上階における軸組の柱の柱脚および柱頭

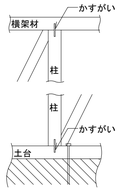
軸組の種類		出隅の柱	その他の軸組端部の柱
厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材の筋違を入れた軸組	筋違の下部が取付く柱	ロ	イ
	その他の柱	ニ	ロ
厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材の筋違を入れた軸組	筋違の下部が取付く柱	ハ	ロ
	その他の柱	ホ	
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1の(1)項または(2)の方法で打ち付けた壁を設けた軸組		ホ	ロ
厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材の筋違をたすき掛けに入れた軸組		ト	ハ
厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材の筋違をたすき掛けに入れた軸組		ト	ニ

（ｂ）　(a)以外の柱

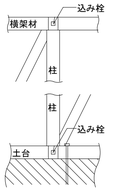
軸組の種類	上階および当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階および当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材の筋違を入れた軸組	ニ	ロ	イ
厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材の筋違を入れた軸組	ト	ハ	ロ
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1の(1)項または(2)の方法で打ち付けた壁を設けた軸組	チ	ヘ	ハ
厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材の筋違をたすき掛けに入れた軸組	リ	ト	ニ
厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材の筋違をたすき掛けに入れた軸組	ヌ	チ	ト

（ａ）筋違の取付く柱と横架材の仕口

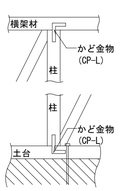
イ 短ほぞ差し、かすがい打ち



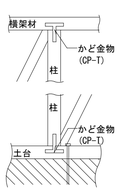
ロ 長ほぞ差込み栓打ち



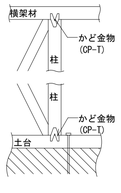
ロ かど金物(CP-L) 柱横架材にそれぞれ5-Z65



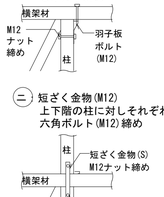
ハ かど金物(CP-T) 柱、横架材にそれぞれ5-Z65



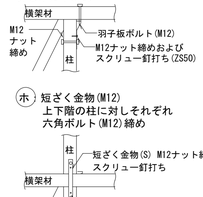
ハ 山形プレート(VP) 柱、横架材にそれぞれ4-Z90



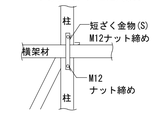
ニ 羽子板ボルト(M12) 柱に対しM12、横架材に対し角座金を介しボルト締め



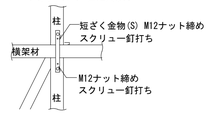
ホ 羽子板ボルト(M12) 柱に対しM12およびスクリュー釘打ち、横架材に対し角座金を介しボルト締め



ニ 短ざく金物(M12) 上下階の柱に対しそれぞれ六角ボルト(M12)締め

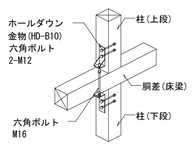


ホ 短ざく金物(M12) 上下階の柱に対しそれぞれ六角ボルト(M12)締め



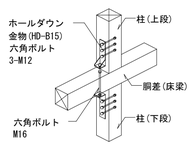
ヘ ホールダウン金物(HD-B10) 柱に対し2-M12、横架材にM16

(一般階)

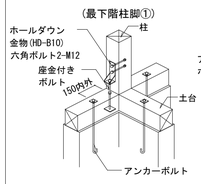


ト ホールダウン金物(HD-B15) 柱に対し3-M12、横架材にM16

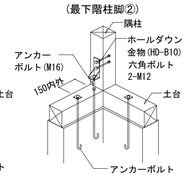
(一般階)



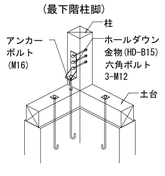
(最下階柱脚①)



(最下階柱脚②)

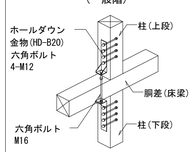


(最下階柱脚)



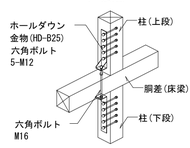
チ ホールダウン金物(HD-B20) 柱に対し4-M12、横架材にM16

(一般階)



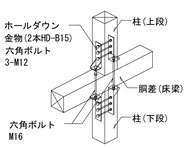
リ ホールダウン金物(HD-B25) 柱に対し5-M12、横架材にM16

(一般階)

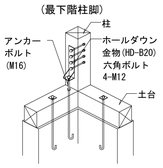


ヌ ホールダウン金物(HD-B15)2個所使用 柱に対し6-M12、横架材に2-M16

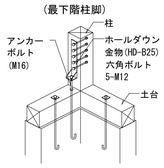
(一般階)



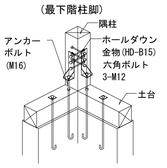
(最下階柱脚)



(最下階柱脚)



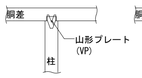
(最下階柱脚)



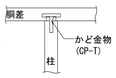
（３）　筋違の取付かない柱と横架材の仕口

（ａ）柱の端部と横架材との仕口（隅柱と土台の仕口は除く）

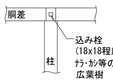
イ 短ほぞ差し 山形プレート(VP)当て打ち



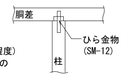
ロ 短ほぞ差し かど金物(CP-T)当て打ち



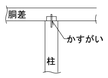
ハ 長ほぞ差し 込み栓打ち



ニ 短ほぞ差し ひら金物当て釘打ち

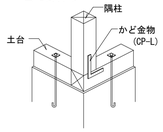


ホ 短ほぞ差し かすがい打ち

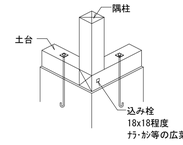


（ｂ）隅柱と土台の仕口

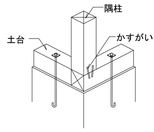
イ 肩ほぞ差し・短ほぞ差し、かど金物当て釘打ち



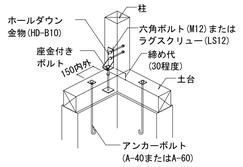
ロ 長ほぞ差し、込み栓打ち



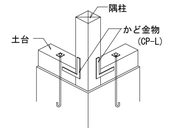
ハ 短ほぞ差し、かすがい打ち



ニ ホールダウン金物による緊結



ホ 土台木口と隅柱の取り合い（落しあり）、かど金物を両面に当て釘打ち



4　柱

（１）通し柱

（ａ）　通し柱は、次のいずれかによる。

①　１階から３階に達する通し柱とする。

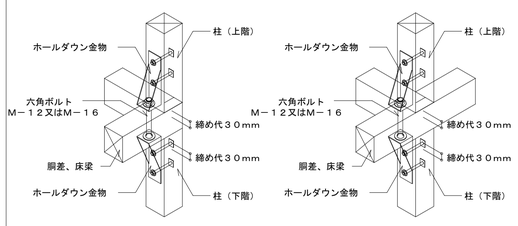
②　１階から２階までの通し柱と、２階から３階までの通し柱を組み合わせて使用する場合、当該通し柱と管柱とは接合金物で緊結する。

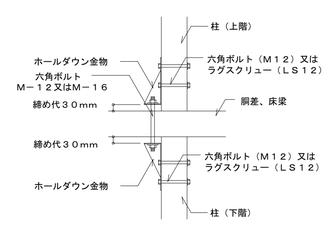
（ｂ）　通し柱に代わる管柱の補強

外周部の主要な隅柱及び構造計算による引抜き応力が大きい２階の柱は、１階の管柱と接合金物（ホールダウン金物）で緊結する。ホールダウン金物の取付けは、次による。

①　上階の柱及び下階の柱にホールダウン金物を用い、柱の下部及び上部に締め代を取り六角ボルト（Ｍ１２）、ラグスクリュー（ＬＳ１２）等で各々取付ける。

②　ホールダウン金物は相互に六角ボルト（Ｍ１２又はＭ１６）を用い緊結する。





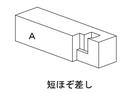
（ｃ）　上記（ｂ）以外の構造計算による引抜き応力が小さい２階柱の接合金物は、短ざく金物（Ｓ）、ひら金物（ＳＭ－４０）等のＺマーク表示品又はこれらと同等以上のものとする。

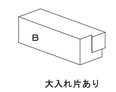
（２）隅柱

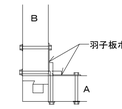
（ａ）出隅

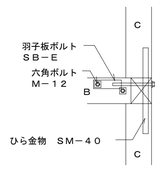
①　直交する胴差がほぼ同寸で且つ同一高さで取合う場合。

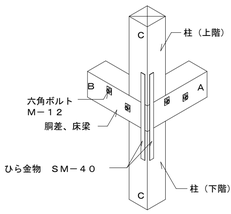
一方の胴差（Ｂ）を他方の胴差（Ａ）に大入れ片あり掛け、胴差相互を建物の内側に添えた羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で引き寄せ、上下管柱は胴差（Ａ）に短ほぞ落としとし、管柱出隅両面にひら金物（ＳＭ－４０）を当て、各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。

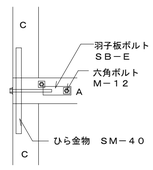










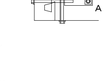


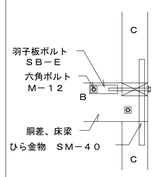
②　直交する胴差の寸法が異なり段違いに取合う場合。

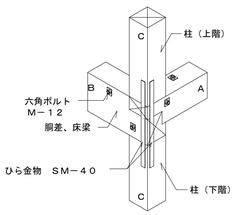
一方の胴差（Ａ）を他方の胴差（Ｂ）に大入れ（かぶと）ありに仕掛け、胴差（Ａ）の下部に添わせた羽子板ボルト（ＳＢ－Ｆ）で胴差（Ｂ）を引寄せ、さらに、胴差（Ｂ）の内側に添わせた羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で胴差（Ａ）を引寄せる。上下管柱はいずれもそれぞれ胴差（Ａ，Ｂ）に扇ほぞ差し、管柱出隅両面にひら金物（ＳＭ－４０）を当て各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。

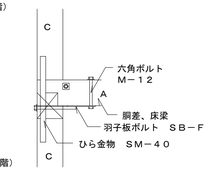












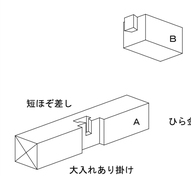
（ｂ）入り隅

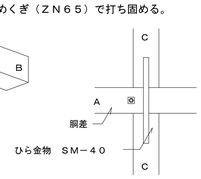
入り隅は出隅の場合に準ずる。ただし、準ずることが困難な場合には通し柱とする。

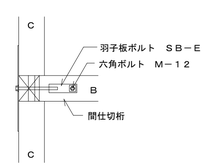
（２）「隅柱に準ずる柱」の通し柱と同等以上の耐力を有するような補強方法。

①　直交する胴差がほぼ同寸で且つ同一高さで取合う場合。

間仕切桁（Ｂ）は胴差（Ａ）に大入れあり掛け、胴差（Ａ）より羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で引寄せる。
上下管柱は胴差（Ａ）へ短ほぞ差しとし上下管柱外側にひら金物（ＳＭ－４０）を当て、各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。

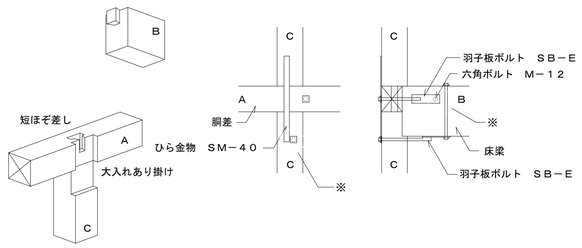






② 胴差と直交する梁があり、上端が揃う場合。

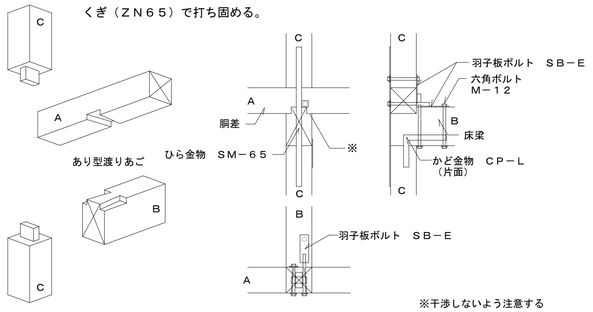
床梁（Ｂ）は胴差（Ａ）に大入れあり掛け、下階柱には大入れ、胴差（Ｂ）を床梁（Ａ）より羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で引き寄せる。上下管柱は胴差（Ａ）へ短ほぞ差しとし上下管柱外側にひら金物（ＳＭ－４０）を当て、各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。



※干渉しないよう注意する

③ 胴差と直交する床梁が胴差の下側にある場合。

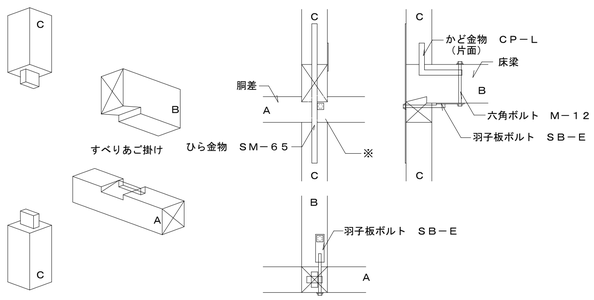
床梁（Ｂ）は下階管柱の長ほぞに差し込み、かど金物（ＣＰ－Ｌ）を片面に当て太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち、胴差（Ａ）は床梁（Ｂ）にあり形あご掛け、床梁（Ｂ）を羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で引き寄せる。上階柱は胴差（Ａ）に短ほぞ差し、上下管柱相互は外側に帯金物（Ｓ－６５）を当て各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。床梁（Ｂ）と下階柱とはかど金物（ＣＰ－Ｌ）を片面に当て太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。



※干渉しないよう注意する

④ 胴差と直交する床梁が胴差の上側にある場合。

下階管柱の短ほぞに胴差（Ａ）を差し込み、床梁（Ｂ）は胴差（Ａ）にすべりあご掛けとし、胴差より羽子板ボルト（ＳＢ－Ｅ）で引き寄せる。上階管柱は床梁（Ｂ）へ短ほぞ差しとし、上下管柱相互は外側に帯金物（Ｓ－６５）を当て各々太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。上階管柱と床梁（Ｂ）とはかど金物（ＣＰ－Ｌ）を片面に当て太めくぎ（ＺＮ６５）で打ち固める。



※干渉しないよう注意する

5　横架材

（１）胴差

（ａ）継ぎ手

梁及び筋違いを受ける柱を避け、柱より持ち出し、追掛け大せん継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。

（２）軒桁

（ａ）継ぎ手

梁及び筋違いを受ける柱を避け、柱より持ち出し、追掛け大せん継ぎ・腰掛けかま継ぎ又は腰掛あり継ぎとする。



追掛け大せん継ぎ　　腰掛けかま継ぎ　　腰掛けあり継ぎ

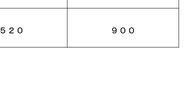
（３）間仕切り桁など

（ａ）継ぎ手

梁及び筋違いを受ける柱を避け、柱より持ち出し、腰掛けかま継ぎ又は腰掛あり継ぎとする。

（ｂ）桁・胴差との交差部

大入れあり掛けとし、羽子板ボルト締めとする。



大入れあり掛け

6　ホールダウン金物周辺の納まり

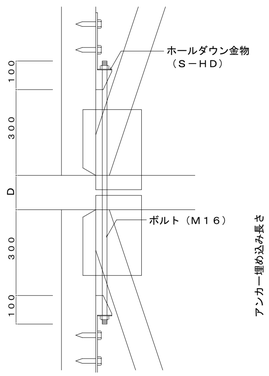
（１）筋違いとホールダウン金物の納まり

筋違いとホールダウン金物は極力重ならないように位置を決定する。
重なりが出てきた場合には、以下の方法を参考に納まりを決定する。

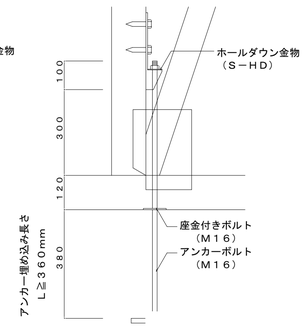
（ａ）ホールダウン金物自体と筋違いの重なり

ホールダウン金物と横架材間の締め代を長く取り、筋違いと重ならないようにする。
その場合、座金付きボルト（土台）やアンカーボルト（基礎），ボルト（床梁等）が標準の場合より長くなることに注意する。

床梁との納まり



土台との納まり



・梁成によるボルト長さ　（mm）

筋違いが上下の一方にあるとき	筋違いが上下にある時
D＋４３０	D＋８００

・ボルト長さ　（mm）

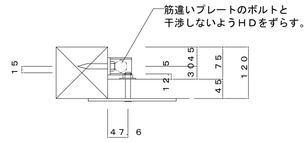
座金付きボルト	アンカーボルト
５２０	９００

（ｂ）ホールダウン金物の引寄せボルトと筋違いプレートの角根平頭ボルトのナット部分との重なり

１２０mm×１２０mmの柱に対して４５mm×１０５mmの筋違いが取り付く場合ホールダウン金物の引寄せボルトと筋違いプレートの角根平頭ボルトのナット部分との重なりを防ぐため以下のように納める。ただし、１２０mm角未満の場合は施工できない事に注意する。

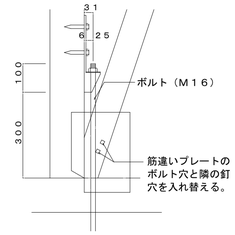
① ホールダウンをずらす

筋違いプレートの角根平頭ボルトのナットが入るように、柱芯から筋違いと反対側に１５mmずらす。



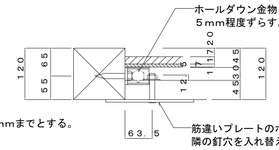
② 改良した筋違いプレートを使用する

筋違いプレート（ＢＰ－２）の角根平頭ボルト用穴と隣の釘穴位置を入れ換えたもので、構造性能に関わる基本的な仕様が変わらないプレートを作成し使用する。



（ｃ）折衷壁（壁の片側が真壁）におけるホールダウン金物の納まり

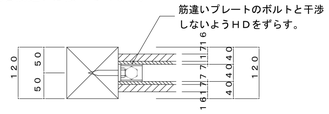
折衷壁（壁の片側が真壁）の場合、柱芯から筋違い側に５mmずらし、且つ上記（ｂ）－②の様に改良した筋違いプレートを使用する。
ただし、筋違い厚さは４５mm以下となるようにする。



※　筋違い厚さは４５mmまでとする。

（２）両側真壁の場合のホールダウン金物の納まり

両側真壁の場合、ホールダウン金物をＳ－ＨＤとし、また柱のちりを１６mm程度にする。ただし、この場合筋違いは設けられない。

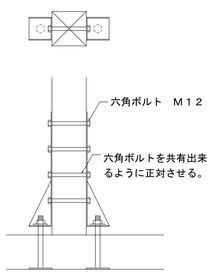


（３）２本のホールダウン金物の納まり

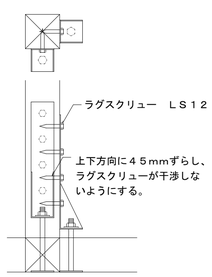
① 向かい合わせに設ける場合、六角ボルトを共有できるようにする。

② 直交する場合、ホールダウンの取り付け位置を上下に４５mmずらし六角ボルトが重ならないようにする。この場合欠損が大きいのでラグスクリューを使用することが望ましい。

① 向かい合わせに納める。



② 直行に納める。



（４）ホールダウンの選定

ホールダウン	ホールダウンのとりつく壁の形態		
	大壁　※	折衷壁	両面真壁
ＨＤ－Ｎ	○	×	×
ＨＤ－Ｂ	○	×	×
Ｓ－ＨＤ	○	○	○

記号

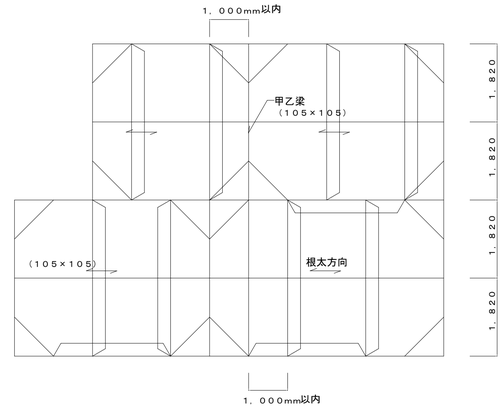
○：使用できる。

×：納まらない為、使用できない。

※　面材の受け材・筋違い等が干渉する場合は
Ｓ－ＨＤを使用する。

7　床組（２階床、３階床）

耐力壁線の交点が不一致の場合は、その階の水平力伝達に有効な横架材を耐力壁線上に設ける。ただし、１メートル（約半間）を限度とする。



（１）水平構面の剛性が十分期待できる床の施工（剛な床組）

① 種　類：厚さ１２mm以上の構造用合板を用いる。そのサイズは３×６版とし小間切れしたものは使用しない。

② 張り方：構造用合板の長手方向を根太と直交させ、且つ千鳥張りとする。構造用合板の継手は根太上で突き付け継ぎとし継ぎ目下に受け材（４５mm×４５mm程度）を設ける。

③ 釘打ち：構造用合板の四周辺は釘（Ｎ５０）を１５０mm以下で根太又は床梁や胴差し，受け材に等に平打ちする。

④ 床根太の寸法は４５mm×１０５mmを標準とし、その根太間隔は、４５５mm以下とする。ただし、断面寸法１０５mm×１０５mm以上の床梁を１，８２０mm内外（１間）の間隔に梁間・桁行き方向に配置する。

⑤ 床梁，胴差の仕口補強
柱と床梁・胴差，床梁と胴差の仕口は、金物，ボルトにより十分緊結補強する。

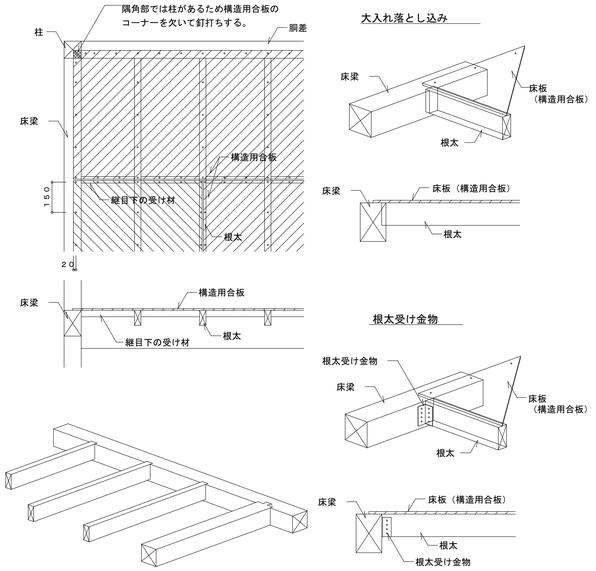
日本都市設計　株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部　幸紀 1級254091	吉川　卓 1級287952	吉川　卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	軸組工法標準納図（２）		Ｓ－０５

（ａ）根太と床梁、胴差しの上端高さが同じ場合の施工方法

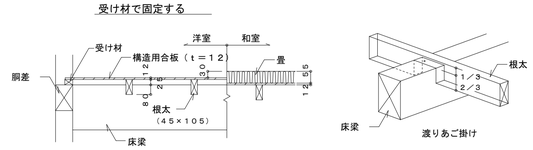
根太は床梁，胴差に大入れ落とし込みとし、釘（Ｎ７５，２本）で斜め打ちとするか又は根太受け金物を用いて床梁，胴差に留め付ける。この場合、構造用合板を床梁，胴差に釘で直張りする。ただし、隅角部では柱があるため構造用合板のコーナーを欠いて釘打ちする。
尚、この場合火打梁は省略できる。



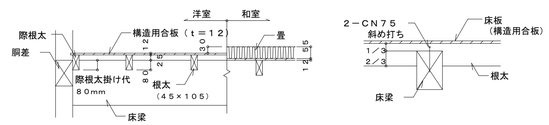
（ｂ）根太と床梁、胴差しの上端高さが異なる場合の施工方法

床梁，胴差に直交する根太は渡りあご掛けとし、釘（Ｎ７５，２本）で斜め打ちとする。また、床梁，胴差の際には際根太又は受け材を添え付け床板構造用合板の四周辺を固定する。際根太は床梁，胴差へ釘打ち（Ｎ９０）間隔３０３ｍｍで平打ちする。

受け材で固定する



際根太で固定する



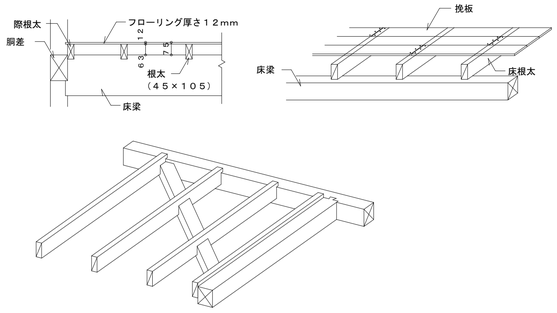
（２）水平構面の剛性が十分期待できない床の施工方法（柔な床組）

① 耐力壁線に囲まれた隅角部には必ず床火打ち梁を挿入する。

② 床板の種類は、厚さ１２ｍｍ以上の構造用合板又は挽板等を用いる。

③ 床根太の寸法は４５ｍｍ×１０５ｍｍを標準とし、その根太間隔は４５５ｍｍ以下とする。ただし、床梁間隔は１，８２０ｍｍ以下とする。

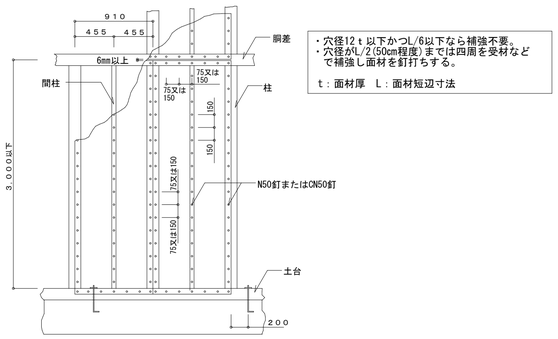
④ 床梁，胴差の仕口補強
柱と床梁・胴差，床梁と胴差の仕口は、金物，ボルトにより十分緊結補強する。



8　耐力壁（面材）施工例

（１）釘打ち要領

面材の種類と厚さ及び釘の種類とピッチについては、
昭56建告1110号 及び 平30国交告490号、技術的助言平成30年3月26日 国住指4747号を参照のこと。



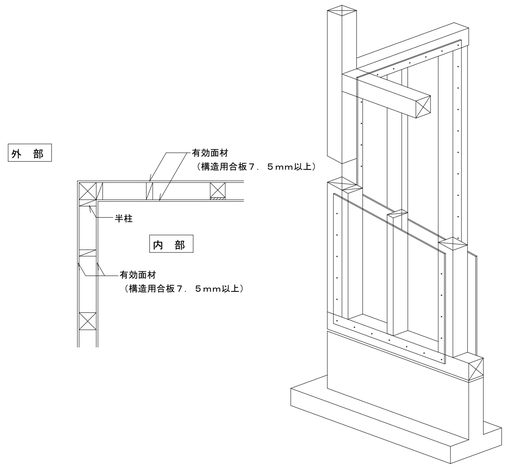
・穴径12ｔ以下かつL/6以下なら補強不要。
・穴径がL/2(50cm程度)までは四周を受材などで補強し面材を釘打ちする。

ｔ：面材厚　Ｌ：面材短辺寸法

（２）標準的な耐力壁（面材）の納まり

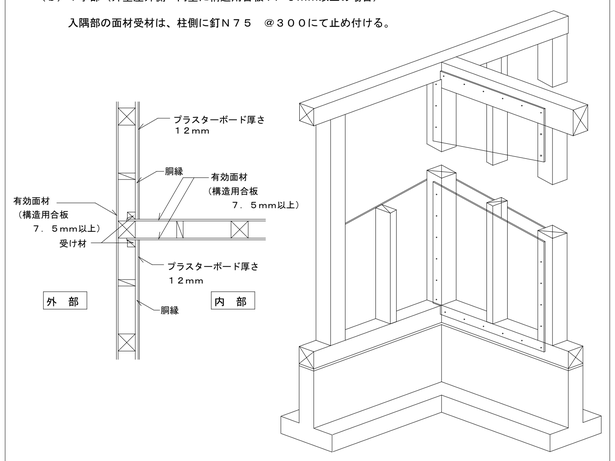
（ａ）隅角部（屋外・室内側とも構造用合板７．５ｍｍ以上の場合）

入隅部の面材受材は、柱面に釘Ｎ７５　＠３００にて止め付ける。



（ｂ）Ｔ字部（外壁屋外側・内壁に構造用合板７．５ｍｍ以上の場合）

入隅部の面材受材は、柱側に釘Ｎ７５　＠３００にて止め付ける。



（ｃ）柱の断面寸法が異なる場合の面材の納め方

① 柱を外面に合わせる。内壁側は受け材を用いて調整し面材を張る。

② 柱を外面に合わせる。内壁側は柱の一部を欠き取り調整し面材を張る。

③ 柱は芯合わせとし、外壁側、内壁側とも受け材で調整し面材を張る。

④ 柱は芯合わせとし、外壁側、内壁側とも柱の一部を欠き取り調整し面材を張る。

※設計図に指示の無き限り、②及び④の納まりは採用してはならない。

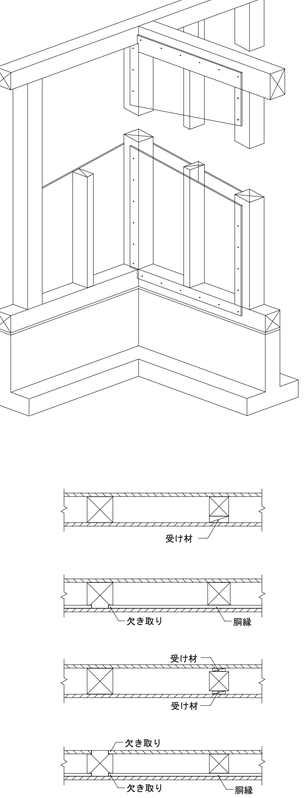
（３）柱にホールダウン金物を使用する場合の耐力壁（面材）の納まり

（ａ）隅角部

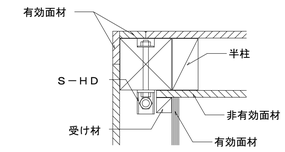
① ホールダウン金物の取り付く柱面と直交する柱面に面材を伸ばし釘打ちする。
その上から半柱を増し打ちして、その半柱に他方向の面材を釘打ちする。

② ホールダウン金物の取り付く柱面と直交する柱面に有効面材を伸ばし釘打ちする。
他方向の非有効面材は受け材を設けて取り付ける。

③ 面材の受け材に半柱を柱に増し打ちして面材を釘打ちする。この場合、ホールダウン金物の取り付けは六角ボルトを使い、またその長さに注意する。

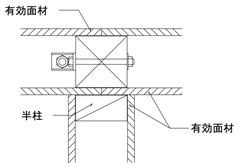


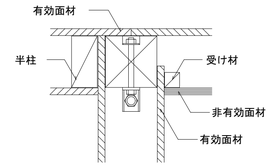
④ 面材の受け材に半柱を柱に増し打ちして面材を釘打ちする。他方向の非有効面材は受け材を設けて取り付ける。
ただし、ホールダウンと面材が干渉するので、使用するホールダウン金物はＳ－ＨＤとし受け材の大きさに注意する事。



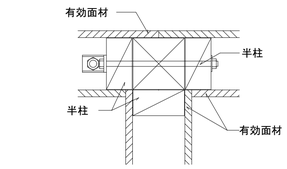
（ｂ）　Ｔ字部周辺

① ホールダウン金物の取り付く柱面と直交する柱面に面材を伸ばし釘打ちする。
その上から半柱を増し打ちして、その半柱に他方向の面材を釘打ちする。

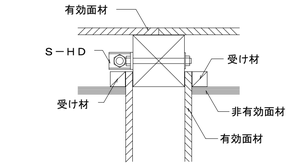




② 面材の受け材に半柱を柱に増し打ちして面材を釘打ちする。
この場合、ホールダウン金物の取り付けは六角ボルトを使い、またその長さに注意する。



③ 面材をホールダウン金物の干渉しないように柱面に釘打ちする。他方向の非有効面材は受け材を設けて取り付ける。
ただし、ホールダウンと面材が干渉するので、使用するホールダウン金物はＳ－ＨＤとし受け材の大きさに注意する事。



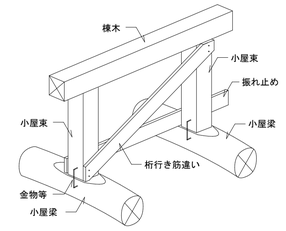
9　小屋組

（ａ）小屋火打梁

火打梁は耐力壁線に囲まれた隅角部に設ける。

（ｂ）小屋筋違い及び桁筋違い・振れ止め

小屋組の一体化を図るために、小屋束相互及び梁・桁にまたがり筋違い１５ｍｍ×９０ｍｍ以上を釘（Ｎ５０，２本）で平打ちし固定する。



（ｃ）垂木

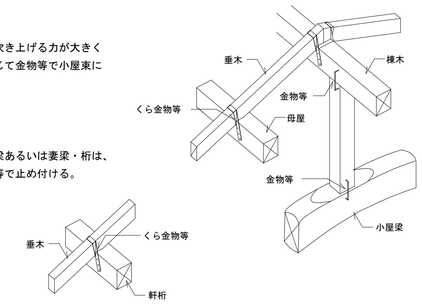
軒先部や、けらば・棟部の垂木は吹き上げが大きく働くので、垂木と受け材（軒桁・母屋・棟木）はひねり金物（ＳＴ）・折曲げ金物（ＳＦ）・くら金物（ＳＳ）等で緊結する。

（ｄ）棟木・母屋

棟木と第２母屋は吹き上げる力が大きくなるので必要に応じて金物等で小屋束に止め付ける。

（ｅ）小屋束

小屋束下部と小屋梁あるいは妻梁・桁は、必要に応じて金物等で止め付ける。



鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

１．一般事項

（１） 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（２） 記 号

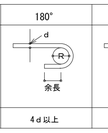
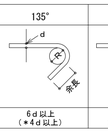
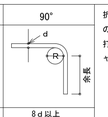
ｄ・・・異形棒鋼の呼び名に用いた数値　丸鋼では径　　Ｄ・・・部材の成　　Ｒ・・・直径

＠・・・間隔　　ｒ・・半径　　℄・・中心線　　Ｌｏ・・部材間の内法距離　　ｈｏ・・部材間の内法高さ

ＳＴ・・・あばら筋　　ＨＯＯＰ・・・帯筋　　Ｓ．ＨＯＯＰ・・・補強帯筋　　φ・・・直径

２．鉄筋加工、かぶり

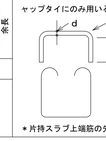
（１） 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°
図			
鉄筋の余長	4ｄ以上	6ｄ以上 （＊4ｄ以上）	8ｄ以上 （＊4ｄ以上）

鉄筋は、ＳＤ295Ａ、ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345を使用する。

折曲げ内法寸法Ｒは、Ｄ16以下は、3ｄ以上、Ｄ19は4ｄ以上

折まげ角度90°はスラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むＴ形およびＬ形梁のキャップタイにのみ用いる。



＊片持スラブ上端筋の先端

（２） 鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法（Ｒ）
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ ＳＤ345	Ｄ16以下	3ｄ以上
			Ｄ19以上	4ｄ以上
	上記以外の鉄筋	ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ ＳＤ345	Ｄ16以下	4ｄ以上
			Ｄ19～Ｄ25	6ｄ以上

（３） 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲（Ｎ／㎟）	定着の長さ 一般（Ｌ２）	定着の長さ 下端筋（Ｌ３） 小梁	定着の長さ 下端筋（Ｌ３） スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（Ｌ１）
ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ ＳＤ345	21，22．5，22	35ｄ または 25ｄ フックつき	25ｄ または 15ｄ フックつき	10ｄ かつ 15cm以上	40ｄまたは 30ｄフックつき
	18	40ｄ または 30ｄ フックつき			45ｄまたは 35ｄフックつき

コンクリートは普通Ｆｃ＝18Ｎ／㎟ 以上 24Ｎ／㎟ 以下 、軽量Ｆｃ＝18Ｎ／㎟ 以上 $2\frac{2}{2}$．5Ｎ／㎟ 以下

継 手

1．末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない

2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする

3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

ガス圧接形状



圧接継手

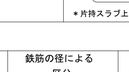


（４） かぶり厚さ （単位：㎜）

構造部分	最小かぶり厚さ（㎜）	設計かぶり厚さ（㎜）
屋根スラブ・床スラブ・片持スラブ ※：非耐力壁	30 ※	30 ※
耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁	30 ※	40 ※
土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分 基礎つなぎ梁	40	50
基礎 （捨コンクリート部分を除く）	60	70

［注］※ 耐久性上有効な仕上げがない場合は、屋内・屋外にかかわらず10㎜増しとする。
又、軽量コンクリートの場合は、10㎜増しの値とする。
※※ 片持ちスラブ先端は、最小かぶり30㎜とする。（8－（1）の ａ 参照）

（５） 鉄筋のあき



ａ．異径鉄筋では呼び名に用いた数値 1.5ｄ 以上

ｂ．粗骨材の最大寸法の 1.25 倍以上かつ25㎜以上

（６） 鉄筋のフック （ａ～ｆに示す鉄筋の末端にはフックを付ける。）

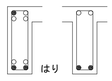
ａ．壁長が1m以下の壁横筋の末端 ＢＤあばら筋，帯筋 ｃ．煙突の鉄筋

ｂ．柱，梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）

ｃ．単純梁の下端筋

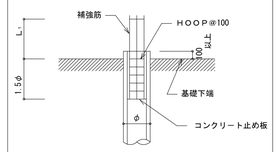
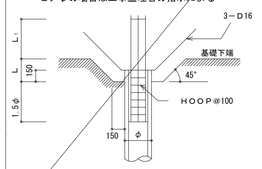
ｆ．その他、本配筋標準に記載する箇所

● 印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

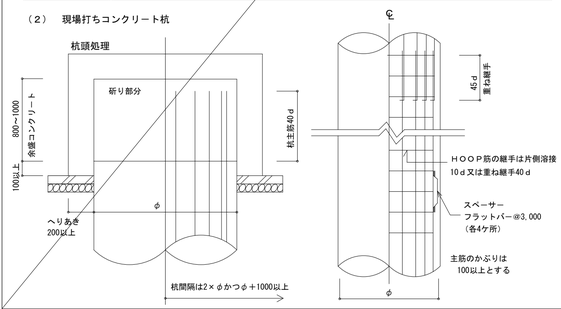


３．杭 （地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

（１） ＰＣ杭、又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

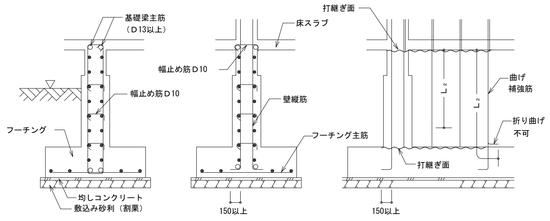
所定の位置に止まった場合			所定より低く止まった場合		
			但しＬ≦φの場合 Ｌ＞φの場合は工事監理者の指示による 		
杭 径	300φ	350φ 400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	4－Ｄ13	6－Ｄ13	8－Ｄ13	8－Ｄ13	8－Ｄ13
ＨＯＯＰ	Ｄ10＠100				

（２） 現場打ちコンクリート杭



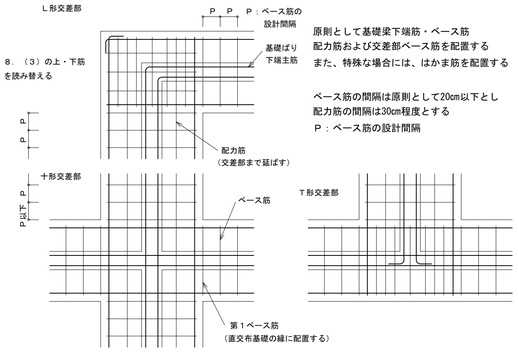
４．基 礎

（１） 布 基 礎



布基礎2回打ち（フーチングと立上り部分を分ける）の場合

布基礎交差部の配筋（平面）



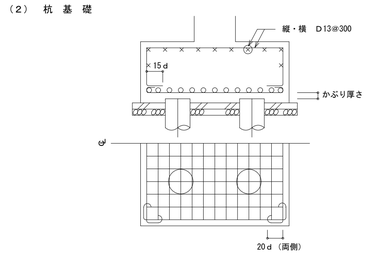
原則として基礎梁下端筋・ベース筋配力筋および交差部ベース筋を配置する

また、特殊な場合には、はかま筋を配置する

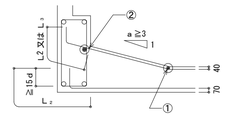
ベース筋の間隔は原則として20cm以下とし配力筋の間隔は30cm程度とする

Ｐ：ベース筋の設計間隔

（２） 杭 基 礎



（３） べ た 基 礎



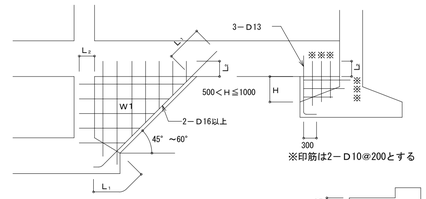
1．耐圧版鉄筋の継手位置は8－（1）床スラブを参考とする。但し上筋と下筋を読みかえる

2．①の鉄筋はスラブ主筋径以上とする

3．②の鉄筋はＤ13以上とする

4．埋戻し土のある場合は40を70とする

（４） 基 礎 接 合 部 の 補 強

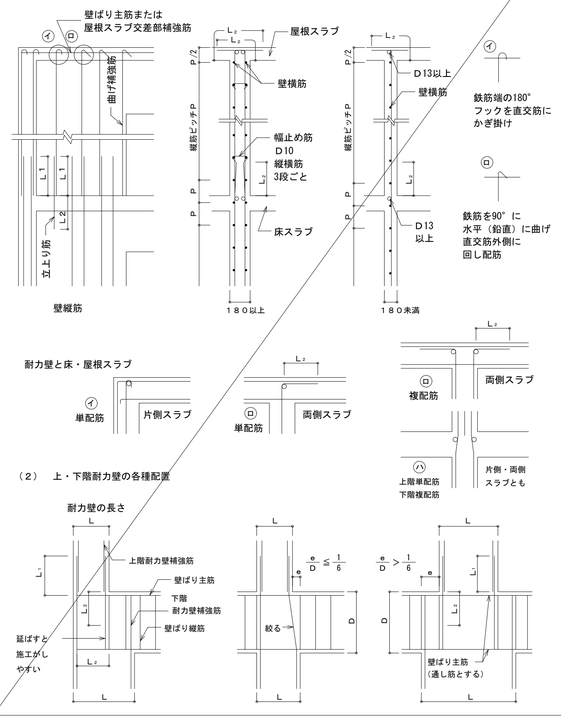


W1の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は同厚の壁リストにならう

Ｈ≦ 500は※印筋は不用とする

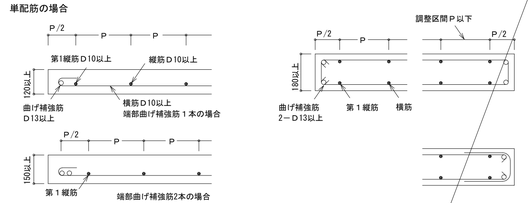
５．耐 力 壁

（１） 縦筋・曲げ補強筋・縦補強筋の定着



（３） 耐力壁の縦・横筋の配置

単配筋の場合

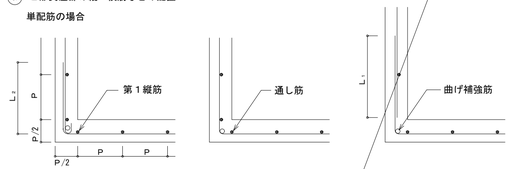


注）壁長 1500 以下の横筋はＨＯＯＰ状に加工すること。

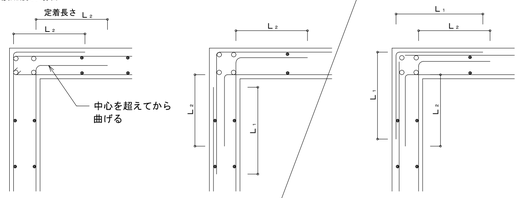
（４） 耐力壁が交差する場合（平面）

ⓐ Ｌ形交差部の縦・横筋などの配置

単配筋の場合

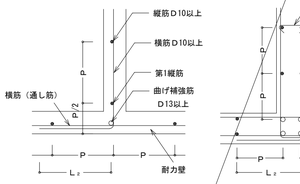


複配筋の場合

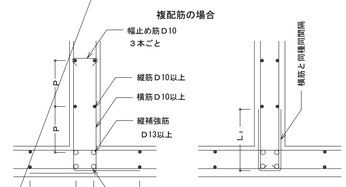


ⓑ Ｔ形交差部の縦・横筋などの配置

単配筋の場合

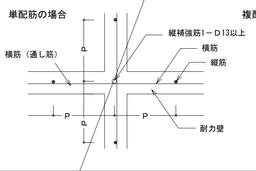


複配筋の場合

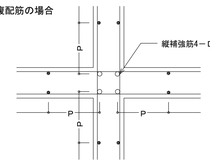


ⓒ 十形交差部の縦・横筋などの配置

単配筋の場合



複配筋の場合



階	耐力壁の端部などの曲げ補強筋 ho≦1m	耐力壁の端部などの曲げ補強筋 ho＞1m
平屋	1-D13	1-D13
2階建ての各階、3、4、5階建ての最上階	1-D13	2-D13
3、4、5階建ての最上階から数えて2つめの階	2-D13	2-D13
平屋、2階建ての地下階 3階建ての1階および地下階 4階建ての2階、1階および地下階 5階建て3階および2階	2-D13	2-D16
5階建ての1階および地下階	2-D16	2-D19

６．使用可能な鉄筋の最大径（標準）

部位 / 構造種別	耐力壁	耐力壁がりょう 小梁	布基礎 基礎 基礎梁	スラブ	非耐力壁	塀
壁式鉄筋コンクリート造	D22	D22	D25	D16	D16	D16

日本都市設計 株式会社 NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号

管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

管理技術者 武部 幸紀 1級254091

主任技術者 吉川 卓 1級287952

担当 吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：構造配筋標準図（１）

縮尺：

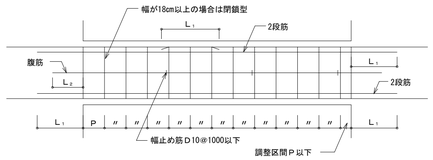
図面番号：Ｓ－０７

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

Ｌ＝鉄筋コンクリート構造配筋
標準図（１）の2－（３）による。

７．壁梁、小梁

（１） 壁 梁 の 標 準 配 筋 図

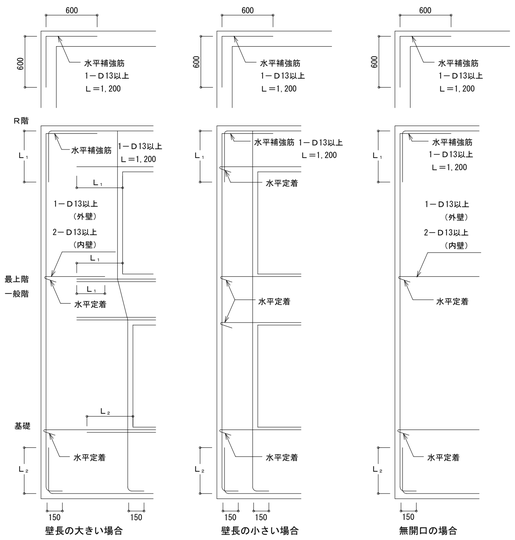


（２） 壁 梁 の 範 囲

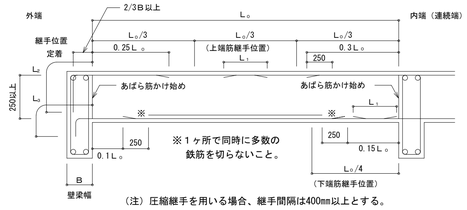


（３） 定 着

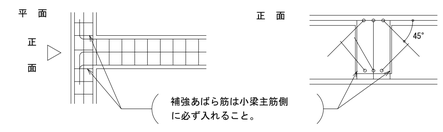
ⓐ 壁梁



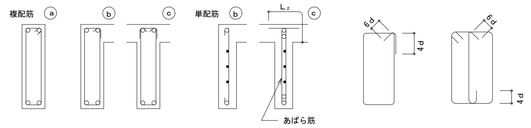
ⓑ 小梁の定着・継手位置およびトップ筋の長さ



（注）圧縮継手を用いる場合、継手間隔は400mm以上とする。



（４） あばら筋の型

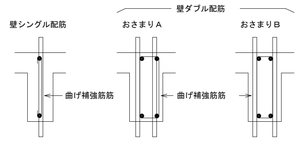


（イ） 原則として ⓐのフック先曲げとする。
片側床版付（Ｌ型）梁で ⓑ
両側床版付（Ｔ型）梁で ⓒすることができる。

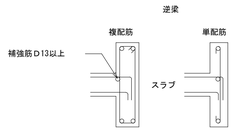
（ロ） フックの位置は ⓐにあっては交互、
ⓑにあってはスラブ側とする。

（５） 壁梁と壁のおさまり

壁梁の幅は耐力壁の厚さ以上とする



逆梁



はり幅の最小寸法（構造体寸法）

（単位 mm）

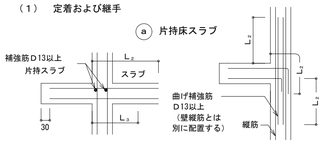
おさまり	はり主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16	おさまり	はり主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16
A	D13	180	180	B	D13	195	200
	D16	180	190		D16	195	210
	D19	190	200		D19	205	220

（注）かぶり厚さ40mmの場合

８．床 板

（１） 定着および継手

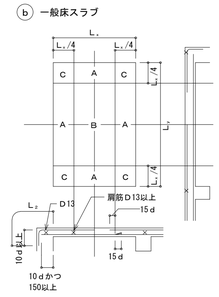
ⓐ 片持床スラブ



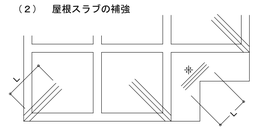
継手位置は原則として下表による。

		標準継手位置
上端筋	短 辺 方 向	B
	長 辺 方 向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

ⓑ 一般床スラブ



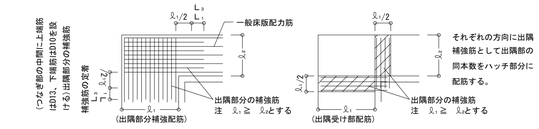
（２） 屋根スラブの補強



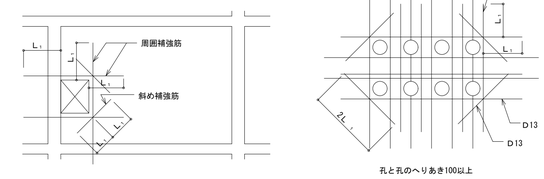
ⓐ 補強筋は各3－Ｄ13又はスラブ主筋の同一径でＬ＝1,500とし、上端筋の下に配筋する
ⓑ ※の箇所（入隅）は各階補強する

（３） 片持ちスラブ出隅部補強

注）出隅部の補強筋は、計算により算出する



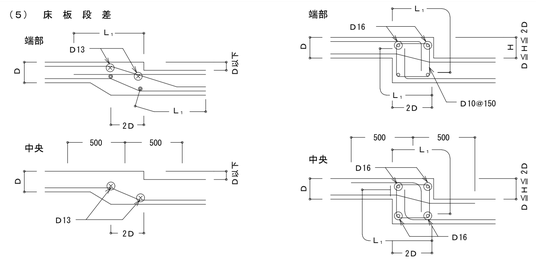
（４）床板開口部の補強 （開口の径500程度の場合）



床版厚さＤ	周 囲	斜 め
Ｄ≦150	各2－Ｄ13	各1－Ｄ13
150＜Ｄ≦200	各2－Ｄ13	各2－Ｄ13

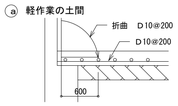
注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５） 床 板 段 差

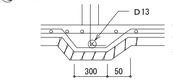


（６） 土 間 コ ン ク リ ー ト

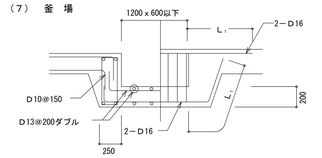
ⓐ 軽作業の土間



ⓑ 間仕切壁との交叉部



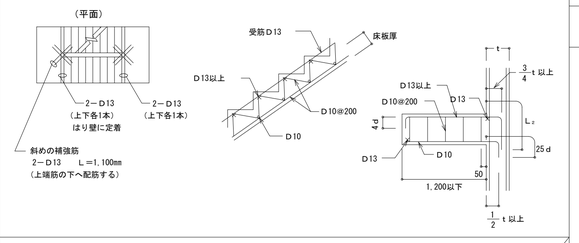
（７） 釜 場



（８） 打 継 ぎ 補 強 （ダメ穴打継面について）

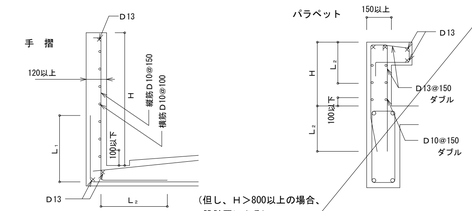
- 設計配筋間隔の 1/2 ピッチ 長さ2Ｌ 以上
- 無筋部分 D10＠200 長さ 800 以上

９．階 段



１０．その他

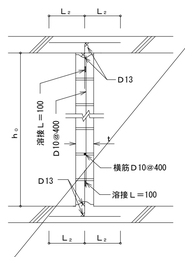
（１） 手 摺 、 パ ラ ペ ッ ト



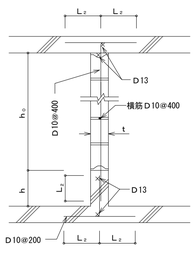
（但し、H＞800以上の場合、
設計図による）

（２） コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 帳 壁

一般の場合



下部防水立上りのある場合



注） ｈｇ≦ 25ｔ かつ 3500 以下とする。但し直交方向２５ｔ以内に壁、又は柱がある場合は除く。
注） ｈはコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、200 ≦ｈ≦ 400
注） 鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。

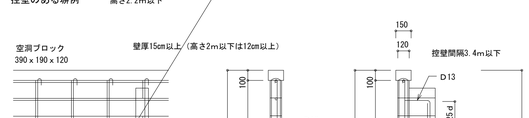
１１．梁貫通孔補強

（１） 既 製 品使用するときには、設計者又は工事監理者との打合わせのこと）

□ リング型 □ パイプ型 □ 金網型 □ プレート型 □

（２） 鉄 筋 標 準 配 筋 但し φ≦Ｄ/3とする。
設置可能範囲 梁端部（スパンＬ/10以内かつ2Ｄ以内）は避ける

80 ＜φ≦ 100	100 ＜φ≦ 150	150 ＜φ≦ 250
折 筋 2－(2－Ｄ13)	折 筋 2－(2－Ｄ13)	斜 筋 4－(2－Ｄ13)
縦 筋 ＳＴ 2－Ｄ13－100@	縦 筋 ＳＴ 2－Ｄ13－100@	縦 筋 ＳＴ 2－Ｄ13－100@
	横 筋 2－(2－Ｄ13)	横 筋 2－(2－Ｄ13)
		上下縦筋 ＳＴ 2－Ｄ13



φ＞ 250
孔補強の有効範囲と
定着長さのとり方

※部分について計算で
確認された場合は右
記の位置、寸法によ
らなくて良い。

（スターラップ補強範囲）

（φ1＋φ2）×3/2以上

貫通孔が連続して間隔等がとれない
場合は設計者又は工事監理者と打ち合
せのこと。

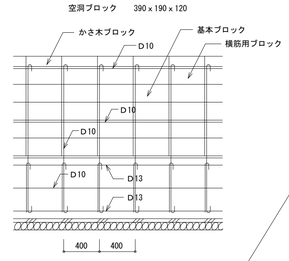
１２．コンクリートブロック塀

（１） ブロック塀の高さ・厚さと基礎の構造

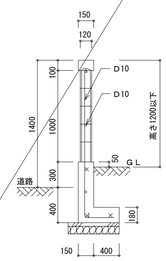
ａ．塀の高さ（地盤面に高低差のある場合は低い方による）は2.2m以下。
ｂ．塀の厚さは、塀の甲ウ2m以下の場合は12cm以上、2mを超える場合は15cm以上。
ｃ．地盤が液状化の恐れのある砂質土および軟弱土の場合は、別途検討する。
ｄ．鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。

控壁のない塀例 高さ1.2m以下

縦筋は、ブロックの空洞部内で
重ね継ぎをしてはならない。

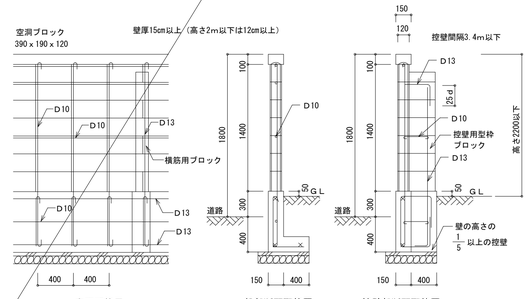


立面配筋図



断面配筋図

控壁のある塀例 高さ2.2m以下



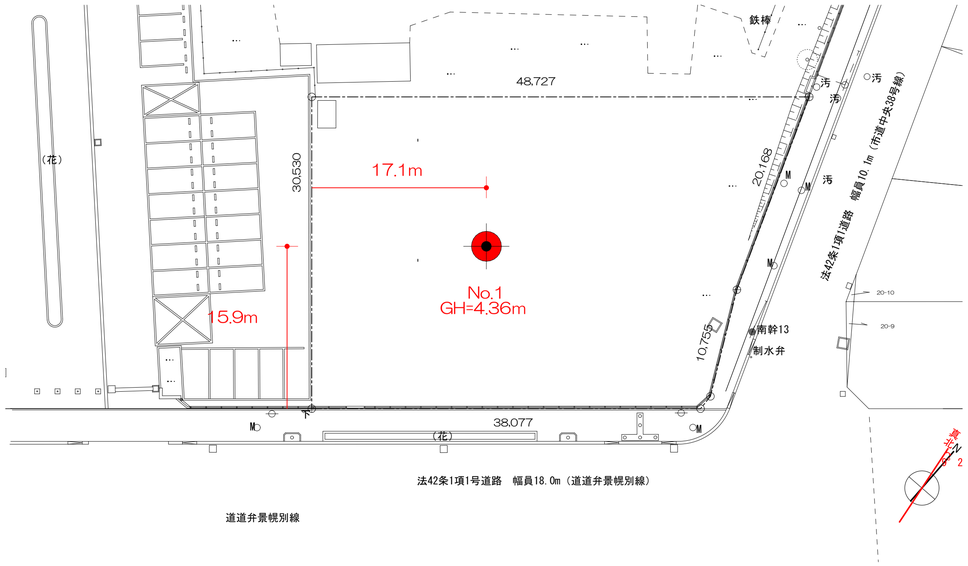
立面配筋図 一般部断面配筋図 控壁部断面配筋図

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	構造配筋標準図（２）		Ｓ－０８



法42条1項1号道路　幅員18.0m（道道弁景幌別線）

道道弁景幌別線

ボーリング調査位置(1:300)

設計GL(SGL)＝4.40m

杭天端：設計GL-0.85m
（ボーリングGL-0.81m）

調　査　名　（仮称）幌別児童館建設工事地質調査業務委託

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	R4-No.1	調査位置	登別市中央町6丁目19番地1			北緯	42° 24' 49.59"
発注機関	登別市			調査期間	2022年 9月 6日 ～ 2022年 9月 12日	東経	141° 6' 30.54"
調査業者名	北海道土質コンサルタント株式会社 電話（011-841-1466）	主任技師	太田 佳之	現場代理人	小林 豊	コア鑑定者	菅原 大輔	ボーリング責任者	小林 豊
孔口標高	4.36m	角度	180° 上 90° 下 0° 0°	方向	北 0° 西 270° 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平 0° 鉛直 90° 0°	使用機種	試錐機	YBM 05-2型	ハンマー落下用具	半自動落下装置
総掘進長	29.00m								エンジン	ヤンマーNFAD-10型	ポンプ	YBM-GP5型

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
		0.30	0.30		火山灰	褐灰			径5～50mm, 最大径100mmの礫混じる
1		0.70	1.00		礫混じり砂	褐灰～暗褐灰～暗灰			礫径10～30mm, 最大径80mm
		0.80	1.80		砂質シルト	褐灰～暗灰	緩い		深度1.3mまで粘土混じる
2									
3									
4									
5									
6									
		4.85	6.65		砂	暗灰	中位～密な		粒径は比較的に均一 深度5.5m以深, 径2mmの軽石点在
7		0.75	7.40		砂質シルト	暗灰	緩い		粘性中位
8									
9					火山灰質砂	暗灰	緩い～中位		粒径不均一 深度9.0～10.1m, 粘土の薄層挟む 深度10.0m以深, 径2～30mmの軽石混じる
10									
		3.60	11.00						
11		0.75	11.75		軽石	暗褐	緩い		軽石径2～30mm 含水比高く，細粒分少ない
12					火山灰質シルト	褐灰	軟らかい～中位		粘性中位～強い 径2～30mmの軽石混じる
		2.10	13.85						
13		0.85	14.70		軽石	暗褐	緩い		軽石径2～30mm 含水比高く，細粒分少ない
14									
15					軽石混じり火山灰	褐灰	中位		軽石径2～5mm, 最大径10mm
		1.30	16.00						
16		0.80	16.80		火山灰質シルト	灰褐	硬い		粘性強い 径2～10mmの軽石点在
17									
18					砂礫	褐灰	密な		礫径2～30mm, 最大径50mm 礫間は粒径不均一な火山灰質砂 深度18.5m, 全層水
		2.20	19.00						
19					礫混じり砂	褐灰～暗灰	密な		礫径2～20mm, 最大径30mm
20		1.50	20.50						
21		0.65	21.15		砂礫	褐灰			礫径2～30mm 深度20.7m, 全層水
22					火山灰質砂	褐灰	緩い～中位		径2～20mmの礫混じる 所々にシルトの薄層挟む 深度23m以深, 火山灰多く 混じる
23		2.35	23.50						
24					軽石混じり火山灰		密な		軽石径2～10mm, 最大径30mm 深度28.95m以深, 径5～30mm, 最大径50mmの礫混じる
25									
26									
27									
28									
29		5.60	29.10						

孔内水位(m)／測定月日：9/6 2.00

深度 (m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	打撃回数／貫入量 (cm)
1.15	2	2	6／30
1.45 / 2.15	5	6	17／30
2.45 / 3.15	9	11	15	35／30
3.45 / 4.15	10	13	16	39／30
4.45 / 5.15	10	14	16	40／30
5.45 / 6.15	12	13	12	37／30
6.45 / 7.15	15／5	25／15	4	7／30
7.45 / 8.15	4	4	4	12／30
8.45 / 9.15	15／5	25／15	2	5／30
9.45 / 10.15	3	2	2	7／30
10.45 / 11.15	2	19／9	311／11	6／30
11.45 / 12.15	120／20	15／5	15／5	3／30
12.45 / 13.15	15／5	25／15	2	5／30
13.45 / 14.15	3	3	3	9／30
14.45 / 15.15	4	7	7	18／30
15.45 / 16.15	25／11	39／9	4	9／30
16.45 / 17.15	16	16	18	50／30
17.45 / 18.15	15	12	14	41／30
18.45 / 19.15	15	14	10	39／30
19.45 / 20.15	9	31	101／1	50／21
20.36 / 21.15	2	1	2	5／30
21.45 / 22.15	11	5	7	23／30
22.45 / 23.15	4	6	8	18／30
23.45 / 24.15	12	12	16	40／30
24.45 / 25.15	12	17	217／7	50／27
25.42 / 26.15	12	23	15／5	50／25
26.40 / 27.15	19	31		50／20
27.35 / 28.15	20	30		50／20
28.35 / 29.00	305／5	205／5		50／10
29.10				

N 値

▼SGL

810.40

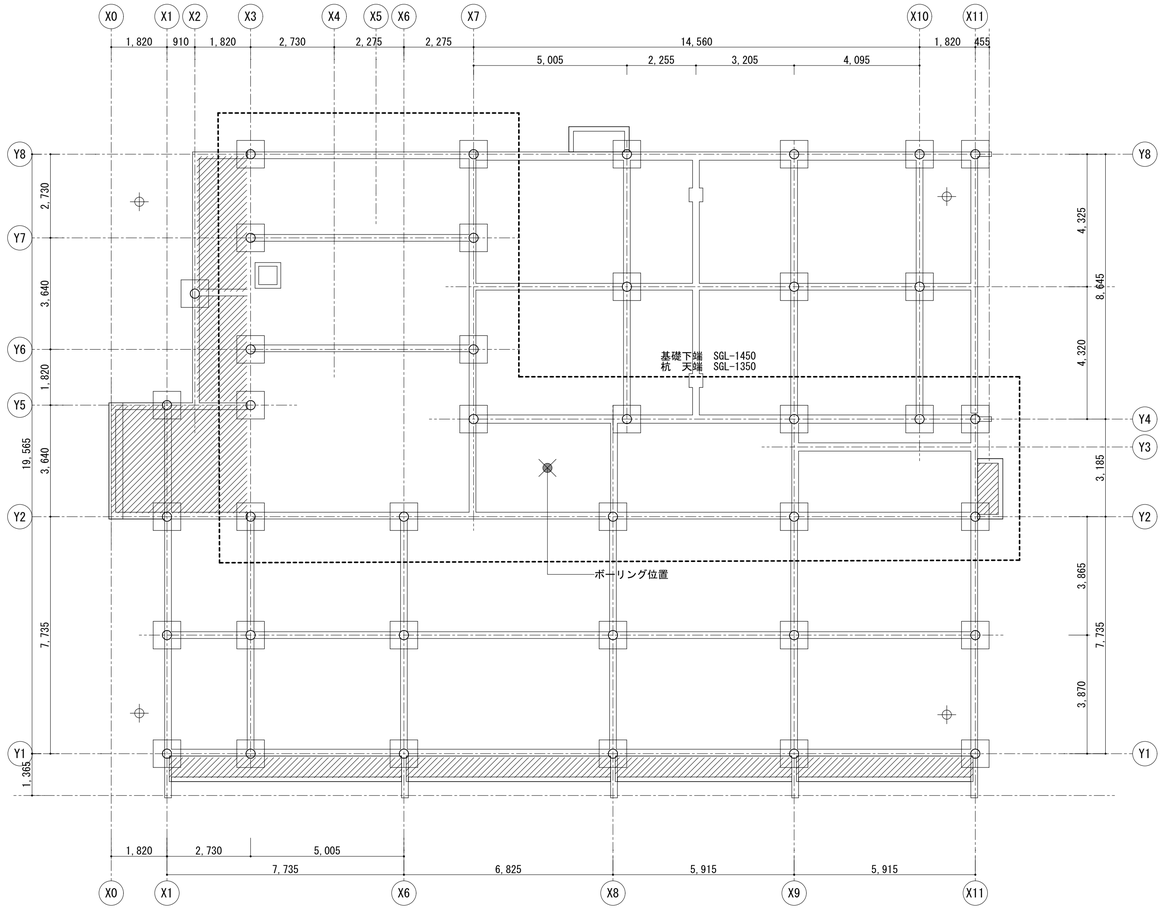
杭先端深さ = 17.000m

▲17.81m

深度 (m)	試験名および結果（孔内水平載荷試験 Py：kN/m² EB：kN/m²）
1.00	Py=200 EB=3,731
1.60 L-1'-1	
9.00 L-1'-2	Py=300 EB=3,177
9.60	

深度 (m)	試料番号	採取方法	室内試験（～）

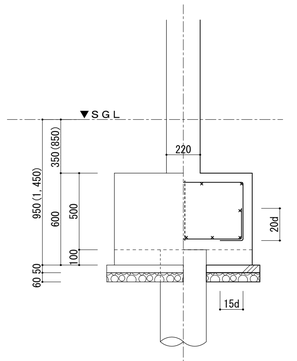
掘進月日：9/6 ～ 9/10

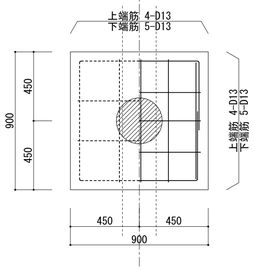


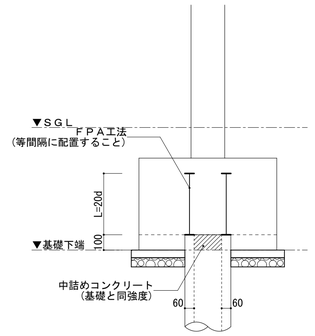
杭伏図

基礎リスト S=1/20	杭頭補強 S=1/20

F1 (1-Φ300)



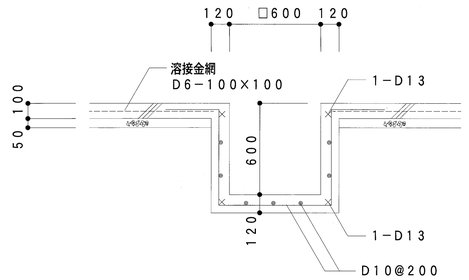




ＦＰＡ工法（ＢＣＪ-審査証明１８号）

・杭径Φ３００：ＰＨＣ杭（Ｂ種） ～ 4-D19(L=380以上)

捨てコンピット釜場 S=1/20



杭伏図凡例
特記なき限り下記に依る 1.設計GL(SGL) = 標高4.400m 2.特記なき基礎符号：F1 3. 基礎下端 SGL-950 (杭天端 SGL-850) 内の基礎下端 SGL-1,450 (杭天端 SGL-1,350) 4. は釜場（600□×H600）を示す

杭仕様	・無溶接接手(PJ) ・コンクリートの設計基準強度：85N/mm2
1.杭径・杭種・杭長	○～F1(L＝17.0m) 上杭：φ300(PHC杭B種-7.0m)+下杭：φ450～300(節付PHC杭A種-10.0m)
2. 施工法	プレボーリング拡大根固め工法(Hyper-MEGA工法(標準)～拡大掘削率ω＝1.00)同等以上 (先端支持力係数α＝330を満足する工法)
3.杭支持力	長期Ra＝300.0 KN/本
4.本数	F1 ～ 39本
5.試験掘削	本杭とは別位置にて試験掘削を行い、杭長・電流計・地層等を確認すること。 は試験掘削位置を示す。(4ヶ所)

・杭芯ずれの許容値は75以下とする
（杭芯ずれが75を超えた場合は、工事監理者等に報告し、指示を受けること。）

・杭芯ずれ寸法及び杭頭レベルは、工事監理者等に報告すること。

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

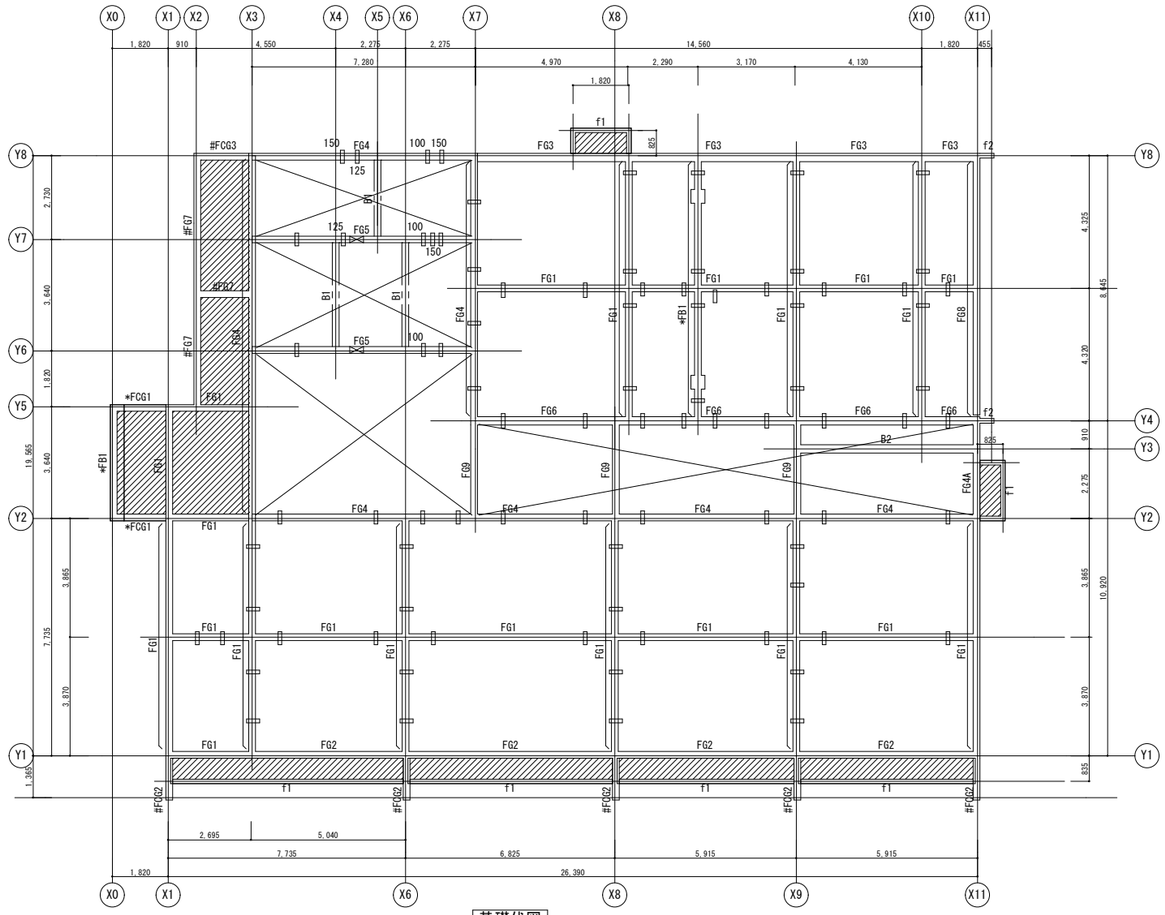
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名 （仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名 杭伏図

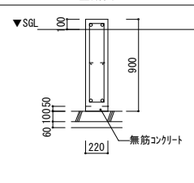
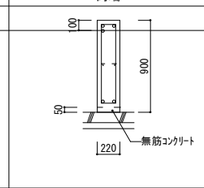
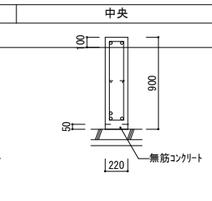
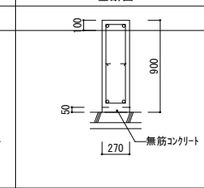
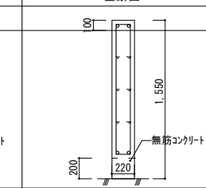
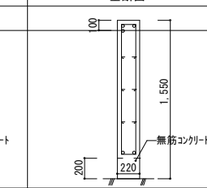
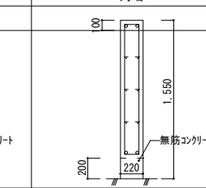
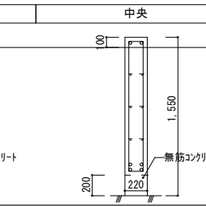
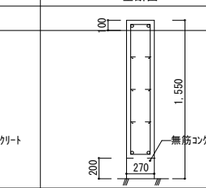
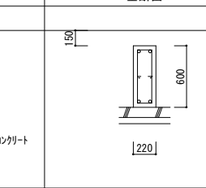
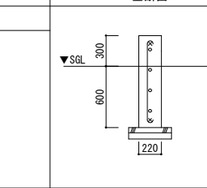
縮尺 A1=1:20/100 A3=1:40/200

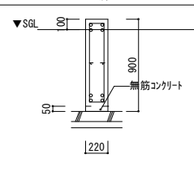
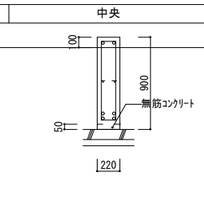
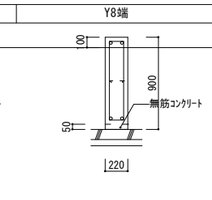
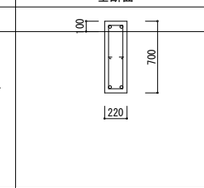
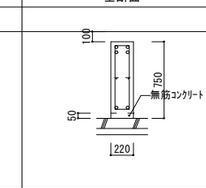
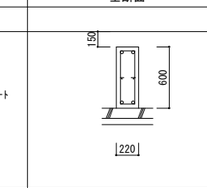
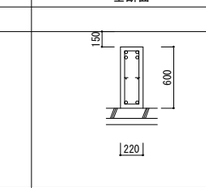
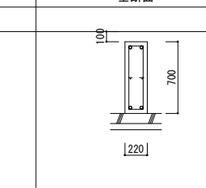
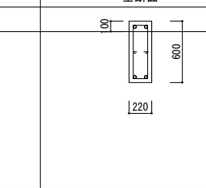
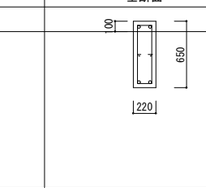
図面番号 S－１０



基礎伏図

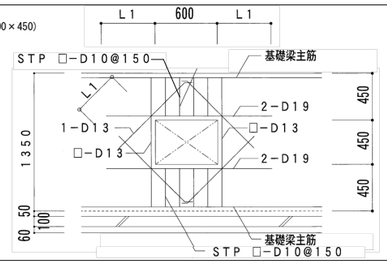
基礎断面リスト　S=1/30　　※幅止メ筋 D10@1000

符号	FG1	FG2		FG3	FG4	FG4A	FG5		FG6	FG7	f2
位置	全断面	両端	中央	全断面	全断面	全断面	両端	中央	全断面	全断面	全断面
断面											
b×D	220×850	220×850	220×850	270×850	220×1350	220×1350	220×1350	220×1350	270×1350	220×600	150×900
上端筋	2-D22	3-D22	2-D22	2-D22	2-D22	3-D22	2-D22	2-D22	2-D22	2-D22	1-D13
下端筋	2-D22	2-D22	3-D22	2-D22	2-D22	2-D22	2-D22	4-D22	2-D22	2-D22	1-D13
あばら筋	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	⌇-D10@200
腹筋	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	6-D10	6-D10	6-D10	6-D10	6-D10	2-D10	3-D10

符号	FG8			FG9	FCG1	FCG2	FCG3	FB1	B1	B2	
位置	Y4端	中央	Y8端	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	
断面											
b×D	220×850	220×850	220×850	220×700	220×700	220×600	220×600	220×700	220×600	220×650	
上端筋	4-D22	2-D22	2-D22	2-D22	4-D22	2-D22	4-D22	2-D19	2-D19	2-D22	
下端筋	4-D22	4-D22	2-D22	2-D22	2-D22	2-D22	2-D22	2-D19	2-D19	2-D22	
あばら筋	□-D10@200	□-D10@200	□-D10@200	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@150	□-D10@250	□-D10@250	□-D10@250	
腹筋	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	2-D10	

人通口補強　S=1/30

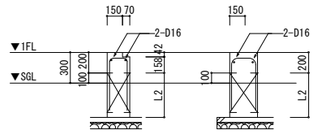
人通口(600×450)



基礎伏図凡例

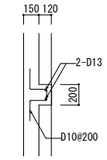
	床下ピットを示す。(ピット深さはSGL-1,300とする)
	人通口(600×450)を示す。(改良材上・柱下には設けないこと)
	連通管(塩ビ管φ100半割り)を示す。(各梁に2箇所)
150	スリーブ位置　管径記入 100φ：3カ所　125φ：2ヶ所　150φ：3カ所 スリーブ補強は、S-08構造配筋標準図(2).11による。
	土間範囲を示す。
	特記なき限り下記に依る 1.設計GL(SGL) = 標高4.400m 2.1FL = SGL+300 3. 基礎梁上端　1FL-200(SGL+100) ＊印基礎梁　1FL-350(SGL -50) # 印基礎梁　1FL-450(SGL-150) 4. ピット深さはSGL-800とする

基礎上部腰壁　S=1/30

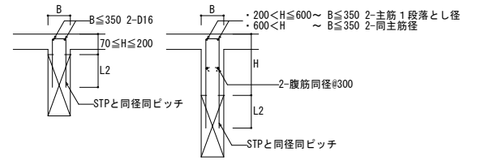


120×240柱脚部　S=1/30

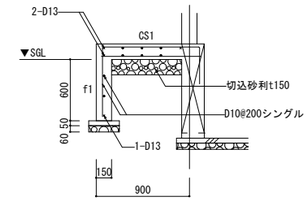
(平面図)　※Y4通りのみ



梁上端の増しコンクリート補強　S=1/30



ポーチ垂壁(f1)　S=1/30



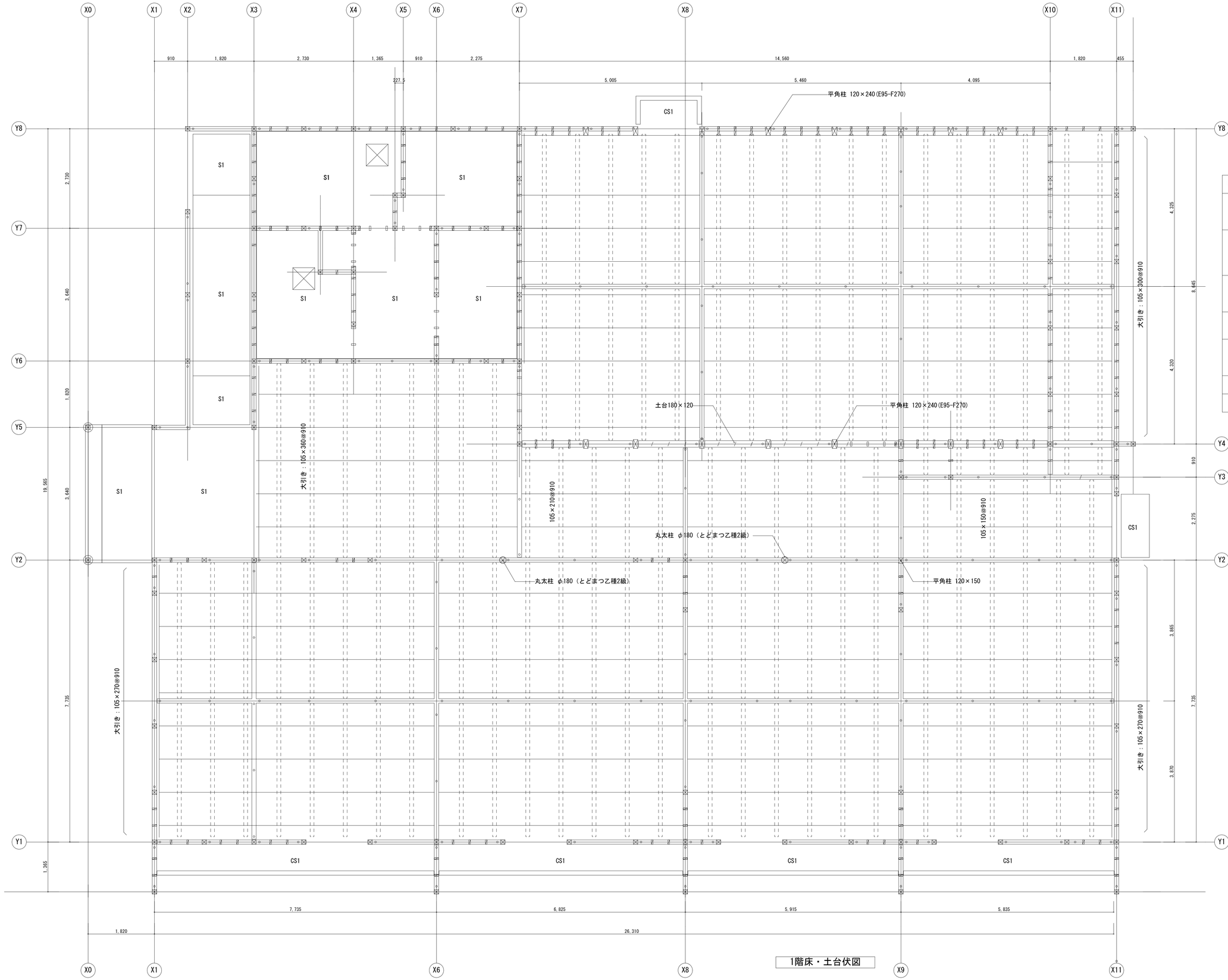
日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀
管理技術者 武部 幸紀 1級254091
主任技術者 吉川 卓 1級287952
担当 吉川 卓 1級287952

工事名　(仮称) 幌別児童館建設 (建築主体) 工事

図名　基礎伏図

縮尺 A1=1:30/100 A3=1:60/200

図面番号 S－11



1階床・土台伏図

床・スラブ伏図凡例	
⊠	1階柱：120×120(とどまつ乙種2級) 遊戯室柱：120×240(F95-F270)
═══	土　台：120×120(からまつ無等級)　防腐剤注入材 Y4通土台180×120(からまつ無等級) 根太レスエ法(N75釘@150以下) 床　　：構造用合板t＝24
= = = =	大　引：105×105(とどまつ甲種2級) 大引補強金物HK使用 大　引：105×210以上(E95-F270) 105×180以下(とどまつ甲種2級)
———	根　太：105×105(とどまつ甲種2級) @910 際根太：105×105(とどまつ甲種2級)
⊠	柱脚金物使用柱 防腐処置：GL+1,000までの木部及び水廻りの木部は防腐剤を塗布する。
☒	床点検口：600×600
○	アンカーボルト位置 ：1-M12(L＝500)@1,820内外　メッキ品とする。

スラブリスト

符号	板厚	位置	短辺方向	長辺方向
S1	150	上端筋	D10・D13 @200	D10 @250
		下端筋	D10 @200	D10 @250
CS1	150	上端筋	D10・D13 @200	D10 @250
		下端筋	D10 @200	D10 @250

・スラブ上端　1FL-30mm
・土台の取り付く基礎上端は、30mm増しコンすること。

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

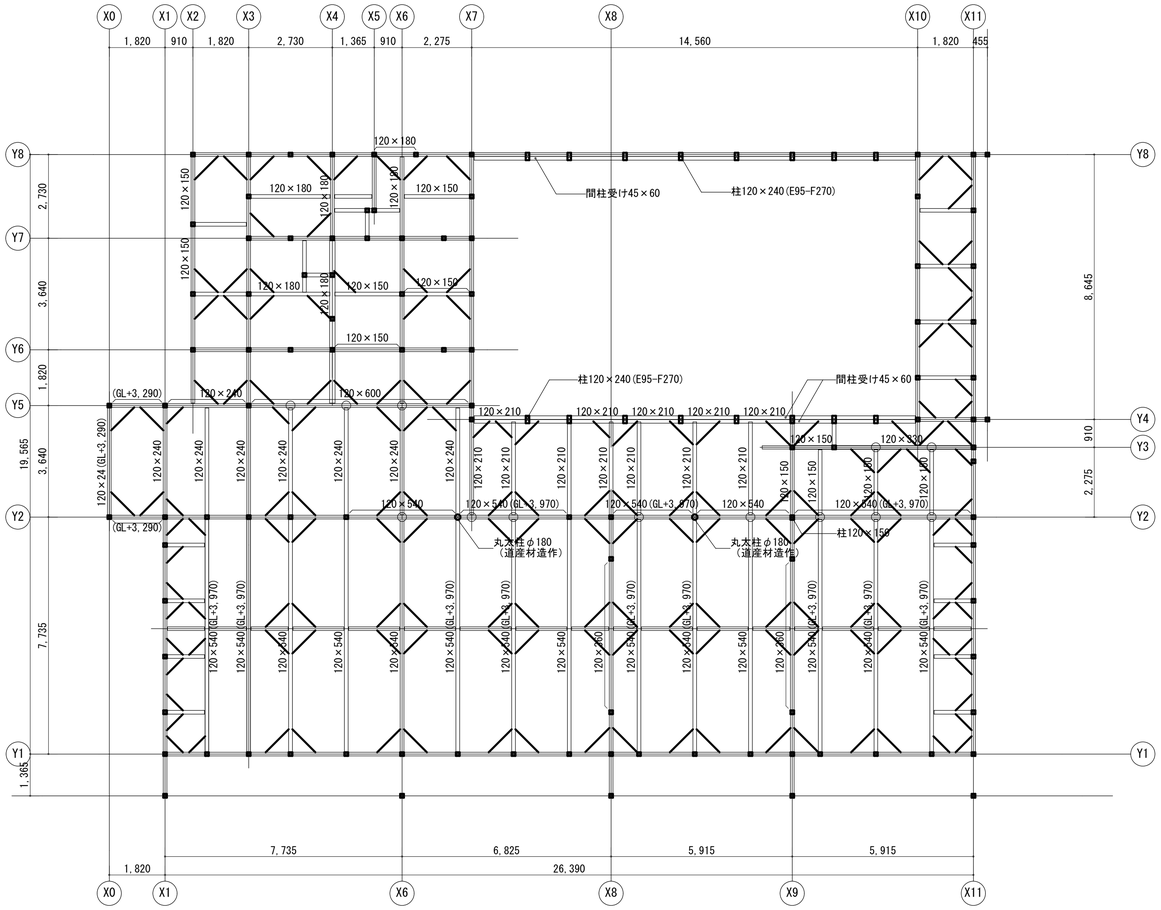
管理技術者　武部 幸紀 1級254091
主任技術者　吉川　卓 1級287952
担当　吉川　卓 1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

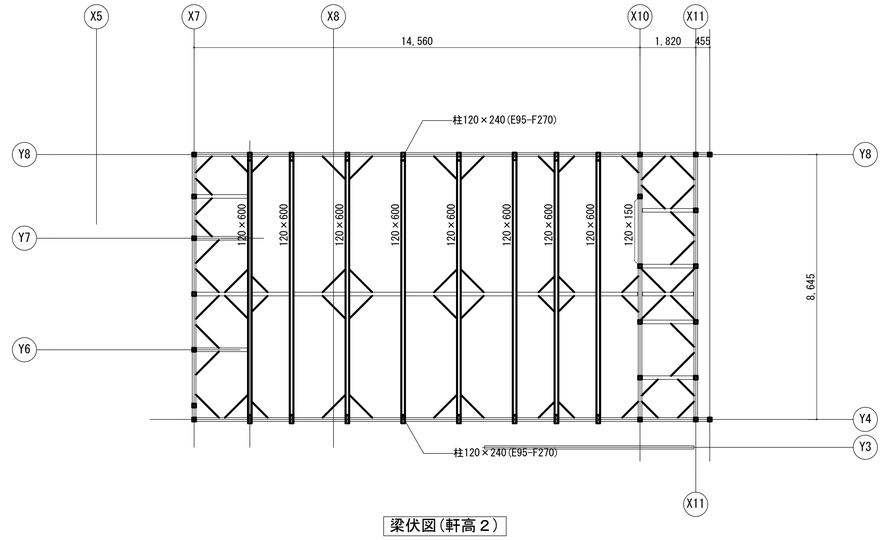
図名　床・スラブ伏図

縮尺　A1=1:50 A3=1:200

図面番号　S－12



梁伏図(軒高１)　　軒高１＝1FL+3,700

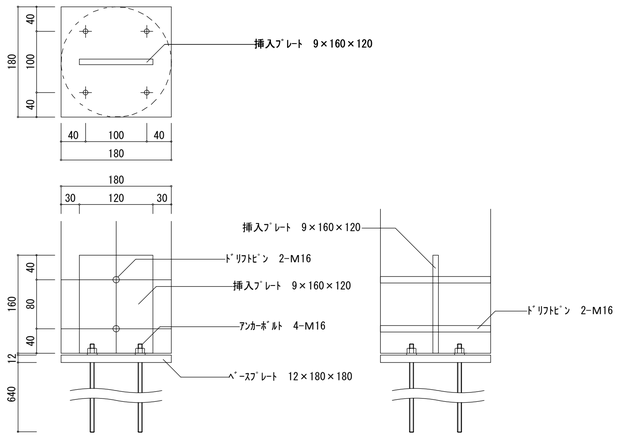


梁伏図(軒高２)

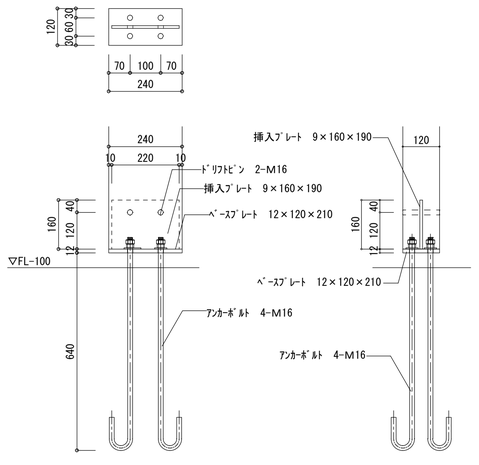
軒高２＝軒高１+2,300(GL+6,000)

梁伏図凡例	
■	１階・２階柱：120×120(とどまつ乙種2級) 遊戯室柱：120×240(F95-F270)
═══	大　梁：120×120（とどまつ甲種2級） 120×120～180：とどまつ甲種2級以上 120×210以上～集成材（E95-F270） 120×540・600 集成材（E105-F300） ※特記なき梁は梁天端=GL+3,700とする。 その他は(　)内に示す。
＼	火打材：120×120（とどまつ乙種2級）
———	天井野縁受：90×90@910
○	印接合部は梁受け金物を使用のこと。(仕口不可) 梁せい540の梁受け金物については詳細図参照。

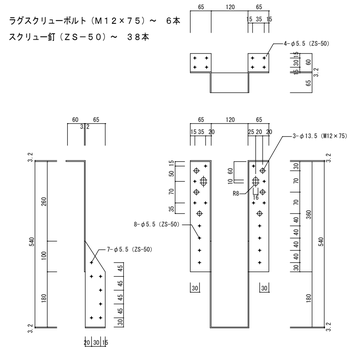
児童クラブ室 丸太柱脚接合部　詳細図　1:5



遊戯室柱脚接合詳細図（240×120）1:10

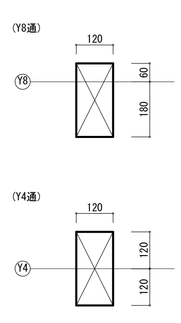


梁受け金物(梁120×540)参考図　1:10

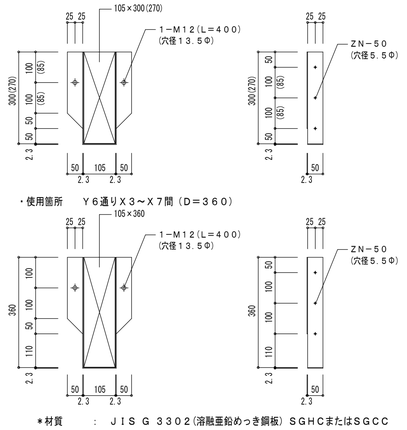


＊材質　　：ＪＩＳ Ｇ ３３０２(溶融亜鉛めっき鋼板) ＳＧＨＣまたはＳＧＣＣ
＊表面処理：溶融亜鉛めっき鋼板(Ｚ２７)
＊プレート曲げ加工

平角柱芯ずれ詳細図　1:10



大引き受け金物参考図　1:10



＊材質　　：　ＪＩＳ Ｇ ３３０２(溶融亜鉛めっき鋼板) ＳＧＨＣまたはＳＧＣＣ
＊表面処理　：　溶融亜鉛めっき鋼板(Ｚ２７)
＊プレート曲げ加工

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI　ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

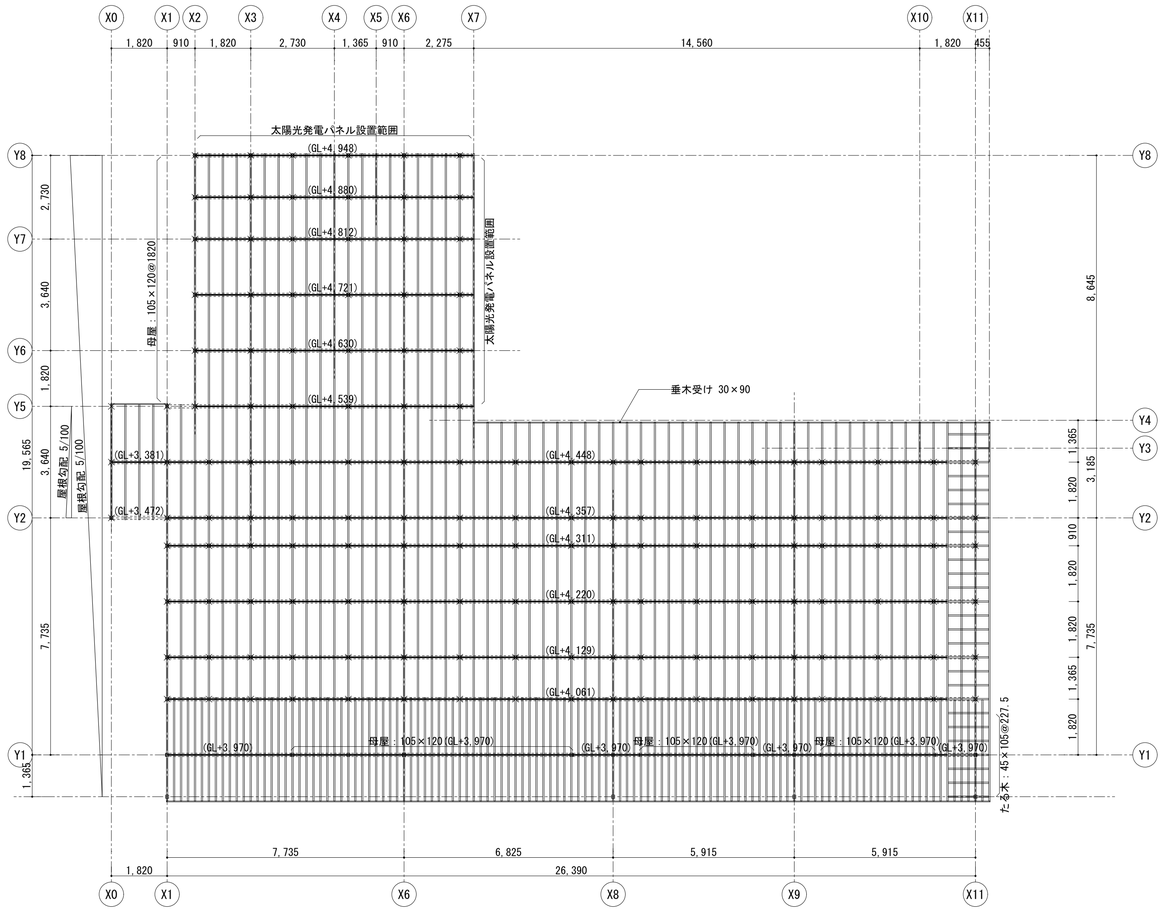
管理技術者　武部 幸紀　1級254091
主任技術者　吉川　卓　1級287952
担当　吉川　卓　1級287952

工事名　（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

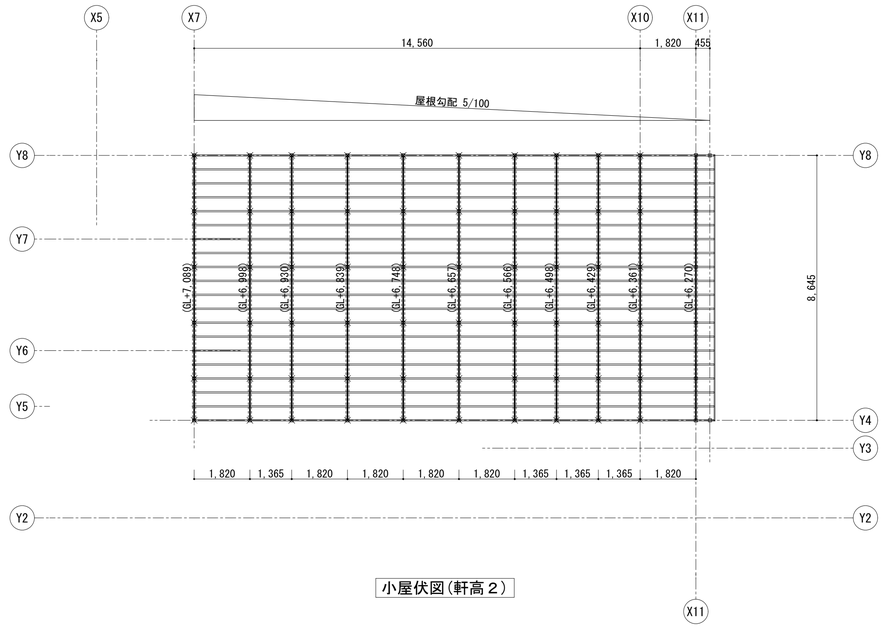
図名　梁伏図

縮尺　A1=1:100　A3=1:200

図面番号　Ｓ－１３



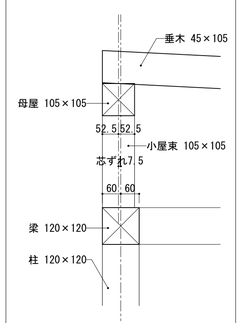
小屋伏図（軒高１）



小屋伏図（軒高２）

小屋伏図凡例	
———	たる木：45×105@455（L：1,820以下） とどまつ甲種2級
:::::::::	母　屋：特記なき母屋は105×105とする。 とどまつ甲種2級 （　）内は母屋天端高さを示す。
———	垂木転び止め：45×105@1,820
×	束　：105×105（とどまつ乙種2級）
	屋　根：構造用合板t＝12

外周部母屋廻り詳細図　1:10



日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部　幸紀 1級254091	吉川　卓 1級287952	吉川　卓 1級287952

工事名	図名	縮尺	図面番号
（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	小屋伏図	A1=1:100 A3=1:200	S－１４

必要壁量と存在壁量の比較

・必要壁量は地震力と風圧力の大きい方で決まるがで本建物は「地震力」で決まるので風圧力は省略する。

（１　階）

必要壁量は庇等の面積を含めた建築面積にて求める。　→　５５５．４３m2

床面積に乗じる値　＝　１１．０ｃｍ／m2（平屋建て・屋根を金属版等軽い材で葺いたもの・一般地域）

重要度係数Ｉ＝１．２５　　（必要壁量の割増し）

必要壁量の算定　　Ｌ＝５５５．４３×１１．０×１．２５　＝　７６３７．２ｃｍ

存在壁量の算出と判定

	通り	長さ	×	倍率	＝	壁量（m）	合計（ｃｍ）
Ｘ方向に抵抗する壁（Ｙ通りの壁）	Ｙ１	4.095	×	2.5	＝	10.23	
		1.820	×	2.5	＝	4.55	
		2.275	×	2.5	＝	5.68	
		2.275	×	2.5	＝	5.68	
		1.365	×	2.5	＝	3.41	
	Ｙ２	1.365	×	3.0	＝	4.09	
		1.365	×	4.0	＝	5.46	
	Ｙ４	1.820	×	2.0	＝	3.64	９８６９．０
		4.095	×	2.0	＝	8.19	＞７６３７．２
	Ｙ６	2.730	×	2.0	＝	5.46	ＯＫ
	Ｙ７	2.730	×	2.0	＝	5.46	
		1.365	×	2.0	＝	2.73	
	Ｙ８	2.730	×	2.5	＝	6.82	
		5.005	×	2.5	＝	12.51	
		5.915	×	2.5	＝	14.78	

倍率
2.5：構造用合板ｔ9.0
2.0：片面筋交い45×90
3.0：片面筋交い90×90
4.0：両面筋交い45×90

	通り	長さ	×	倍率	＝	壁量（m）	合計（ｃｍ）
Ｙ方向に抵抗する壁（Ｘ通りの壁）	Ｘ１	1.365	×	2.5	＝	3.41	
		0.910	×	2.5	＝	2.27	
	Ｘ３	3.640	×	2.5	＝	9.10	
		2.730	×	2.5	＝	6.82	
	Ｘ４	1.428	×	2.0	＝	2.85	
	Ｘ６	1.820	×	2.0	＝	3.64	
	Ｘ７	6.370	×	2.0	＝	12.74	
	Ｘ８	1.365	×	3.0	＝	4.09	９０６３．０
		1.365	×	4.0	＝	5.46	＞７６３７．２
	Ｘ９	1.365	×	3.0	＝	4.09	ＯＫ
		1.365	×	4.0	＝	5.46	
	Ｘ１１	1.365	×	2.5	＝	3.41	
		2.730	×	2.5	＝	6.82	
		4.550	×	2.5	＝	11.37	
		3.640	×	2.5	＝	9.10	

倍率
2.5：構造用合板ｔ9.0
2.0：片面筋交い45×90
3.0：片面筋交い90×90
4.0：両面筋交い45×90

耐力壁の配置検討

耐力壁の配置検討(1/4分割法)

	Ｘ方向に抵抗する壁		Ｙ方向に抵抗する壁	
	側端部分(上)	側端部分(下)	側端部分(左)	側端部分(右)
床面積	25.48×4.89　＝　124.6㎡	26.39×4.89　＝　129.1㎡	19.57×6.60　＝　129.2㎡	19.57×6.60　＝　129.2㎡
必要壁量	124.6×11.0×1.25＝1714cm	129.1×11.0×1.25＝1776cm	129.2×11.0×1.25＝1777cm	129.2×11.0×1.25＝1777cm
存在壁量	Y7・Y8通り 5.46+2.73+6.82+12.51+14.78 ＝　4230cm	Y1通り 10.23+4.55+5.68+5.68+3.41 ＝　2955cm	X1・X3・X4通り 3.41+2.27+9.10+6.82+2.85 ＝　2445cm	X9・X11通り 4.09+5.46+3.41+6.82+11.37 +9.10 ＝　4025cm
壁量充足率	4230/1714　＝　2.46	2955/1776　＝　1.66	2375/1777　＝　1.33	4025/1777　＝　2.26
壁率比	1.66/2.46　＝　0.674　＞　0.5　　ＯＫ		1.33/2.26　＝　0.588　＞　0.5　　ＯＫ	

（２階相当階）

建築基準法上、１階建ての建築物なので１１．０で問題ないと考えるが、遊戯室部分の面積は平屋全体の一部であるため、地震時の揺れ等が大きくなることなどを考慮して１５．０相当とした。

必要壁量は庇等の面積を含めた建築面積にて求める。　→　１４５．５４m2

床面積に乗じる値　＝　１５．０ｃｍ／m2（２階建て・屋根を金属版等軽い材で葺いたもの・一般地域）

重要度係数Ｉ＝１．２５　　（必要壁量の割増し）

必要壁量の算定　　Ｌ＝１４５．５４×１５．０×１．２５　＝　２７２８．９ｃｍ

存在壁量の算出と判定

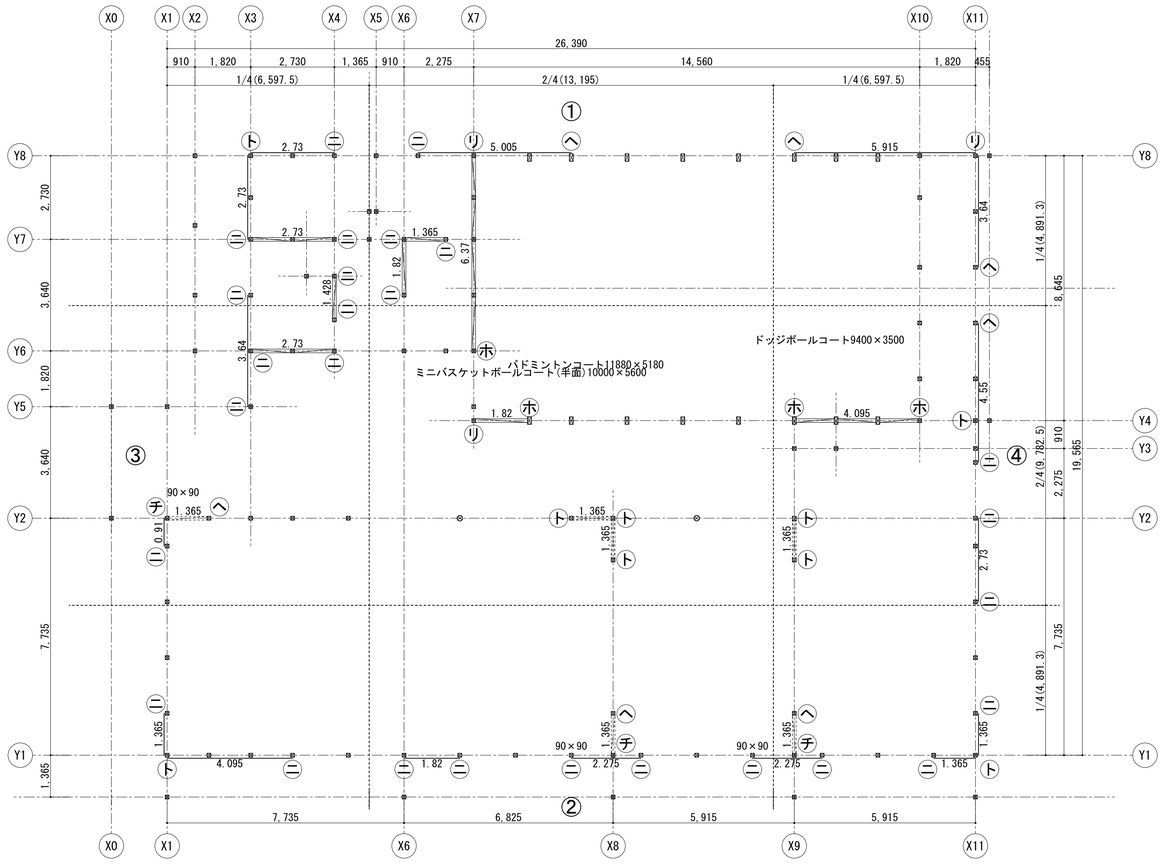
	通り	長さ	×	倍率	＝	壁量（m）	合計（ｃｍ）
Ｘ方向に抵抗する壁（Ｙ通りの壁）	Ｙ４	3.185	×	2.5	＝	7.96	
		5.915	×	2.5	＝	14.78	４５４８．０
	Ｙ８	3.185	×	2.5	＝	7.96	＞２７２８．９
		5.915	×	2.5	＝	14.78	ＯＫ

倍率
2.5：構造用合板ｔ9.0

	通り	長さ	×	倍率	＝	壁量（m）	合計（ｃｍ）
Ｙ方向に抵抗する壁（Ｘ通りの壁）	Ｘ７	8.645	×	2.5	＝	21.61	４３２２．０
	Ｘ１１	8.645	×	2.5	＝	21.61	＞２７２８．９
							ＯＫ

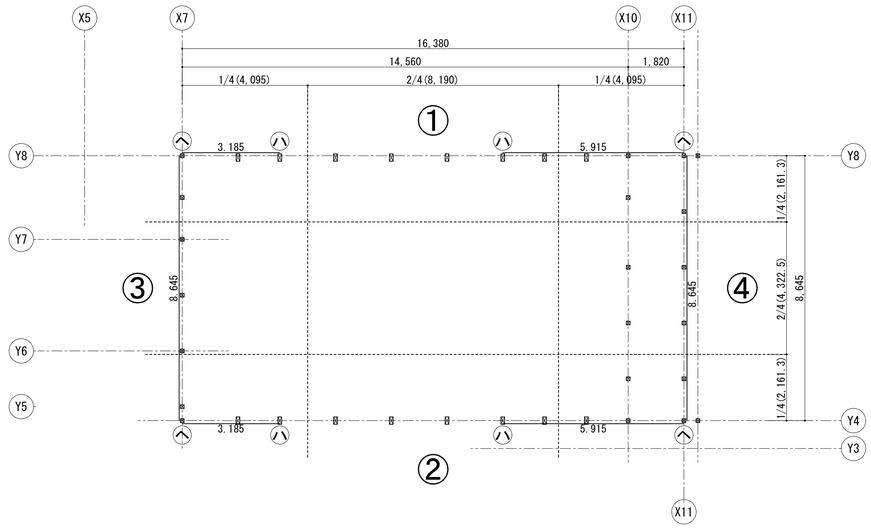
耐力壁の配置検討(1/4分割法)

２階はバランスよく耐力壁が配置されているので検討を省略する。



柱・筋交・金物配置図(軒高１)

特記なき柱頭・柱脚の仕口金物は(ロ)とする。

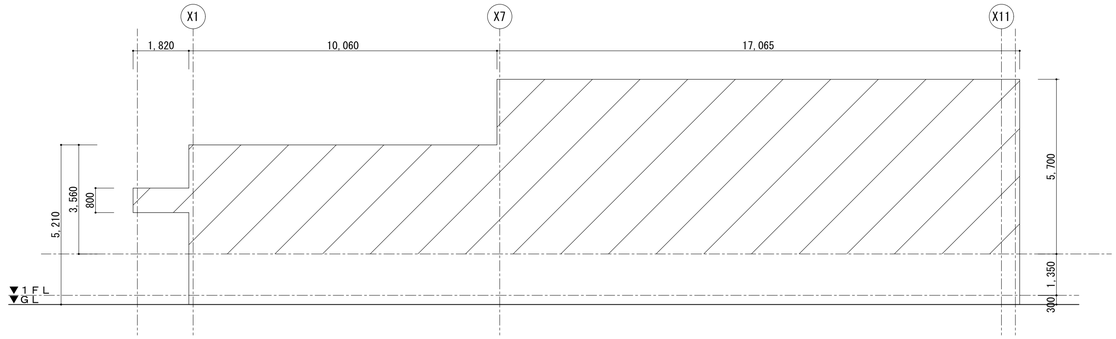


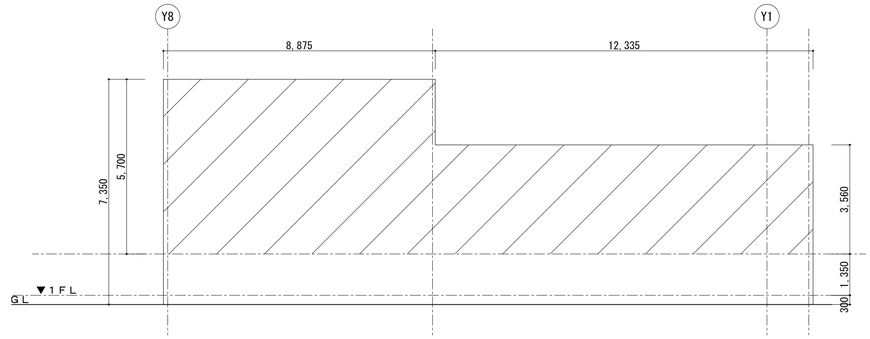
柱・筋交・金物配置図(軒高２)

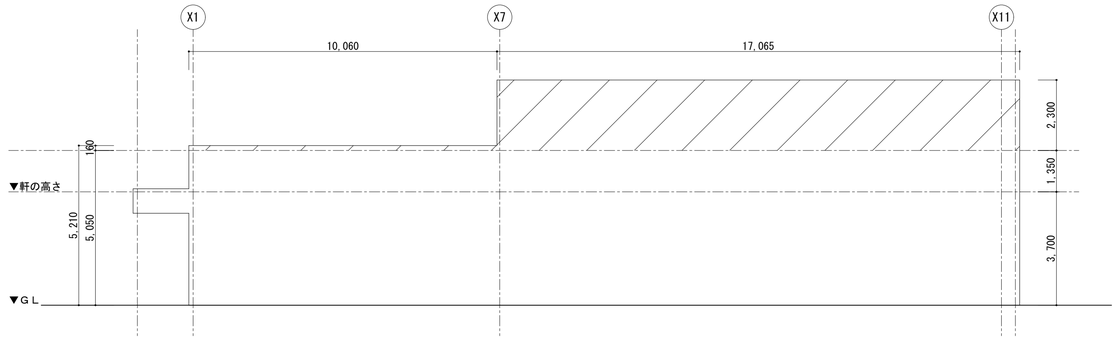
特記なき柱頭・柱脚の仕口金物は(ロ)とする。

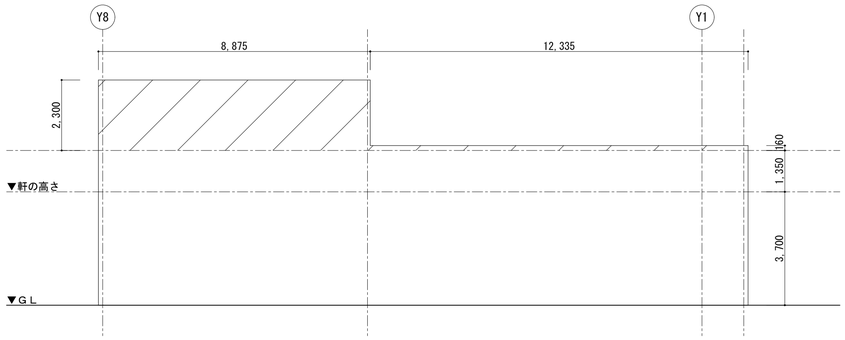
柱・筋交・金物配置図凡例	
○○○	構造用合板t9.0（壁倍率2.5）（釘N50@150）
	片筋交 45×90（壁倍率2.0）
	片筋交 90×90（壁倍率3.0）
	両筋交 45×90（壁倍率4.0）
(ロ) ～ (チ)	耐力壁の柱頭・柱脚の仕口金物は 木造在来軸組工法標準納図(２)の３ 軸組の仕口による。

※筋交端部の接合部は、筋交金物（ボックス型）とする。
※特記なきは (イ) とする。



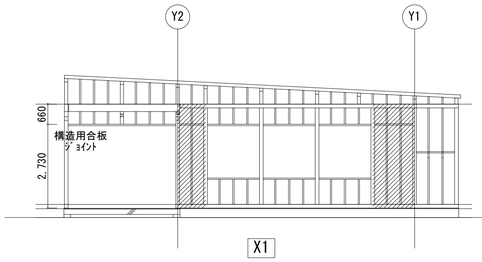




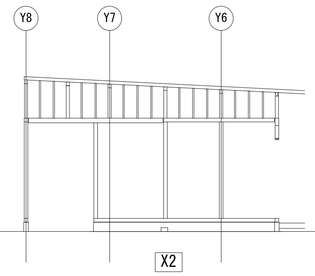


日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI ARCHITECT CITY PLANNING
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第650号
管理建築士 一級建築士(大臣)登録第254091号 武部 幸紀

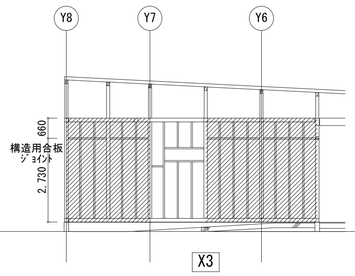
管理技術者	主任技術者	担当	工事名	図名	縮尺	図面番号
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952	（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事	柱・筋交・金物配置図	A1=1:100 A3=1:200	S－16



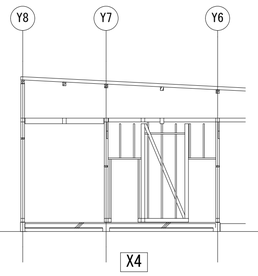
X1



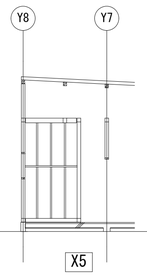
X2



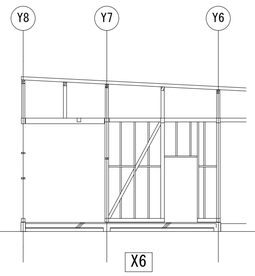
X3



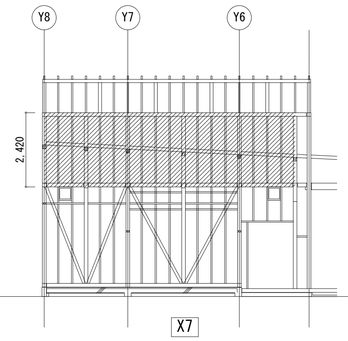
X4



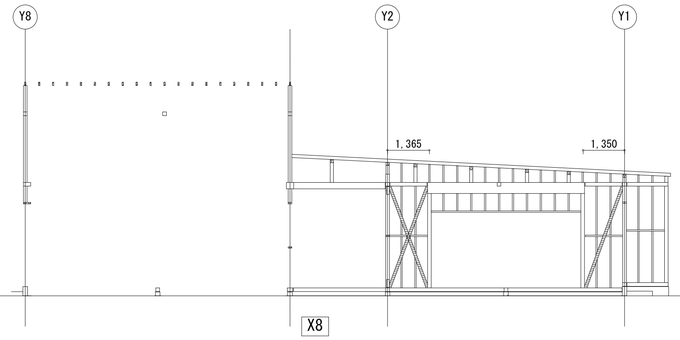
X5



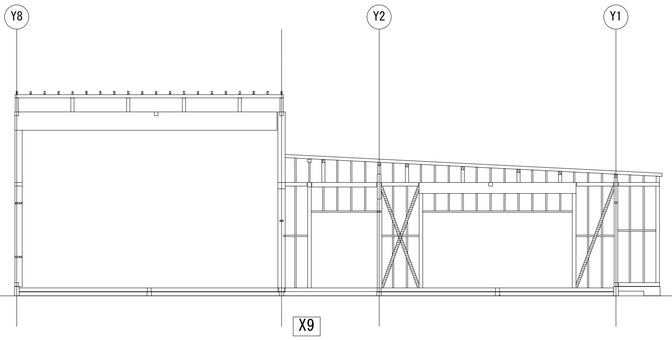
X6



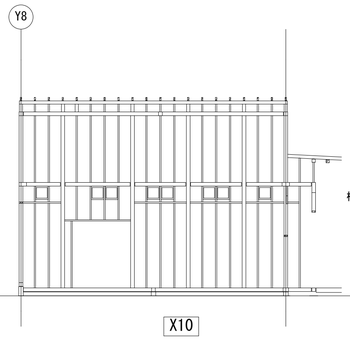
X7



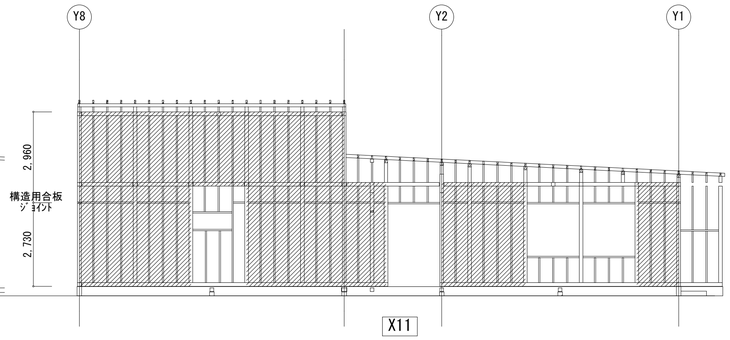
X8



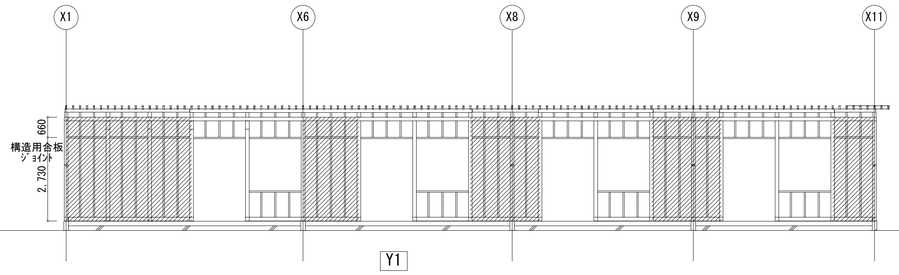
X9



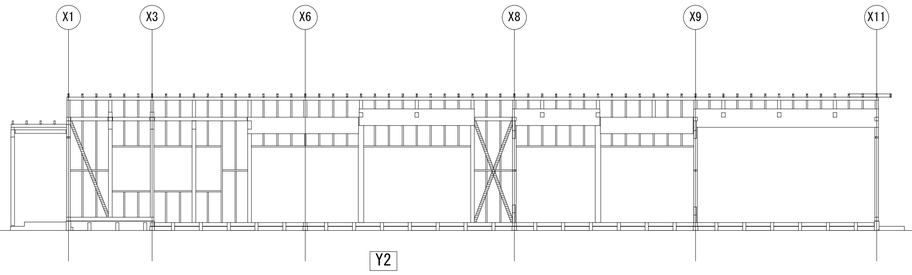
X10



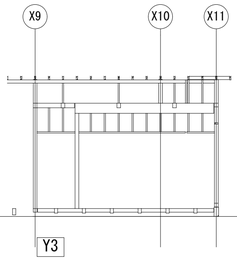
X11



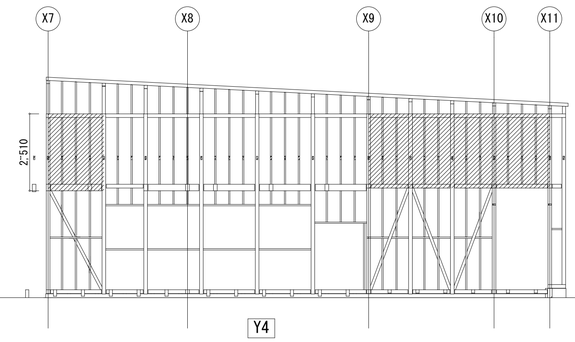
Y1



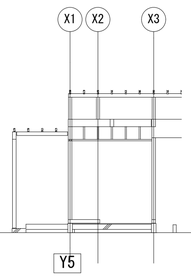
Y2



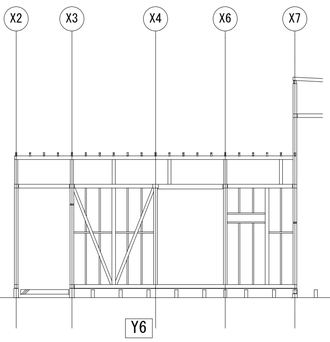
Y3



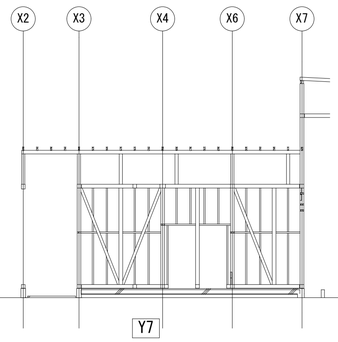
Y4



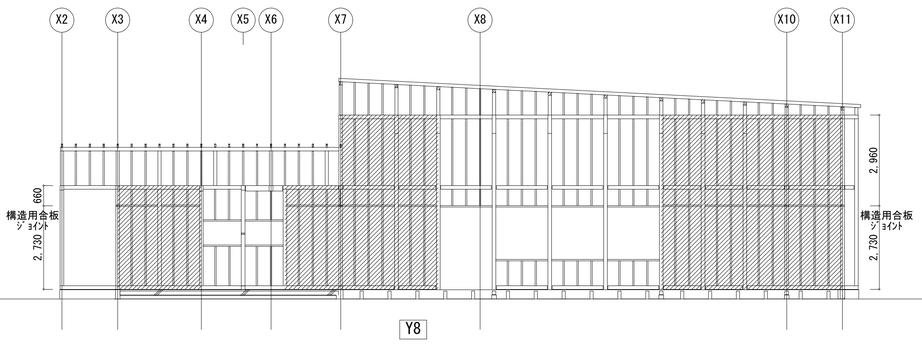
Y5



Y6



Y7



Y8

軸組図凡例	
	構造用合板t9.0 （壁倍率 2.5倍）
	片筋交 45×90 （壁倍率 2.0倍）
	片筋交 90×90 （壁倍率 3.0倍）
	両筋交 45×90 （壁倍率 4.0倍）

日本都市設計 株式会社
NIHON TOSHI SEKKEI
ARCHITECT CITY PLANNING

一級建築士事務所　北海道知事登録(石)第650号
管理建築士　一級建築士(大臣)登録第254091号　武部　幸紀

管理技術者	主任技術者	担当
武部 幸紀 1級254091	吉川 卓 1級287952	吉川 卓 1級287952

工事名：（仮称）幌別児童館建設（建築主体）工事

図名：軸組図

縮尺：A1=1:100
A3=1:200

図面番号：S－17